令和４年度
子ども・子育て支援推進調査研究事業

人口減少地域等における児童家庭支援センターを活用した

地域家庭支援のあり方に関する調査研究

事業報告書

令和 5 年（2023）3 月

一般社団法人共生社会推進プラットフォーム

目次

1. 事業概要 1
1.1 事業の目的 1
1.2 事業の構成 2
1.2.1 検討委員会 2
1.2.2 アンケート調査 3
1.2.3 ヒアリング調査 4
1.2.4 事例集 4
1.2.5 FLEC フォーラムプレセッション 4
1.2.6 報告書の作成 4
1.3 事業の実施体制 5
2. アンケート調査 7
2.1 先行調査 7
2.2 令和４年度 児童家庭支援センター 現況調査まとめ 7
3. ヒアリング調査 22
3.1 目的 22
3.2 調査対象 23
3.3 調査研究チーム 24
3.4 方法 24
3.5 ヒアリング項目 24
3.5.1 ヒアリング項目【対 児童家庭支援センター】 24
3.5.2 ヒアリング項目【対 関連機関】 27
3.6 実施結果 28
4. 事例集 28
5. FLEC フォーラムプレセッション 28
6. 分析・考察 56
6-1 検討委員からの総括 56
6-2 総括 72
7 成果の公表方法 74
参考資料 75

参考資料

1. 先行調査の総括１.「児童家庭支援センターと自治体との連携に関する調査研究」（令和３年度厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 委託事業）（第１回検討委員会資料）
2. 先行調査の総括２.「児童家庭支援センターにおける地域支援事業に関する研究-要保護児童に対する児童家庭支援センターの在宅支援の現状-」（令和３年度）（社会福祉法人 横浜博萌会子どもの虹情報研修センター）（第１回検討委員会資料）
3. FLEC フォーラムプレセッション（配布資料）
4. 事例集

1. 事業概要

1.1　事業の目的

子どもが家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、支援の必要性が高い子どもやその保護者、家庭に対して在宅支援が行き届くようにする体制の構築等が不可欠であり、児童家庭支援センターには、市区町村子ども家庭総合支援拠点との連携や、その補完的役割が求められている。また、社会的養育専門委員会の報告書（令和4年2月10日公表）においては、在宅指導措置に関して、「児童家庭支援センター等の民間機関との協働」を進められるよう、法律改正の提言がなされ、この報告書を踏まえた児童福祉法改正が令和4年6月成立した。今後は、これまで都道府県や市町村との協働・連携の取り組みが進んでいない地域においても児童家庭支援センターがより一層活用されることが重要である。

このため、本調査研究においては、児童相談所の専門的支援や市町村による手厚い支援が届きにくい地域、とくに人口減少地域・小規模自治体等において、児童家庭支援センターがどのような役割を地域で担っているか、市町村や都道府県とどのように連携しているか、在宅支援等を提供するにあたって児童家庭支援センターがいかに活用されているか等について調査することで、今後の施策についての提言をまとめることを目的とする。

併せて、そのような地域で、関係機関とうまく連携して在宅支援等を提供していたり、特色ある活動をしている児童家庭支援センター等の事例を選定し、好事例集を作成することで、未だ児童家庭支援センターの活用が進んでいない地域への活用の促進、在宅支援措置の取組み強化等を図ることを目的とする。

また、本研究は、全国児童家庭支援センター協議会と連携して実施することで、各地の児童家庭支援センターからの研究員の参画を得るとともに、全国児童家庭支援センター協議会のHPの活用や全国規模のフォーラムでの発表等を行うことで、児童家庭支援センターの人材育成と、全国・地域への更なる浸透を図るものとする。

1.2　事業の構成

本調査研究は以下から構成される

1.2.1　検討委員会

有識者、自治体関係者、児童家庭支援センター関係者等の専門的な知見を有する者からの助言等を受ける機会を確保するため、検討委員会を設置して、検討を行った。

＜検討委員＞
大澤　朋子（実践女子大学 生活科学部 生活文化学科 専任講師）
川崎　幸宏（福井県中央児童相談所 判定課長）
北川　聡子（日本知的障害者福祉協会 副会長（児童発達支援部会 部会長）
／社会福祉法人麦の子会 理事長）
砂山真喜子（金沢学院短期大学 幼児教育学科 専任講師
／児童家庭支援センターあすなろ相談員）
橋本　達昌（全国児童家庭支援センター協議会 会長）※委員長
畠山由佳子（神戸女子短期大学 幼児教育学科 教授）
村上　徳子（中津市役所子育て支援課 相談支援係主幹（総括））
＜オブザーバー＞
松永　　忠（全国児童家庭支援センター協議会 副会長／ 光の園子ども家庭支援センター）
福田　雅章（全国児童家庭支援センター協議会 副会長／ 児童家庭支援センターちゅうりっぷ）

＜開催状況＞

回	時期・場所	議題	資料
1	8 月 4 日 10：00～12：00 (Zoom)	○　委員長選任 ○　先行調査の研究報告 ○　事業実施概要 ○　アンケート調査 ○　ヒアリング調査	・事業実施概要 ・先行調査の総括１.「児童家庭支援センターと自治体との連携に関する調査研究」 ・先行調査の総括２.「児童家庭支援センターにおける地域支援事業に関する研究-要保護児童に対する児童家庭支援センターの在宅支援の現状-」 ・アンケート調査（案）

			・ヒアリング調査先候補（案） ・ヒアリング調査項目（案） ・事例集イメージ
2	10 月 4 日 15：00～17：00 TKP 品川カンファレンスセンター （Zoom 併用）	o 現況調査の結果報告 o 追加ヒアリング調査先の検討 o ヒアリング調査報告（事例集）案の検討 o ＦＬＥＣフォーラム プレセッションの企画・演者等の検討	・現況調査結果報告 ・ヒアリング調査先一覧 ・ヒアリング調査報告（事例集）案２本 ・ＦＬＥＣフォーラム プレセッション企画案 ・事業実施概要 ・前回の議事録
3	2 月 6 日 10：00～12：00 TKP 品川カンファレンスセンター （Zoom 併用）	o ヒアリング調査報告 o とりまとめに向けて o 今後のスケジュール	・ ヒアリング調査報告 ・ FLEC フォーラム案内 ・ アンケート結果 ・ 事業概要・スケジュール ・ 前回の議事録
4	3 月 10 日 14：30～15：00 EX スタジオ麹町	o 事例集・FLEC フォーラム（報告） o 検討委員から	・ FLEC フォーラム案内 ・ 検討委員報告 ・ 前回の議事録

1.2.2　アンケート調査

全国の児童家庭支援センターを対象に、人口規模等も踏まえた地域における在宅支援に関するニーズや現況を把握するとともに、ヒアリング調査先選定のための事前調査の位置づけとしてアンケート調査を行った。

なお、本調査を開始した時点（令和４年７月）において、児童家庭支援センターと自治体との連携に関しては、令和３年度に実施された先行調査が複数あり、地域における在宅支援に関するニーズ、人口規模ごとの分類や地域特性・傾向等が把握されており、また、在宅支援に関する活動が顕著な児童家庭支援センター等の情報についても、かなりのことが明らかになる予定であったことから、本調査研究のアンケート調査としては、

先行調査を踏まえて限定的に実施した。

1.2.3　ヒアリング調査

人口減少地域等において、関係機関とうまく連携して在宅支援等を提供していたり、特色ある活動をしている児童家庭支援センター等の事例集を作成するため、児童家庭支援センター等（17 箇所）へのヒアリング調査を実施した。

1.2.4　事例集

ヒアリング調査を踏まえて好事例集を作成した。事例集については、冊子として全国の関係者に配布するとともに、全国児童家庭支援センター協議会の HP に掲載して周知・広報を図る。

1.2.5　FLEC フォーラムプレセッション

ヒアリング調査等を踏まえた研究結果について、全国規模の社会的養護に関するフォーラム（FLEC フォーラム）で発表を行った。

1.2.6　報告書の作成

ヒアリング調査やアンケート調査を踏まえ、人口減少地域等における児童家庭支援センターを活用した地域家庭支援のあり方について検討した。

1.3 事業の実施体制

本研究事業では、一般社団法人共生社会推進プラットフォームと全国児童家庭支援センター協議会が連携して、共同で事業を実施するとともに、検討委員も含めて以下のメンバーで調査研究を実施した。

＜検討委員会 委員＞

大澤　朋子	実践女子大学 生活科学部 生活文化学科 専任講師
川崎　幸宏	福井県中央児童相談所 判定課長
北川　聡子	日本知的障害者福祉協会 副会長（ 児童発達支援部会 部会長） / 社会福祉法人麦の子会 理事長
砂山真喜子	金沢学院短期大学 幼児教育学科 専任講師／ 児童家庭支援センター あすなろ相談員
橋本　達昌	全国児童家庭支援センター協議会 会長
畠山由佳子	神戸女子短期大学 幼児教育学科 教授
村上　徳子	中津市役所子育て支援課 相談支援係主幹（総括）

＜ 全国児童家庭支援センター協議会＞

松永　　忠	全国児童家庭支援センター協議会 副会長／ 光の園子ども家庭支援センター
福田　雅章	全国児童家庭支援センター協議会 副会長／ 児童家庭支援センター ちゅうりっぷ
朝田　真悟	児童家庭支援センター けいあい センター長
後野　哲彦	児童家庭支援センターもぜもぜ 副センター長
小野　　剛	光の園子ども家庭支援センター 相談員
加藤　弘樹	同仁会児童家庭支援センター 相談員
高橋健一郎	地域総合子ども家庭支援センター・テラ　子ども家庭ソーシャルワーク専門職養成研修・研究所 所長
津田　克己	児童家庭支援センター しらゆり センター長
堀　　浄信	児童家庭支援センター オリーブの木 設置施設長
前之園ゆりか	児童家庭支援センター 一陽 心理職員
守田　典子	児童家庭支援センター とら太 相談支援員
福里　千恵美	児童家庭支援センターもぜもぜ　副センター長
亀間　妙子	全国児童家庭支援センター協議会　事務局
深尾　美樹	全国児童家庭支援センター協議会　事務局

＜ 一般社団共生社会推進プラットフォーム＞

藤井　康弘	（一社）共生社会推進プラットフォーム　理事長
本池　　愛	（一社）共生社会推進プラットフォーム　事務局長
上村　久美子	（一社）共生社会推進プラットフォーム
鈴木　洋子	（一社）共生社会推進プラットフォーム
吉井　久美子	（一社）共生社会推進プラットフォーム
北川　史花	（一社）共生社会推進プラットフォーム/ 社会福祉法人麦の子会 企画・調査研究・開発（ＰＲＤ）室 室長

＜ 現地コーディネーター＞

岩城　淳	子ども家庭支援センター海北　センター長
古屋　康博	児童家庭支援センター和（やわらぎ）センター長
坂口　明夫	子ども家庭支援センターあまぎやま　センター長
塩野　宏	児童家庭支援センター白梅　センター長
砂川　繁信	児童家庭支援センターはりみず　センター長
長野　正稔	美深子ども家庭支援センター　センター長
中村　賢司	児童家庭支援センター大洋　所長
星野　知実	同仁会児童家庭支援センター　心理療法士
松本　清	こども家庭支援センターみどり　センター長
宮崎　博文	児童家庭支援センターあすか　次長
矢野　まどか	美深子ども家庭支援センター　相談支援員

＜ 事務局＞

一般社団法人共生社会推進プラットフォーム

全国児童家庭支援センター協議会

2. アンケート調査

全国の児童家庭支援センターを対象に、人口規模等も踏まえた地域における在宅支援に関するニーズや現況を把握するとともに、ヒアリング調査先選定のための事前調査の位置づけとしてアンケート調査を行った。

2.1　先行調査

本調査研究を開始した時点（令和４年６月）において、児童家庭支援センターと自治体との連携に関しては、令和３年度に実施された先行調査が複数あり、地域における在宅支援に関するニーズ、人口規模ごとの分類や地域特性・傾向等が把握されており、また、在宅支援に関する活動が顕著な児童家庭支援センター等の情報についても、かなりのことが明らかになる予定であった。このため、本調査研究のアンケート調査を実施するにあたっては、先行調査を踏まえることとし、第１回検討委員会（8 月 4 日）で、次の２つの先行調査の確認を行った。（詳細は別添の参考資料のとおり）

・先行調査１「児童家庭支援センターと自治体との連携に関する調査研究」
（令和３年度厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 委託事業）

・先行調査２「児童家庭支援センターにおける地域支援事業に関する研究-要保護児童に対する児童家庭支援センターの在宅支援の現状-」（令和３年度）（社会福祉法人 横浜博萌会子どもの虹情報研修センター）

2.2　令和４年度 児童家庭支援センター 現況調査まとめ

本調査研究によるアンケート調査として、全国の児童家庭支援センターを対象に現況調査を行った。調査結果は次のとおり。

令和４年度 児童家庭支援センター 現況調査まとめ

R4.8.1時点　総センター数：166センター

基本情報：人口規模

人口１７万人未満の基礎自治体（子ども家庭総合支援拠点設置類型の小規模型〔小規模市・町村部〕に該当）に所在するセンターは、８４センターあり、概ね半数を占めている。とりわけ人口５．６万人未満の基礎自治体に所在するセンターも３５センター（２１％）ある。

	人口規模	センター数
A	政令市	42
B	人口４５万人以上	10
C	人口１７万人以上	30
D	人口１１．３万人以上	20
E	人口５．６万人以上	29
F	人口５．６万人未満	35
		166

１．　職員の配置について

運営管理者については、本体施設長や副センター長が兼任しているセンターが多く（９９センター：５９．６％)、実務者については、設置運営要綱の定めどおり、相談員２名（８７センター：５２．４％)、心理職員１名（１０６センター：６３．９％）の配置が多い。
なお心理職員については、２５１名中、非常勤や他施設業務を兼務している職員が１２６名と半数を占めている。
本体施設（児童養護施設や乳児院）に配置されている里親支援専門相談員が、児童家庭支援センター職員を兼務しているセンターは、１０４センター中２６センター（２５％）と極めて少ない。

(1) 職員配置状況

運営管理責任者

A	常勤で専任（管理業務のみ）	13名
B	常勤で専任（センター相談員を兼務）	39名
C	非常勤で専任（管理業務のみ）	0名
D	非常勤で専任（センター相談員を兼務）	7名
E	本体施設長・副施設長等が兼任	99名
F	その他の形態	8名

相談員

配置人数別センター数

配置人数	センター数	配置人数	センター数
０名	2	５名	11
１名	19	６名	1
２名	87	７名	0
３名	33	８名	3
４名	10	９名	0

雇用形態

A	常勤で専任	263 名
B	常勤で他施設業務等を兼任	32 名
C	非常勤で専任	105 名
D	非常勤で他施設業務等を兼任	17 名

心理職員

配置人数別センター数

配置人数	センター数	配置人数	センター数
０名	3	４名	5
１名	106	５名	1
２名	37	６名	0
３名	13	７名	1

雇用形態

A	常勤で専任	125 名
B	常勤で他施設業務等を兼任	26 名
C	非常勤で専任	83 名
D	非常勤で他施設業務等を兼任	17 名

その他の職員

配置人数別センター数

配置人数	センター数	配置人数	センター数
０名	102	５名	0
１名	36	６名	1
２名	14	７名	0

３名	6	８名	1
４名	6	９名	0

雇用形態

A	常勤で専任	35 名
B	常勤で他施設業務等を兼任	13 名
C	非常勤で専任	58 名
D	非常勤で他施設業務等を兼任	14 名

(2) 里親支援専門相談員配置状況　　回答センター数：143 センター
※本体施設が児童養護施設または乳児院のセンターのみ回答

A	配置している（児家センの兼務有り）	26
B	配置している（児家センの兼務無し）	78
C	配置していない	39

２．　センターの設置形態、及び休業日・夜間の相談対応方法について

本体施設と同一の建物ないし敷地内に設置されているセンターが、１１８センター（７１．１％）と大多数を占めているものの、主に利用者の利便性等に配慮し、本体施設から離れた場所に設置しているセンターも、２７センター（１６．３％）存在している。
本来の児童家庭支援センター業務としての相談対応の他に、児童相談所等から委託費等を受け、
休日・夜間の電話相談対応を行っているセンターは、１６センターあり、SNS 相談対応を行っているセンターは、６センターある。

(1) 設置形態

A	本体施設と同一の建物ないし敷地内に設置		118
B	本体施設から離れた場所に設置		27
		(1km 未満)	8
		(1～5km)	7
		(5～10km)	2
		(10km 以上)	10
C	単独設置		20
D	その他		1

Ｂの理由・経緯

- 相談者及び通所者が来所しやすい市中心部に設置（本体施設が市の中心部から遠方のため）
- 電話を転送し担当職員が電話対応している。
- センターの設置計画時に、地域小規模児童養護施設との併設を考慮し、土地の十分な確保が必要であったことと、札幌市内において設置区内に社会的養護を担う社会資源が少なかったため。
- 2017 年度までは単独設置。2018 年度から現センター長が児家センに着任し、同市内にある児童養護施設の施設長を兼務。同年児童養護施設が本体施設となった。なお、児家センのある建物には別の児童養護施設・乳児院が附設されている。
- 市役所及び関係機関との連携強化、利用者への対応の迅速化を図るため。
- 本体施設と同一敷地内に、すでに児家センを設置している。
- 当初は児童養護施設に併設していたが、相談しやすさを考え、地域的にも住宅街に設置した。
- 設立当初から子ども虐待の進行増加を見据えた地域子ども家庭支援機能（デリバリー・コンビニエンス）として、地域子育て家庭へ積極的にアプローチすることを目指してきた。
- 本体施設の利便性が悪かったため。
- より相談に来やすい場所に設置したかったため、駅に隣接した商業施設の空きスペースを利用した。
- 現在は本体に隣接する別棟にて運営している（旧小規模グループケア棟）。本体施設を新規建設中であり、12 月に竣工予定。竣工後は同一建物内で運営予定。
- 県の要請で本体施設のある敦賀市には児童相談所があるため併設ではなく、県西部の小浜市にサテライトという形で設置した。
- 法人内の既存の建物を利用し、児家セン事務所としている。
- 地域のニーズに対応するため（本体施設とは 120 ㎞離れている）。
- 本体施設は最寄駅から 1 ㎞以上離れており、交通の利便性が良いとは言えない。
- 本体施設は山の中にあるため、平成 18 年より地域の中で子育てサロンを運営していた。令和元年 3 月より、その子育てサロンを児家センとしての認可を受けた。
- 相談者がより来所しやすい環境を提供するため、同法人内の保育所の一角に設置した。
- 本体施設にスペースがないこと、利用者の利便性が良い場所への設置を考えたため。
- 社会的養護のみではなく、地域の子育ての相談支援を行う施設だと認識してもらうためには、本体施設から少し離れた場所に設置した方が良いと考えたため。
- 児童養護施設の児童の居住スペースと児家センの業務スペースを分け、それぞれが機能するようにしたかった。

・　市街地に近く誰もが来やすい場所。
・　本体施設の移転に伴い、既存の施設の一部を利用してセンターを開設することになった。
・　本体の中に設けたいところだが、相談に来る方の中には賑やかさや人の多さに苦手感のある方もいる。これまでの会の歩みに共感し、支援してくださる方からの土地の有効利用のお申し出によりその場所に児家センを設立した。
・　現在の事務所は駅より徒歩 10 分程度と相談者のアクセスも良いことに加え、法人事務局及び同法人の相談支援事業所と同じフロアにあり、相談対応がスムーズになるため。
・　当センターが設置された地域には児童福祉に関する資源が少ない。そのため、子どもと家庭の困り感を長期にわたって抱えたまま子どもが大きくなり、困りごとが複雑化してしまう現状がある。児家センの役割を果たすことで家庭の困りごとの複雑化を防ぎ、幼児期からの適切な相談支援の必要性が大きいと考え当センターの設置に至った。
・　相談機関が少ない地域に設置。
・　本体施設は中心部から離れた場所にある。そのため交通の便が悪く利用者負担が大きい。

Ｄ：その他の回答

同法人児童福祉施設と同じ敷地内の別棟と市役所内に分室がある。

(2)休業日の相談対応方法について

センターの休業日

ない	29
ある（対応は行っている）	120
ある（対応は一切行っていない）	17

休業日の対応方法

A	センター職員が休業日に出勤し、直接対応している	15
B	センター職員が携帯電話を所持し、直接対応している	64
C	勤務している本体施設職員に対応を依頼している	30
D	その他	11

※その他の回答

・　勤務している本体施設職員を経由し、携帯電話を所持するセンター職員が折り返す。
・　本体施設職員が電話を受けてセンター職員へ連絡。センター職員が携帯電話で対応。
・　事前に予約があった場合のみ面接等をセッティングしている（電話対応は基本行な

わない)。
・　センターが休業日でも子育て短期事業は実施。その預かりの世帯のみの相談対応。その際に相談電話があれば対応する。
・　子どもの預かり対応があり、職員が出勤している場合は対応している。
・　可能な日に電話相談を行っている。
・　総合施設長が携帯電話を所持し、直接対応している。
・　センター職員不在時、同事務所内の他部署職員が電話対応のみ行う。
・　12 月 31 日～1 月 3 日のみ閉所。本体副施設長が一般の電話相談のみ対応、委託ケースはセンター職員が対応する。
・　勤務している本体施設職員が対応する場合もある。
・　センター職員と本体施設で宿直勤務にあたっている職員で行っている。
・　相談者から時間外対応の申し出があったり、緊急対応が予測できる場合はセンター職員が携帯電話での対応や訪問をしている。
・　翌日に対応している。

(2) 夜間の相談対応方法について

センターの夜間対応

行っている	123
行っていない	43

夜間の対応方法

A	センター職員が宿直・夜勤を行い、直接対応している	10
B	センター職員が携帯電話を所持し、直接対応している	71
C	夜勤勤務している本体施設職員に対応を依頼している	33
D	その他	9

※その他の回答

・　勤務している本体職員を経由し、携帯電話を所持するセンター職員が折り返す。
・　本体施設職員が電話を受けてセンター職員へ連絡。センター職員が携帯電話で対応。
・　B と C の両方の対応を行う。
・　総合施設長が携帯電話を所持し、直接対応している。
・　本体副施設長が一般の電話相談のみ対応。委託ケースはセンター職員対応。
・　夜勤勤務している本体施設職員に対応を依頼する場合もある。
・　センター職員と本体施設で宿直勤務にあたっている職員で行っている。
・　センター職員も本体施設の宿直に加わっており、その日の宿直職員が対応する。

・ 平日 17-20 時の相談対応、里親ショートステイ実施中は利用者・里親に対し夜間携帯で対応。

(4)本来の児童家庭支援センター業務として相談対応の他に児童相談所等から委託費等を受け

休日・夜間の電話相談対応

行っている	16
行っていない	150

SNS 相談対応業務

行っている	6
行っていない	160

３． センターの運営費補助金・隣接事業等について（回答センター：160 センター）

児童家庭支援センター運営事業補助金収入額は、1,000 万円～1,500 万円のセンターが、５８センター（３６．３％）、1,500 万円～2,000 万円のセンターが５５センター（３４．４％）と大半を占めているが、2,000 万円以上のセンターも２０センター（１２．５％）存在している。

(1)道府県・政令指定都市からの運営事業補助金額、及び事業活動収入額

児童家庭支援センター運営事業補助金収入額

800 万円未満	4
800 万円台	11
900 万円台	12
1,000～1,500 万円未満	58
1,500～2,000 万円未満	55
2,000 万円以上	20

年間事業活動収入額（補助金、委託料、寄付金、利息、雑収入等の合算）

800 万円未満	3
800 万円台	12
900 万円台	5
1,000～1,500 万円未満	54

1,500～2,000 万円未満	41
2,000～2,500 万円未満	18
2,500～3,000 万円未満	11
3,000 万円以上	16

(2)補助金収入額の交付について

A	国の示す補助基準通りの金額を交付されている	94
B	心理職を常勤配置しているが、「非常勤を配置する場合」の補助基準金額を交付されている	5
C	道府県等の独自判断で減額交付されている	47
D	その他	14

※その他の回答

- 都道府県と業務委託契約を結んでいる。心理職を常勤配置しているが、「非常勤を配置する場合」の補助基準額を算定されている。
- 横浜市児童家庭支援センター設置要綱に基づき支給されている。
- 都道府県等の独自判断によって増額された金額
- 指導委託費について１件月額 108,000 円のところを年額 108,000 円の補助になっている。
- 算定額は対象経費を控除されて交付される。
- 指導委託は県の独自判断で減額交付になっている。
- 指導委託促進事業費が県独自の判断で減額されている。
- 一定人数分の指導委託費も含まれた金額で交付されている。
- その他の補助基準を参考にはされているが、市予算で判断されており積算根拠の詳細はない。
- 指導委託費が１か月分加算されている。
- 指導委託費等も含まれている。
- 児童相談所閉庁時の電話受付および夜間・休日等泣き声通告時の出動が課されている。

(3) 指導委託について

指導委託の実績が全くないセンターが、６２センター（３８．８％）ある。一方で１０名以上の指導委託を受けているセンターが、２９センター（１８．１％）ある。指導委託については、各センター間における実績差が大きくなっている。

総件数（総月数）

0 月	62
10 月未満	13
10～49 月	55
50～99 月	16
100 月以上	14

実人数

0 名	62
1～4 名	55
5～9 名	14
10 名以上	29

総額

0 円	82
10 万円未満	4
10～50 万円未満	18
50～100 万円未満	11
100 万円以上	44
不明、非開示	1

指導委託延べ訪問回数

0 回	65
1～9 回	13
10～49 回	40
50～99 回	21
100～299 回	19
300 回以上	2

指導委託延通所指導回数

0 回	81
1～9 回	15
10～49 回	38
50～99 回	16
100～299 回	9
300 回以上	1

指導委託延その他の指導回数

0 回	66
1～9 回	9
10～49 回	27
50～99 回	16
100～299 回	17
300 回以上	25

(4)年間総支出額、および人件費について

年間総支出額（人件費＋事務費＋事業費）

800 万円未満	4
800 万円台	6
900 万円台	5
1,000～1,500 万円未満	49
1,500～2,000 万円未満	48
2,000～2,500 万円未満	20
2,500～3,000 万円未満	12
3,000 万円以上	16

年間人件費

800 万円未満	15
800 万円台	9
900 万円台	12
1,000～1,500 万円未満	59
1,500～2,000 万円未満	37
2,000～2,500 万円未満	12
2,500～3,000 万円未満	6
3,000 万円以上	10

(4) フォスタリング事業の委託について

フォスタリング事業（リクルート・トレーニング・マッチング・訪問支援）を実施しているセンターは未だ少ないが、地元里親会との連携を図っているセンターは、１１０センター（６６．３％）あり、特に里親会事務局を担っているセンターは、１６センターある。

里親リクルート事業

行っている	35
行っていない	131

実施年月

平成 11 年 4 月　平成 16 年 4 月　平成 24 年 4 月　平成 25 年 4 月　平成 26 年 4 月 2 センター
平成 28 年 4 月　平成 29 年 4 月 3 センター　平成 29 年 4 月　平成 29 年 5 月　平成 30 年 4 月
平成 31 年 4 月 2 センター　令和 1 年 11 月　令和 2 年 4 月 6 センター　令和 2 年 6 月 2 センター
令和 2 年 12 月　令和 3 年 4 月 7 センター　令和 3 年 7 月　令和 3 年 11 月　令和 4 年 4 月

里親トレーニング事業

行っている	38
行っていない	128

実施年月

平成 16 年 4 月　平成 22 年 4 月　平成 24 年 4 月②　平成 28 年 4 月②　平成 29 年 4 月②
平成 29 年 5 月　平成 29 年 10 月　平成 30 年 4 月④　平成 30 年 8 月　令和 2 年 4 月⑥
平成 31 年 4 月　平成 31 年 10 月　令和 2 年 6 月②　令和 2 年 12 月　令和 3 年 4 月⑪
令和 4 年 4 月

里親マッチング事業

行っている	22
行っていない	144

実施年月

平成 16 年 4 月　平成 24 年 4 月③　平成 25 年 4 月　平成 29 年 4 月②　令和 2 年 4 月⑧
令和 2 年 12 月　令和 3 年 4 月③　令和 4 年 4 月③

里親訪問支援事業

行っている	41
行っていない	125

実施年月

平成 11 年 4 月　令和 16 年 4 月　平成 20 年 4 月　平成 24 年 4 月③　平成 25 年 4 月
平成 26 年 4 月　平成 29 年 4 月⑤　平成 29 年 5 月　平成 29 年 10 月　平成 30 年 3 月
平成 30 年 4 月②　令和 2 年 4 月⑩　令和 2 年 6 月②　令和 2 年 12 月　令和 3 年 4 月⑥
令和 4 年 2 月　令和 4 年 4 月③

地元里親会との連携

里親会の事務局を担っている	16
サロン運営の手伝い・連絡会の開催等で連携している	94
ほとんど連携していない	56

その他：里親ショートステイ事業に関してはリクルート、トレーニング、マッチング、訪問支援を行っている。
里親支援は行っているが、委託費は受け取っていない。
里親レスパイト：延 245 日、実人数 22 人、延べ人数 103 人

(5) 市町村の子ども家庭総合支援拠点〈一部委託〉事業

子ども家庭総合支援拠点の一部委託を受け事業を実施しているセンターは、５センターある。ショートステイとトワイライトステイの延べ日数が３００日以上のセンターは、それぞれ９センターと６センターあり、ショートステイとトワイライトステイの実人数が５０名以上のセンターは、それぞれ１３センターと６センターある。

子ども家庭総合支援拠点事業

行っている	5
行っていない	161

実施年月

平成 30 年 4 月　令和 2 年 4 月　令和 3 年 4 月　令和 4 年 4 月　令和 4 年 5 月

ショートステイ延べ日数

0 日	80
1～9 日	10
10～49 日	27
50～99 日	17
100～299 日	23
300 日以上	9

ショートステイ実人数

0 名	81
1～9 名	33
10～19 名	20
20～29 名	7
30～49 名	12
50～99 名	8
100 名以上	5

トワイライトステイ延べ日数

0 日	116
1～9 日	9
10～49 日	15
50～99 日	11

トワイライトステイ実人数

100～299 日	9
300 日以上	6

0 名	117
1～9 名	25
10～19 名	13
20～29 名	3
30～49 名	2
50～99 名	1
100 名以上	5

(6-2) 子ども施策、子育て支援関連事業

子ども施策、子育て支援関連事業を行っている法人は、５５法人あり、「地域子育て支援拠点事業」や「支援対象児童等見守り強化事業」が、有用な事業として評価されている。

行っている	55
行っていない	111

(6-3) 行っている場合、有用な事業名

・ 地域子育て支援拠点事業⑩ ・育児支援家庭訪問事業② ・未委託里親トレーニング事業
・ 被虐待児地域見守り支援事業 ・アウトリーチ支援事業 ・(認可外) 保育園⑤
・ 支援対象児童等見守り強化事業⑩ ・児童虐待夜間緊急対応事業 ・教育相談支援
・ 要保護児童対策地域協議会研修啓発事業② ・要対協調整機関業務の委託
・ 要対協研修事業 ・要対協 ・要対協アドバイザー事業 ・健診後の家庭訪問
・ ショートステイ、トワイライトステイ事業⑨ ・療育教室 ・児童館②
・ 24 時間電話相談 ・産後ケア事業 ・幼児健康支援一時預かり事業
・ 市町村職員研修事業 ・ペアレントトレーニング講座 ・親子関係再構築支援事業
・ 認定こども園 ・寄り添い型生活支援事業② ・幼保連携型認定こども園②
・ 病後児保育事業② ・地域の縁がわ事業 ・放課後児童クラブ② ・多胎家庭支援事業
・ 児童相談援助事業 ・親と子のつどいの広場事業 ・心理相談員派遣 ・発達相談支援③
・ 子育て支援講座開催委託 ・子育て見守り強化事業③ ・子ども生活支援事業
・ 児童養護施設職員等研修 ・訪問型学習支援 ・夜間休日電話相談
・ 養育支援フォローアップ事業 ・フォスタリング機関支援事業 ・児童相談援助事業
・ にこにこサポーター派遣事業 ・社会的養護自立支援事業 ・放課後児童健全育成事業
・ 私立学校教育支援事業 ・養育支援訪問事業⑤ ・DV 被害者等相談
・ 自立支援充実事業 ・育児ヘルパー派遣事業 ・子育て見守り訪問員派遣事業
・ 児童虐待防止子育て支援事業まごころ相談 ・親子広場子どもプラザ運営
・ 児童相談所夜間電話相談 ・児童相談所子育て見守り訪問 ・地域ふれあいホーム事業
・ ファミリーサポートセンター事業② ・産前産後母子支援事業
・ 乳幼児健康診査への心理士派遣 ・スクールソーシャルワーカー事業

(6-5) 障害児者・生活困窮者支援事業

障害児者・生活困窮者支援事業を行っている法人は、４３法人あり、「放課後等デイサービス」や「生活困窮者自立支援（学習支援）事業」が、有用な事業として評価されている。

行っている	43
行っていない	123

(6-6) 行なっている場合、有用な事業名

- ファーストステップ事業　・不登校児のための居場所作り
- 障がい児入所施設ショートステイ　・社会的養護自立支援事業　・委託相談支援事業所
- 生活困窮者自立支援事業③　・子育て短期支援事業　・短期入所事業
- 生活困窮世帯等こどもの生活学習支援事業②　・地域食堂補助金事業
- 児童発達支援事業⑲　・障害児入所施設②　・放課後等デイサービス⑬
- 障害児通所支援事業　・生活困窮者自立支援（学習支援）事業⑤　・こころの相談室
- 保育所等訪問支援事業③　・乳幼児健康診査、二次健診等における専門職員派遣事業
- 指定障害児相談支援事業　・保育所等訪問支援事業　・地域型無認可保育所
- 生活困窮者等の子どもの学習、生活支援事業②　・療育支援コーディネーター事業
- 中核地域生活支援事業　・学習支援、居場所づくり事業　・地域活動支援センター③
- くらしサポート事業　・就労継続支援Ｂ型②　・基幹相談支援センター
- 障害者就業、生活支援センター事業　・障害児相談支援事業　・地域の縁がわ事業②
- 地域ふれあいホーム事業　・障がい者支援計画相談事業所　・共同生活援助グループホーム

※〇数字はセンター数

3. ヒアリング調査

3.1　目的

人口減少地域等において、関係機関とうまく連携して在宅支援等を提供していたり、特色ある活動をしている児童家庭支援センター等の事例集を作成するため、児童家庭支援センター等（17 箇所）へのヒアリング調査を実施した。

3.2　調査対象

調査対象は、先行調査等を踏まえて、検討委員会で次のとおり、17 箇所を選定し、調査を行った。

	調査先	場所	日程
1	地域小規模児童養護施設 星の家・美深子ども家庭支援センター	北海道美深町＆稚内市	8/26, 27
2	児童家庭支援センター白梅	福井県敦賀市＆小浜市	11/9, 10
3	こども家庭支援センターみどり	愛媛県宇和島市	11/29, 30
4	子ども家庭支援センター海北	山口県防府市	11/18
5	同仁会児童家庭支援センター	茨城県高萩市	10/3, 4
6	児童家庭支援センター 一陽	福井県越前市	7/10, 11
7	光の園子ども家庭支援センター	大分県別府市	10/20, 21
8	児童家庭支援センター大洋	岩手県大船渡市	10/7
9	児童家庭支援センターけいあい	香川県東かがわ市	12/19, 20
10	児童家庭支援センターオリーブの木	熊本県水俣市	10/25-27
11	こども家庭支援センターあまぎやま	福岡県大牟田市	10/14
12	児童家庭支援センターはりみず	沖縄県宮古島市	11/22, 23
13	養徳園・児童家庭支援センターちゅうりっぷ	栃木県さくら市	12/6
14	児童家庭支援センターあすなろ	石川県穴水町	9/20
15	児童家庭支援センターあすか	奈良県桜井市	10/16, 17
16	児童家庭支援センター和（やわらぎ）	大分県中津市	10/18
17	児童家庭支援センターもぜもぜ	鹿児島県南さつま市	12/8, 9

3.3　調査研究チーム

全国児童家庭支援センター協議会の研究員（公募）、一般社団法人共生社会推進プラットフォーム、検討委員会の委員、現地の児童家庭支援センターのコーディネーターからなる調査研究チームで、ヒアリング調査を実施した。（メンバーは 1.3 事業の実施体制を参照）

3.4　方法

ヒアリングにあたっては、児童家庭支援センターと関連機関の両方から行うこととした。

3.5　ヒアリング項目

次のヒアリング項目を基本に、特に下線部分を中心にヒアリングを行った。

3.5.1　ヒアリング項目【対　児童家庭支援センター】

（ア）　ヒアリング対応者
- ①　所属・役職・職種
- ②　名前
- ③　所属

（イ）　基本情報
- ①　所在地
- ②　母体（設置主体）
- ③　開設年
- ④　設置主体が有する施設・機関
- ⑤　スタッフ・組織（総数・専門職ごとの数・組織体制等）
- ⑥　開設時間

（ウ）　地域の状況や地域課題
- ①　地域特性一般
- ②　児童・家庭等をとりまく地域の現状（概要や特徴、課題等）

（エ）　児童家庭支援センター設立の背景・経緯と変遷

（オ）　<u>当該児童家庭支援センターの地域における役割・意義</u>
- ①　理念
- ②　意義・役割・特徴
- ③　当該地域（家庭等）から求められている（と思う）こと

④ 当該市町村から求められている（と思う）こと

⑤ 当該児童相談所から求められている（と思う）こと

（カ） 当該児童家庭支援センターの取組や強み、その要因・背景

① 主要な取組

② 強み

③ 地域家庭支援において有用な事業・取組

④ 自治体との関係構築や連携にあたって有用な事業・取組

⑤ 強みや有用な事業展開を可能とする要因・背景

（キ） 他地域や全国的に児童家庭支援センターを広め、発展させるために必要と思われること、それにあたって自分たちの取組みや活動で参考にできると思われること

（ク） 各事業について（事業規模と実績含む）

① 地域・家庭からの相談事業

1. 実績と内訳・内容
2. 工夫・特徴
3. 人員配置
4. 今後の展望

② 市町村の求めに応じる事業

1. 実績と内訳・内容
2. 工夫・特徴
3. 人員配置
4. 今後の展望

③ 指導委託

1. 実績と内訳・内容
2. 工夫・特徴
3. 人員配置
4. 今後の展望

④ フォスタリング機関事業、里親等への支援

1. 実績と内訳・内容
2. 工夫・特徴
3. 人員配置
4. 今後の展望

⑤ 要保護対策協議会

1. 実績と内訳・内容
2. 工夫・特徴
3. 人員配置

4. 今後の展望

⑥ その他の事業実績

1. 実績と内訳・内容
2. 工夫・特徴
3. 人員配置
4. 今後の展望

（ケ） 運営（事業運営や事業展開の課題や工夫など含む）

① 設置主体

② 設置主体が有する施設・機関との併設状況や連携状況

1. 概要
2. 併設の強みや成果（併設が有効に機能した例等）

③ 協力・連携機関との連携状況

1. 概要
2. 課題・対応策・工夫

④ 費用面

1. 現状（事業費・運営費の内容。公開可の範囲で）
2. 課題や工夫

⑤ 人材確保（リクルート）

1. 現状
2. 課題があるか
3. 対応策・工夫

⑥ 人材育成・研修

1. どのような人材育成・研修を行っているか
2. 課題があるか
3. 対応策・工夫

⑦ 専門性（相談スキル等）の確保

1. 現状
2. 課題があるか
3. 対応策・工夫

⑧ アウトリーチ

1. 現状
2. 課題があるか
3. 対応策・工夫

⑨ 広報

1. 現状（対地域、対行政）
2. 課題があるか

3. 対応策・工夫

⑩ その他

(コ) 当該児童家庭支援センターの好事例・成果（エピソード）

① 成果があったと考えられる具体的な事例・内容（好事例を3つ程度）

(サ) 今後の展望

① 今後の展望

② 自分たちの地域で今後の自分たちの活動をさらに発展させるために必要なこと、必要と思われること

(シ) 行政・制度への提案

(ス) その他

3.5.2 ヒアリング項目【対 関連機関】

(ア)ヒアリング対応者

① 所属・役職・職種

② 名前

③ 所属

(イ)基本情報

④ 所在地

⑤ 機関の概要

(ウ)地域の状況や地域課題

① 児童・家庭等をとりまく地域の現状（概要や特徴、課題等）

(エ)児童家庭支援センターとの連携について

① 児童家庭支援センターとの連携の内容・特徴

② ヒアリング対象機関（関連機関）にとっての児童家庭支援センターの意義、有用と考えている取組や事業

③ 児童家庭支援センターとの良好な関係性を構築できている背景・要因

④ 有用な取組や事業が実施できている背景・要因

⑤ 当該地域における児童家庭支援センターの意義

⑥ 当該児童家庭支援センターに求めること、期待すること

⑦ 当該児童家庭支援センターとの連携の具体例･好事例･成果（エピソード）

⑧ 今後の展望

(オ)他地域や全国的に児童家庭支援センターを広め、発展させるために必要と思われること、それにあたって自分たちの取組や活動で参考にできると思われること

3.6　実施結果

ヒアリング結果は、事例集の形でとりまとめた。

4. 事例集

ヒアリング調査を踏まえて、17 の事例についての事例集を作成した。

事例集には、ヒアリング調査を踏まえたほか、調査研究員による座談会も盛り込んだ。

また、事例集は、冊子と併せて、全国児童家庭支援センター協議会の HP に掲載することとし、今後は、冊子と HP の両方を用いてさらなる周知・広報に努めることを予定している。(別添：参考資料として添付)

5. FLEC フォーラムプレセッション

ヒアリング調査等を踏まえた研究結果について、全国規模の社会的養護に関するフォーラム（第 5 回 FLEC フォーラムプレセッション 3 月 10 日）で発表を行った。

FLEC フォーラムプレセッション①

「人口減少地域等における児童家庭支援センターを活用した地域家庭支援」

3 月 10 日 15:45～17:45

課題提起：

　　橋本　達昌（全国児童家庭支援センター協議会 会長、一陽 統括所長）

パネリスト：

　　後野　哲彦（児童家庭支援センター もぜもぜ 副センター長）

　　堀　　浄信（児童家庭支援センター オリーブの木 運営管理責任者）

　　砂山真喜子（児童家庭支援センター あすなろ 相談員）

助言者：

　　山口　正行（内閣官房 こども家庭庁設立準備室 内閣参事官）

コーディネーター：

　　大澤　朋子（実践女子大学生活科学部生活文化学科 専任講師）



大澤　朋子：私はコーディネーターを務めさせていただきます実践女子大学の大澤と申します。

本シンポジウムは、はじめに、全国児童家庭支援センター協議会、橋本達昌会長より課題提起を行い、その後、3 名のパネリストの皆様から 5 題の報告をいただきます。質疑応答を挟みまして、こども家庭庁設立準備室内閣参事官、山口様よりご助言をいただき、ちょうど 2 時間のシンポジウムとなっております。パネリストへの質問は Q&A で受け付けておりますので随時お寄せください。それでは橋本会長、よろしくお願いいたします。

課題提起：
橋本　達昌（全国児童家庭支援センター協議会 会長、一陽 統括所長）



先進事例・好事例に共通する特徴

今回の調査で小規模自治体、人口減少地域において、極めて先進的に活動している児童家庭支援センターには、共通の特徴があることがわかりました。具体的には、児童相談所、教育委員会、学校、母子保健行政機関、これらいずれかとの間で強固なパートナーシップ関係が構築されており、その関係性が連携事業や共同事業、職員派遣や出向といった手法で、各々の支援現場において具現化しているということです。

児童相談所とのパートナーシップの好事例として、同仁会や海北、ちゅうりっぷでは、児童相談所の夜間電話相談や SNS 相談業務を受託しており、美深では遠隔の地にいて実質的に児童相談所分室の一時保護機能を補完していました。教育委員会、学校とのパートナーシップの好事例として、もぜもぜや大洋、あすなろ、あまぎやまでは、不登校支援を地域特性等に応じブラッシュアップした事業を展開していました。さらには、みどりやもぜもぜ、あすかでは、センター職員をスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとして学校に派遣し、素晴らしい支援効果を発揮していました。

母子保健行政とのパートナーシップの好事例として、白梅やあすなろ、あすかなどでは、乳幼児健診事業に積極的に参画しており、光の園（パーネム）や一陽では、乳幼児健診の未受診親子に対する家庭訪問、アウトリーチ支援を展開していました。

いずれの実践においても、行政機関と円滑にコラボレーションしていくために、実に様々な工夫やギミックが施されており、機能拡充を目指している児童家庭支援センターは大いに参考にすべきと思います。

児童家庭支援センターの今後の展望

今回の研究事業を俯瞰して感じた、今後の児童家庭支援センターの業務拡充への展望として、以下の 5 つを提示したいと思います。

まず 1 点目は、短期で預かる支援体制の確立です。地域在宅支援を本格化させていくための一丁目一番地の施策は、なんといってもショートステイやレスパイトステイといった、いざというときのための短期入所事業です。ことにこの施策を利用者にと

って満足なかたちで提供していくためには、施設入所児童の生活の場とは別の専用スペースを確保していくことが求められています。その先鞭となるのが光の園（パーネム）や和です。さらに今後、高学齢児や特定妊婦等の利用増を想定すれば、可能な限りプライベート空間を保障する構造とすべきでしょう。

2 点目は市町村との人的連携強化、より端的に言えば、市町村のこども家庭センター等との人事交流です。例えば児童家庭支援センターを運営している法人の職員が、基礎自治体職場に籍を置き、当該自治体のプロパー職員と一緒にソーシャルワーク業務を担うようになれば、官民の連携強化はもとより、相互の人材育成にも寄与するでしょう。あまぎやまや一陽の人材派遣が広く普及していくことを願います。

3 点目は、アウトリーチ支援の効果的実施です。和やオリーブの木、はりみずなどでは、子どもの食支援、緊急支援プロジェクトや、支援対象児童等見守り強化事業等を活用して、食援も兼ねたアウトリーチ支援が縦横に展開されています。

4 点目は、心理・発達支援の拡充です。小規模自治体、人口減少地域では、心理支援や発達支援を行う事業所が少なく、その不足感は極めて強いです。美深やあすかの活動の詳細や、地域での評価を伺い、心理支援や発達支援の体制が相応に整っている児童家庭支援センターへの期待の大きさを痛感しました。

5 点目に、権利教育やまちづくりへのコミットです。昨年春の児童福祉法改正により、子どもの権利、とりわけ子どもの意見表明権をいかに保障していくかが政策課題としてクローズアップされてきていますが、そのような情勢にあって、けいあいの学校における権利教育の取り組みは先駆的と言えるでしょう。また子ども真ん中社会の実現が待望されている今日においては、防府市からのコメントにもあるように、地域における子どもの人権保障機関である児童家庭支援センターが、まちづくりそのものにも積極的に関与していくことも求められるでしょう。従来の子ども家庭福祉のスキームを超えた児童家庭支援センターの進化に大いに期待したいと思います。

全国児童家庭支援センター協議会としての課題

今回の研究事業から導かれた全国児童家庭支援センター協議会としての課題について、2 点論じたいと思います。

まずは、各地域における他機関連携の礎となるべきネットワーク機能の強化を課題として提起します。2018 年以降、全国児童家庭支援センター協議会は、全国里親会や日本ファミリーホーム協議会と相互支援協定を締結し、合同研修会等を催して家庭養護の推進に関する課題の共有や養育力の向上を図ってきてはいますが、まだまだこれからです。また、昨春の児童福祉法改正により、自立生活援助事業の一律の年齢制限が緩和されるとともに、社会的養護自立支援拠点事業が創設されることから、児童家庭支援センターとしても青年期、若者への自立支援を一層強化すべく、全国自立援助ホーム協議会等との連携 強化も努めていくべきと考えます。

次に 2 点目としては、SNS 相談支援や食を通したアウトリーチ支援、ヤングケア

ラー支援など、新たな支援実践に取り組む過程において生じる支援者の不安や苦悩を共有できる場づくりを自らの責務としたいと思います。今回の調査で明らかになったように、SNS 相談支援事業は既に海北にて一昨年度より施行されており、今後同仁会等でも同事業の実施が検討されていますが、全国津々浦々の児童家庭支援センターがこのような新規事業に積極果敢に挑戦できるよう、事業実施環境の整備に努めていきたいと思っています。以上、本プレセッションのスタートにあたっての課題提起とさせていただきます。

福祉行政の縦割りを超え
多世代交流的に展開される地域支援
「児童家庭支援センターオリーブの木」
報告者：堀浄信（児童家庭支援センター オリーブの木 運営管理責任者）



はじめに、法人の紹介をさせていただきたいと思います。私が理事長を携わらせてもらっていまして、児童養護で始まりまして、児童発達支援センター、また地域支援というところで今いろんな取り組みをしています。その中の１つが児童家庭支援センターです。

NHK スペシャル／ママたちが非常事態!?

私の価値観を大きく変えてくれた出来事があります。数年前に NHK スペシャルがあり、ママたちが非常事態という番組がありました。そのとき、本当に衝撃を受けました。児童養護施設では、たくさんの虐待ケースを目の当たりにしますが、「どうして虐待をしてしまうんだろう」と、ある意味お母さん方を責める意識がありました。しかし、実は虐待は個人の問題ではなくて社会の問題だということを教えていただきました。エストロゲンという女性ホルモンが出産するまでは増えていくらしいんですが、出産した途端に 0 に近いかたちで減少するそうです。それは人類の 600 万年の歴史の中で、人類が進化するために理由があります。ホルモンが減少することで不安や孤独を感じてしまいます。同じ哺乳類のチンパンジーは、自分の子どもがある程度自分でいろんなことができるようになる 6 歳ぐらいまでは妊娠ができません。

社会的養護／共同養育

人類だけ、子どもを出産してすぐ妊娠ができて、また出産が繰り返すことができるそうです。これは子育てをしながら妊娠をする、イコール、子孫を繁栄するために、人類が発展するために遺伝子に組み込まれた、という話でした。

進化の過程でわが子を他人に託せるようになるということが遺伝子上に組み込まれました。エストロゲンを減少させて、必要なときには子どもを預けられるように、いわゆるチンパンジー等は、自分の子どもをほかのチンパンジーに預けることができないそうなんです。人間だけがそれができます。そういった意味では誰も助けてくれずに一人きりで子育てをすることはそもそもできないんだと。できるようには人間の遺伝子

上作られていないんだと。ここ 30 年、40 年でここが大きく変わってしまっている状況。社会全体で子どもを育むという意識で、価値観を変えないといけないというお話がありました。

児童虐待／子どもの貧困の原因

家族依存、今日本の中で行われている、子育ては「親が行うべきである」とか、「子育ての全責任は親にある」という、社会全体で子どもを育てる意識の欠如。これが子育ての孤立化を生んで、いわゆる孤立化された子育ての状況が深刻化されている。これはもう自己責任論では解消できなくて、それがイコール児童虐待に至る。周りの方でもし介護をされている方がいらっしゃったら、「介護大変ですね」ってその方に声をかける方多いと思うんですけど、いざ育児をされている、スーパーで買い物をされている親御さんたちを見て、「育児大変ですね」と私たちが果たして言っているだろうか？社会の宝物である子どもたち。それを一生懸命育ててくれているお母さん方にそういう労いの言葉をかけられる社会なのかということを問いかけられた気がしました。

貧困

これは朝日新聞に掲載された記事ですが、子どもの貧困の問題について、「経済的な貧困は『つながりの貧困』と複雑に絡み合っている」とありました。これもすごく衝撃を受けました。これは、コロナで一層深刻化しているという状況と言われています。

地域の縁がわ　熊本県地域福祉支援計画

そういった中、熊本県の独自の取り組みとしまして、地域の縁がわ事業を進めているところです。昔であれば一軒家の中で縁がわが庭に接していまして、そこにおじいちゃん、おばあちゃんとか地域の方が集まって漬物を食べたりお茶を飲んだり、雑談をしながらお互いつながりを深めていっていたと言われています。今この社会の中でその縁がわのような状況がなくて、居場所もなく、それぞれが孤立化して無縁社会と言われています。そういった状況をとにかくシステムとして、社会の仕組みとして変えていくということを地域の縁がわ~~冊~~活動として熊本県が推進しているところです。

子育て支援のコンビニエンスストア

そういった意味で今回事例集の中で、養徳園の福田先生が奇しくも表現してくださったんですけれども、私のほうでは地域の縁がわ活動も含めて、子育て支援のコンビニエンスストア。地域共生社会という中で、支えられ、支え合う社会の実現というところで、いろんな取り組みをさせていただいているところです。困ったときにはここに行けばなんとかなるかなと思ってもらいたいと日々取り組んでいます。

自立とは？

いつも施設の子どもたちに、「優れた依存の形態が自立」と伝えています。適切なタイミングで適切な人に助けてと言えること。人間は一人では生きていけませんので、優れた依存の状況を作っていく。薬物依存とかアルコール依存とか、アディクションと英語では表現するんですけど、その反対の言葉が、これもすごく衝撃を受けたんですけど、コネクションという言葉なんだそう

です。イコールつながりということが言えます。「弱い紐帯の強み」と、マーク・グラノヴェッターが教えてくれているんですけど、弱い紐帯、弱い紐の強みが発揮されていくと。ゆるくつながる、いろんな人とたくさんつながっていくことが大事だということです。そういった意味では支援というのは、これは甘木山学園の坂口さんから、パクってと言うと表現が悪いんですけど、縁を始めるということが大事だと。困ってからでは遅いんですよね。私でもそうですけど、実際初めて会った人に助けてと言えるかといったら、私は気が弱いので言えません。困る前からつながっておいて、いざ困ったときに、あの人の顔が思い浮かんだ、あの人に助けてって言おうという状況が大事なのかなと思っているところです。

児童家庭支援センターオリーブの木では、「いのち、みらい、ささえあい」というテーマの下に、職員がいろんな取り組みを頑張ってくれています。

子ども地域食堂ポパイであったり、地域ふれあいホーム、支援対象見守り強化事業などを行っています。金曜日の夕方に、月に2、3回お弁当を配布しています。それをニュースで流していただきましたので、1分ちょっとの動画ですけどご覧いただけたらと思います。

（動画再生中）

ご覧いただきましてありがとうございました。そのほかにも見守り強化事業として、いろんな日用品の配布などをさせていただいています。また、職員が若者支援が大切だと研修会等で聞いてきて、来年度からヤングケアラーの支援として、毎週2回ぐらい、朝からおにぎりを作って、地域の頑張っている子どもさんたち、頑張りたくても頑張れる環境にない子どもさんに来てもらって、おにぎりを食べて、カップスープを飲んでもらえたらと思っているところです。

子どもたちの幸せのために

私の法人では「子どもたちの幸せのために」という理念のもと活動しています。私自身、指導員として働いていて、忘れられない子どもの声があります。

ある子どもに、指導員として説教をして、ちゃんとこれからするんだぞ、とえらそうに言ったあとに、その子が、「こんな施設があるからお母さんと生活できなくなったんだ」と泣き始めました。私はもう何も言えなくなりました。子どもファーストということで考えて、私自身がこれからどう子どもたちに携わっていくのかということを本当に教えてくれた出来事でした。

施設の創設者たちは、いろんな思いの中で、ものもお金もない時代に始めて本当に大変な思いをされてきたと思うんです。そういった意味では、私たちのゴールは、施設が必要のない社会を作ることだと思います。子どもたちはやっぱり家で生活したいし、子どもたちが望んでいるのはやっぱり親御さんなんですよね。血の繋がりには勝てないところがあります。子どもたちのニーズをしっかり捉えて、社会を成熟させていく。その役割を私たち児童家庭支援センター、なにより社会福祉法人として地域貢献の役割がとても大きいんじゃないかなと思っているところです。ビックピクチャー、大きな絵を描いて、木を見て森を見ずにならないようにしていきたいと思っています。

TTP と書いてますけど、「徹底的にパク

る」という意味です。とにかく子どもにとって良いと思えることはお互いなんでも情報を共有し合いながら、取り組んでいけたらと思っています。子どもを中心とした社会の成熟、社会の構築をこれからも、できることは限られているかもしれませんが、精進していきたいなと思っているところです。

過疎地における母子保健分野等関係機関との連携「児童家庭支援センターあすなろ」
報告者：砂山真喜子（児童家庭支援センターあすなろ 相談員）



石川県の児童相談所と児童家庭支援センター

児童家庭支援センターあすなろは石川県の能登地区、能登半島の真ん中に位置する穴水町にあります。人口が 1 万人にも満たない、本当に小さな町です。県内では石川県の児童相談所が 2 カ所、それから中核都市である金沢市に児童相談所が 1 カ所、それぞれの相談所に児童家庭支援センターが 1 カ所ずつ配置されています。児童家庭支援センターあすなろは能登地区を担当する七尾児童相談所の所管する地域に位置しています。

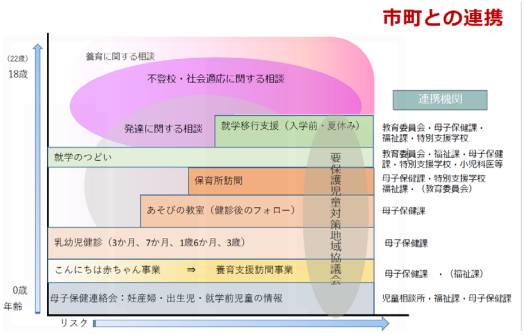
開設当初から児童相談所とは良好な関係で、児童家庭支援センターを開設するにあたり協議をして、この奥能登 4 市町を中心に支援を行うことを決めました。観光地として有名な輪島市で 2 万 3,000 人程度。奥能登の最北である珠洲市、またコロナの補助金で大きなイカのオブジェを作って世間を騒がせた能登町でも 1 万 4,000 人と人口減少が著しい状況で、今回の調査をして改めて私たちが支援する地域が人口減少の最たる地域であるんだなと実感しました。

もともと能登地区には障害や発達の偏りを抱えた子どもたちの養育相談、それから支援を行う機関がないので、児童相談所がその一翼を担っていたという経緯がありました。ですので、開設のときにはあすなろもきちんと養育の相談に対応してほしいということが求められました。

人口の少ない地域であっても支援のニーズがないわけではなく、小規模自治体、あるいは人口減少地域特有の課題もあります。それにしっかり応えていくということが重要ではないかなと考えています。

市町との連携

こちらは穴水町との連携の図です。



縦軸が子どもの年齢、横軸がリスクとなります。帯の部分は町の母子保健の事業となります。図の右側には、それぞれの事業で連携をとっている機関を示してあります。図を見ていただくと分かるように、母子保健事業とコラボレーションしながら、個別相談としては養育に関する相談や社会適応に関する相談、養育に関する相談など幅広

く対応していることが分かります。穴水町は年間の出生数が 30 人程度ですので、こんにちは赤ちゃん事業や乳幼児健診を通して、町に生まれる全ての子どもやその保護者と顔を合わせることが可能です。このような母子保健を中心とした町との連携についてもう少し詳しく説明させていただきます。

母子保健を中心とした町との連携

母子保健分野との連携は、特定妊婦や支援を必要とする乳幼児とその家庭に関する情報共有および支援の検討を行う母子保健連絡会からスタートします。こんにちは赤ちゃん事業では、保健師と同行訪問し、支援を要する家庭についてはニーズに合わせて、保健師と役割分担をしながら、養育支援訪問事業につなげていきます。あすなろの個別相談につながるケースもあります。乳幼児健診は全ての年齢の健診に参加します。健診のメニューの中にあすなろが担当する子育て相談が組み込まれていますので、保護者全員と話す機会が確保されています。あそびの教室は、健診で発達上の課題を指摘されたり、また保護者が子育てに不安や困り感をもっている場合などに相談や集団指導、個別指導を受けることができます。私も含め、相談員が発達支援プログラムの資格を持っていますので、そういったプログラムを活用しながら進めています。ちなみに、母子保健連絡会、あそびの教室については能登町、それから珠洲市から派遣依頼が来ていますので、それぞれ対応しています。

保育所訪問は、適宜保育所からのオーダーを受けて行っていますが 3 歳児クラス、それから年長児クラスは年間計画の中に組み込んで必ず訪問を行っています。特に発達上の課題を抱えている子どもの観察、アセスメントを行いますが、保育士からは虐待など、養育上の課題を抱えた家族の相談を受けることも度々あります。

就学移行支援

私たちあすなろと母子保健との連携について特徴的なのが、就学移行支援です。発達上の課題を抱えた子どもやその保護者が就学後も適切なサポートを受けながら、ストレスなく学校生活に移行できることが目標で、これまでの継続的な関わり、それから専門的なアセスメントを踏まえて、就学時と入学後の夏休みに学校を訪問し、引き継ぎや学校が抱える課題などに対応します。またあすなろでは就学後の子どもたちを対象とした個別の療育支援教室を定期的に実施しており、支援の実際や環境の工夫などについて、先生が質問にいらっしゃることもあります。こういった連携のあり方が構築されたのは 10 年ほど前になりますが、その当時は母子包括支援センターもなく、また教育分野との連携も難しいと言われていたの頃でしたので、近隣の市町からは穴水モデルと呼ばれ、その連携のあり方を学びにきていただくこともありました。

不登校支援

もう 1 つ、不登校支援についてのご報告をします。これは能登町の教育委員会からの要請によって始まりました。もともとは教育委員会から小中学校の先生を対象に、不登校の子どもについて講義をしてほしいと頼まれたのを安請け合いしてしまったのがきっかけです。その後、教育委員会が予算をつけて、この相談支援事業が始まりまし

た。初めは保護者の相談を受けることを想定して始まりましたが、実際は先生から子どもの理解や保護者対応について相談を受けること、または既に保護者との関係が悪化してしまい、その対応について相談を受けることも増えてきました。実はこの対応が一番気を使います。さらに心理士の面接を希望される場合が多く、あすなろの通所支援につなげることもあります。不登校の問題は家庭養育や発達の課題が重なっていることも多いので、それらを包括的にアセスメントできるところ、そして相談を受けるだけではなく、具体的に支援を提供できるところを有用だと感じていただけているのではないか、と考えています。加えて相談を受ける時間帯が放課後であったり、夜になったりと、学校や保護者に合わせて柔軟に対応できることも児家センの強みであると考えています。

過疎地における児童家庭支援センターの役割

特に過疎地における児童家庭支援センターの役割、どういうことが求められているのかという点についてまとめたいと思います。

頼りになる身近な専門家（受容と共感、包括的アセスメント）

まず頼りになる身近な専門家であること。福祉行政の主体がどんどん基礎自治体に下りてくる中で、特に過疎地においてはそれぞれに対応する人材がおらず、立ち上げる事業も形骸化して中身がない、といったことも起こり得る状況にあります。4 市町の圏域での会議に参加すると、例えば要対協でも、引きこもりの会議でも、発達支援の会議でも、特別支援の教育の会議でも、担当者がみんな一緒だということもしばしば見られます。限られた人員配置の中で試行錯誤している。そういった市町の人たちから、頼りになる、当てになる、一緒に活動したら得をする。そんな存在になることが必要なのではないかと思っています。

行政サービスの隙間を埋める柔軟できめ細やかな対応

今後市町に子ども支援センターの配置が進められていく中で、地域の NPO や法人と連携しながら、地域支援サービスが展開されていくのが想像されますが、過疎地にはそのような社会資源も少なく、行政サービスの隙間にこぼれ落ちていく支援ニーズは、きっと減っていかないのではないか？と思っています。土日祝日も時間に関係なく対応可能な柔軟さ、高い専門性に裏付けられた手厚くきめ細やかな関わりについては今後も大切にしていきたいところの 1 つです。

多様なサービス、支援の提供

開設当初、4 市町の親の会、障害や発達の偏りを持っている子どもの保護者の会ですけれども、その親の会を巡回している中であるお母さんから、相談できるところがあっても支援やサービスを提供してもらえるところがない、というふうに言われました。相談事業は児家センの大事な事業の 1 つだけど、それだけではダメなんだなと思い、専門的な療育支援を提供できる個別教室を立ち上げました。社会資源もサービスも少ない地域でしたから、ないなら作ってしまおうという気持ちでした。ニーズに合わせ相

談を受けるだけではなく、サービスや支援を提供できる機関であることはとても重要です。加えて、新たな事業を創り出すときには、いろいろな機関や専門家の理解と強力が必要となるので、日頃から良好な人間関係、対等な関係性を築いておくことはとても重要なことだと思います。

セールスポイント（強み）を持つ・発揮する

既に強みとして誇れるものを持っている場合も、児家センの活動の中で培われる場合や、新たに獲得する場合もあると思います。それをいかんなく発揮すること。そして支援者も努力が必要ですから、常にブラッシュアップしていくこと。そういった姿勢を持ち続けることが必要ではないかと思います。私たちが社会的養護の中で積み上げてきた専門店な知識や技術を今こそ地域に還元していく。それに向けて私たちもこれからも引き続き努力をしていきたい、そんなふうに思っています。

基礎自治体や児相の子ども家庭相談業務を受託している事例「同仁会児童家庭支援センター」
報告者：後野　哲彦（児童家庭支援センターもぜもぜ 副センター長）



私からは基礎自治体や児童相談所の子ども家庭相談業務を受託している事例として、同仁会児童家庭支援センターさんのご報告をしたいと思います。

2001（平成 13）年、22 年前から児童虐待相談を含む電話相談事業、いわゆるホットライン事業をしている児童家庭支援センターです。

私自身が沖縄県で 20 年ほど児童相談所に勤務していましたので、それ以上の年月、民間でまさに虐待最前線の相談を受けていた児童家庭支援センターがあったのだと知り、今回の調査に参加させていただきました。

民間機関等へ委託している業務

児童相談所の民間機関等への委託業務についてお伝えします。民間機関等へ委託している業務は、最近特に増えています。最も多いのは里親委託に関するフォスタリング業務で 56 パーセントです。調査回答した 116 か所中 66 か所の児童相談所が民間機関等へ委託しています。次いで児童虐待対応ダイヤル、いわゆる 189 の電話相談受付業務が 43 パーセントでした。私自身も児童相談所に勤務しているときにこの虐待相談対応をしておりました。児童相談所が閉所している夜間、休日、祝祭日は公用携帯電話を自宅に持ち帰って相談や職員からの連絡を受ける日々でした。今でも多くの児童相談所の緊急電話当番職員は同じような対応をしていると思います。例えば、その当番電話を持ち帰ると、お風呂に入っていようがトイレに入っていようが電話が鳴りますし、子どもの運動会中であろうが卒業式だろうが、その電話が鳴ったり、あるいはその振動を感じてそっと子どもから離れて、電話を受話して対応するという日々でした。24 時間虐待相談電話対応を受けるということは、

私生活を含めてかなり制約を受けることになります。自宅待機を余儀なくされますし、かなり心身に堪える業務と言えると思います。その非常に厳しい業務を既に 20 年以上にわたって、同仁会児童家庭支援センターさんが児童相談所に代わって受けているということです。

事業受託の経緯は？

同仁会児童家庭支援センターは 2000（平成 12）年に開所しました。児童福祉法の改正で児童家庭支援センターが創設されたのは平成 10 年ですので、開所そのものも全国的にかなり早い時期です。開所当時は、法律的に新しい相談支援機関ですし、まだ児童家庭支援センターが全国的にも周知が進んでいない状況で、なかなか相談援助件数や支援実績を積むことができなかったということです。そこで児童家庭支援センターとしても相談支援事業の拡張を強く望んでいたところ、県の担当課のほうから児童緊急対応事業による相談電話対応の委託の打診があり、2001 年受託に至ったという経緯でした。

対応している職員人数や職種、勤務など対応状況は？

この電話相談については常勤 6 名の職員と非常勤の 4 名プラス本体施設の 2 名を合わせて、14 名で対応しています。勤務形態については、日勤 3 形態(8:30～17:30、9:00～18:00、 10:00～19:00)と夜勤(15:00～翌 9:00)の 2 交代制の勤務になっています。児童相談所が閉所している平日夜間、土日、祝祭日に 24 時間体制で対応しているということになります。

また、非常勤職員の部分では、常勤職員出身大学ゼミの院生の方が年々活躍されており、そのまま法人のほうに就職される方がでるなど、人材のリクルートにもなっていました。このような非常勤職員枠での相談支援業務への参加は、学生さんであるとか、このような仕事に興味のある人が本職に入る前に、貴重な体験を積みながら、非常によい形で本職のほうにつながっていくのだろうと感じました。

委託事業を運営する上での児童家庭支援センターとしての利点

委託事業を通じたケースへ対応があることで、児童相談所と連絡会を開催し、ケース状況について共有する機会を定期的にもっています。ケースを通じた機関同士のやり取りの中でスムーズな相互連携関係が構築していることが大きな利点として挙げられていました。やはり子どもたちの育ちの中でもそうですし、私たちのケースワークの中でもそうだと思うのですが、共通体験であるとか、同じものを一緒に歩幅あわせて進めていくということは、すごくいいつながりになっていくことが多いです。相談援助機関同士でも同じことが言えるのだと思います。

また、電話相談を通じて多くの事例を対応することは、多彩な支援を生み出すきっかけにもなっていました。つまり、ひとつひとつの事例を対応する中で、この世帯にはどういった支援が必要だろうか？この子どもにはどういった対応が必要だろうか？そのようなことをみんなで考えることで、その子やその世帯に合わせた新しい援助や支援を生み出す場や機会になっていました。

さらに相談援助の機会を求め、今後は SNS 相談事業の受託についても検討を進めているというお話でした。

児童相談所から見た児童家庭支援センターの意義

相談電話対応を通じて、児童相談所の業務の困難性を感じる機会が非常に多くあります。児童家庭支援センターが児童相談所と同一事例を対応してくれることで、児童相談所業務への共感性を元にした連携のしやすさがあるということです。繰り返しになってしまいますけれども、共通した事例を持つということは、共通した認識や、辛さを共感すると言いますか、そういったことが連携のしやすさにつながっているのだと感じました。また児童相談所自体も職員異動が非常に多く、相談対応職員が変わってしまいますが、児童家庭支援センターはほとんど変わることがありません。専門性の蓄積効果を含め、ぜひ全国の児童家庭支援センターにも同じような取り組みをしていただきたい、というご意見がありました。児童家庭支援センターの魅力は専門性が確保、維持され、様々な相談支援を事業展開する中で、またいろいろなケースを対応することで専門性自体が蓄積され、児家センの専門性がさらに高まっていくことだと感じています。

児童相談所にいた経験の中から

私自身が児童相談所にいた経験の中から少しお話をします。児童相談所というのは児童福祉の専門機関でありながら、非常にその専門性の維持に苦労している機関でもあります。近年の児童相談所の職員確保の難しさは、都道府県の職員採用のいろいろな新聞記事にも出ているところです。人材確保、専門性維持の困難性については、子どもの貧困のサイクルに似ている印象を受けています。児童相談所自体を弱体化させて、支援力の低下を招いている状況で、残る職員が厳しい中で本当に支え合って業務している感じです。大体公務員は 3 年ぐらいで異動します。児童福祉法における行政処分を含めたケースワーク事務や対人援助における専門性の定着の前に異動してしまいます。そうすることで経験浅い職員の割合が増大、さらに専門性不足が深刻化する。その専門性の不足の中で様々な保護者とのトラブルであるとか、あるいは重大な事例が発生してしまう。そうすると児童相談所が批判される。そのことでまた職員が落ち込んで、定期人事異動を待たずに異動していくという状況です。

また、専門性を維持するために、マニュアルとかで非常に細かく指示をします。新しく来た職員はマニュアルを覚えることに必死になっていきます。そうすると、今度は本来ケースワークで必要な、自分で考えたり相手の立場を想いやったり子どものきもちを推し量ったりする機会を素通りしてしまい、自分で考えるケースワーク力の減退を招く。ソーシャルワークや人的交流や調整機能が失われ、周囲の批判を受ける。ソーシャルワークが不十分で批判を受けると、またマニュアルが重視され、立ち戻ろうとして同じサイクルに入っていくということです。

児童相談所というのは一時保護所を含めて 24 時間 365 日稼働しています。48 時間以内の安全確認、行政処分としての一時保

護、親権者同意の確認、児童の意見表明の機会の確保、一時保護後 2 カ月越えの家裁審判、28 条審判による施設措置、里親委託、令和 6 年からは一時保護開始時点での司法審査が予定されています。子どもの権利保証の観点から、期限が決まっている行政処分が多くなっており、非常にシビアでタイトなケースワークが、その支援の中で求められます。特にこの審査請求を伴う行政処分の対応については、非常に専門性の高い的確な文書事務が求められます。そのような中で、このような人材不足や専門性が維持できないというような悪循環のサイクルは、まさに危機的な状況だと感じています。

児童相談所が民間に委託している具体的な中身と児童家庭支援センターへの期待

先程、民間等へ委託している業務について、里親委託に関するフォスタリング業務が非常に最も多くて 56 パーセント、次いで児童虐待対応ダイヤル、189 の受付業務が 43 パーセントと紹介しました。その他の具体的な内容も紹介したいと思います。

12 ほど挙がっているのですが、私のほうからは 3 つの業務の委託が進めばと考えています。

まずは研修業務です。児童相談所は市区町村後方支援ということで、市区町村の要対協の支援であるとか、学校、あるいは民生委員、あるいは学童とか地域の支援者、居場所事業等のいろいろなところに出向いていって、児童虐待防止の周知啓発等の研修を実施しています。ただ、こういった地域の研修依頼は、要対協や学校、地区民生委員単位で研修依頼が来ることが多く、管轄する市区町村が多ければ多いほど、研修対応は増えていきます。このような地域ごとの研修は同じ専門性や相談援助ノウハウがある児童家庭支援センターが受託することで、児童相談所の業務軽減だけでなく、児童家庭支援センターの地域とのつながり強化、相談窓口としての機関周知機会にもなります。この数多い研修にかかる時間をケースワークにふりわけられるとなれば、児童相談所としてもありがたいと思います。

つぎに療育手帳の判定業務です。心理士さんが児童家庭支援センターに配置されています。療育手帳発行までは多くの都道府県が、1～2 カ月かかります。地域に身近な児童家庭支援センターの心理士が療育手帳判定業務を受託することで、来所調整、判定をスムーズに実施し、発行までの期間を短縮する。なによりも児童相談所から療育手帳判定業務が民間機関等委託されることで、児童心理司が担う一時保護児童の判定や心理療法等の本来業務により注力できると考えています。

医療機関に子どもを一時保護委託する場合の付き添い業務です。ケガをした子どもが病院に一時保護委託で入院しないといけない場合、病院側から児童相談所へ職員の付き添いが求められます。職員が急に泊まることはできない時、個人情報の確保が求められる一時保護の子どもたちの付き添いを誰がやるかという状況が生じます。沖縄県の場合は家政婦協会と契約して、付き添い依頼していましたが、虐待で緊急一時保護した厳しいケースは家政婦さんに個人情報を話すことはできませんし、子どもの背景とかも十分に伝えられない。被虐待の子どもたちはその背景を元に、ベッドの上で暴れたり、いろんなことをします。そういう

成育歴や愛着不足、発達課題等からくる行動特性を知っている児童家庭支援センターの専門性のある職員が、付き添い対応していただけると非常に安心だということです。

今、児童家庭支援センターのほうではショートステイ等の本体施設を元にした預かり支援をどんどん進めています。けれども、職員自体が外に出ていって預かるという機能も今後児童相談所にとっては非常にありがたい機能になっていくのではないかと思います。特に児童家庭支援センターへの病院付き添い委託については、一時保護児童の個人情報の守秘を含めた対応が可能になると考えています。

また児童家庭支援センターの専門性を地域支援に活かすという点では、学校現場での SSW とかスクールカウンセラーが有効ですね。管轄市町村の巡回相談の相談支援事業、要対協でのケースの進捗管理、様々な活動が期待されています。実際それをすすめている児童家庭支援センターも非常に多いです。加えて児童相談所の業務を受けることで、連携を元にした様々な SV を受けることができます。また人事異動があっても委託事業を通じて、機関同士つながり続けていける。児童家庭支援センターは児童相談所ともつながっていく必要があると思います。児童相談所の人事異動によって途切れがちな支援の流れを、児童家庭支援センターがそのケースを共有することで、地域における支援の継続性、連続性が担保できると考えています。

今後、児童家庭支援センターは地域支援事業だけに留まらず、児童相談所のいろんな業務についても積極的に受託検討することも必要だと考えています。児家センの支援者の変わらないということは、子どもたちが成長する中で、大人になったあとも顔見知りがいる、児童家庭支援センターがどんなふうに手伝ってくれるかを知っている、相談しやすい窓口であり続けるということです。児童相談所はその業務の厳しさからケース支援を介入と支援に分けています。毎年に近いかたちで担当児童福祉司が変わっていく現実があります。でも実際は、児童福祉司の先輩ワーカーたちからは、最初から最後までワーカーが変わらないのが最善なんじゃないのか？と昔から言われてきました。だけども、今この児童虐待の対応の中でそれが細切れになっている現状があります。これをつなぐのが児童家庭支援センターとしての役目ではないかと考えています。そういう点で、文字通り児童相談所を補完する機関としての児童家庭支援センターの意味が求められていると感じた今回の調査でした。

一法人の枠を超え、市内社福法人を糾合し子どもの貧困対策に取り組む
「こども家庭支援センターあまぎやま」
報告者：堀浄信（児童家庭支援センター オリーブの木 運営管理責任者）

こども家庭センターあまぎやまの取り組みをご紹介したいと思います。何と言っても坂口さんが積極的に動かれているというところに集約されるかと思います。巻き込み力と言いますか、まさにソーシャルワークをとにかくいろんなかたちで発展させてきたというところを紹介をさせていただきます。

チームおおむた　支援は始縁

法人の理念として、①お互いをいくつしみ自分らしさを応援します。②豊かな人生の一助として癒やしと安らぎのあるおもてなしをいたします。③地域と共に発展することに力を尽くしますと掲げられています。

それを元とした甘木山学園の取り組みとして 1 つは教育委員会や社会福祉協議会との連携。また学校や地域と密着した支援活動です。関係機関と連携して大牟田市社会福祉法人地域公益活動協議会を設立されて、困った人に手厚い支援をされています。

不登校児への支援

特にセンターの特徴としてすごいところは、不登校児への支援です。センターの中に不登校の子どもさんが集まれる場所がありセンターに来ると、出席扱いになります。これは、教育委員会と連携を密にしているからこそです。坂口さん曰く、ソフトバンクホークスの試合結果を LINE などでお互い共有し一喜一憂しあうほどの関係性があります。

特別支援学級をセンター内に設置

また、数年前から特別支援学級をセンター内に設置をして、そちらに子どもさんが来るという状況もあります。これもなかなかほかのところではないのかなと思うんですけど、それも顔の見える関係の中で少しずつニーズを捉えて進められていったということが言えると思います。

大牟田市社会福祉法人地域公益活動協議会

これもとても大きな活動ですが、大牟田市社会福祉法人地域公益活動協議会です。社会福祉法人の経営者協議会等ではよく聞かれるかと思うんですが、社会福祉法の改正の中で、社会福祉法人に地域公益活動の義務化がなされました。それに先んじて、大牟田市にある 27 の社会福祉法人と協議会を立ち上げて、各法人の職員数に応じて 1 人あたり 1,000 円を支出をしてもらっています。その資金を元にいろんな公益活動をされています。この運営委員会の委員長を坂口さんがされています。

その活動は多岐にわたりますが、少しだけ紹介します。ゴミ屋敷と呼ばれる家の清掃活動です。このすごいゴミ、写真をごらんいただくと、皆さんオレンジの服を着て、清掃活動をされています。また、生活困窮者への食料、日用品支援をされてらっしゃいます。ニーズによっては紙おむつやミルク等のベビー用品等も提供しているということでした。またコロナ禍の中で学校が緊急事態宣言で臨時休校となりました。その際に食の支援をされていたということです。学校休校中の児童、生徒への食料支援です。45 日間で 2,000 食以上の食糧支援をされました。給食だけが子どもさんの食事であったりすることもありますが、給食がなくなるということは本当に命の問題に関わるので、至急その体制を整えて支援をされたそうです。また新型コロナウイルスの感染者が出た場合、様々なかたちで企業、九州車輪とかニコニコのり、大牟田病院とか甘木山学園からお菓子、食料品、飲食水等の寄贈を受けて、それぞれのお宅に配布したということでした。2,200 世帯に 6,364 個配達したということです。実際に利用された方のお礼の手紙も拝見させてもらいましたけど、ちょっと読みます。『先程は食料、日用品支

援物資を玄関先まで運んでいただきありがとうございました。食料が少なく細々と食べていたのでとても助かりました。子どもたちもお菓子に大喜び。こんなにたくさんのお菓子で幸せと言っていました。食料があることで気持ちに安心感が生まれました。本当にありがとうございました』子どもたちにお菓子を配るというのも、子どもたちの喜び、安心につながっていったんだろうなと思います。

人材育成

甘木山学園でいろんな工夫をされている中の取り組みを 3 つ紹介したいと思います。1 つ目は人材育成です。法人の中に児童養護施設、乳児院、児童家庭支援センターがありまして、それぞれの施設に心理療法担当職員が配置されております。私の施設もそうですけれど、人口が少ないところでは、なかなか心理士がいる自治体というのは少ない状況にあります。法人として 3 人の心理士をチームとして組んで、その子どもさんのニーズに合わせてチームで支援をされていました。また大学教授にもスーパーバイザーとして月に 5 回ほど入ってもらって支援の充実を図っていました。社会的養護におけるセラピストは一人職であることが多くて、孤立することが多く、なかなか相談ができないというところがあるんですが、こういう取り組みはとてもいいんじゃないかなと思いました。

関係機関との連携によるアウトリーチ

2 つ目に、地域公益活動協議会をはじめとして、とにかくお互いに顔がよく見える関係性があります。社会福祉協議会、教育委員会などに、一緒に訪問したんですけれど、みんな笑顔なんです。坂口さんがお菓子をたくさん配って、それを受け取るみなさんがとても素敵な笑顔でした。関係性の良さが垣間見えました。

人材交流における分かり合える関係性

3 つ目に、大牟田市へソーシャルワーカーとしての職員派遣です。法人の職員をお金のやり取りのない中で派遣するというのは聞いたことあったんですけど、大牟田市がその人件費を予算化して雇い入れているという状況がありました。行政は、財政圧縮で厳しい中ですけど、その予算を市が確保して、それを議会で通したということは、やっぱり関係性のある中でのやり取りなんだろうなと思いました。

まとめ

世代を超えた地域包括支援センターを目指されているということを言われていました。今、子どもが中心とはなっているところなんですけれども、児童福祉だけでなかなか問題が解決しないということもあったようで、家族の支援として捉えると、領域を超えた支援が不可欠だと。甘木山学園には法人の中に介護老人保健施設がありまして、そちらも巻き込んで法人全体として、まさに地域の中の包括的な支援センターを作っていくと。まさに法人の理念の実現に向けて進めてらっしゃるということです。

改めて地域の方々、社会資源の方がたのお顔を拝見する中で、先程も紹介しましたけど、皆さん笑顔なんですね。とても皆さんやる気に満ちて、何かできないかなという情熱が満ち溢れていました。おそらくそれ

は、「やらなければいけない」、ではなくて、「やりたい、楽しい、やりがいを持てる」なという雰囲気ですごく充実していました。いろんな業務が多い中で、児童家庭支援センターの職員さんもそうかもしれませんが、子どもや保護者の方に支援に携わらせてもらう上で、眉間にシワを寄せて支援はなかなか伝わらない部分は多いんだろうなと思うんです。やはり仕事を自分自身でやりがいを持って、楽しそうにやっている姿。なかなかずっと楽しい姿は見せれないとは思うんですけど、まずはセンターの中で、またいろんな地域の社会資源とお話をする中で、笑顔で、楽しそうに、お互いがチームを組んでやっている姿がまさに甘木山の強みなのかなということを思ったところでした。それには、あまり褒め過ぎると坂口さん調子に乗るのであまり言いたくないですけど、坂口さんの存在はやっぱり大きいと思いました。しかしこれから、ご本人も言われていたんですけど、このシステムが果たしてずっと続くか？と。社会福祉協議会の局長さんも一緒に話を聞いている中で、マンパワーに頼りすぎてしまって、これからどうやってこれを継続させていくかというところは大きな課題ですね、ということを話されていました。

野村監督、もう亡くなられましたけど、その言われた言葉を思い出します。「三流の人は財を残す。二流の人は業務を、事業を残す。一流の人は人を残す」ということを言われています。そういった意味で、今いろんな取り組みが充実していると思うんですが、これから継続性をもって、これからの子どもたち、これからの職員さんたちを継続的に、この甘木山の強みを発揮するためにはシステムの構築がこれから大事になってくるのかなと思ったところでした。チームとしてとても機能しているところが、恐らくこれからも継続されていくと思います「早く行きたければ 1 人で行け。遠くに行きたければみんなで行け」というアフリカのことわざがあります。地域の中でニーズを捉えながら、何を困って、どんな人が困っているのかをしっかりアウトリーチをして、その人の顔を見ながら、この人がどういうことをしたら喜ぶだろうか。この人はどういうことを支援すればこの人のこれからの人生につながるだろうか、ということを想像力を持ちながらされている姿がとても印象的でした。またこれからいろんな取り組みが広がっていくのかなと思います。また私はそれを TTP で徹底的にパクっていきたいなと思っているところです。

地域をつなぎ、支援者をつなぎ子どもの育ちを支える「児童養護施設養徳園　児童家庭支援センターちゅうりっぷ」
報告者：砂山真喜子（児童家庭支援センターあすなろ 相談員）

児童養護施設養徳園による地域支援

児童養護施設養徳園による地域支援地域をつなぎ支援者をつなぎ子どもの巣立ちを支えるということで、栃木県さくら市の児童家庭支援センターちゅうりっぷ、それから本体施設である児童養護施設、養徳園の実践についてご報告いたします。

ちゅうりっぷ、それからちゅうりっぷの本体施設である養徳園は、栃木県のほぼ中央に位置するさくら市にあり、養徳園は児家センが開設する前から地域支援に積極的

に取り組んできました。具体的には、ショートステイなど、子育て短期支援事業の受託のほか、総合施設長である福田雅章先生が中心となって、自立援助ホームや子どもの居場所を運営する認定 NPO 法人、県内の社会的養護施設等が組合員となって活動するアフターケア機関、オール栃木を掲げたフォスタリング機関等を下支えする活動も行ってきました。このように、施設を退所した子どもも含めて、地域の子どもの育ちを支える活動を続けてきた福田先生が、児童家庭支援センターを作るのは必然であった、とおっしゃったことが印象的です。

今日はこの養徳園が中心となって関わっている、子どもの育ちを支える 3 つの事業を紹介しながら、児家センの役割を考えてみたいと思います。各事業の詳細については事例集をご覧いただくとして、今回はオール栃木という視点からお話させていただきたいと思います。オール栃木とは、栃木県内の 1 法人だとか、1 施設だとか、1 職種、官民関係なく、子どもの育ちを支えることに携わっている人たちがつながり、活動を支えることを意味します。

とちぎユースアフターケア事業

とちぎユースアフターケア事業協同組合は、県内の社会的養護施設等、また里親の法人等が組合員となって運営されています。施設等を退所した児童の生活相談、就労支援、生活資金の給付等を行っています。スタッフの中心となっているのは児童相談所を退職した方たちであり、さらに栃木県からの委託を受けているキャリアカウンセラーなどがスタッフとして常駐しているため、それぞれの専門的視点を踏まえたサポートが可能です。

とちぎユースアフターの事業の特徴の 1 つとして、生活資金の給付、貸与があります。スタッフの方は福田先生とのお話の中で、お金に困ると頼ってくる当事者の方や、なかなかお金が返せない当事者の方の話を、困ったふうでも呆れたふうでもなく、笑い話かのように話し合うその様子がとても印象的でした。社会的養護施設を出た人たちが社会人として生活することは本当に難しい。そんな当事者の方たちにとって、自分のできなさや上手くいかなさを受け入れてもらって、失敗しても、不義理をしても、いつでも変わらず受け入れてくれる存在があることはどんなに心強いだろう、と思いました。また県内の全ての社会的養護施設等が組合員となって参画しているため、それまで見られていたアフターケアの施設間格差がなくなるといった良い変化も見られるとのことでした。自分たちの施設だけできればいい、ではなく、全ての当事者がもれなくサポートを受けることができる、その意義を強く感じました。

子どもの居場所事業、月の家

月の家は認定 NPO 法人、青少年の自立を支える会が行っていますが、栃木県では国の施策となる前から独自で居場所事業を行ってきたとのことです。現在県内には月の家のほか、ほかの NPO や社会福祉法人が運営する居場所を合わせると、11 カ所あります。全ての居場所で共通した考え方、具体的には「子どもより大人が多い状態を作ってきちんと関わること」、「限られた日数であってもちゃんとした生活を過ごすこと」、「普通の暮らしを知らないまま大人に

しないこと」を大切にしていました。近年、自立援助ホーム「星の家」では、家庭での不適切な養育環境の中にありながらも支援が入らず、自立できずに様々な困難を抱えている子どもたちの利用が増えている、とのお話がありました。地域社会の子育て力や教育力が脆弱になる中、子どもの異場所の役割は大きい。そんなふうに感じました。月の家を利用する子どもたちは全て宇都宮市の委託によるもので、児童相談所 OB がスーパーバイザーとなって関わりながら、ケース一つ一つを本当に丁寧に、専門的な視点からアセスメントをして個別支援に反映させていました。このことは職員のスキルアップにもつながっているのではないかな、と思いました。

栃木フォスタリングセンター

栃木フォスタリングセンターは開設の時点からオール栃木を掲げてスタートしました。ちなみにここのセンター長も児童相談所の OB の方です。社会的養護に関わっている人たちがつながって組織の基盤となっているため、様々な機関との連携が取りやすい点が、オール栃木の有意義なところの1つです。また、県内の児童養護施設等に配置された全ての里親支援専門相談員がフォスタリングパートナーとして寄り添い型の支援を行っているのが特徴です。多くの里親が児童相談所との関わりの中で本音を語ることができない窮屈さを感じていると聞いて、より身近な存在で里親を支え、共に歩めることを目指したかった、とのことです。日頃から里親支援という言葉に違和感を感じていた私は、その考え方に非常に感銘を受けました。里親とのパートナーシップを築き上げて共に歩む中で、里親ショートステイ、トワイライトといった発想も生まれるなど、支援者のつながることの意義は大きいと改めて思いました。

オール栃木で子どもの育ちを支える

さらにそれぞれの支援者がケース一つ一つのニーズに合わせて連携をしています。例えば「とちぎユースアフター」と「ちゅうりっぷ」との連携では、施設を退所した当事者である母親の相談を「とちぎユースアフター」が担い、ショートステイなどのサービスの提供と、子どもに関するアセスメントなどを「ちゅうりっぷ」が担うといった役割分担をすることで、それぞれの視点から見える家族像や課題を共有することができ、パッケージで家庭の福祉が図られた、という好事例がありました。また、「ちゅうりっぷ」の食支援の提供をきっかけにつながったヤングケアラーのケースは、「月の家」を利用しながら、少しずつ学校や地域など外界とのつながりを広げることができるようになったと聞いています。ヒアリング先が変わっても共通の子どもの話題が上り、近況を共有し合うことが自然に当たり前のようにできている様子を見て、本当に心強いなと思いました。このように支援者同士がつながることは、支援を受ける側に大きな安心感を与えます。また、支援を行う側も、自身の上手くいかなさや未熟さを抱えていくその苦悩を分かち合える、支えてもらえるといったプラスの効果があるように感じました。このことは人材育成の視点から考えてもとても重要なことであると思います。

児童家庭支援センターの役割

ヒアリングの際に福田先生は、自身の活動は愛着の問題をいかに克服するかという問題意識からスタートしている、とおっしゃいました。「社会的養護は子どもたちの発達保証を担保できているのか」、「家庭基盤の弱い子どもたちが自立していくプロセスにどのように付き合っていくのか」、「家庭養育原則の中、その脆弱性をどのように支えていくのか」。これらの問いに真摯に向き合いながら、常に省察的態度で実践を振り返ります。そして今、社会的養護、児童養護施設が求められていること。それは施設や法人の安寧を求めることではなく、私たちが培ってきた安全で安心の預かる機能や、専門的な養育の知識を地域に届けることである、とのことです。

しかしながら現状として、都道府県が行う社会的養護と市町が行う地域福祉、地域養護には大きな壁があって、社会的養護が持つ専門的な養育に関するノウハウや、宿泊、預かりの機能が地域住民に届きにくい状況があります。この壁を打破することができるのは児家センではないでしょうか？

児家センを作ることは必然であったという福田先生の言葉には、社会的養護をあとにした子どもたちも含め、地域の子どもたちを支えることは社会的使命であり、それに取り組んでいくべきである。そしてそのとき児家センの存在は不可欠である、と私は理解しました。今回の研究でも包括的アセスメント力、対等な関係性による連携力、柔軟できめ細やかな福祉的アプローチ、支援者をつないで紡ぎ上げるチームワーク。そういった児家センの専門性が評価されていることが分かりました。これらを発揮して、社会的養護の強みである専門的な養育ノウハウと預かり機能を地域に届けていくことが求められています。

児童養護施設と社会的養護の強みを地域に還元していくこと。これは私たちの共通のミッションであること。具体的には、365日、24時間体制で子どもを養育できる機能、そしてこれまで様々な傷つきや困難を抱えている子どもたちの育ちに関わり、またその家族を支援してきた中で積み上げられたノウハウを、子育て短期支援事業や、子どもの居場所事業等を通して地域に還元していくことです。

最後に

繋ぎ、紡ぎ、創る。これは2020年に当時の全児家センの会長であった小木曽先生と現会長の橋本先生が書かれた本の副題として記されていた、児家センの地域の養育システムを表したものです。個人的にとても気に入っている表現です。今回養徳園のヒアリングを通して、福田先生の実践はまさにそのものだと思いました。ただ今回の発表もそうですが、どうしても福田先生のスーパーマンぶりが溢れていますが、実は子どもの育ちを支えることを職とするものが、全ての子どもの養育を支えるために、今できることの裾野をほんの少しずつ広げていく努力をすること。福田先生はスーパーマンではなく、それを継続して、かつこれからもその積み重ねをしていこうとされているのではないか、というふうに思います。今回の研究では先進的な活動をしているセンターの報告が並んでいるため、もしかしたら、そんなことはできない、と感じてしまうかもしれませんが、自身のこれまでの実践とその専門性に誇りと自信を持って、多くの

施設が地域支援の第一歩を踏み出してくれること。それを期待して私の発表を終わりにしたいと思います。

～質疑応答（15 分程度）～

助言者から
山口　正行（内閣官房 こども家庭庁設立準備室 内閣参事官）



今日はこうした場にお招きいただきましてありがとうございます。また全国の児童家庭支援センターの皆様、日頃から第一線で子どもたちを支えていただきまして本当にありがとうございます。私は厚生労働省に元々おりましたけれども、平成 24 年から 27 年ぐらいまで、大分県庁に出向しておりまして、その際、大分県で子ども子育て支援の担当をしておりました。その際には大分県の皆様には本当にお世話になりました。大分は比較的児童家庭支援センターは古くから活用を積極的に進めていて、私がいた頃も児童家庭支援センターを結構一生懸命やっていて、これから児家センの時代としてやっていたので、ああ、そうなんだ、と思って東京に帰ってきてみたら、霞が関では、児童家庭支援センターはお金ばかりかかってまともにやっていないところも多いじゃないかって、そんな雰囲気が若干あって、結構空気違うなと思って、大分でせっかくいろいろやっているのに、そうなんだと思ってがっかりしていたんですけれども、でも最近はだいぶ雰囲気変わってきて、さっきもどうやって信頼関係作ったんですかという話があったんですけれども、それは本当に橋本会長をはじめ現場の皆さんが一つ一つ実績を積み重ねて、信頼を一つ一つ勝ち取っていって、児童家庭支援センターってもっと役立つじゃないかと。もっと使っていかないといけないよね、ってみんながだんだん思い始めてきたということが非常に大きいと思っていて、それはまさに現場の皆さんの日々の取り組みの結果であろうということで、本当に感謝をしたいと思っています。

そういう意味で言うと、今子ども家庭庁がこれからできる、もう 1 カ月を切りましたけれども、こども家庭庁ができる、そして子ども基本法ができる。そして今、子ども政策の強化ということで、みんな子ども予算がどうなるんだろうと関心を持って見られていると思いますけれども、世の中が非常に今子ども政策に対して関心が集まっている状況だと思います。これまで社会保障と言えば、どちらかと言えば高齢者が中心で、年金医療、介護というのがいわば中心で、子ども政策というのはその次という感じだったんですけど、今は子ども政策がむしろトップバッターであるというような認識に変わってきていると思います。それはなぜかということなんですけれども、世の中の人が、みんな子ども、子育てにもうちょっと関心を向けないといけないと思い始めているんだと思うんです。それは単純に少子化が進んでいるというところもあるわけなんですけど、これまでの議論でも出ていました

けれども、子どもや子育てを巡る環境がとても厳しくなってきているというのをみんな肌で実感していると思うんですよね。子育てって、これは昔から人類が連綿と引き継いできた尊い営みなわけなんですけれども、決して昔でも別に子育てが楽だったわけじゃなかったわけなんですが、ただそれは親子だけで子育てをしていたわけじゃなくて、親戚だったり地域の人だったり、あるいは会社の人だったり、そういう、言わば地縁だったり血縁だったり、あるいは社縁だったり、そういったところで子育てが支えられてきたからこそなんとかやってきたというところがあると思うんですけど、今は少子高齢化があって、親自身も兄弟がいないとか、つまり親戚がいない、甥っ子姪っ子もいないから子どもに接したことがないとか、あとは当然働き方も変わって共働きも当たり前ですし、人々の意識も、地域活動なんかに参加しようという人も減ってきているし、そういう意味で地域の力もとても落ちてきているという中で、子育てが非常に孤立しがちになると。家庭で働きながら子育てをするという当たり前のことが当たり前にできなくなってきていて、虐待というのも、悲しい事件もたくさん起きているわけなんですけど、そういう児童虐待も割と特殊な持例ではなくて、ちょっと間違えればどんな家庭でも虐待、不適切養育というのにはなる。いわばみんなもうギリギリの状態で子育てを、綱渡りのような感じでやっているので、本当に一歩間違えれば、ちょっとでも躓けば誰でも虐待が起き得る。そういう状況になってきているということを皆さん実感されているんだと思うんですよね。だからこそ今子育てをもっと応援しなきゃという、そういう議論が社会の優先度として上がってきているということだと思っています。

そういった中で、昨年の通常国会で児童福祉法の改正というのが行われました。先程もちょっとご紹介がありました、明日のシンポジウムの本題がそれだと思いますので、さわりだけになりますけれども、児童福祉だけで改正はいろいろな多くの項目を含むんですけれども、最も重要な柱は、市町村の体制強化というのが一番の柱なんですね。その心は、さっき申し上げた、子育てが環境が厳しくなっている中で、いわば予防的な支援であったり、もっと身近な地域での支援というのを充実しないと子育てが上手くいかないと。これまではどちらかというと児童相談所の体制強化とかそういうのは一生懸命やってきたんですけど、虐待相談対応件数もどんどんうなぎのぼりでいわば対処療法的にやっていっても、どんどん増えちゃっていて、ザルで水をすくっているようなことになっちゃうので、むしろ予防的に、もうちょっと川上のほうから支援していかないと追いつかないという時に、じゃあ強化するとなると市町村の役割というのは重要ですよね。基礎自治体である身近な市町村でしっかり子育てを支える体制を作っていかないと追いつかない、というのが実際に起きていることだと思います。

そのときに、市町村の体制を強化しますといったとき、例えば子ども家庭センターを作りましょうというのが令和 6 年度から努力義務になりますし、新しいサービス、訪問型の支援だったりショートステイを増やしていこうとか、一時預かりを増やそうって、そういう法律のコンセプトになってい

るんですけれども、じゃあ市町村のほうから見ると、そういう体制を急に作れと言われても、人もいないし、そんな場所だってないですよと。特に小さい市町村に行けば、そんな専門人材が一体どこにいるんですかという、そういうことになってくるわけですね。それを考えたときに、前置きがすごく長くなりましたけど、児童家庭支援センターは非常に重要だと思っています。というのは、これまでも出ていましたけれども、児童家庭支援センターは専門性がありますし、人も専門人材がいますし、場所もあるわけですよね。特に児童養護施設に併設している児童家庭支援センターであれば、まずご飯を作る設備がありますし、人を泊めるということに慣れている。入所施設ですから当然ですけれども、そういう支援ができるわけですね。で、ソーシャルワークだって当然やってきているわけですから、そういう人材もいますよということで、実は、特にショートステイのところは私は個人的に非常に期待しているんですけれども、イエローゾーンの家庭を支援していくとなった場合、一番必要なのは、ちょっとショートステイ、カッとなるというか上手くいかなくなっちゃったときにちょっと預かってくれるところ。一晩預かってくれるとか、あと夜間、休日祝日とか夜の支援。そういった今までの既存の保育所で預かるというのはちょっと違う、そういう支援が必要だという中で、ショートステイだとかができるというのは、児家センは非常に強みがあると思っていて、それをもっとやってほしいなという思いが非常に当時からありました。

それを考えたとき、ショートステイというのは基本的に市町村の事業なので、児家センはどちらかというと今まで県とのつながりはあったと思うんですよね。というのは、児童養護施設にくっついていれば、児童養護施設は県の認可ですし、社会的養護は県から措置されますから。だけど市町村と関係を築くというのは意識しないとできなくて、関係が若干遠いところが今まであったと思うんですね。だから今日のご紹介、あとからちょっとあれですけど、いっぱい発表があって、いろんな市の事業を受けていますと。ショートステイだったり母子保健だったり、そういった事業、居場所づくりだったり。そういった事業を通じて市町村との連携を強化していくというのはとても重要で、かつわれわれも非常に期待をしているというところだと思っています。児家センの役割、位置づけということですよね。県との関係が今まであったというのは、それはもちろんあると思うんですけど、これからは市町村の役割が強化、充実が期待されていく中で、さっきも壁を打破するという絵がありましたけれども、県の社会的養護、そして行政措置を伴うような親子分離であったり、そういったいわば介入的な役割と、市町村の細かい支援的な関わり、そういったところをまさにつなぐ架け橋として児童家庭支援センターの役割というのは大変期待されているところが大きいと思いますし、そんなに実際資源がないから頼らざるを得ないというのが正直なところかなと思っていますので、皆さんにかける期待は非常に大きいということを申し上げたいと思います。

それが総論なんですけれども、個別にいくつか、せっかくご発表もいただいたので、コメントというほどでもありませんけれど

も、少しまだ時間があれば、個別にお話があったことを少し振り返りますと、まず１つ目、水俣市のオリーブの木さんの取り組みですよね。つながりの貧困というお話があったと思います。子どもの居場所づくりって私のほうでもやっているんですけども、結構今なんでもかんでも子どもの居場所づくりで、どこに行っても子どもの居場所づくりなんですけど、なんでじゃあ子どもの居場所づくりって急に今になって始まったの？っていうと、さっき言った子育ての環境が難しくなっていく中で、学校に通えない子どもたちだったり、そういうことも非常に増えていると。他方で、学校に絶対行かなくちゃいけないんだという、そういう強い思い込みも少し、いわば価値観の多様化が進んでいて、ほかの居場所もあってもいいんじゃないの？と考える人も増えているのかもしれません。そういった中で今居場所づくりというのをやっているわけなんですけど、そういった役割を児童家庭支援センターが果たしていくというご紹介だったと思います。子ども食堂などもやっているということで、それも非常に面白い取り組みだなと思いました。

あと若者支援ですよね。若者支援は、実はこども家庭庁ができて、若者支援についてはこども家庭庁に移管されます。現在若者支援の部分は、厚生労働省で言えばこの社会的養護の分野が主にやっているところで、それ以外の一般的な若者支援というんですかね、青少年支援みたいな話は内閣府で持っているんですけど、それは内閣府の青少年支援の部分が子ども家庭庁に移管されるということで、実は結構若者支援のところは強化されるんじゃないかと思っています。子ども政策と一体になることで、若者支援というところにももう少し光が当たってできるようになっていくんだろうと思っていて。実際例えば私がいた大分県では、社会的養護の自立支援をやっている団体が、子ども若者支援推進法の子ども若者相談センターというものを担っていて、同じビルでやっているんですけど、それと一緒にやっていたりということをやっているので、そういった取り組みはもっと進めていければなと思っています。確か明日発表で、矢野さんという方なんですけど、発表者に入っていると思いますので、そういう話も明日聞けるんじゃないかなと思いますけれども、そういった若者支援のところも充実していきたいと思っています。

それから２つ目の石川県のあすなろさんですね。母子保健を軸にして町と連携をすると。非常に重要だと思います。で、特に発達相談のところですよね。一緒にやっていると。これは今日の話とはあれかもしれませんが、実は障害児支援のところが、子ども家庭庁ができると今度移ってくるんですね。で、今障害児支援というのは厚生労働省で言うと障害福祉課というところにあって、これは障害者の福祉をやっているところなんです。それは子どもも大きくなるからですね。障害者と障害児を同じ課でやるっていうのは、それはそれで１つの整理なんですけど、今回は障害児だけ取り出して子ども家庭庁に持ってくるということになっています。これはつまり、障害児というのは障害者のグループから今度は子どものグループに入ってくるという、そういうことになります。

ですので、この障害児に対して子どもの

施策の観点がどう支援ができるか。いわばインクルーシブに支援ができるかということが問われているんだろうと思っていまして、例えば保育所で障害のある子を受け止める。あるいは放課後児童クラブでしっかりそういった子どもも通えるようにする。それから母子保健ですよね。母子保健も移ってきますので、母子保健のところでいかに円滑に発達支援につなげていくことができるか。そこは非常に今課題になっていると思っていて、障害児って急に言われちゃうと親御さんもびっくりしますし、なかなか相談につながらないというところですよね。そこをきめ細かくやっていくという中で、様々な工夫があったと今発表を聞いていて思いました。そういった意味でそこのところも、障害児という側面、切り口でもしっかり取り組みが進めばと思っています。実際社会的養護と障害児って領域としては近いと思うんですよね。実際児童養護施設入っている子どもたちの中で障害を持っている子もたくさんいますし、障害児入所施設というのもあるんですよね。これもちょっと話すと長くなるので省略しますけど、結構領域としては近いと思っていて、確かクロージングセッションが障害児支援と社会的養護の話になっていて、とても画期的で素晴らしいと思うんですけれども、そういったところもまた後日言っていただけるのかなと。明日か明後日か、あるかなと思っています。

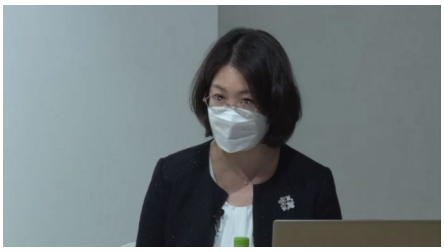
それからあと鹿児島ですね。鹿児島県、3個目のもぜもぜさんの例は、これは逆に児相との連携という話で、児童相談所の機能、役割をどう分担していくかということだと思います。付き添いだとか研修だとか、そういう話もありました。児童相談所は児童相談所で実はかなり人を増やしています。今までにないペースで、ものすごい勢いで増やしているんですけど、ケースワーカーは増えていますが、それだけ新しい人が入っているということなので、経験不足の人がどうしても増えちゃうんですよね。当然ですけど、新しく人を採れば経験豊富なベテランがいっぱい入ってくるだけじゃなくて、経験年数が浅い人が中心になりますから、人は増えてきているんですけど、まだまだ体制が弱いというか、ある意味経験年数が浅い人が多くなっていますので、児相は児相で今非常に苦労しています。そういった中で児家センの専門性を生かしてどう連携をしていくか、というのを考えていかなきゃいけないんだろうと思っています。そのすごくいい例だったと思います。

4つ目は甘木山の例ですね。これは、もうここまでできるんだという感じですけれども、不登校の支援、登録したら出席扱いになるということも珍しいというかほとんどやられていないと思います。学級を設置するという児家センは私初めて聞きましたけど、なかなか教育委員会大変だというのはどこでも聞くんですけど、ここまでできるんだなということで、あと支援者の支援という意味でも心理支援チームがあったりとか、さすがだなという感じですけど、ここまでできるんだという例として受け止めました。

最後栃木県のちゅうりっぷは、オール栃木で取り組むというのは、これは結構面白いなと思ったんですけど、逆にさっき言った児家センとか児童養護施設って県域で仕事をしているので、県単位での連携みたいなのは逆にやりやすいのかなという気がし

ました。特定の市町村だけじゃなくて広域で支援するというスタイルでやっていますから、そこが根っこになってオール栃木で、いわばハブをつないでいくという役割を果たすのは非常に面白いなと思いました。

議論のまとめ
大澤　朋子（実践女子大学生活科学部生活文化学科 専任講師）



今お話にもありましたように、子ども福祉施策への関心が高まっている今だからこそ、児童家庭支援センターへの追い風になるのかなと思って伺っておりました。本シンポジウムを振り返ってみますと、小規模自治体、人口減少地域の児家センが多種多様な取り組みを行っているということが分かってまいりました。1つには、小規模自治体であるがゆえに地域の社会資源が決して豊富ではないということから、自分のところが中心となってやっていかなくては、必要なことは全部やらなくてはいけない。そして資源がないなら作っていこう、サービスがないなら作っていこう、という切迫感に迫られてやっているという面もあるかもしれません。ただそうやっていちばん大変なところを児家センが引き受けていくことによって、ほかの社会福祉法人であるとか、あるいは地域の人たちを巻き込んでいける、そういったエネルギーを生み出していくのかなと思って伺っておりました。

今日ご覧になっている全国の児家センの職員の皆さんには、こんな取り組みとてもうちじゃできないよ、と感じてらっしゃる方もいらっしゃるかもしれません。ただ今回ご紹介したような内容というのは、これを全ての児家センに全部やってくださいという話では決してないんですね。やはり基本の事業というのは、基本5事業、全ての児家センがやるべき事業というのはそこに尽きるかなと思います。その基本の5事業を担うためには、全国の行政、市町村や児童相談所と顔の見える関係を築いていくということが必要になっていきます。そして、人と人との関係ができていくことによって、行政のほうから、じゃあうちの地域の児家センさんには今度ここを頼んでみたいなとか、これをお願いしたいといったことが次々出てくるのではないでしょうか。この基本5業務の上にそれぞれの地域でまた児家センの皆さんが日頃からやってみたいと思っていること、うちの地域ではこれが課題だと感じていることについてやってみたい、やらずにはいられないということが1つでも2つでも上乗せされていくと、児家センの特色として追加していっていただくといいのかなと感じました。一方で市町村、あるいは児童相談所のほうの皆さんにも、全国の児家センをもっとよく知っていただいて、もっと活用していただけるといいのかなと思っております。

終了の時間が迫ってまいりましたけれども、皆様言い残したことは？しゃべりだすと止まらないメンバーでお送りしておりますけれども、よろしいでしょうか。大変拙い進行でございまして、いただいたご質問も全て取り上げられずに申し訳なく思ってお

りますけれども、ご質問いただいたことは事例集を読んでいただくと詳細を知っていただけるかなと思います。ぜひ事例集を隅から隅まで見て、先程会長からもお話ありましたように、棚にしまっておかずに、ご自身のセンターで使えそうなところ、ここはうちでもやれるんじゃないかな、というところをぜひ参考にしていただければというふうに考えております。

6. 分析・考察

6-1　検討委員からの総括

検討委員より、それぞれの視点で、人口減少地域等における児童家庭支援センターを活用した地域家庭支援のあり方について、総括をしていただいた。

児童家庭支援センターへの支援者支援の期待

（1）顔の見える児家セン

小規模自治体・人口減少地域を対象とした今回の調査からは、それぞれに特色豊かな児童家庭支援センター（以下、児家セン）の姿が見えてきた。詳細は事例集に譲るとして、先進的な児家センには、たいていそのセンターの「顔」となるセンター長がいた。管理職という枠には収まりきらず、第一線のソーシャルワーカーとして、支援者のスーパーバイザーとして、ときにはトップセールスマンとして、走り回らずにはいられない人達である。センター長のパーソナリティが魅力的であることと、児家センの援助実践レベルには正の相関があるのでは、と思わせるものがあった。

センター長に限らず、行政や教育機関との関係が良い児家センは、心理職のAさん、相談員のBさんがいるところ、と認識されている。まさに「顔の見える児家セン」である。数年で担当者が交代する行政職員や教員とは異なり、民間機関の児家センは同じ職員が長く地域支援に携わることができる点が強みだ。児家センには、関係機関の担当者が代わっても、顔の見える関係を切らさない姿勢が求められる。

だが残念なことに、全国に目を向ければ、このような顔の見える児家センばかりではない。筆者は最近、とあるこども園長から「児家センという言葉を初めて知った」と聞かされた。そのこども園がある自治体には児家センがあるにもかかわらずである。こども園と児家セン、ともに子どもや家族を支援する機関でありながら、双方にとって協働できる地域資源になり得ていなかったことを示す例である。ここから、これからの児家センのあり方への示唆が得られる。

（2）支援者支援への期待

令和3年4月現在の全国の保育施設（保育所、幼保連携型認定こども園、特定地域型保育事業、幼稚園等を含む）数はおよそ47,000施設に上る。これらの保育施設は、子どもの保育・教育に加え、法律に基づいて保護者への子育て支援を担う。例えば保育所保育指針では、2008年改定で保護者支援の重要性が明記されたのを始め、現在の2018年改訂版では「子育て支援」に関する章が設けられ、家庭と連携して子どもの育ちを支援し、家庭と地域の子育て力向上に資することとされている。保育施設に子育て支援が可能になるのは、日々子どもが通い継続的な発達援助ができること、送迎時を中心として日々保護者との接触があること、保育士をはじめとする各種専門職が配置され、地域の様々な社会資源と連携協力できることなど、その機能特性による。このような保育施設が大都市から小規模自治体まで全国に存在することは、わが国の子ども子育て支援の強みであろう。

一方で、心理的支援やソーシャルワークの専門家ではない多くの保育者が保護者支援に困難を感じていることも事実である。彼らは発達に特別な配慮を必要とする子ど

もとその保護者、子育てに困難を感じている保護者への関り方に関する助言を必要としている。児家センはこうした保育・教育現場の要請に応える専門性を有した機関である。実際に本調査でも保育所等巡回相談を受託している児家センや、スクールカウンセラーを派遣して担任教師の支援にあたる児家センがあった。
子育て環境が刻々と変化し、孤立や困難の中にある子育て家庭、個別の支援を必要とする子どもが増えている現代、支援を要するすべての子どもと保護者に児家センが直接関わることは不可能である。だが、保育者や教員も子どもと保護者により身近なところで日々関わる支援者である。こうした支援者を支援することも、これからの児家センに求められる役割であろう。

（検討委員：大澤朋子（実践女子大学 生活科学部 生活文化学科 専任講師））

児童相談所からみた人口減少地域等における児童家庭支援センターへの期待

（1）市町村、児童家庭支援センター、児童相談所の三層構造

1997 年の改正児童福祉法において児童相談所が手薄な地域においてそのソーシャルワーク機能を補完する役割を期待されて生まれた児童家庭支援センターは、2008 年の同法改正により市町村の児童家庭相談業務が円滑に遂行されるようサポートする、いわばバックアップ機関またはスーパービジョン機関としてその性格を大きく変えることとなった。

併せて、単独設置も可能となったことで次第に設置する法人の違いによりセンターごとの支援の力量やその内容には違いが見られ始めるが、その後も時代の要請を受け止め政策にもコミットできた地域では様々な事業が展開されていく一方で、時代と政策に翻弄され続けたセンターはアイデンティティを確立できず、そしてこうしたセンターが特に人口減少地域等において多く取り残されているのだと思う。

児童相談所サイドから見たとき、児童家庭支援センターには児童虐待防止や要保護児童対策機関としての高い専門性を期待し、市町村が扱えない虐待リスクが中度以上のケースに対する地域在宅ケアを実践するパートナーであって欲しいと願うところだが、現実には各センターの性格や力量を見て指導委託の是非を判断せざるを得ず、結果、指導委託の実績がないセンターが全体の４割近く（「令和 4 年度児童家庭支援センター現況調査」）もある現状を招いていることは憂慮する必要がある。

2016 年の児童福祉法、児童虐待防止法そして母子保健法の改正が市町村にポピュレーションアプローチを要請し、児童相談所にはハイリスクアプローチへの先鋭化を求めている以上、その両者の乖離を埋められるのは児童家庭支援センターしかなく、その役割と機能を実践するためには児童家庭支援センターとして基本的に備えておくべきメニューをあらためて整備した上で、今回研究対象となった先駆的取り組みを取り入れていくべきだと考える。

（2）児童相談所からみた人口減少地域等における児童家庭支援センターに期待すること

まず一つ目は、所在する自治体との連携だけでなくその周辺自治体にも児童家庭支援センターの役割と機能を周知し、１つのセンターが広域をカバーできるようになることである。非常にもったいないことだが、社会資源としての効果が地域限定的であることもまた児童相談所が指導委託をためらう要因にもなっていることから、「あまぎやま」や「一陽」のような「市町村との人的連携強化」に取り組むセンターが増えるとともに、その過程で社会的養育を広域でカバーできるネットワーク作りを期待したい。

もう一つは、一時保護所を持たない児童相談所が管轄する地域における一時保護機能の代替である。なお、その機能とは身柄の保護にとどまらず、心理査定、家族再統合支援そして一時保護解除後のフォローまでを包括した児童相談所業務の代替を指す。通常、児童相談所は新規に介入したケースを自身でアセスメントしないまま一時保護を外部に委託しない。しかしそのせいで生活圏域から遠く離れた場所での保護を余儀なくし、児童には心理的負担をかけ、保護者には来所のための移動負担を強いている。こうした問題に対しては「美深」の取組みがまさに最適解であり、児童相談所が手薄な地域でのソーシャルワーク機能を補完してくれる「白梅」のような存在は心強い。

（３）人口減少地域等における児童家庭支援センターへの行政による支援

最後に、人口減少地域における児童家庭支援センターに対する児童相談所や都道府県または市町村による支援について２点触れたい。

まず、児童相談所が児童家庭支援センターに高い専門性と代替・補完機能を期待する以上、表面的な連携や役割分担に終わるのを避けるため一つ一つの相談に対し丁寧に協働を重ねていくことが肝要である。特に、児童家庭支援センターにおける心理支援や発達支援の体制を整えていく過程では、ますますそれが重要になってくるのではないだろうか。

次に、地域在宅ケアの要である子育て短期支援事業（里親による子育て短期支援を含む）が保護者にとって安心・安定して利用できる環境の整備が急務である。「2021年度児童家庭支援センターにおける地域支援事業に関する研究」でも指摘されていたが、特に利用日数制限の緩和は必須である。当該支援事業が保護者の利用ニーズとマッチしないために行き詰った挙句、一時保護所にレスパイトを求めてくるケースはめずらしいことではない。利用日数制限緩和だけでなく、事業専用の居室や人員を配置可能とし、送迎支援等も行える体制を維持できるだけの補助制度があれば、利用者数の飛躍的増大に資するとともに、虐待の未然予防にもつながるのではないだろうか。

（検討委員：川﨑幸宏（福井県中央児童相談所 判定課長））

児童家庭支援センターと共に
―本研究を振り返って―

本研究を通して驚いたことは、児童家庭支援センターがいつのまにか進化して、地域のいろいろな機関と連携しながら、子どもが権利の主体としてしっかりと自己実現できるため子どもと家族の Well―Being を目指して、全国各地で多様なあり方で頑張っていることであった。地域によって様々な違いがあるものの、その地域の特徴を活かして行政や関係機関としっかり連携していた。また一番驚いたことは、発達支援機関のない地域で、発達検査や発達相談、親子グループを行っていることであった。検査後、大学と連携して言語聴覚士による支援や学習支援を行い、アフターフォローもしているところもあった。また法人内に児童発達支援センターがあり、児童発達支援センターと連携しているところもあった。

私の法人は、主として障害児の発達支援、家族支援を行っている。障害のある子どもを育てる子育ては、障害のない子どもに比べて心理的・生活的に大変さを伴うことが多いため、障害のある子への発達支援に加えて、家族支援にも力をいれている。障害児支援には、ショートステイやヘルパー等の使いやすい契約制度もあるため、地域に住む子育て家庭への支援として、ショートステイ、ホームヘルパー等の子育てサービスメニューとも組み合わせている。また、生活支援だけではなく、心理支援やトラウマ支援も必要になるため、そのような支援も行っている。加えて、手厚いサポートが必要になった家庭には、ファミリーホームや里親さんが子どもを育てて、同時に家族を支えている。障害児支援の側ではあるが、ある意味で社会的養護の児童家庭支援センターに非常に近い形での実践を行っていると思われる。

これまで、障害児支援と社会的養護は、同じ児童福祉法ではあるものの、障害児は障害者総合支援法の大人の考え方が強く影響し、両者の制度設計も違い、また厚生労働省の所管が異なる局であったため枠組を超えた連携が難しい部分もあった。
しかし地域では、本研究が示しているように社会的養護の児童家庭支援センターが障害児の発達支援や家族支援の役割を担っているところがあり、障害児支援側としても地域の困り感の高い子どもと家族を支えている実態がある。両者の実践を踏まえると、地域に住む子どもと家族において、分野横断的に機関連携した支援が必要であることが示されている。

小中学校の通常学級に在籍する子どものうち、8.8%が「学習面又は行動面で著しい困難を示す」という調査結果も出るなど、地域では、発達に困り感のある子どもが多くなっている。このような調査結果や、今回の研究から気づかされたことは、障害児支援の側としては、もっと子どもの育ちの支援の専門性を活かし、保育園・幼稚園・学童クラブ・子ども食堂・子育て広場などの子育て支援機関にアウトリーチ機能が出

来るよう、地域子ども発達サポートセンター（仮称）等を目指して、制度的にも手厚くして、地域の子どもと子育てニーズに対応する必要があるということである。

また、4月からこども家庭庁のこども支援局として社会的養護も障害児支援も同じ局に入る。近未来に向けては、児童家庭支援センターと児童発達支援センターに付置した地域子ども発達サポートセンター（仮称）が、ソーシャルワークと発達支援のそれぞれの得意分野を活かし協働して地域の困り感のある子どもや家族の支援を行い、子どもの権利の尊重と自己実現の保障のためのWell―Beingのために、こどもを真ん中において連携・協働する必要があると考える。

参考

「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果(令和4年)について」（文部科学省）

（検討委員：北川聡子（日本知的障害者福祉協会 副会長（児童発達支援部会 部会長）／社会福祉法人麦の子会 理事長））

児童家庭支援センターに期待されていること、
期待に応えるために必要なこと～専門性の担保と人材育成

児童家庭支援センターに期待されていること

本研究におけるヒアリング項目の一つに、地域の機関等から見た児家センの有用性について問うものがある。その回答を整理してみると以下のようになる。

有用性	関連するキーワード
①専門的知識・技術	心理担当職員の存在、専門性の質が担保されている、専門性の高い助言や指導、地域の専門性向上の役割、地域の相談技術向上の役割、一時保護やショートステイ時のアセスメント力
②地域をつなぐ	児童相談所をつなぐクッション的役割、専門機関同士をつなぐ役割、地域とのつながり・存在感、他の専門機関につなぐ役割、連携の取りやすさ、対等な関係性
③受け入れ機能・マインド	一時保護、ショートステイ・トワイライトステイ、24 時間 365 日対応、柔軟性、支援の手厚さ・きめ細やかさ、(①に裏付けられた)安心感・安定感、受け入れてもらえる

①「専門的知識・技術」では、児家センが持つ専門性への評価のみならず、地域の相談技術やその他の専門性向上に寄与していると評価されている点に注目したい。福祉行政の主体が基礎自治体に移行していく中で、特に小規模自治体・人口減少地域では、子ども家庭福祉にかかる専門職や心理職の不在が課題となっている。こうした地域において子ども家庭支援にかかる専門性を担保していくためには、児家センがスーパーバイザー的役割（コンサルテーションを含む）を担っていくことは、今後ますます求められていくものと思われる。

②は児家センの「つなぐ役割」に対する評価である。具体的には、児童相談所につなぐ際のトリアージ機能を持つクッション的役割や、専門機関同士をつなぐ役割等である。また、特筆すべきは「対等な関係性」である。「連携」には「対等な関係性」が不可欠であり、その上に良好なパートナーシップが構築される。「(責任の)押し付け合いがなく、互いにできることを対等な関係で話し合うことができる」（事例集より）には、お互いが同質の専門性を持ちながら、子どもや家庭を中心において同等に議論ができる力が必要となるであろう。

③は本体施設の機能を基盤とする、「預かる機能」等の受入れ機能への評価である。さらにその背景にある柔軟性や支援の手厚さ・きめ細やかさなどへの評価も高い。現在、親子を切り離さない支援が推し進められているところであるが、その中で、社会的養護の強みの一つである「預かる機能」を活用し、地域の養育を支えていくことは社会的使命であるともいえよう。

期待に応えるために必要なこと～専門性の担保と人材育成

「児童家庭支援センターガイドブック 社会的養育ソーシャルワークの道標」(2021)では、児家センに求められる共通基本機能を❶相談・助言機能、❷福祉的支援機能、❸心理的支援機能、❹連絡調整機能とし、これらの機能を果たし得る知識と技術を、全ての児家センが共通して持たなければならない専門性として位置づけている。前述の通り、児家センの有用性として挙げられた内容に一致していることからも、これらの専門性を獲得しさらにブラッシュアップしていくことが求められるであろう。また、小規模自治体や人口減少地域では、児家センの専門性を高めていくことは、その地域の子ども家庭福祉にかかる専門性の向上につながるといった可能性が高い。地域の養育を支える専門機関として、児家センの専門性の担保及びそれを担う人材育成は不可欠である。

人材育成については今回の研究でも課題として挙げられることが多く、取り組まなければならない幾つかの視点があると思われるが、まずは、全国・地域・各センターそれぞれが、自身の課題を明確しながら組織的に取り組んでいくことが必要である。以下に具体例を示す。

協議会	全国的動向を踏まえた研修の開催、人材育成の方向性の提示(研修体系の構築等)、人材育成に必要な環境の整備
地域(ブロック等)	地域特性に合わせた研修の開催、職種別・勤務年数別研修の開催、事例検討会の開催、職員相互派遣研修
各センター	地域の他機関等への出張講座、事例検討会の開催、職員のスキルアップを支える環境づくり(国家資格「社会福祉士・精神保健福祉士」や新設認定資格「こども家庭ソーシャルワーカー」取得サポートなど)、関係機関や周辺領域機関の人材の活用

地域特性によって、児家センに期待される役割や提供可能な支援内容、関係機関との連携のあり方は異なるのは当然のことであるが、全てのセンターで同等・同質の支援を提供し得るだけの知識と技術を備えることが求められている。その意味において、新設の認定資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」(令和5年3月29日「子ども家庭福祉の認定資格取得に係る研修等に関する検討会 とりまとめ 」)の取得を目指すことは必須といえよう。官民問わず、子ども家庭福祉にかかわる専門職が同等の専門的知識や技術等をもち、共通言語を獲得することで、例えば、あまぎやまや一陽で実践されている市町村のこども家庭センター等との人事交流が活発となり、さらなる連携強化が期待されるだろう。また、相互の人材育成にも寄与することと思われる。

最後に、各センターが、あるいはこれから児家センターを立ち上げようと考えている法人や施設が、今できていることの裾野をほんの少しでも広げる努力をすることで、支援の隙間は必ず減っていく。本研究がその一歩を踏み出す力になってくれることを期待したい。

(検討委員：砂山真喜子(金沢学院短期大学 幼児教育学科 専任講師／児童家庭支援センターあすなろ相談員))

民間子ども家庭福祉専門機関としての児童家庭支援センターへの期待

日本の基礎自治体の約 80%が 10 万人未満の自治体であり、また日本の子どもの 27%（15 歳未満）がそれらの自治体に住んでいる（国勢調査 2020）。しかし一方で、関東や関西などの大都市の人口密集地域に併せた制度設計では埋められない、人口減少地域や小規模自治体に特有のニーズがあることは否めない事実である。また地理的な多様性に富んだ日本の風土はそれぞれの自治体に特有の個別性をもたらし、同時にコロナ禍を経て発展したデジタル文化は物理的な距離や規模を超えた課題をこれらの小規模自治体にもたらしている。これらの複雑化した現状に置かれる人口減少地域や小規模自治体にとって、柔軟に動ける民間の子ども福祉専門機関の力はとても貴重なものではないだろうか？

筆者が本研究への参加を希望した大きな理由は、児童家庭支援センター（以下、児家センン）が日本における民間子ども家庭福祉専門機関として、地域に根差した子ども家庭ソーシャルワークの可能性を持っていると感じ、関心をもったからである。そう感じた背景には、筆者が学生時代と短い間ながら子ども家庭局の委託在宅支援ワーカーとしての数年を過ごし、その後も研究活動のフィールドの 1 つとしているイリノイ州での民間事業所における児童保護在宅支援サービスの展開があった。

1990 年代、ジェス・マクドナルド氏がイリノイ州児童家庭局長になった当初の児童家庭局（日本の児童相談所に相当する部署）のケースワーカーの担当ケース数は平均 90 ケースあり、その過剰ケース数による過失から州はいくつもの訴訟に敗訴し続けていた。この過剰な担当ケース数に対する主な改革が民間事業所に対するケースマネジメントの委託とその委託に対する契約内容の改編であった。ここではその改革の詳細については割愛するが、在宅支援や家庭外措置ケースのケースマネジメントごと民間事業所に委託するという委託形態に変えたことで、児童家庭局のケースワーカーの担当ケース数が平均 22 ケースにまで減少した。ただし、そのためには今までのケース数や時間数での委託費計算をパフォーマンス評価によるものとする必要があった。その評価に使われたのが「パーマネンシー」である。どれだけ「再統合が安全に行われたのか」「在宅生活が安全に維持されたのか（家族が維持されたのか）」によって委託費が計算される計算方式への変更を図った。この方式は政策方針に合わせた支援を引き起こすためのケースマネジメントを民間事業所が行うことを促した（畠山、2017）。

日本においては、子ども家庭相談領域におけるケースマネジメントモデルが確立していないことに加え、民間事業所に対する委託が「資源としてのサービス提供」の委託なのか、資源コーディネートや評価等のソーシャルワークのプロセスを含む「ケースマネジメント」の委託なのかがいまだ混沌しているような状況がみられる。これらの状況を整理した後、民間子ども家庭福祉専門機関としてケースマネジメント委託を行える可能性を秘めた機関こそが、児家センであると思う。初めに述べたようなソーシャルワーク

の専門職が公的機関にはいない自治体では周辺領域の保育士や保健師が 1 人や少人数で高齢者・障がい分野までの福祉領域を担っているワンオペ操業であることが多い。このような小規模自治体においてそのケースマネジメントを補填する役割をソーシャルワークの専門性を蓄積している（これが条件となるが）児童家庭支援センターが将来的担うことができれば、その存在は日本の子ども家庭福祉にとってとても大きな貢献となることが期待できる。

（引用文献）

畠山由佳子（2017）「分担研究報告　各国訪問調査　アメリカ・イリノイ州」ｐ296-305『社会的養護等の子どもに対する社会サービスの発展に関する国際比較研究―循環型発展プロセスの課題と文脈の分析―　厚生労働科学研究補助金　政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）平成 28 年度総括・分担研究報告書』　研究代表者　木村容子

（検討委員：畠山由佳子（神戸女子短期大学 幼児教育学科 教授））

市町村（中津市）からみた児童家庭支援センターへの期待

令和４年６月に可決成立した改正児童福祉法において、市町村は、こども家庭センターの設置による子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化や事業の拡充が求められている。どのような形であっても、地域に生活する子どもやその養育者にとって必要な支援、またその支援システムをどのように行い、作っていくのかを考えていく必要がある。そのためには、まず利用できる社会資源が地域にどのくらいあり、今後必要なものはどのような事業か、対応する際にどのように連携していけばよいのかを整理しておくことが大事である。

様々なニーズに対応した支援を進めていくには、地域で家庭を支える児童家庭支援センターとの連携は不可欠であり、特に行政だけの自前でニーズにあわせた子育て支援事業を作っていくことが難しい人口減少地域・小規模市町村においては、児童家庭支援センターの役割は大きい。行政では限界のある部分を、それぞれの地域で柔軟に地域のニーズに答えようと、多岐にわたる支援を展開し、地域に入ってその隙間を埋めるとても重要な役割を担っていただいていることに感謝するとともに、全国的に設置が進んでいない都道府県においては、設置が進むことを期待する。

１次予防から３次予防まで多岐にわたる支援を、その地域の特性にあわせ、また児童家庭支援センターの強みを活かした民間のパワーで、行政ほか関係機関と連携・協働していただいている部分が、その地域全体においても大きな強みになる事は必至である。

市町村、特に人口減少地域・小規模市町村にとっての児童家庭支援センターへの期待は、まず、専門性を活かした多様な支援である。行政の職員は数年で異動があり、また小規模市町村においては、心理士等の専門職の人材確保が難しい現状がある。一定の専門性をもって、継続的に地域のケースに対応していただける役割は大きく、市町村への職員としての人材派遣なども、人材交流による風通しのよい関係性として、今後開かれていく部分であると考える。

また、民間機能をより活用しての生活に密着した、柔軟できめ細やかな支援の展開である。食支援や生活支援、学習支援などの具体的に生活に入った支援を入口に、支援への敷居を低くする中で関係性を作り、対象の複雑化するニーズを拾い上げ寄り添った支援につなげることができるといえる。今後、福祉行政の縦割りを超えた地域共生型事業との連携も必要な事業になってくるといえる。

児童家庭支援センターの地域の中の理解が高く、その機能を十分に発揮できている市町村は、要保護児童対策地域協議会がうまく機能していると感じる。また、児童家庭支援センターが主軸となっている市町村もある。多機能性をもって地域に入り活動する児童家庭支援センターとともに子どもやその家族を支える体制を作っていくためには、日頃から、同じ方向性で活動している地域の多機関の仲間と研修会等をとおして、顔の見える関係性をつくり、一緒に連携・協働していけることが重要であると考える。

「子育て地域は大きな家族」これは、中津市の児童家庭支援センター「和」の母体である児童養護施設清浄園の出納施設長の言葉である。この言葉をスローガンに、地域を大きな家族と捉え、子育て世帯を支援していきたい。

（検討委員：村上徳子（中津市役所子育て支援課 相談支援係主幹（総括））

本研究から見えてきた児家セン進化の方向性

（１）人口減少地域等において活動的な児童家庭支援センターの特徴

小規模自治体・人口減少地域において、極めて先進的に活動している児童家庭支援センターには、共通の特徴がある。具体的には、①児童相談所、②教育委員会・学校、③母子保健行政機関、これら（①～③）いずれかの機関との間で強固なパートナーシップ関係が構築されており、そのリレーションシップが連携事業や協働事業、職員派遣（出向）や業務委託といった手法で、各々の支援現場において具現化されているということである。

①の「児童相談所とのパートナーシップ」の好事例として、「同仁会」や「海北」、「ちゅうりっぷ」では、児童相談所の夜間電話相談やＳＮＳ相談業務を受託しており、「美深」では、遠隔の地にて実質的に児童相談所分室の一時保護機能を補完していた。

②の「教育委員会・学校とのパートナーシップ」の好事例として、「もぜもぜ」や「大洋」、「あすなろ」「あまぎやま」では、不登校支援を地域特性等に応じブラッシュアップした事業を展開していた。さらには「みどり」や「もぜもぜ」、「あすか」では、センター職員をスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとして学校に派遣し、比類ない支援効果を発揮していた。

③の「母子保健行政とのパートナーシップ」の好事例として、「白梅」や「あすなろ」、「あすか」等では、乳幼児健診事業に積極的に参画しており、「光の園（パーネム）」や「一陽」では、乳幼児健診の未受診親子に対する家庭訪問（アウトリーチ）支援を展開していた。

いずれの実践においても、行政機関と円滑にコラボレーションしていくために、実に様々な工夫やギミックが施されていた。機能拡充をめざしている児童家庭支援センターは、大いに参考とすべきであろう。

（２）児童家庭支援センターの今後の展望

今回の研究事業を俯瞰して感じた今後の児童家庭支援センターの業務拡充への展望として、以下の５点を提示したい。

まず一点目は、「短期で預かる支援体制の確立」である。地域在宅支援を本格化させていくための一丁目一番地の施策は、ショートステイやレスパイトステイといった（いざという時のための）短期入所事業である。殊にこの施策を利用者にとって満足な形で提供していくためには、施設入所児童の生活の場とは別個の「専用スペース」を確保していくことが求められよう。その先鞭となるのが「光の園（パーネム）」や「和」である。さらに今後、高学齢児や特定妊婦等の利用増を想定すれば、可能な限りプライベート空間を保障する構造とすべきでもあろう。

二点目は、「市町村との人的連携強化」、より端的に言えば市町村のこども家庭センター等との人事交流の促進である。例えば児童家庭支援センターを運営している法人の職員が、自治体職場に在籍し、当該自治体のプロパー職員と一緒にソーシャルワーク業務を担うようになれば、官民の連携強化はもとより、相互の人材育成にも資することとなろう。「あまぎやま」や「一陽」の人材派遣が広く普及していくことを願う。

三点目は、「アウトリーチ支援の積極的実施」である。「和」や「オリーブの木」、「はりみず」などでは、子どもの食緊急支援プロジェクトや支援対象児童等見守り強化事業等を上手に活用して、子どもの貧困対策としての食支援も兼ねたアウトリーチ支援を縦横に展開しており、相応の効果を発揮している。

四点目は、「心理・発達支援の拡充」である。小規模自治体・人口減少地域では、心理支援や発達支援を行う事業所が少なく、その不足感は極めて強い。「美深」や「あすか」の活動の詳細や地域での評価を伺い、心理支援や発達支援の体制が相応に整っている児童家庭支援センターへの期待の大きさを痛感した。

五点目に、「権利教育やまちづくりへのコミット」である。昨春の児童福祉法改正により、子どもの権利、とりわけ子どもの意見表明権をいかに保障していくかが、政策課題としてクローズアップされてきているが、そのような情勢にあって「けいあい」の学校現場における権利教育の取組は先駆的といえよう。

また「こどもまんなか社会」の実現が待望されている今日においては、防府市からのコメントにあるように、地域における子どもの人権保障機関である児童家庭支援センターが「まちづくり」そのものにも積極的に関与していくことも求められよう。

従来の子ども家庭福祉のスキームを超えた児童家庭支援センターの進化に大いに期待したい。

（３）全国児童家庭支援センター協議会としての課題

最後に、今回の研究事業から導かれた全国児童家庭支援センター協議会としての課題を２点提起したい。

まずは、各地域における他機関連携の礎となるべきネットワーク機能の強化を挙げる。２０１８年以降、全国児童家庭支援センター協議会は、全国里親会や日本ファミリーホーム協議会と相互支援協定を締結し、合同研修会等を催して課題の共有や養育力の向上を図ってきてはいるが、まだまだ緒に就いたばかりである。

また昨春の児童福祉法改正により、自立生活援助事業の一律の年齢制限が緩和されるとともに、社会的養護自立支援拠点事業が創設されることから、児童家庭支援センターとしても青年期・若者への自立支援を一層強化すべく、全国自立援助ホーム協議会等との連携強化にも努めていくべきであろう。

次に２点目としては、ＳＮＳ相談支援や食を通したアウトリーチ支援、ヤングケアラー支援など、新たな支援実践に取り組む過程において生じる支援者の不安や苦悩を

共有できる場づくりを自らの責務としたい。今回の調査で明らかとなったように、ＳＮＳ相談支援事業は、既に「海北」にて一昨年度より施行されており、今後「同仁会」等でも同事業の実施が検討されているが、全国津々浦々の児童家庭支援センターが、このような事業に積極果敢に挑戦できるよう、事業実施環境の整備に努めていきたい。

（検討委員：橋本達昌（全国児童家庭支援センター協議会 会長））

6-2　総括

児童家庭支援センターは、平成９（1997）年の児童福祉法で設置された（児童福祉分野の中では）比較的新しい施設であり、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、児童相談所からの委託を受けて保護者等への指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行うことを目的とする施設で、近年は里親養育支援を担う社会資源としても期待されている。

現在、多くの児童家庭支援センターでは、児童虐待の発生予防や親子関係の再構築支援（家族支援)、心のダメージの回復を目指した専門的ケアを実施しており、併せて家族全体が抱える問題とその急激な変化に寄り添い続ける伴走型支援や一人一人の成長に合わせた息の長いアフターケア（自立支援）を実践している。

その他にも、社会的養護施設と地域とをつなぐソーシャルワーク拠点として、子育て短期支援事業（ショートステイ）の利用調整を行ったり、市町村の実施する乳幼児健診事業に出向きその運営を支援したり、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化や児童虐待防止に関する研修に協力する等、各センターが様々な地域ニーズに応じ多彩な地域支援事業を展開している。

また、令和４年６月に成立した児童福祉法改正において、市区町村には、こども家庭センターの設置による子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化や事業の拡充等が求められているが、特に、人口減少地域・小規模自治体においては、行政単独で必要な体制を構築し、必要な事業を行うことは難しく、そのような地域でこそ、児童家庭支援センターとの連携がますます重要となる。

このように、児童相談所や市町村のパートナーや補完機能として、また、地域のソーシャルワークの拠点としての役割が期待される児童家庭支援センターだが、全国的にみると、児童家庭支援センターの認知度はまだまだ低い状況にある。

※　昨年度実施された調査によると、市区町村の児童家庭支援センターの認知状況は、「知っている」が 54.3%、「聞いたことはあるが、具体的な役割等は知らなかった」が 31.7%、「知らなかった」は 13.8%であった。

このような状況を踏まえて、本調査研究においては、全国児童家庭支援センター協議会と連携をして、児童相談所の専門的支援や市町村による手厚い支援が届きにくい地域、とくに人口減少地域・小規模自治体等において、児童家庭支援センターがどのような役割を地域で担っているか、市町村や都道府県とどのように連携しているか、在宅支援等

を提供するにあたって児童家庭支援センターがいかに活用されているか等について現況調査を行い、関係機関とうまく連携して在宅支援等を提供していたり、特色ある活動をしている児童家庭支援センター等の17の事例を選定し、ヒアリング調査を実施して事例集を作成した。併せて、本研究は、児童家庭支援センターの人材育成と、全国・地域への更なる浸透を図るため、各地の児童家庭支援センターからの研究員の参画を得るとともに、全国児童家庭支援センター協議会のHPの活用や全国規模のフォーラムでの発表等を行った。

現況調査では、先行調査を踏まえつつ、全国の児童家庭支援センターを対象に、人口規模等も踏まえた地域における在宅支援に関するニーズや現況を把握するとともに、ヒアリング調査先選定のための事前調査の位置づけとしてアンケート調査を行った。

ヒアリング調査は、人口減少地域等において、関係機関とうまく連携して在宅支援等を提供していたり、特色ある活動をしている児童家庭支援センター等の事例集を作成するため、児童家庭支援センター等（17 箇所）へのヒアリング調査を実施した。

詳細は事例集をぜひご覧いただきたいが、先進事例・好事例の共通点としては、児童家庭支援センターと関係機関との強力なパートナーシップ関係があげられる。市区町村のこども政策担当部署、児童相談所、教育委員会、学校、母子保健行政機関等のいずれか、または複数の機関との間で強固なパートナーシップ関係が構築されており、その信頼や関係性が連携事業や共同事業、職員派遣や出向といった手法で、各々の支援現場において具現化していた。

これらを踏まえた総括と、周知・広報のため、全国規模の社会的養護に関するフォーラムで発表を行った。（第 5 回 FLEC フォーラムプレセッション 3 月 10 日）

今回取りあげた17の事例は、いずれの実践においても、行政機関と円滑に連携・協働するために、実に様々な工夫が施されており、機能拡充を目指している児童家庭支援センターは大いに参考にすべきと思われる。

また、パートナーシップは、お互いの信頼関係が基盤となる。行政機関側にも、児童家庭支援センターとの連携・協働を考えるうえで、多くのヒントを得てもらえるよう、関係機関からの目線を取り入れる等の工夫をしており、行政機関にも参考にしてもらいたい。

好事例・先進事例をそこで終わらせることなく、今回の調査研究の成果（事例集）を今後の児童家庭支援センターを活用した地域支援の横展開につなげ、支援を必要とする子どもや家庭のために活かしていくことが重要である。

7 成果の公表方法

本報告書及び成果物たる事例集については、実施主体のホームページに掲載するほか、全国児童家庭支援センター協議会ホームページにも掲載し、広く周知・公表に努めるものとする。

参考資料

参考資料１

第１回検討委員会（令和４年８月４日）資料
「児童家庭支援センターと自治体との連携に関する調査研究」
（令和３年度厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 委託事業）より抜粋

先行研究名　児童家庭支援センターと自治体との連携に関する調査研究

令和4年3月

三菱ＵＦＪリサーチ&コンサルティング

第V章 アンケート調査及びインタビュー調査等の結果からの考察

１．　都道府県及び児童相談所設置自治体への調査の結果及び課題

■都道府県及び児童相談所設置自治体における児童家庭支援センターの位置付けの明確化

・児童家庭支援センターの整備については、厚生労働省から各自治体に発出した「「都道府県社会的養育推進計画」の策定について」（平成30 年７月６日付厚生労働省子ども家庭局長通知）において、児童家庭支援センターは、地域支援等の強化を進めるとともに、地域資源の状況等を踏まえた設置の検討を行うこととしており、引き続き、機能強化や設置促進を図ることとされている。

・しかし、本調査においては、回答のあった都道府県等のうち約１割（６件）が設置予定がないとしている。また、設置自治体の半数以上が「都道府県社会的養育推進計画」の中で、設置目標数を定めておらず、児童家庭支援センターの位置付けや役割が不明確であることが改めて浮き彫りとなった。また、整備が進まない、設置予定がない理由として、設置したいが委託可能な法人などの地域資源が不足している問題がある一方で、設置における財政面の課題の他、特に児童家庭支援センターを設置していない都道府県等では、児童相談所や自治体で対応するといった、児童家庭支援センターのそもそもの必要性についての課題があがっている。

・「令和３年度 社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会 報告書」（令和4 年2月10 日）において、児童家庭支援センターの役割や位置づけがより明確化されたことから、未設置の都道府県等を含め、子どもと家庭を支える重要な機関として捉え、改めて児童家庭支援センターの整備・活用について、財源等を含めて検討を進めていくことが期待される。

２．　児童家庭支援センターの調査結果及び課題

■児童家庭支援センターの周知、理解の不足

・本来は、児童相談所や市区町村とともに、地域の子どもや家庭を一緒に支える機関であるはずの児童家庭支援センターだが、児童相談所や市区町村における児童家庭支援センターの認知度は低く、児童家庭支援センターの存在は知っているものの、児童家庭支援センターの機能や役割を知らない自治体や児童相談所も多い。児童相談所や自治体の職員の異動により、情報が引き継がれず繰り返し児童家庭支援センターについての説明が必要になるとの課題も指摘されており、また児童相談所や市区町村側から児童家庭支援センターに期待することについての意見が少ないのが現状である。

・児童相談所も市区町村も十分な初期対応や継続指導等ができる体制が整っていないところも多いと推察される中で、児童家庭支援センターを活用するという発想に至っていないことは大きな課題であるといえる。

・児童家庭支援センターと児童相談所や市区町村が連携することで可能となる支援は多いはずであり、まずは児童相談所や市区町村に、児童家庭支援センターという存在を知ってもらうための取組みが必要である。児童家庭支援センター自身による児童家庭支援センターの周知が重要であるとともに、設置主体である都道府県・政令市は、社会的養育推進計画等において、地域の子ども・子育て支援機関の１つとして児童家庭支援センターをきちんと位置付け、その役割についての共有を図っていくことが望まれる。

■児童家庭支援センターとしての基本的機能は最低限実施することの再確認が必要

・児童家庭支援センターは、本体施設や設置の経緯、児童相談所や市区町村のニーズによってセンターが担う役割が多様な機関であることが改めて確認されたが、「児童家庭支援センター設置運営要綱」において、「地域・家庭からの相談に応ずる事業」「市町村の求めに応ずる事業」「都道府県又は児童相談所からの受託による指導」「里親等への支援」「関係機関等との連携・連絡調整」は、児童家庭支援センターが実施する事業として定められており、どのセンターでも実施されているべき基本的機能である。

・しかし、児童相談所からの指導委託の受託や、里親等への支援ができていない、実施する予定がないと回答している児童家庭支援センターがあるのが現状であり、基本的機能が実施できていない、実施する予定のないセンターについては改善が必要である。

・また、児童家庭支援センターを設置する側の自治体も、新たな児童家庭支援センターを設置する際には、基本的機能を全て実施することを要件とするとともに、それが実施できるセンターを選定することが求められる。

■各センターの強みの再確認と、児童家庭支援センターからの児童相談所や市区町村への働きかけの促進

・児童相談所や市区町村との連携がうまくいっていると感じている児童家庭支援セン

ターは３分の１にとどまり、もう少し連携を深めたいと考えている児童家庭支援センターが多い。
・連携がうまくいっている児童家庭支援センターは、センターの役割や強みを丁寧に説明したり、ケースを通して信頼関係を深めるなど日々の努力がうかがえる。また、連携を深めるためのアドバイスとして、児童家庭支援センターの強みを知ること、顔の見える関係づくりが重要、待ちの姿勢ではなくセンターから働きかけていく、市区町村のニーズを聞き取り応えていく、といったことがあげられている。特に児童家庭支援センターの認知度が低い市区町村においては、児童家庭支援センターの存在自体を知らない、役割を理解していない可能性があるため、児童家庭支援センター側から働きかけていくことが必要となる。
・児童家庭支援センターが、地域の子ども・子育て支援機関の１つとして児童相談所や市区町村と連携を図っていくためには、まずは各センターの強みや管轄の地域で求められているニーズを整理し、児童家庭支援センターが果たせる役割等を具体的にしたうえで、児童相談所や市区町村にわかりやすく伝えていくことが重要である。

■民間機関であること＆専門性を活かした多様な支援の実施

・児童家庭支援センターには、要綱で定められる基本的機能があるが、民間の機関であるため、活動における制約が少なく多様な活動が可能である。また、行政機関と比べて支援対象者や市民からも身近な存在と感じてもらいやすい。何より、本体施設等で培ってきた経験・スキル等がある児童家庭支援センターは、専門性を活かした様々な支援が可能であり、行政では難しいきめ細やかな対応や伴走型支援、継続支援、心理士による専門性の高**い支援が期待されている。**
・特に、行政ができない「預かり事業」はニーズが高**く、本体施設を運営してきた法人においてはその強**みを活かすことができる事業である。また、レスパイトは、保護者や里親、子どもたちと話ができるきっかけにもなり、センターでのケース支援につながっていく可能性が高**い。**
・児童家庭支援センターの存在価値をより高**めていくためには、児童相談所や市区町村からのニーズ、**つまり支援対象者のニーズに応えていくことが重要であり、各センターが有する強み・専門性を活かした拡張機能が実施されていくことで、各々の地域における支援体制の充実につながることが期待される。
・また、市区町村の職員では実施しにくい講座や研修など専門性をいかした幅の広い活動を行っている児童家庭支援センターも多く、今後もこのような活動を続けていくことが期待されている。

■児童家庭支援センター間での交流・情報共有の仕組みづくり

・本事業におけるアンケート、インタビューにより、改めて児童家庭支援センターの活動内容がセンターによって異なり、多岐に渡ることが確認された。一方で、児童家庭支援センターのある地域の課題・ニーズに対応していることもあり、他の児童家庭支援センターの状況を知らないという声もきかれたが、自分のセンターでは何ができてないのかを考えるきっかけとするためにも、他センターの取組み状況などを知るこ

とは重要である。
・本事業にて作成したような取組み状況等を一覧化して共有したり、児童家庭支援センター同士で情報交換する場の設定などが望まれており、特に、「何からしていったらよいか」が分からずに困っているセンターもあることが推察されるため、先駆的な取組み事例の共有だけでなく、児童家庭支援センターがどのように活動を拡げっていったか、課題だったことや工夫したこと等についても共有しながら、共に考えられるような機会が作られることが期待される。
・児童家庭支援センターの数が急激に増えたこともあり、児童家庭支援センター同士の関係性が以前より気薄になっているのではないかとの課題もあげられた。また、他児童家庭支援センターの状況を個別に確認せずとも、どこかに情報が集約されているとよいとの意見もあった。児童家庭支援センターに関する情報や交流のハブとなり得るのは「全国児童家庭支援センター協議会」であるが、現状は「事務局」としての体制もないため、児童家庭支援センター全体の機能強化に取り組んでいくためにも、協議会の体制強化を検討していく必要がある。

■児童家庭支援センターの専門性の向上と、児童相談所や市区町村との連携づくりにつながる研修体制の構築

・１つの児童相談所の管轄エリア内に複数の児童家庭支援センターがある場合において、指導委託を受けているセンターと受けていないセンターがあり、児童家庭支援センター側の専門性にも違いがあると推察される。
・設置運営要綱に定められている基本的機能の実施が求められているということは、児童家庭支援センターの職員にはそれだけの専門性が必要ということであり、児童家庭支援センター職員の専門性をどう維持・向上させていくかは大きな課題の１つである。しかし、アンケートでも、児童家庭支援センター職員が参加できる研修の実施を求める意見が、児童家庭支援センターからあがっているように、民間機関が参加できる研修は少ないのが現状である。
・児童家庭支援センターに求められている専門性を踏まえると、児童福祉司や要対協調整担当職員向けの研修を児童家庭支援センター職員も受講できるようにするなど、既存の研修を活用する方法も想定される。また、児童相談所や要対協の職員と一緒に研修を受ける機会をつくることで、互いを知り、地域における支援についてともに考えるきっかけになり得ることも期待できると考えられる。
・児童相談所と市区町村の連携促進を目的とし、市区町村職員が児童相談所の会議や研修に随
時参加できるようにしている自治体もあり、児童相談所や市区町村職員向けの取組みの対象が児童家庭支援センターにも拡がっていくことが望ましい。

■安定的な運営のための運営費の拡充

・児童家庭支援センターへの理解が高**く、連携がうまくいっている地域ほど、児童家庭支援センターに期**待される役割が大きいが、児童家庭支援センター側の人員配置の体制上、対応することが難しいといった意見が多く上げられている。また、児童家庭

支援センターには高**い専門性が求められているため、**専門性の高**い職員を雇用**する必要があり、それに見合った人件費が必要となる。
・しかし、児童家庭支援センターの委託が単年度契約であったり、相談件数に応じた費用の支払いになっているなど、複数年を見据えた安定した運営が行えるような基盤がないのが現状である。また、指導委託を行っているものの委託費を払っていない自治体や、予算との兼ね合いで指導委託とせずに連携を行っている事例なども聞かれており、本体施設があるから運営できている状態である児童家庭支援センターもあるなど、児童家庭支援センターの運営費については課題が多い。
・児童家庭支援センターに期待されている役割を担い、より高**い専門性をもつ機関を目指していくため**には、職員数を増やし、より多職種の専門職やSV の配置を行う等、児童家庭支援センター内の体制の充実が必要であり、そのためには安定した事業費の確保が不可欠である。次期児福法改正で措置費に移行することとなったことは大きな進歩であるが、引き続き児童家庭支援センターの事業費の確保については検討が必要である。

■児童家庭支援センターが増えることで各地域の子ども家庭支援の充実につながることを期待

・児童家庭支援センターの少ない地域では、１センターの管轄とされている市区町村が広域であり、すべての市区町村に対応しきれないとの意見も多くあげられたが、いまだ児童家庭支援センター未設置の都道府県があるのが現状であり、少なくとも児童相談所単位ごとに児童家庭支援センターが設置され、児童相談所の補完的役割を果たすことにより、子ども家庭支援の体制が充実することが望ましい。
・また、本体施設を有することの強みが多くあげられている一方、施設が交通利便性のよくないところにあることも多く、サテライト型での設置についての検討の必要性もあげられており、今後検討が必要である。

３．　市区町村の調査結果及び課題

■身近な子ども支援機関としての児童家庭支援センターについて理解を深める

・市区町村の児童家庭支援センターの認知度は半数にとどまっており、児童家庭支援センターについてよく知らない自治体の大半は当然ながら児童家庭支援センターとの関わりがない状況にある。その理由としては、遠い、関係性ができていないといったことの他、「児童家庭支援センターの役割を知らない」との意見も多くあげられている。
・要対協の設置・運営指針において児童家庭支援センターは想定される構成員として具体的に例示されているにも関わらず、市区町村のアンケートでは、児童家庭支援センターが「構成機関としての参加や、各種会議への参加はしていない」と回答した市区町村が71.8%、また「管轄エリアが決まっている」と回答した児童家庭支援センターの担当している市区町村においても「構成員として参加」している市区町村は62.4%にとどまり、「参加していない」が19.5%あるのが現状である。

・児童家庭支援センターが要対協の構成員として参加していない理由は、管轄エリアが広くてカバーしきれない、児童家庭支援センターが管轄内に未設置などの物理的なものもあるが、児童家庭支援センターが構成員として参加している市区町村からは、そのメリットとして、ケースに関して相談・助言が受けられる、心理職による専門的な支援を得られる、役所の閉庁時間に対応可能、民間ならではのきめの細かい対応が期待できるといった、児童家庭支援センターの強みが活かせることが多くあげられている。また、要対協にあがってくるケースは地域の課題でもあり、その支援プランを検討する場に児童家庭支援センターが入ることにより、他の構成員も支援において児童家庭支援センターをどう使うか、どういう機能を求めるのがよいかを考える機会にもなる。
・管轄内に児童家庭支援センターがあるにも関わらず児童家庭支援センターが要対協の構成員となっていない市区町村においては、まずは児童家庭支援センターの役割やできることについて知る機会をつくること、そして児童家庭支援センターは、市区町村に児童家庭支援センターを知ってもらうために児童家庭支援センターについて丁寧に説明したり、ケース支援等を通じて信頼を得ていくなど、繰り返し児童家庭支援センターが関わることのメリットを理解してもらう活動していくことが必要である。

■児童家庭支援センターをうまく活用することで、要対協の機能向上に期待

・要対協での管理ケースが多いため、各ケースについての情報共有や支援方針の協議が十分にできていないという意見や、終結などに関する基準にも曖昧さや疑問があるなどの意見が児童家庭支援センターからあげられている。要対協は多くの関係機関が関わるため協議に時間を要したり、支援方針にも多様な意見が出されることから難しい課題ではあるが、だからこそ児童家庭支援センターを含めた地域の支援機関の役割分担や、ケース検討の方法等についての検討が必要である。特に子ども家庭総合支援拠点の設置も進められている中で、市区町村内での子ども・子育ての支援体制がわかりにくくなっているという意見もあり、子ども・子育て支援に関わる機関それぞれにどのような役割を求めるのかの整理と、それを子どもや家庭にわかりやすく情報発信することも必要である。
・なお、要対協の運営が難しい、適切に行えていないといった市区町村があるため、児童家庭支援センターをうまく活用して、要対協としての機能を適切に果たせるようにしていくことが期待される。

４．　児童相談所等の調査結果及び課題

■指導委託を進めるためには、児童相談所内での理解促進とともに、制度の見直しも必要

・指導委託の実績がある児童相談所は約29％にとどまった。
・指導委託の実績がない理由としては、半数の児童相談所が管内に児童家庭支援センターがないことをあげているが、その他、委託の仕組みができていない、対象の子どもがいない等の回答もある。また、児童相談所の職員によって指導委託に関する認識

に違いがあるのではないか、といった課題もあげられており、児童相談所内での指導委託に関する考え方の整理も必要であると考えられる。
・また、指導委託に伴う手続きが煩雑であり、双方の事務作業が増えることも課題としてあげられていることから、指導委託を増やしていくためには、必要書類の簡素化などの見直しも必要である。
・加えて、指導委託の補助額について「国の基準通り」との回答は３分の１であり、その他は独自の基準との回答であったが、件数が少ないということで運営補助に含めていたり委託費を支払っていない自治体もあるなど、児童家庭支援センターの安定的な運営のためには、指導委託の補助額の見直しも必要である。

■児童相談所・児童家庭支援センター間の関係性の構築を深め、児童相談所のパートナーを増やす努力が必要

・指導委託をした理由としては、「きめ細やかな対応が期待できる」が65.9％と最も多く、その他、心理面や家族統合支援における専門性への期待との回答が各々１割程度であった。
・児童家庭支援センターへの指導委託のメリットとしては、きめの細かい対応ができる、児童相談所の負担軽減となっている、委託一時保護や施設退所後に継続して支援ができる、といったことがあげられており、指導委託したことのない児童相談所にもこれらのメリットを周知していくことが重要である。
・また、関係性の構築に戸惑いのある児童相談所もあることから、指導委託のきっかけとなった「児童相談所と保護者・子どもとの関係がよくないケース」「一時保護解除・施設退所・養子縁組等のタイミング」「近距離でのきめ細やかな支援が必要なケース」「ペアレントトレーニング等の保護者支援」等、具体的なケースや事例を通して児童家庭支援センターが指導委託で支援できることを伝えていくことも重要である。
・その他、「併設施設の退所児童支援を指導委託で実施した」「児童家庭支援センターに相談のあったケースを児童相談所につなぎ、指導委託となった」など、児童家庭支援センターが以前から関わっていたケースを指導委託に移行したという例も多く、児童家庭支援センターが地域の子ども家庭支援に関わる機関として、児童相談所の重要なパートナーであることの認識を児童相談所が深めていくことも必要である。

■具体的なケースを通じた、児童相談所・児童家庭支援センター間での指導委託についての考え方・支援方針の協議

・児童家庭支援センターへの指導委託を行う際の判断基準について、児童相談所設置自治体で統一した基準を設けているところは少なく、それぞれの児童相談所で判断しているとの回答が6 割であった。
・一方で、児童家庭支援センターからは、指導委託を受けていたとしても、児童相談所としての指導委託に関する考え方が明確になっていないとの意見もあり、児童相談所の基本的な姿勢を再度確認するとともに、児童相談所と児童家庭支援センターとで定期的に意見交換等を行う機会を設け、相互のケースに対する理解を深めることも重

要である。
・加えて、指導委託となった後の情報共有や支援方針についての児童相談所の関わりに課題があるとの指摘もある。児童相談所としての進行管理は重要であり、児童家庭支援センターとの情報共有や定期的な確認が求められている。

参考資料２

第１回検討委員会（令和４年８月４日）資料
「児童家庭支援センターにおける地域支援事業に関する研究−要保護児童に対する児童家庭支援センターの在宅支援の現状−」（令和３年度）（社会福祉法人 横浜博萌会子どもの虹情報研修センター）より抜粋

先行研究名　2021 年（令和 3 年）度 子どもの虹情報研修センター 研究報告書
児童家庭支援センターにおける地域支援事業に関する研究
－ 要保護児童に対する児童家庭支援センターの在宅支援の現状 －

（１）アンケート調査結果の分析

全国の児家セン 137 か所(87%)、児家セン職員 812 名中 624 名（76%）の回答があった。アンケート調査について量的分析を行い、自由記述についてはテキストマイニングによる量的分析、定性分析により質的分析を行った。

概要としては、児家セン職員の携わっている率の高い仕事としては「保護者相談、カウンセリング」「関係機関との情報交換」であり、町村を除き「市町村との連絡調整」であった。児家セン職員としてニーズが高いと指摘した事業はすべての自治体規模において「育児不安等の相談」が上位にあがっている。政令市・児童相談所設置市の特徴としては、「ショートステイ・トワイライトステイ」のニーズが高く、一方、その他の地域で高いと考えられているニーズは「不登校支援」「発達相談・療育」などであった。

児家センの職員が特徴的支援として挙げているのは、「アウトリーチ」「食支援を通しての相談」「子育てサロン、講座等地域での子育て支援」「レスパイト」「心理的支援」「子どもへの直接的支援」「里親支援」「要保護・要支援児童への支援」「地域による様々な支援」であった。

児家センの課題としては、職員の年代役割を問わず、「専門性」と「人材不足」があげられ、その改善のためには「運営費」の改善が指摘されていた。

実践可能な方策としては、行政や関係機関との定期的な協議会などの「連携」、相談員や心理職の専門性に応じたスーパービジョンなどの「専門性の確保」、地域ブロックごとの「児家セン間の交流」等が導き出された。

（２）考察

アンケート調査からは、自治体規模により、職員が考えるニーズに違いがあるという結果であり、地域の社会資源の状況により、異なる傾向がうかがわれた。人口規模が多い地域ではショートステイ等レスパイトのニーズが高く、人口が少ない地域では包括的な支援を児家センに求められる傾向がみられた。

現状では、地域による偏りはあり、専門性や人材の課題があるが、児家セン職員によるアウトリーチ、食支援、子育て講座、育児不安の相談などから孤立する要保護児童への緩やかな介入が行われていた。そこから心理支援、レスパイト、子どもへの直接的支援につなげていく可能性があることも明らかになった。

（3）課題と展望

本調査研究によって、児家センに期待されている機能ないし役割は、とりわけ大都市とされる「政令市・児童相談所設置市」とそれ以外の地域では、その様相が大きく異なることが判明した。

政令市・児童相談所設置市では、子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）への市民・利用者ニーズがとても高い。これはおそらく（大都会では、）近くに親類縁者もなく孤立した状態での子育てを余儀なくされている、いわゆる“孤育て家庭”が多いというリアルが反映された結果であろう。それに加えて、一時保護所が常時満杯状態にある実情から、子育て短期支援事業に一時保護の代替機能の一端を担ってもらいたいという児童相談所サイドの思惑も働いているのかもしれない。

他方、それ以外の地域では、「保護者相談・カウンセリング」や「不登校支援」、「発達相談・療育」などのニーズが高い。さらに自由記述からは、基礎自治体が実施する乳幼児健診事業へのスタッフ派遣や保健相談、産前産後相談、自助グループへの支援、外国籍児童家庭相談、家計管理等困窮相談など、各々の地域ニーズに応じて多岐にわたる支援を実施していることがわかった。

コミュニティ内に他の社会資源が存在しない、ないしは極めて少ないことから、地域の中で良い仕事をしていればしているほど、行政や市民から（児家センの本来的業務に近接する）「様々な相談支援業務や福祉事業を担ってほしい」との要望が出されるのであろう。

いずれにしても都市機能（規模）の違いが、ここまで如実に児家センへのニーズに影響しているということは特筆すべきである。今後は、大都市型、中核市型、小規模自治体型、人口減少地域型といった都市機能（規模）的類型ごとに、「児家センにはどのような人材や専門性が必要か？」あるいは「リソースとして何を標準装備すべきか？」といった着眼点から丁寧かつ詳細な調査・分析・提言等を行っていく必要がある。

参考資料３

ＦＬＥＣフォーラムプレセッション（配布資料）

人口減少地域等における児童家庭支援センターを活用した地域家庭支援



課題提起

全国児童家庭支援センター協議会
会長　橋本達昌

先進事例・好事例に共通する特徴



①児童相談所とのパートナーシップ
「同仁会」「海北」「ちゅうりっぷ」「美深」

②教育委員会・学校とのパートナーシップ
「もぜもぜ」「大洋」「あすなろ」「あまぎやま」「みどり」「あすか」

③母子保健行政とのパートナーシップ
「白梅」「あすなろ」「あすか」「光の園（パーネム）」「一陽」

児童家庭支援センターの今後の展望



①短期で預かる支援体制の確立　⇒「光の園」「和」

②市町村との人的連携強化　⇒「あまぎやま」「一陽」

③アウトリーチ支援の効果的実施 ⇒「和」「オリーブの木」「はりみず」

④心理・発達支援の拡充　⇒「美深」「あすか」

⑤権利教育やまちづくりへの関与 ⇒「けいあい」



全国児童家庭支援センター協議会としての課題

① 他機関連携の礎となるべきネットワーク機能の強化



⇒「全国里親会」「日本ファミリーホーム協議会」
⇒「全国自立援助ホーム協議会」・・・

② 支援者の不安や苦悩を支援者同士で共有できる場づくり

⇒「SNS相談」「食をとおしたアウトリーチ支援」
「ヤングケアラー支援」など、新たな事業実施環境の整備

基礎自治体や児相の子ども家庭相談業務を受託している事例



話してみませんか？
いっしょに考えましょう。身近な児家センﾝ!!!

全児相（通巻第109号 別冊）「児童相談所の実態に関する調査」（考察）報告書　令和2年10月 全国児童相談所長会

図18　児童相談所をめぐる悪循環　その①

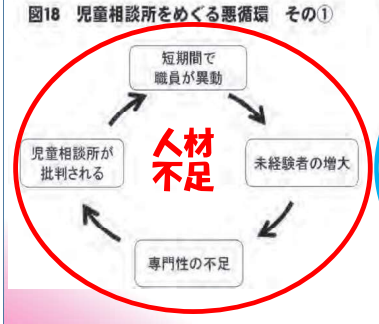
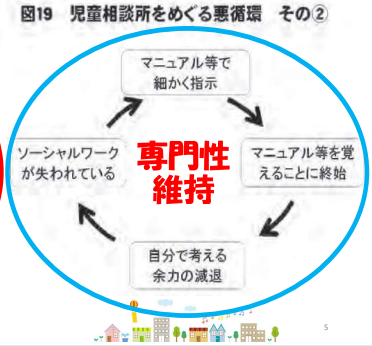
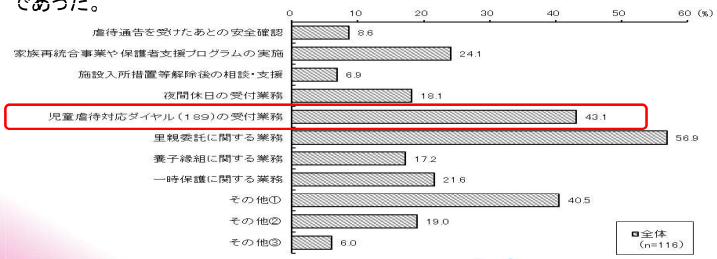


図19　児童相談所をめぐる悪循環　その②



民間機関等へ委託している業務

民間企業等へ委託している業務について、「里親委託に関する業務」が最も多く（56.9%）、次いで「児童虐待対応ダイヤル（189）の受付業務」（43.1%）であった。



令和３年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
児童相談所における児童福祉司等の勤務実態等についての調査研究事業報告書
令和４年３月 PwC コンサルティング合同会社

「その他（委託業務）」の具体的な内容

令和３年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
児童相談所における児童福祉司等の勤務実態等についての調査研究事業報告書
令和４年３月 PwC コンサルティング合同会社

1	電話受付業務
2	子どもや子育てに関する相談業務
3	給食業務
4	児童移送に関する業務
5	児童家庭支援業務
6	研修業務　※市町村後方支援の中で行う研修（対学校、保育所、民生児童委員等、地域支援者対象
7	里親の新規開拓に関する業務
8	療育手帳の判定業務
9	医療機関に子どもを一時保護委託する場合の付き添い業務
10	ひきこもり支援
11	児童虐待対応における法的支援業務
12	庁舎管理業務（窓口、清掃、警備等）

Q 事業受託の経緯は？

児家センを2000（平成12）年開所。1年経過するがなかなか相談援助事業の実績を積むことが出来ず、児家センとしても事業の拡張を望んでいたところ、県の担当課から児童緊急対応事業（相談電話対応）委託検討時より相談があり、2001（平成13）年受託に至った。

Q 対応している職員人数や職種、勤務など対応状況は？

常勤６名【相談員（社会福祉士）３名、心理士（臨床心理士・公認心理師）３名、非常勤4名（社会福祉士を目指す大学生3名、心理士養成課程大学院卒1名）、プラス２名（本体施設職員）で対応。
勤務体系：夜勤入り明け（15:00 ~翌9:00）、日勤（8:30 ~ 17:30、9:00 ~ 18:00、 10:00 ~ 19:00）　※ 児童相談所閉所時間帯以外の日中は児家セン業務



Q委託事業運営する上での利点は？

児童相談所と定期的に連絡会を開きケース対応について共有を行っており、ケースを通じたやりとりの中で、非常に友好的な連携関係が構築できていることが大きな利点と言える。また多くの事例を対応することこそが、多彩な支援を生み出すきっかけとなっている。今後はSNS相談事業の受託についても検討を進めている。

Q児童相談所からみた児童家庭支援センターの意義!!

児童緊急対応事業（相談電話対応）を通じて、児相業務の困難性を感じる機会が多くある。児相としても児家センが同一事例を対応することで、児相業務への共感性を基にした連携のしやすさがある。
児童相談所は職員異動があり、対応する人が変わるが、児家センではほとんど変わることがない。専門性の蓄積効果を含め、全国の児童家庭支援センターが同じような取り組みをした方が良いと考えている。

第5回FLECフォーラム　プレセッション①

「人口減少地域等における児童家庭支援センターを活用した地域家庭支援」

一法人の枠を超え、市内社福法人を糾合し 子どもの貧困対策に取り組む こども家庭支援センターあまぎやま

大牟田市社会福祉法人地域公益活動協議会

【社会福祉法人地域公益活動協議会組織図】

総　会（27法人）
↓
役 員 会（5名）
↓
運営委員会（10名）
↓
実践機関（27法人職員）約1,500人


大牟田市社会福祉法人地域公益活動協議会 定期総会の様子

各法人の職員一人あたり、年間**1,000**円を徴収し、活動資金としている。

こども家庭支援センター　あまぎやま（福岡県大牟田市）

チームおおむた／支援は始縁



社会福祉法人 甘木山学園 理念

創設者の想いである「誠実」「奉仕」「感謝」の心をつなぎ次のことを理念とします

1. お互いをいつくしみ自分らしさを応援します
2. 豊かな人生の一助として癒やしと安らぎのあるおもてなしをいたします
3. 地域と共に発展するために力を尽くします

大牟田市社会福祉法人地域公益活動協議会

①ゴミ屋敷と呼ばれる家の清掃活動







大牟田市
公式キャラクター
ジャー坊

- 社会福祉法人「甘木山学園」と同じ敷地内にある児童家庭支援センター。
- センター長は、要保護児童対策地域協議会の会長を担い、その他、教育委員会や社会福祉協議会などのさまざまな地域の関係機関と連携を深めている。
- 学校や地域と密着した支援相談活動を重視。義務教育の場合は、所属校長の承認を受ければ出席扱いとなり、また、センター内に特別支援学級を設置している。
- 関係機関と連携して、大牟田市社会福祉法人地域公益活動協議会を設置し、多岐にわたる活動を実践している。



- 大牟田市は、人口約108,000人。福岡県と熊本県の県境、九州のほぼ中央に位置している。明治時代以降、三池炭鉱と石炭化学コンビナートの隆盛とともに発展したが、平成９年に閉山した。平成27年7月「明治日本の産業革命遺産」の構成資産「三池炭鉱関連施設」として、世界文化遺産に登録された。日本のカルタ発祥の地でもある。
- こども家庭支援センターあまぎやまは、周辺の三市（大牟田市・柳川市・みやま市）を管轄。児童養護施設甘木山学園、甘木山乳児院とともに、子ども家庭支援の地域拠点としての役割を果たす。

大牟田市社会福祉法人地域公益活動協議会

②生活困窮者への食料・日用品等支援

生活困窮者で、次の年金支給日や生保受給日までの食事のつなぎとして、食料（レトルト食品、インスタント食品や配食弁当）及び日用品等を提供している。

また、ニーズによっては、紙オムツやミルク等のベビー用品等も提供している。

年度	食料支援数	日用品等支援数
平成２９年度	４，０２４食	１３件
平成３０年度	１４，４３４食	３０件
令和　元年度	１４，９３９食	５４件
令和　２年度	６，９３０食	１４件
令和　３年度	９，４３０食	２１件




センターの特徴

■ 不登校児の支援

■ 不登校児の出席扱い

■ 特別支援学級の設置



大牟田市社会福祉法人地域公益活動協議会

⑧学校休校中の児童・生徒への食料提供

大牟田市要保護児童対策地域協議会より依頼を受け、スクールソーシャルワーカーによるスクリーニングにて抽出された「臨時休校中に食事に困るかつ、見守りが必要な児童・生徒」に対して食料提供を行っていた。

新型コロナウイルス対策による臨時休校中に見守りが必要な子どもへの食料提供支給

令和2年3月9日～6月2日までの**45**日間

（延 **2,213** 食）

【食料支援依頼から活動までの経過】

日程（令和2年）	活動内容及び経過
３月２日	小・中学校臨時休校開始
３月６日	大牟田市要保護児童対策地域協議会より要請「臨時休校中、見守りが必要な児童への食料支援」
３月９日～２４日	第1期食料支援（11日間）延 426 食
３月２５日～４月３日	春休み中、特に見守りが必要な家庭へ支援 延 57 食
４月１０日～５月１日	第２期食料支援（15日間）延 782 食
５月７日～６月２日	第３期食料支援（19日間）延 1,005 食
６月３日	学校給食開始
６月８日	小学1年生学校給食開始
６月１２日	臨時休校中の食糧支援等に伴う総括会議

大牟田市社会福祉法人地域公益活動協議会

⑨新型コロナウイルス感染症自宅療養者への食料品・生活物資提供業務

令和３年10月１日より、**「大牟田市新型コロナウイルス感染症自宅療養者等生活物資提供業務」**の委託契約を締結した。
本事業を通じて、市内の様々な民間事業所（九州車輌・ニコニコのり・済生会大牟田病院・甘木山学園等）からお菓子・食料品や飲料水等の寄贈を受けた。
大牟田市から指定された自宅療養者への食料・生活用品パッケージ以外にも、ベビー用品（紙パンツ・粉ミルク他）や子ども用お菓子、アレルギー食品などについては、大牟田市社会福祉法人地域公益活動協議会が負担し、提供している。

令和3年10月から令和4年8月まで、
2,200世帯に、**6,364**コ配達した。



先ほどは食料・日用品支援物資を玄関先まで運んでいただき、ありがとうございました！

食料が少なく、細々と食べていたのでとても助かりました。子ども達もお菓子に大喜びでこんなにたくさんのお菓子で幸せ〜!!と言っていました。

食料があることで、気持ちに安心感がうまれました。

本当にありがとうございました。

世代を超えた　地域包括支援センター

家族への支援として捉えると

領域を超えた支援が不可欠

介護老人保健施設の相談業務と協働して
地域住民だれもがそこにいけば安心を得られる

社会福祉法人 甘木山学園 理念

創設者の想いである「誠実」「奉仕」「感謝」の心をつなぎ次のことを理念とします

1．お互いをいつくしみ自分らしさを応援します
2．豊かな人生の一助として癒やしと安らぎのあるおもてなしをいたします
3．地域と共に発展するために力を尽くします

人材育成

法人内人事・心理支援チーム

法人内に、児童養護施設、乳児院、児童家庭支援センターがあり、それぞれに心理担当職員（以下、「CP」）が配置されている。同じ敷地内にある強みを活かして、心理支援チームとして連携を図っている。
例えば、乳児院から児童養護施設に措置変更された子どもについては、そのまま乳児院のCPが担当したり、子どもの状況や相性等を鑑みながら、施設の垣根を超えて臨機応変に支援にあたっている。また、近隣の大学教授にスーパーバイザーとして月に5回ほど入ってもらっている。
社会的養護におけるCPは、一人職であることが多く、孤立することが多く見られるが、このようなシステムを構築することによって、気軽に相談ができたり、お互いが支え合いながら、人材の育成につながっている。

「やりたい」の集結

「やらなければならない」ではなく

「やりたい」「楽しい」「やりがい」



「早く行きたければ一人で行け、遠くに行きたければみんなで行け」

アウトリーチ

関係機関との連携によるアウトリーチ

大牟田市社会福祉法人地域公益活動協議会をはじめとして、まずはお互いが顔を合わせ、現場に出向き、実際に見て、触れることで的確なアセスメントが行われていく。そのアウトリーチが、利用者にとって適切なより良い支援につながっていく。まずは動き、動きながら考え、状況に応じて改善を図っていく。

連携

人材交流によるわかり合える関係性

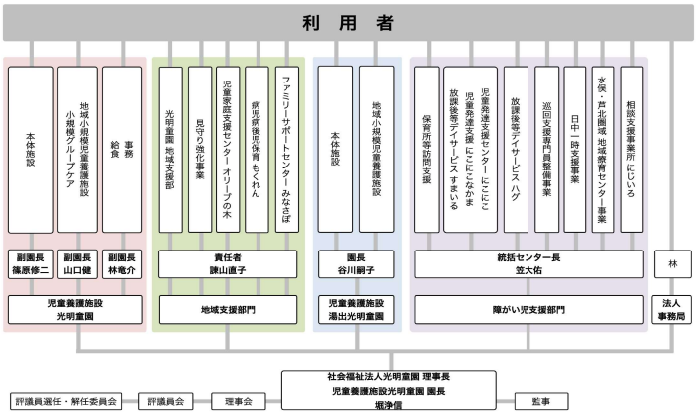
法人として、積極的に人事交流を行っている。職員を大牟田市へソーシャルワーカーとして派遣したり、CPを近隣市町村のスクールカウンセラーとして派遣している。これにより、行政機関や教育機関は専門職の安定的確保が可能となる。あわせて法人との信頼関係が構築される。また、派遣された職員も、その経験を通して、多くの学びになり、長期的な人材強化につながっていく。お互いにとって、Win-Winの関係である。

第5回FLECフォーラム　プレセッション①

「人口減少地域等における児童家庭支援センターを活用した地域家庭支援」

福祉行政の縦割りを超え
多世代交流的に展開される地域支援

児童家庭支援センター　オリーブの木
運営管理責任者　　堀　浄信





社会的養護／共同養育

進化の過程

我が子を、他人に託せるように
母親に**共同養育**を促すため

エストロゲンの減少＝不安や孤独を感じる

必要な時には　**子どもを預けられるように**



誰も助けてくれずに…／一人っきりで子育て…

そもそもできない／できるようにはつくられていない

社会全体で子どもを育む

児童虐待／子どもの貧困の原因

家族依存

■子育ては、親が行うべき
■子育ての全責任は、親にある



社会全体で子どもを育てる意識の欠如



介護と育児

子育ての孤立化：**弧育て**

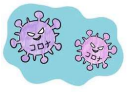
自己責任論＝児童虐待

貧困　（朝日新間参考）

貧困は決して自分に関係ない問題ではなくすぐ隣にあるもの。
家族や友人の援助、教育環境、雇用の確保、制度的な保護など、困難に陥った時に私たちが頼れるものを失った状態が貧困である。
その意味で「経済的な貧困」は

「○○○○の**貧困**」と複雑に絡み合っている。

つながり

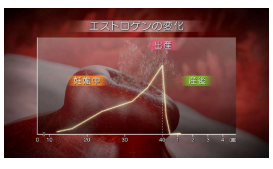


NHKスペシャル／ママたちが非常事態!?

エストロゲン（女性ホルモン）の減少により

不安や**孤独**を感じる

人類が進化するため／理由がある





子育てが終わるまで、妊娠ができない

子育てをしながら、妊娠　＝　**子孫繁栄**

地域の縁がわ　熊本県地域福祉支援計画

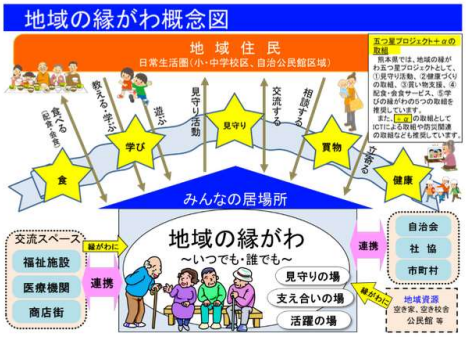
日の当たる「縁がわ」は、隣近所の人たちがおしゃべりをしたり、子どもたちの遊ぶ様子を見守ったり、お年寄りから若い母親に子育ての知恵を伝えたり、時には収穫した野菜を選別したりといろいろな人の交流の場でした。

熊本でも昔ながらの「縁がわ」はあまりみられなくなりましたが、商店街の空き店舗や空き校舎を活用した「住民交流サロン」や「地域のふれあい交流拠点」など、新たな居場所が形成されつつあります。

熊本県では、地域の誰もがいつでも気軽に集い支え合う地域の拠点「地域の縁がわ」の普及を図っています。







地域共生

支えられる＝支える



SDGs

子育て支援のコンビニエンスストア

オリーブの木の事業展開に相乗効果をもたらす事業

- ■1．地域の縁がわ事業
- ■2．地域ふれあいホーム
- ■3．支援対象児童等見守り強化事業

自立＝優れた依存／助けてと言えること

依存＝**addiction**（アディクション）

connection（コネクション）

つながり

弱い紐帯の強み

ゆるくつながる



■1．地域の縁がわ事業

「住民交流サロン」や「地域のふれあい交流拠点」など、地域の誰もがいつでも気軽に集い、支え合う地域の交流拠点

いつでも、誰がいても良い場所

子ども／地域食堂

- ■たまに食事をさせて何になる？
- ■本当に必要な人が来ている？
- ■本当に食べる物がない人がいる？



SDGs



支援／始縁

困ってからでは遅い

■1．地域の縁がわ事業

子ども地域食堂ポパイ



支援テーマ

「いのち　みらい　ささえあい」

子どもにも伝わる分かりやすいテーマとして

- ■最も大切な　いのち
- ■生きている楽しみや喜び、ワクワク
- ■支える・支えられるではなく 誰かが誰かを支えているつながりづくり



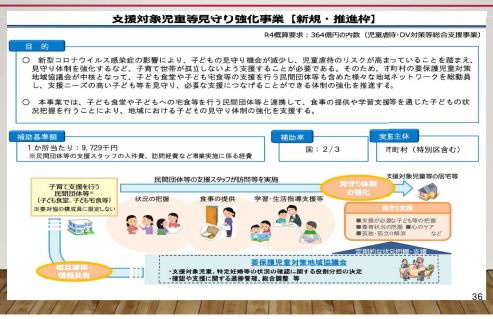
オリーブちゃん

■2．地域ふれあいホーム

デイサービス（日中支援）と インフォーマルな お泊まり（夜間支援）のサービスを提供する拠点

→DV等で、配偶者又は配偶者と子の緊急かつ一時的に急場をしのぐ必要のある母子等への宿泊場所の提供

■3. 支援対象児童等見守り強化事業





■3. 支援対象児童等見守り強化事業

①夕食支援活動ただいま弁当



※月2回金曜日　実施　130食提供（完全外注）

□見守り強化事業の対象世帯【市が選定した世帯】

□センター利用世帯

□ひとり親世帯（ひとり親の会の会長さんから会員に紹介）

に対して世帯の構成員分のお弁当を提供

「お家でおしゃべりの花をさかせてほしい」がキャッチフレーズ

※見守り強化事業対象世帯にはさらに別途、食料品訪問支給活動を実施

子どもたちの幸せのために



～子どもと共に　働く人と共に～

忘れられない…　子どもの声…



こんな施設があるから
お母さんと生活できなくなった（泣）

子どもファースト

■3. 支援対象児童等見守り強化事業

②オムツ、ミルク、服等児童に必要な生活用品の提供

新型コロナウイルス感染症等で自宅待機が必要になった家庭に対して食料品や日用品を提供

10月末迄に

67の子育て世帯　延べ**287**名に配布





私たちのゴール

【創設者の想い】

施設が必要のない社会

社会の成熟　※障害児・者支援

地域貢献事業／新しい社会的養育ビジョン

TTP　**Big Picture**／木を見て森を見ず

子どもにとって良いと思われることは**何でも取り組む**

■3. 支援対象児童等見守り強化事業

③学習習慣支援活動　マナーブ

不登校傾向にある児童の居場所として、

また、学校から帰宅した後に家に誰もいない、

逆に騒がしくて1人で学習等を進めることが難しいと

感じる児童の活動を受け入れ、活動の見守りを行う





地域をつなぎ、支援者をつなぎ
子どもの育ちを支える

児童養護施設 養徳園
児童家庭支援センター ちゅうりっぷ

児童家庭支援センター あすなろ
相談員　砂山 真喜子

児童家庭支援センターの役割



児童養護施設 養徳園による地域支援

児童養護施設 養徳園（社会福祉法人 養徳園）

■さくら市に位置する、社会福祉法人 養徳園が運営する児童養護施設。児童家庭支援センターが開設以前から、地域支援に積極的に取り組む。

■児童家庭支援センターの他、児童養護施設氏家学園（民間移管に伴う市からの運営委譲）、地域の学童保育、および学童保育を利用する子どもと家族を対象とした子ども食堂を運営。

■福田雅章総合施設長を中心として、自立援助ホーム・子どもの居場所を運営するNPO法人や、県内の社会的養護施設等を糾合し創設されたアフターケア機関（協同組合）、オール栃木を掲げてスタートしたフォスタリング機関の活動・運営を下支えする活動を行っている。



児童家庭支援センターの役割



オール栃木で子どもの育ちを支える

とちぎユースアフターケア事業

・県内の社会的養護施設及び里親の法人等が組合員となって運営。施設等を退所した児童の生活相談・就労支援、生活資金の給付等を行なっている。
・児童相談所を退職した人材が職員となって活動している。また、県から就労支援事業を委託された企業のキャリアカウンセラーや、自立支援貸付事業の委託を受けている法人の職員が常駐。

月の家（居場所事業）

・自立援助ホーム「星の家」を運営する法人が経営する子どもの居場所。（宇都宮市）
・「子どもより大人が多い状態できちんとかかわること」「限られた日数でもちゃんとした生活を過ごすこと」「普通の暮らしを知らないまま大人にしないこと」を大切にしている。
・児童相談所OBがスーパーバイザーとしてかかわり職員のスキルアップに寄与している。

栃木フォスタリングセンター

・オール栃木を掲げてスタート。社会的養護に長く携わっている人たちが種別や職種を超えて繋がり、組織の基盤となっている。
・児童養護施設等の里親支援専門相談員と、実際に子どもを養育している里親とが協働し、フォスタリングパートナーとして里親家庭への寄り添い型の支援を展開。
・

すべての子どもの育ちを支えるために

児童養護施設の強みを地域に還元する

① 365 日24 時間体制で子どもを養育していること（機能）
②数多く子どもたちを育て、大きな困難を抱える親たちを支援してきた実績（ノウハウ）

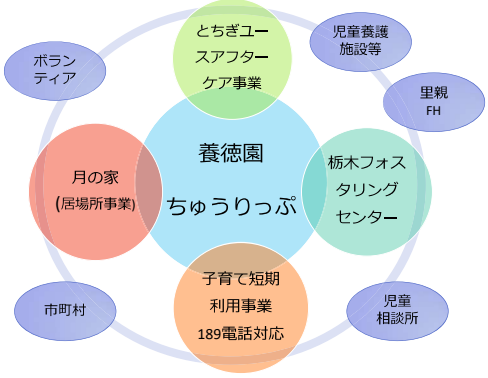
繋ぎ・紡ぎ・創る

種別や職種を超えた支援者を繋ぐ

それぞれの強みを紡いで、より強くよりしなやかに

現状に満足せず必要な支援を創る

オール栃木で子どもの育ちを支える



・「愛着」を考える
・社会的養護の役割と使命
・省察と創造
・支援者がつながる

過疎地における
母子保健分野等 関係機関との連携

児童家庭支援センター あすなろ

児童家庭支援センター あすなろ
相談員　砂山 真喜子

穴水モデル（母子保健との連携）

母子保健連絡会（能登町から派遣依頼）

特定妊婦及び養育上の支援が必要な乳幼児とその家族に関する情報共有・支援の検討

こんにちは赤ちゃん事業
養育支援訪問事業

乳幼児健診

乳幼児健診で発達上の課題が指摘された乳幼児へのサポート（定期的な個別相談）

あそびの教室（健診後フォロー）（珠洲市から派遣依頼）

主に3歳児・年長児のうち発達上の課題を抱えている幼児の園生活（集団適応）の観察。保育士の困り感の把握・支援

保育所訪問

入学を控える年長児のうち、特別な配慮を必要とする児童に関する情報共有。1年次の夏休みには修学状況を確認

就学移行支援

石川県の児童相談所と児童家庭支援センター



あすなろ学園
児童家庭支援センター あすなろ
H13.10.1 開設

能登北部保健福祉センター

石川県七尾児童相談所
管内：児童養護施設 2
乳児院　1

享誠塾
こども家庭支援センター金沢
H14.12.1 開設

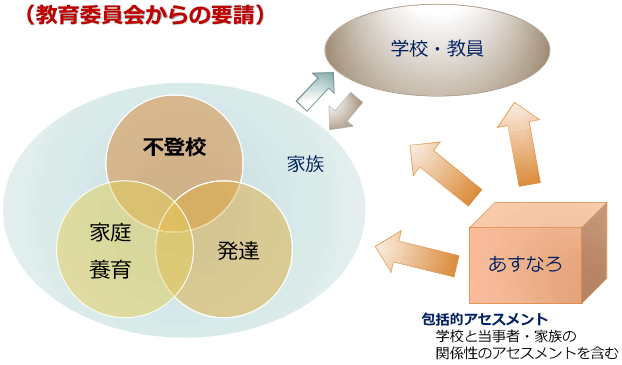
金沢市児童相談所
管内：児童養護施設 4
乳児院　1

伊奈美園
ファミリーステーションいなみえん
H13.10.1 開設

石川県中央児童相談所

南加賀保健福祉センター
管内：児童養護施設 2
乳児院　0

不登校支援（教育委員会からの要請）



包括的アセスメント
学校と当事者・家族の関係性のアセスメントを含む



奥能登４市町を担当
（七尾児童相談所と協議）

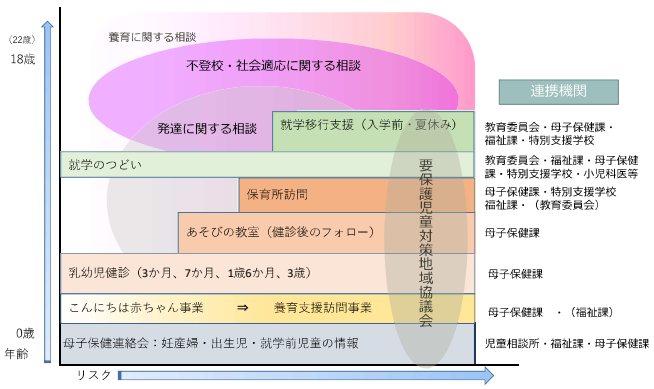
＜奥能登４市町の人口等＞　2022年8月1日

	人口【人】	中学校【校】	小学校【校】
珠洲市	13,086	2（3）	7（8）
輪島市	23,148	4（5）	11(12)
能登町	14,877	4	5
穴水町	7,604	1	2

過疎地における児童家庭支援センターの役割

- 頼りになる身近な専門家（受容と共感、包括的アセスメント）
- 行政サービスの隙間を埋める柔軟できめ細やかな対応
- 多様なサービス・支援の提供
- セールスポイント（強み）を持つ・発揮する

市町との連携



参考資料４　事例集

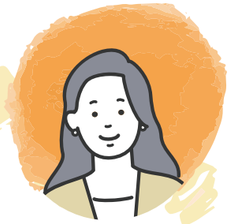
児童家庭支援センターが変える地域を変える





児童家庭支援センターが変える
地域を変える

各地のファーストペンギン物語
全国 17 の事例







全国児童家庭支援センター協議会
一般社団法人共生社会推進プラットフォーム

令和４年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
人口減少地域等における児童家庭支援センターを活用した地域家庭支援のあり方に関する調査研究

はじめに

児童家庭支援センターとは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、児童相談所からの委託を受けて保護者等への指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行うことを目的とする施設です。また近年は里親養育支援を担う社会資源としても期待されています。

なお児童家庭支援センターは、平成９（１９９７）年の児童福祉法で設置された（児童福祉分野の中では）比較的新しい施設であり、２０２２（令和５）年３月１日現在、１７２センターが全国児童家庭支援センター協議会に加盟しています。

現在、多くの児童家庭支援センターでは、児童虐待の発生予防や親子関係の再構築支援（家族支援）、心のダメージの回復を目指した専門的ケアを実施しており、併せて家族全体が抱える問題とその急激な変化に寄り添い続ける伴走型支援や一人一人の成長に合わせた息の長いアフターケア（自立支援）を実践しています。

その他にも、社会的養護施設と地域とをつなぐソーシャルワーク拠点として、子育て短期支援事業（ショートステイ）の利用調整を行ったり、市町村の実施する乳幼児健診事業に出向きその運営を支援したり、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化や児童虐待防止に関する研修に協力する等、各センターが様々な地域ニーズに応じ多彩な地域支援事業を展開しています。

一方で、全国的にみると、児童家庭支援センターの認知度はまだまだ低い状況にあります。昨年度実施された調査によると、市区町村の児童家庭支援センターの認知状況は、「知っている」が５４.３％、「聞いたことはあるが、具体的な役割等は知らなかった」が３１.７％、「知らなかった」は１３.８％でした。※１

また、児童家庭支援センターに期待されている機能ないし役割は、とりわけ大都市とされる「政令市・児童相談所設置市」とそれ以外の地域では、その様相が大きく異なることが判明する調査結果もでています。※２

そのような状況を踏まえて、今回、「子ども・子育て支援推進調査研究事業人口減少地域等における児童家庭支援センターを活用した地域家庭支援のあり方に関する調査研究」の一環としてこの事例集を作成しました。

この事例集では、児童相談所の専門的支援や市町村による手厚い支援が受けられない人口減少地域・小規模自治体等において、関係機関とうまく連携して在宅支援等を提供したり、特色ある活動をしたりしている17の事例を取り上げています。加えて各事例の共通項を見出すため、座談会も実施しました。

本事例集が、自治体をはじめとした皆様に、児童家庭支援センターとは何か、地域でどんな役割を果たしているのかを分かりやすく伝えつつ、支援を必要とする子どもや家庭のため、自分たちの地域で児童家庭支援センターとどんな連携ができるのかについて考え、実践してもらうきっかけになればと思います。

併せて、これから児童家庭支援センターを立ち上げる方や最近新しく立ち上げた方などが、「こんなふうにすればいいんだ」「こんなことができるかもしれない」とのやる気を喚起するようなアイデアを得てもらえたら幸いです。

なお、今回の調査研究と事例集の執筆は、支援を必要とする子どもや家庭のため、児童家庭支援センターの有用性を伝えたい、地域の関係機関とより一層連携していきたいという熱い想いをもった児童家庭支援センター職員を中心としたメンバーで行っています。文章としては不慣れなところあるかもしれませんが、各事例から、エネルギーあふれる想いが伝わればと思います。

最後に、ヒアリング調査にご協力をいただいた関係機関の皆様に深く感謝申し上げます。

研究チーム一同

※１「児童家庭支援センターと自治体との連携に関する調査研究」（令和３年度厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 委託事業）

※２「児童家庭支援センターにおける地域支援事業に関する研究- 要保護児童に対する児童家庭支援センターの在宅支援の現状-」（令和３年度）（社会福祉法人 横浜博萌会子どもの虹情報研修センター）

目次

02　はじめに

06　調査事例全国一覧 MAP

本体施設等から離れた地域にリソースを創設している事例《遠隔展開型》

10　星の家（北海道稚内市）
美深子ども家庭支援センター（北海道中川郡美深町）

18　児童家庭支援センター　白梅（福井県小浜市）

24　こども家庭支援センター　みどり（愛媛県宇和島市）

基礎自治体や児相から子ども家庭相談業務等を受託している事例《自治体一体（コミット）型》

34　同仁会児童家庭支援センター（茨城県高萩市）

40　児童家庭支援センター　一陽（福井県越前市）

46　子ども家庭支援センター　海北（山口県防府市）

54　光の園子ども家庭支援センター（大分県別府市）

福祉行政の縦割りを越えたリソースとして進化している事例《地域共生型》

62　児童家庭支援センター　大洋（岩手県大船渡市）

70　児童家庭支援センター　けいあい（香川県東かがわ市）

78　こども家庭支援センター　あまぎやま（福岡県大牟田市）

86　児童家庭支援センター　オリーブの木（熊本県水俣市）

92　児童家庭支援センター　はりみず（沖縄県宮古島市）

地域の他の福祉事業所等とのつながりを強化している事例《ネットワーク型》

100　児童養護施設　養徳園
児童家庭支援センター　ちゅうりっぷ（栃木県さくら市）

108　児童家庭支援センター　あすなろ（石川県穴水町）

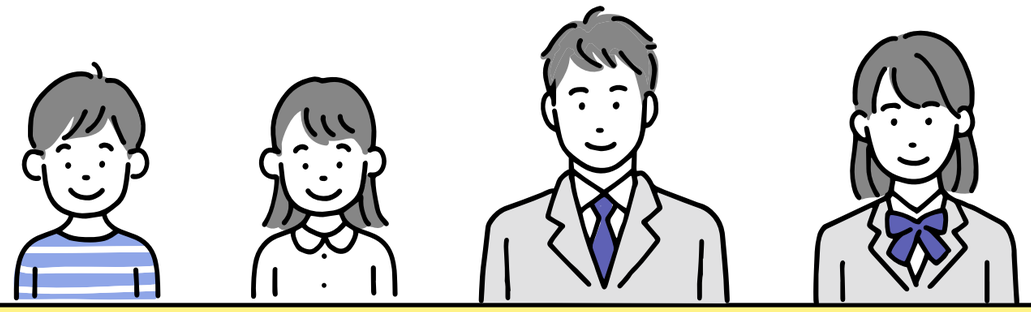
115　児童家庭支援センター　あすか（奈良県桜井市）

123　児童家庭支援センター　和（やわらぎ）（大分県中津市）

130　児童家庭支援センター　もぜもぜ（鹿児島県南さつま市）

138　座談会『これからの児童家庭支援センターを展望する』

149　調査研究チーム一同



本体施設等から離れた地域にリソースを創設している事例《遠隔展開型》

①北海道稚内市「地域小規模児童養護施設 星の家」・美深町「美深子ども家庭支援センター」
北海道美深町（人口約 4,000 人）の美深育成園は、「美深子ども家庭支援センター」を設置するとともに、車で 2 時間以上かかる稚内市（人口約 31,000 人）に地域小規模児童養護施設を新設し周辺地域での一時保護機能を代替しています。（稚内市には一時保護機能の無い児相分室がある。）



②福井県敦賀市「児童家庭支援センター白梅」
福井県敦賀市（人口約 63,000 人）の白梅学園は、車で 1 時間程の距離にある小浜市（人口約 30,000 人）にて「児童家庭支援センター白梅」を運営しています。これにより児相のない小浜市近隣の子ども家庭相談への対応を行っています。



③愛媛県宇和島市「こども家庭支援センターみどり」
愛媛県宇和島市（人口約 70,000 人）の「こども家庭支援センターみどり」は、本体施設である児童養護施設みどり寮から離れた市の総合福祉センターの２Ｆに設けられており「サロンスマイリー（妊婦さんや子育て中の方が相談できる場所）」を実施しています。



基礎自治体や児相から子ども家庭相談業務等を受託している事例《自治体一体（コミット）型》

④茨城県高萩市「同仁会児童家庭支援センター」
茨城県高萩市（人口約 27,000 人）の「同仁会児童家庭支援センター」は、休日・夜間等で児童相談所による対応が困難な時間帯に、県からの委託を受け、「児童緊急対応（電話相談対応）事業」を行っています。



⑤福井県越前市「児童家庭支援センター 一陽」
福井県越前市（人口約 80,000 人）の「一陽」は、統括所長が越前市の「要保護児童対策地域協議会」の会長を担うとともに、同協議会調整機関に職員を派遣し、越前市と強力に連携したファミリーソーシャルワークを行っています。



⑥山口県防府市「子ども家庭支援センター海北」
山口県防府市（人口約 110,000 人）の「子ども家庭支援センター海北」は、子どもの権利擁護を中心に据えた地域支援を展開すべく、地域分散化後の本体建物を活かして、県からの委託事業である「フォスタリング事業」や「ＳＮＳ相談支援事業」を実施しています。



⑦大分県別府市「光の園子ども家庭支援センター」
大分県別府市（人口約 114,000 人）の「光の園」は、別府市から「子ども家庭総合支援拠点」の業務を受託し、別府市行政と一体となった総合的な子ども家庭相談支援体制を構築しています。またショートステイや一時保護の専用施設も新設しています。



福祉行政の縦割りを越えたリソースとして進化している事例《地域共生型》

⑧岩手県大船渡市「児童家庭支援センター大洋」
岩手県大船渡市（人口約 34,000 人）の「児童家庭支援センター大洋」は、「障がい者就業・生活支援センター」や「地域活動支援センター」と同じ建物内に、児童家庭支援センターのサテライトを置くことで、「障害者・児童相談支援センター」を設置・運営しています。



⑨香川県東かがわ市「児童家庭支援センターけいあい」
香川県東かがわ市（人口約 28,000 人）の「児童家庭支援センターけいあい」は、法人内に「子育て支援センター」や「障がい児通所支援事業所」「障害児入所施設」「児童発達支援センター」を有し、社会的養護と障害児施策を連携させた支援を展開しています。



⑩福岡県大牟田市「こども家庭支援センターあまぎやま」
福岡県大牟田市（人口約 108,000 人）の「こども家庭支援センターあまぎやま」は、「大牟田市社会福祉法人地域公益活動協議会」が行う子どもの貧困等に関する地域公益的取組に関して中心的な役割を担っています。



⑪熊本県水俣市「児童家庭支援センターオリーブの木」
熊本県水俣市（人口約 23,000 人）の「児童家庭支援センターオリーブの木」は、「多世代交流事業」（＝地域の縁側事業）の一環として児童家庭支援センターを運営することで「おばあちゃんも子どもも…」といった地域共生社会の萌芽的な機能をも担っています。



⑫沖縄県宮古島市「児童家庭支援センターはりみず」
沖縄県宮古島市（人口約 55,000 人）の「はりみず」は、地域における役割の一つとして、宮古島市における生活困窮世帯及び生活困難世帯の児童・生徒への学習支援事業（週２回夕方開催）を行っています。



地域の他の福祉事業所等とのつながりを強化している事例《ネットワーク型》

⑬栃木県さくら市「養徳園」「児童家庭支援センターちゅうりっぷ」
栃木県さくら市（人口約 44,000 人）の「児童養護施設養徳園」と「児童家庭支援センターちゅうりっぷ」の総合施設長は、比類ないネットワーク力を活かして、県内の社会的養護施設を糾合し、「アフターケア機関」や「フォスタリング機関」を創設したり、自立援助ホームや子どもの居場所を運営するＮＰＯ法人の運営を支援しています。



⑭石川県穴水市「児童家庭支援センターあすなろ」
石川県穴水町（人口約 7,000 人）の「あすなろ（児童家庭支援センター）」は、町内の保育園等への巡回訪問支援や不登校支援などを丁寧に実施することで、養護・虐待相談支援の活動実績を着実に伸ばしています。



⑮奈良県桜井市「児童家庭支援センターあすか」
奈良県桜井市（人口約 55,000 人）の「児童家庭支援センターあすか」は、幼・保・小・中・高に積極的に出向き、困りごと等について御用聞きを行うことで、子どもの関する相談援助の専門機関としての児童家庭支援センターを周知し、他機関とのつながりを強化しています。

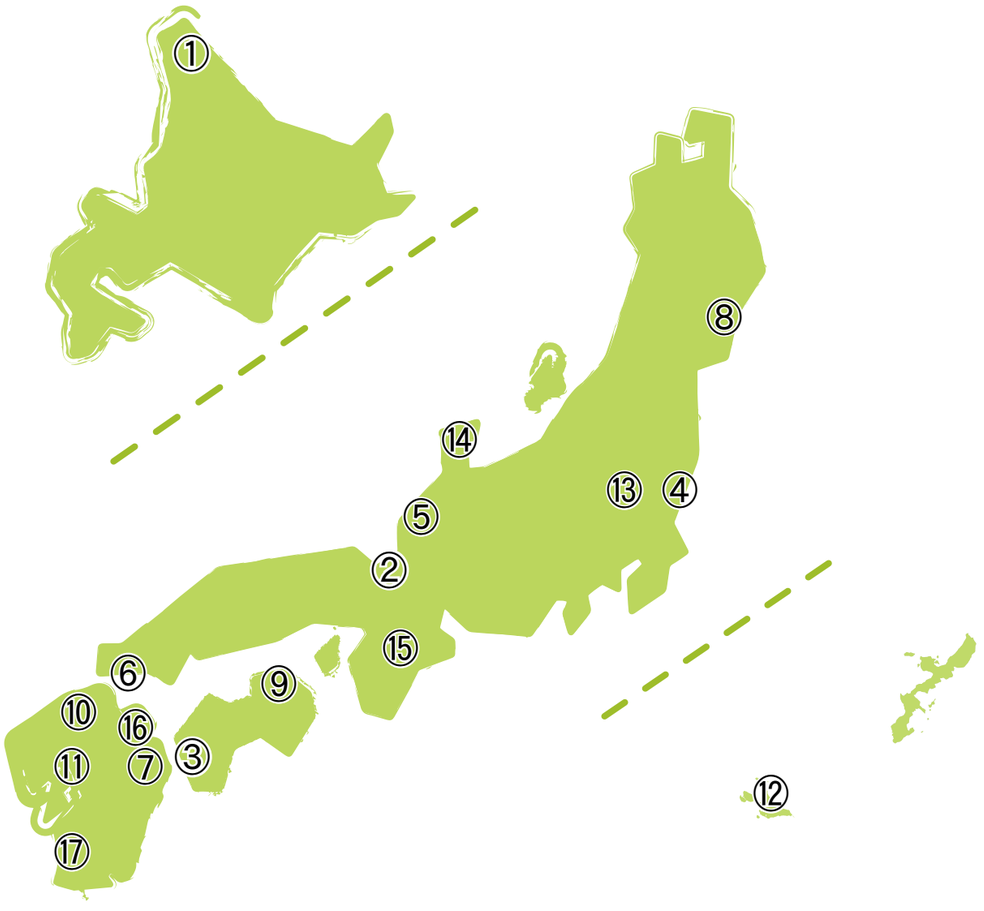


⑯大分県中津市「児童家庭支援センター和（やわらぎ）」
大分県中津市（人口 80,000 人）の「児童家庭支援センター和（やわらぎ）」では、市や社協やスクールソーシャルワーカーとの綿密な連携のもとで「支援対象児童等見守り強化事業」を実施し、食のアウトリーチ支援を通したソーシャルワークを展開しています。



⑰鹿児島県南さつま市「児童家庭支援センターもぜもぜ」
鹿児島県南さつま市（人口約 32,000 人）の「児童家庭支援センターもぜもぜ」は、「ファミリーサポート事業」や「利用者支援事業」、「スクールソーシャルワーカー事業」を市町村から受託し、特に学校・教育委員会との連携に努めています。





遠隔展開型

本体施設等から離れた地域にリソースを創設している事例



①星の家（北海道稚内市）
美深子ども家庭支援センター（北海道中川郡美深町）

遠隔二拠点で地域の児相・大学・病院と連携した子ども家庭支援



①地域小規模児童養護施設「星の家」（写真右上の一軒家）
■社会福祉法人「美深育成園」が、稚内市内に開設した地域小規模児童養護施設。男女混合、定員 6 名。
■同じ稚内市内にある旭川児童相談所稚内分室（以下、稚内分室と記載）は一時保護機能を持たないため、この「星の家」が一時保護機能の一翼を担っている。

②「美深子ども家庭支援センター」（写真にある深緑色の建物）
■美深町の社会福祉法人「美深育成園」に隣接する児童家庭支援センターで、地域の相談を受ける。
■美深子ども家庭支援センター（以下、センターと記載）の常勤職員に加え、近隣にある名寄市立大学の複数の教員や外部のカウンセラーが、非常勤職員として発達に関する各種検査や面接を担う。
■発達検査や知能検査の結果のフィードバックは検査者から行うが、さらに相談員が個々の生活に落とし込んだきめ細やかな助言をし、支援機関とのつなぎやアフターフォローを丁寧に行うことで、検査結果をその後の支援および子どもの成長にしっかり活かすことに力を注ぐ。
■こうした手厚い発達支援を武器に、道北の広大なエリアから寄せられる相談依頼に日々対応。ある時は片道 2 時間かけて家庭訪問することもある。
■相談員が交代で 24 時間の電話相談に対応することで、遠隔地から支援を求める人々に寄り添う。



①北海道稚内市・・・人口 31744 人。日本最北の海辺のまちで、漁業と畜産業が盛ん。日本海とオホーツク海から吹き付ける強風を利用した風力発電の風車が丘の上に立ち並ぶ「風の町」。

②北海道中川郡美深町・・・人口 3902 人。内陸の自然豊かな町。鮭も遡上する大河が町の中心を緩やかに流れ、寒暖差で甘く実る栗カボチャの畑と白樺の森が広がる「キャンパーの聖地」。

①と②の距離は約 150 キロ。車で片道約 2 時間半。（人口は参考値。令和 4 年 11 月 30 日現在、住民基本台帳ネットワークシステムより。）

基礎データ

①星の家
・所在地：北海道稚内市こまどり 4 丁目 5 番 10 号
・母体（設置主体）：社会福祉法人　美深育成園
・開設年：令和 3(2021) 年 4 月
・設置主体が有する施設・機関との併設状況：設置主体から 150 キロ離れた場所にある。
・スタッフ（総数・専門職の数等）：ホーム長 1 名、職員 4 名、宿直専門（週 2 ～ 3 回宿直）の職員 1 名
・開設時間：24 時間

②美深子ども家庭支援センター
・所在地：北海道中川郡美深町字敷島 283 番地
・母体（設置主体）：社会福祉法人　美深育成園
・開設年：平成 15(2003) 年 4 月
・設置主体と同じ敷地内にある。
・スタッフ（総数・専門職の数等）：センター長（設置主体の施設長兼務）1 名、相談員 2 名、非常勤職員 6 名（大学教員 5 名、カウンセラー 1 名）
・開設時間：8:45 ～ 17:00（電話相談は相談員が 24 時間対応）

活動の始まり・変遷

①地域小規模児童養護施設「星の家」
稚内（宗谷）地区には当初、子どもを保護できる機関が宗谷ファミリーホームと里親だけで、保護に限界があった。また令和元年度には、一時保護委託の依頼が例年になく多かった。一方、これまで地域の一時保護機能を担ってきたファミリーホームは、職員確保の問題から活動を制限せざるを得ない状況になり、保護を必要とする子どもたちの行き場がなくなった。

ちょうどその頃、国や北海道から、児童養護施設の小規模化や地域分散化などが強く要請された。稚内市や稚内分室をはじめ、地域の関係機関の後押しもあり、物件探し等も手分けして協力してもらい、「星の家」開設にこぎつけた。

②美深子ども家庭支援センター
北海道内では比較的早い時期に開設した児童家庭支援センター。開設当初から心理検査や通所面接等を実施してはいたが、その頃の活動の中心は主にショートステイの預かりであった。その後、近隣の保育園等が延長保育を充実させるようになると、徐々にセンターの利用者が減った。当時は、ゆったりとした時間の中で相談員が通所の子どもたちと向き合い、一緒にキャンプや買い物や調理等の活動もしていた。

そんな中、地域の拠点病院である名寄市立病院小児科発達外来の医師らとのつながりができ、医師からの心理検査依頼に応えるという循環の中で、医師の期待を裏切らないセンター職員らの力量もあり、当該児童の所属集団・地域とのつながりが形成された。その流れで、発達に関する相談希望者が増え、医師からは家庭や所属機関への介入依頼も出てきて、相談員が現地に赴くことが増えた。

センター非常勤心理士の内一人は、開設時からのメンバー。元児童相談所職員で大学に籍を置いているため、当初から大学と連携してきた。

- 昭和 20 年 9 月：樺太からの引揚げ孤児を、松浦カツ氏が家に引き取る。
- 昭和 23 年 1 月：児童福祉法が施行、財団法人北海道婦人共立愛子会（美深国の子寮）設立。松浦カツ氏が初代施設長に就任。
- 昭和 23 年 7 月：旭川児童相談所、開設。
- 昭和 34 年 9 月：法人組織を変更し、社会福祉法人美深育成園となる。
- 昭和 54 年 10 月：旭川児童相談所稚内分室開設。
- 平成 15 年 4 月：「美深子ども家庭支援センター」開設。（平成 25 年 4 月、現在地に移転）
- 平成 23 年 5 月：長野正稔氏、第 5 代施設長就任。
- 令和 3 年 4 月：稚内市内に地域小規模児童養護施設「星の家」開設。

活動の概要

①地域小規模児童養護施設「星の家」
【地域の中で暮らす～子どもの権利とパーマネンシー保障～】
「星の家」は、稚内市内の住宅街の中にたたずむ二階建ての一軒家。男女混合 6 名定員で、現在は小学生から高校生までの男女数名の子ども達が暮らしており、ここからそれぞれ地域の学校に通っている。令和 3 年 4 月に開設したばかりだが、子どもたちはくつろいだ様子で生活しており、時折近所の公園に遊びに出かけたり、美深育成園本体から持ち込まれたたくさんの漫画を読んだりと、思い思いに余暇を過ごすそう。

美深育成園本体で勤務経験もある男性職員がホーム長を勤め、それ以外のスタッフは全て地元の人たちである。彼らは地域のことを隅々までよく把握しているため、地元の大人の中で子ども達が安心して育つ環境が整っている。



「星の家」玄関にて。玄関前には、室内への雪や風の吹き込みを防ぐ風除室がある。

②美深子ども家庭支援センター
【発達相談のプロフェッショナル集団として
～専門的かつ丁寧な伴走型支援の追求～】

現在、センターの活動の中心は、なんといっても知能や発達に関する検査および相談である。最新の知能検査も無料で受けられ、しかもアフターフォローが丁寧ということで、今ではほぼ１日おきに新規予約の電話が入り、知能検査は３～４か月待ちの状態だそう。それらの検査をはじめ各種心理検査を担当しているのが、名寄市立大学の３人の教員である。遠方からの移動や検査に伴う子どもや家族の疲労や、その後のフォローアップ等諸々考えると、検査者３人合わせて、月９件の検査を実施するのが精いっぱいだという。

その他にも、上記の大学の教員で言語関係の検査を担う言語聴覚士や、発達特性を持つ子どもの学習面を遊びを通して助言する学習援助支援員が、ともに非常勤職員としてセンターの活動に関わっているため、様々な角度からの療育的アプローチが可能だ。また、子どもと親のカウンセリングのために、２か月に一回、泊まり込みで来られるカウンセラーの先生もいるそう。

センターへは、地域の拠点病院の医師や療育センターや学校からつながる場合が多いという。大半は心理検査の依頼だが、検査をしたら終わりではなく、検査をとっているからこそ、その後の病院のケース会議に呼ばれ、見立てや具体的な支援策にも踏み込んで一緒に検討できるという。そこから、保健師や学校の先生といった支援関係者につながり、さらに新たな介入要請や気になる他の子の相談にもつながっていく。こうして、家庭や学校などアフターフォローの訪問先がどんどん増えていっているそう。

ある時は検査結果をかみくだいて親子や支援関係者に説明し、またある時は生活状況を丁寧に追いながら親子に寄り添う役割を担うのが、センターの相談員だ。広大な北海道での訪問支援は、行き帰りだけでも膨大な労力を有する。時には片道２時間かけて訪問し、３～４時間の相談活動後、再び２時間かけて帰ってくることも珍しくない。ただ、そうやって相談員が会いにいくだけで力づけられる人たちがいるという。

また、いわゆる終結ケースでも、進学時には連絡を取るなどして、「簡単には切らない。今付き合っている人を大事にする」ことを意識し、日々実践しているそう。実際、支援が終結したと思っていたケースでも実は終わっていないことは多々あり、そうした時に予め繋がっていれば親子はすぐにＳＯＳを出すことができ、その後の流れもスムーズに支援を再開できるという。

【24 時間電話相談～遠隔地からの SOS をしっかり、丁寧にキャッチする～】

２人のセンター相談員のもう一つの大きな役割が、１週間交代の電話相談対応である。その多くは、センターまで相談に来たくても来られない、遠隔地からのＳＯＳだという。

常連さんからの育児相談の他、いつ何時かかってくるかわからない「死にたい」といった突発的な電話にも、真摯に向き合い丁寧な対応を心掛けているそう。１時間ほど話し「また気力がなくなったらかけます」と電話を切る人や、開口一番「電話するのをずっと我慢していた」と涙ながらに語る人もいるそう。

戸棚を開けると、中にはずらりと並んだ心理検査器具。これらが、センター活動の屋台骨。





センターの入口

「星の家」ができる前は、稚内市内にファミリーホームや里親以外の受け皿がなかったため、施設入所の措置が必要な子ども達は、住み慣れた地域から切り離され、美深育成園本体をはじめとした、稚内市からはるか遠く離れた場所にある各児童養護施設へ措置されていた。施設入所後も、そうした物理的な距離の遠さが、家族の交流の在り方や関係性の再構築に大なり小なり影響し、子どもや家族に負担を強いることになったケースもあったという。

「星の家」開設当初は、「施設＝非行少年」のイメージからやや不安そうにしていた近隣の住民も、今では理解し見守ってくれているそう。



リビングにて。ソファーに座る矢野相談員の視線の先に、TV を観て寛ぐ子どもたち。



折紙作品で可愛らしく飾り付けられた掲示板の傍らに『ほっかいどう子どもの権利ノート』があった。

【地域の子どもの一時保護機能を担う】

「星の家」は６名定員だが、稚内分室との約束で、一人分は常に空きが確保されている状態になっている。そこに、一時保護を委託された子どもが不定期に入ってくる。令和３年度は稚内分室として 14 人の一時保護を決定したが、その内の 10 人が「星の家」に委託された。中には次行先が決まるまで２か月間丸々滞在した子もいたという。「星の家」ができるまでは、稚内市内にあったファミリーホームや、稚内から 260 キロも離れた旭川児童相談所で一時保護されていたそうだ。こうしたことからも、「星の家」のこの地域における重要性がうかがえる。

稚内分室からは、一時保護中の子どもの行動観察も「星の家」職員に任されている。その際の書式は、児相からもらった行動観察の様式をベースに、そこに美深育成園としての視点を加え、日々の生活の様子を記入しているそうだ。

一時保護委託の受け入れは、大抵は日中に行われるが、時には 22 時など遅い時間になることもあるという。受け入れ時は、必ずホーム長が立ち合うようにしているとのことだった。入所児童の中には、そうした外部からの子どもの出入りを快く思わない子もいるので、「星の家」で生活している子どもの気持ちにも極力配慮しつつ、一時保護の受け入れを行っているそう。



明るいダイニングにて、梯ホーム長と長野施設長にお話を伺う。机上の缶コーヒーは、コープさっぽろによるフードバンク事業で届けられたものだそう。



広々とした子どもの居室。北海道は夏も涼しいため、基本的にエアコンは要らないそう。ただし、厳しい冬に備えて、各部屋にストーブが常設されていた。

他機関・パートナー等からの視点

稚内分室からみた「星の家」の意義

旭川児童相談所稚内分室（以下、稚内分室と表記）が管轄する宗谷管内は、人口約６万人（管内の児童人口は推定約 8500 人）、１市８町１村からなる（宗谷管内で、市は稚内市のみ）。

この地域では、虐待対応にとどまらず、就学支援委員会関連の相談およびそれにともなう知能検査の依頼が、関係機関や支援者から直接稚内分室に来ることが多く、相談内容の６割を障害が占めるのが特徴。一部小学校における気になる子どもの様子チェックリストにある相談先も、市町村窓口ではなくて稚内分室。放課後デイサービスや早期療育通園センターは稚内市内にあるが、検査は稚内分室。その結果、稚内分室は管内の約 20 人に一人の子どもに関わっている計算となり、これは他児相に比べても割合として多い。

要保護児童対策地域協議会は管内全ての自治体にあって、ケース検討会議を行っているが、市町村が主体になって開く感じはあまりない。一方、稚内分室への来所相談の場には、保育士や教諭、保健師が同席するなど、連携への意識は高い。この地域の主要なニーズである発達検査や知能検査は、稚内分室の二人の児童心理司が担当。管轄エリアが広いため、島嶼部などについては、２泊３日の巡回相談でニーズをカバーしている。たまに、美深子ども家庭支援センターと共通の支援ケースがあり、その場合はその都度、情報共有やケース会議を行っている。

稚内分室と「星の家」は、車で５分ほどの近さ。面接や情報共有等で、いつでも頻繁に行き来できる。この「距離の近さ」が一番の強みである。それまで宗谷管内にはそうした場所がなかったし、里親数も一桁にとどまる（ファミリーホームがあったが、廃止となり、そこの子たちも「星の家」に入所）。稚内分室は、「星の家」の物件探しの段階から関わってきた。「星の家」ができたおかげで、これまでのように子どもを遠い場所に措置しなくてもよくなったし、入所中の子どもが家族や親族と会いやすくなり、親子再統合のための取り組みも開始できた。遠い施設に措置入所させていた子たちにも、戻ってきてもらった。

「星の家」の一時保護委託受け入れにも非常に助かっている。夜中でも子どもを預かってくれる。一時保護中の行動観察は「星の家」にお願いし、心理判定や面接は稚内分室が担当。今以上に「星の家」に望むことはない。強いて言えば、将来的に管内の児童人口は減少するだろうが、もし保護の必要な子が増えた場合のことを考えると、男女別の地域小規模児童養護施設がもう一つあれば…とは思う。（泉分室長談）





北海道には九つの児童相談所（中央、旭川、帯広、釧路、函館、北見、岩見沢、室蘭、札幌市）がある。旭川児童相談所は、昭和 53 年に稚内市に一日相談所を開設し、翌昭和 54 年に稚内分室を開設した（写真は現在の稚内分室の外観）。室蘭児童相談所には、令和３年１月に開設したばかりの苫小牧分室がある。道内の分室は、この二か所である。

事業運営や事業展開の課題と工夫（知恵袋）



①星の家　②美深子ども家庭支援センター

アウトリーチ

②関係機関へのつなぎや発達相談のアフターフォローのために、センターから出向いての訪問支援が年々増加。相談員は、子どもの権利擁護と発達上のニーズの保障を目的に、親子の困り感に耳を傾け、保護者や支援関係者と子どもの状況を共有しつつ、環境面や対人面を調整。大人が適切にかつ安心して養育に携わり、子どもがその中で安心して成長することができるよう力を尽くす。ただ、エリアが広大なため、車で片道２時間かけて家庭等を訪問し、長時間面接をし、次回の訪問は１か月後になるなど、効率からは程遠い相談援助にならざるを得ない。一方では、そうした懇切丁寧な支援が評判を呼び、遠隔地からであっても、検査や相談の申し込みが絶えない。

運営費

②北海道は厳しい財政上の理由から、道内どの児童家庭支援センターも一律、通常の国庫補助額よりも低い補助額での運営となっており、不足分は法人から補っている。検査器具は、検査者である大学教員らの要望に応え、最新の物を多数そろえているが、特に高額な発達検査器具については、多機能化の一環ということで法人の予算で購入し、美深子ども家庭支援センターに「貸与」する形で整備している。

連携

①美深育成園の職員会議やチーフ会議には、ホーム長がオンラインで参加。施設長が月１回、美深町から訪問。稚内分室との連携は随時行っている。

②懇切丁寧なセンターの活動を通して、近隣の病院や大学をはじめ地域の他機関との間に連携や協同の好循環が生まれ、心理検査の依頼や実施、ケース検討や介入依頼等が活発に行われている。近隣の市町の要保護児童対策地域協議会にも参加して、ケースに関する情報共有を行っている。

相談スキル等の専門性

②センター開設当時から心理検査等を担ってきた心理士は、大学に所属しながらセンターの非常勤職員として長年勤務。そこから他の大学教員とのつながりもでき、センター内に常勤心理士がいなくとも、極めて高い専門性を確保することができている。また、相談員も独自に研鑽を積み、特に発達分野における高い専門性を有する。そこでは、地域の中で子どもの育ちや家族を支え、成長を見守りながら「つながり続ける」視点が大切にされている。

今後の展望

北海道の人口減少地域や限界集落に近い地域で、今後の活動をさらに発展させるために必要なことは、一にも二にも「人材の確保に尽きる」とのことだった。過疎地域であることに加え、広範囲をカバーすることが求められる北海道。とりわけ、慢性的な人手不足に陥っている専門職の確保が急務だという。

①地域小規模児童養護施設「星の家」

現在は、現地在住の比較的年配の方々を雇い入れることで人材を確保しているが、今後、地域や子どもたちからどのようなニーズが出てくるかはまだ不明で、それに応えられるスタッフの確保が課題になるだろうとのことだった。

これに関連して、調査に伺ったちょうどその日、「星の家」開設以来初めての実習生の受け入れがあった。今後、「星の家」が近隣の大学等の実習先として定着すれば、そこから新たな出会いが開けるかもしれない。

②美深子ども家庭支援センター

専門職の公募をしても「誰も来ない」のが実情だという。これまでは、センター長の個人的な伝手やセンターの活動を通したつながりから、なんとか現在の体制を構築したが、これをいつまで維持できるかは不明で、近年の相談件数増加に伴い相談員の心身の負担も増し、センターとして強い危機感を持っているとのことだった。

一方、センターの一番の強みである「専門的かつ丁寧な発達相談」は、遠方であっても厭わずに足を運ぶ「機動力の高い、寄り添い型・伴走型の支援」とともに、人々のニーズに真正面から応えようとするところから生まれたものであり、その極めて高度な専門性と、「人間の尊厳」を体現する謙虚で泥臭いソーシャルワークの両立が、このセンターを唯一無二の存在たらしめている。そうした日ごろの地道な支援活動が、当事者や家族はもとより、地域の支援関係者の確かな信頼や共感を得て、また新たな出会いにつながっていた。

研究員の見聞録


稚内の丘に立ち並ぶ風車

稚内空港の建物から一歩外に出たとたん、晴れた空には不似合いなほどの、強い風が吹いていた。それが、「風の町、稚内」と呼ばれる所以なのだと、後で地元の方から教えられた。

その稚内市内にある地域小規模児童養護施設「星の家」と、本体施設や児家センがある美深町までの距離は、なんと驚きの約 150 キロ。本体施設からこれだけ離れていると、さぞかしご苦労も多いのではないかと思われたが、長野施設長や梯ホーム長は飄々とされていた。稚内分室の泉分室長が、「(稚内分室として『星の家』に) これ以上望むものはありません」とおっしゃった時、社会資源の限られた最北の地で、「星の家」は、単なる一施設の枠組みを超え、地域における子ども福祉の希望の「星」なのだと感じた。

また、「星の家」と稚内分室の間にあるような、お互いを尊重し必要とし合うような確かな信頼関係は、一朝一夕にできるものではないと思われるが、日々の丁寧な実践と情報共有の積み重ねが信頼関係の礎になり、それがいつの日か、民間と行政の新たな連携のかたちへと発展する一つの可能性を感じた。

ところで、北海道の人材不足は極めて深刻だという。専門資格を持つ人の多くは、道内外のより住みやすく労働条件の良い都市部に流出してしまうため、常に専門職が不足。そこにさらに、北海道の厳しい財政事情が追い打ちをかける。一方、広大なエリアには、悩みを抱え込み孤立しかけている人たちや、専門的な支援を必要としている人たちが確かにいるという。

そうした厳しい状況下で、美深子ども家庭支援センターは外部資源との連携を強化し、発達および養育相談の力を極限まで磨き上げることによって、地域になくてはならない存在になっていた。そこには一方的でやりっぱなしの検査は一切存在せず、検査を受ける子ども自身や家族や支援関係者が、しっかりその目的や結果を理解し、主体的に今後の生活に活かせるような、懇切丁寧な支援の積み重ねがあった。

広大なエリアに点在するそうした支援ニーズや「声なき声」に地道に応えるべく、矢野相談員や髙橋相談員は、身を粉にして日々奮闘しておられた。今日は何時間車を運転されただろうか、今週はどちらの相談員が電話相談の当番だろうか…と、あれから私は度々思いをはせる。

そんなお二人を見守る長野センター長の眼差しは、どこまでも温かかった。旭川児相の元児相長で、かつては稚内分室にも在籍していたという長野氏。箱庭の所見書きやスーパーバイズで相談活動を支える他、伝手を頼って専門職の確保を模索し、月一回は単身稚内の様子を見に行かれる等、時に全体の状況を俯瞰しつつ、遠く離れた点と点を「つなぐ」役割を果たしておられると感じた。

全調査を終えて帰路につこうとしたその時、目の前を、白樺の木陰から飛び出した大きな野兎がすごい勢いで駆け抜けた。ペットの可愛い兎のイメージとはまるで違う、手足が長くて筋肉質で精悍な顔つきをしたそのピーターラビットは、美深子ども家庭支援センターの建物のすすぐ横で我々をじっと見つめながら、木漏れ日の下、悠々と草を食んでいた。それは、ここではいつもの光景なのだという。こうした地元民にとっては見慣れた光景、当たり前の出来事の一つひとつが、道外から来た人間の目には、なんと美しく、尊く、キラキラと輝いて見えたことか。

この地に移住したい、あるいは、この地の子ども家庭支援の実践に何か篤いものを感じる…そう思う専門職は、筆者以外にもきっといるはずである。



美深で草を食む野兎（エゾユキウサギ）。
本州の野兎よりも一回り大きな体格。「冬季には体毛が真っ白になる」そう。(矢野相談員談)

(調査員：前之園ゆりか、橋本達昌
文責：前之園ゆりか)

②児童家庭支援センター　白梅（福井県小浜市）

児童相談所・母体施設から遠隔地での設置と連携の充実



■本センターの特徴は、母体施設から高速道路で車移動して１時間程度離れた市での児童家庭支援センター開設を行いながらも、所在自治体である市や市内の関連機関と非常にスムーズに、多様に連携した“定例・非定例”とでも言うべき相談支援活動等が開設以降 10 数年に渡って継続している点にある。

■その定例・非定例の相談支援活動とは、定例で行われているものとして、市の乳幼児健診等や市独自の５歳児健診、ペアレント・プログラム、子育て支援センターで開かれる療育相談を兼ねた「遊びの教室」、そして県振興局保健部局の精神保健のニーズを抱える保護者を対象とした定例相談会にスタッフの一員として同席することである。

■以上の活動は定例のものとして、児童家庭支援センターの月々の活動スケジュールに組み込まれ、実施されている。非定例のものは、いわゆる児童家庭支援センターの２４時間、３６５日の相談支援活動であるが、センターの設置場所の関係や、市要保護児童対策地域協議会による関係機関との連携の円滑さから相談活動も活発である。



福井県は県中央部の３つの峠が連なる稜線を境に、北側の嶺北（越前地方）と南側の嶺南（若狭地方及び敦賀市）という大きく分けて二つの地域から成る。この嶺南地域を所管するのが、児童家庭支援センター白梅である。
①と②の距離は約 150 キロ。車で片道約２時間半。
（人口は参考値。令和４年 11 月 30 日現在、住民基本台帳ネットワークシステムより。）

所在地となる小浜市は、人口３万人弱（R ４年現在）、古来から日本海からの食や文化の玄関口として発展している。昭和４５年以降では、この嶺南地域に電力会社原子力関連施設が６か所開設されていることが全国に知られており、また、北朝鮮による拉致問題も市民にとっては身近な関心事となる地域である。

基礎データ

事業所名・所在地：児童家庭支援センター白梅　福井県小浜市
母体（設置主体）：社会福祉法人　白梅学園
開設年：平成 17(2005) 年
設置主体が有する施設・機関と併設状況：児童養護施設（地域小規模含む）・乳児院
スタッフ（総数･専門職の数等）:センター長１名、相談員１名（もう１名は年度途中で欠員中）、心理士１名。以下兼任及び非常勤;相談員２名（乳児院ファミリーソーシャルワーカー、養護施設里親支援専門相談員と兼務）、心理士２名（養護施設と兼務、元児童相談所心理士が非常勤）、会計事務１名（施設と兼務）

開設時間：来所相談は年末年始以外、毎日９時～１８時、電話相談　２４時間３６５日
心理療法は木・日曜日を除く毎週月～水、金、土曜日の９時から１８時（予約制）

活動の始まり・変遷

遠隔地設置と市との好循環作用の経緯

母体施設法人（所在地；敦賀市、児童相談所あり）としては、県の児童家庭支援センター設置に向けた動きの際、是非とも母体施設のある敦賀市での児童家庭支援センターを受託したいとの思いがあり県庁に赴き、受託希望の話をしていたという。

しかしながら児童相談所がある敦賀市での設置はなく、嶺南地域では小浜市に設置との県の計画を受け、県の意向に応じる形で遠隔地での受託、開設に踏み切った。

当初より開設地となる小浜市との稼働に向けた適宜の相談が、その後の協働と事業展開に繋がる打破ポイントとなっているよう思われる。

何より稼働開始にあたっての職員が要となるが、その後の好循環作用のキーパーソンとなったのが、小浜市で家庭児童相談員として長年地域の子ども家庭福祉相談にあたってきた元相談員であった。

当時退職の予定であったその元家庭児童相談員が児童家庭支援センター白梅で開所時から常勤職員として勤務することとなり、市の一連の相談業務のみならず母子保健等の相談体制や健診との連携や、子育て支援センターとの連携が日常レベルで可能となり、常に関係機関と顔を合わせて一緒に動く関係が築かれたのだという。児童家庭支援センターを組み入れた地域の相談体制が、設置当初から一元的に設計されたとも言えるだろう。

昭和 25 年	天理教越乃國大教会創立 60 周年記念行事として白梅学園乳児院設立
31 年	社会福祉法人として認可
36 年	養護施設が設置認可
平成 17 年	児童家庭支援センター白梅開設
28 年、29 年	地域小規模児童養護施設（女子ホーム、男子ホーム）開設
30 年	児童養護施設小舎ユニット制、乳児院小規模ケア導入

活動の概要

開設時の思いと困難点

児童家庭支援センター開設時の思いについてセンター長にお話を伺うと、次のように語られた。乳児院や児童養護施設に入所してくる子どもたちと出会いながら（施設の運営理念である「親心に徹した養育実践」を重ねてきて）、「新しい社会的養育ビジョン」にあるように子どもの権利を基盤に考え、家庭養育優先の理念を重んじるなら、子どもが生まれ育つ家庭に生じる課題を早め早めに相談対応し支援していくことが必須であると思われたことにある。

これは長年施設養護にあたってこられたからこそ、子どもたち一人一人の最善の利益を護るため、その子どもにとってまず初めに、社会的に道理に合った、最善の努力が求められるべき「地域での在宅養育」への支援を児童家庭支援センターの使命として捉えられたものと思われた。その思いは、多方面からの話しの端々にある“お母さん支援”、“行政でカバーしきれない休日や夜間”の対応にも繋がっている。

センターの設置場所は、開設当初、小浜市から銀行跡地を無償で借りていたが、企業が入ることとなり転居先を検討することとなった。

小浜市からの提案としては、廃園となる保育園があり、小学校と学童保育がある公民館と隣接し、１階には子育て支援センターが入る。その２階に是非入ってもらいたいとの話があり現在の場所に移った。



児童家庭支援センター白梅内の、
日曜に開放されるプレイルーム

児童家庭支援センターの現行の運営費内予算では、場所の安定的な確保に常々不安が生じるという。児童養護施設関係のそれと比べて格段の差があり、在宅支援の社会的ニーズや平成２９年「新しい社会的養育ビジョン」に照らした制度設計から考えると、専門的在宅支援の児童家庭支援センターの場の確保は必須と考えられる。また、地域の子どもと家庭への福祉の保障という点で考えると、市町村行政単位の地域へのメリットも高い。母体施設から離れた地域での児童家庭支援センター単体設置であるからこそ直面する事態と考えられた。これからの児童家庭支援センターの様々な設置形態を考える際に、検討が求められる点となるだろう。



小浜市関係機関の位置関係

地域に密接した相談体制

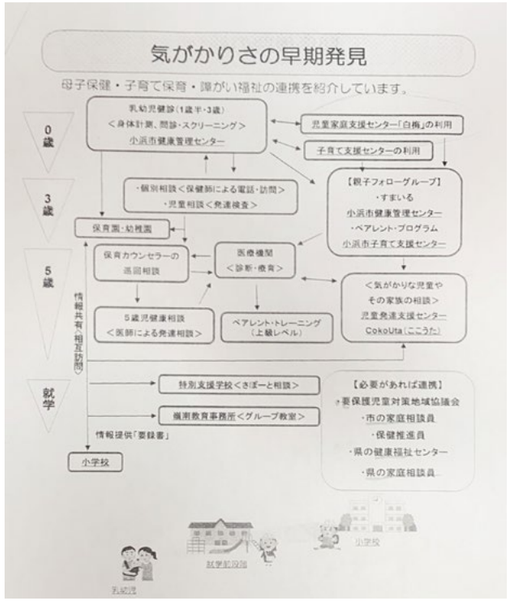
地域の特徴としては、比較的三世帯同居や敷地内別居の三世帯家族が多く、他所から嫁いだ母親にとっては、その関係次第では子育てのしづらさや、時には孤立感が生じる。また、原発関連で転勤族の世帯もあり、地縁血縁のない地域での子育てとなっている方もあるという。その為、地域的に一定の子育て支援ニーズがあり、リスクが高まると早めにキャッチし専門的対応に繋がるような支援は必要とされているものと思われる。就学後については、不登校の場合の代替的な、公的な学習・居場所支援となる適応指導教室が２か所あるが、今年度中に１か所が閉鎖となるという。

また、義務教育後の進路先として嶺南地域では高等学校が私立１校しかない。就学後の子どもの学校適応関係の問題が生じた場合、あるいは予防的にも相談ニーズが高い地域であると思われた。

冒頭で述べた市と連携した定例・非定例の相談支援活動であるが、定例とされている相談支援活動は、図４早期発見のためのフロー図に示される体系化された体制が共有されている。

市の各種健診で児童家庭支援センター職員が同席しているので、フォローが必要と思われる保護者にその場で紹介ができる。その際、児童家庭支援センター白梅では、日曜日にプレイルームの開放を行っているので、子どもを遊ばせに行くついでに母親も相談がしやすい。

これまでの支援を通して学校との連携も築かれており、学校管理職から「心配している子がいるのでちょっと聞いてもらえないだろうか」と相談が来て学校に様子を見に行き対応していくこともある。また、学校や児童相談所には言いづらいという相談を保護者から受けることもあり、まさに身近に相談を受ける機関として機能している。



小浜市早期発見のためのフローチャート。
連携の役割分担の共通認識が得られている。

市の子育て支援センターで開催される「遊びの教室すまいる」は、療育のニーズを持つ母子の集いを呼びかけ、保護者間交流や保護者の子どもの特性理解を促すものである。協力機関として県こども療育センター、児童家庭支援センター、民間の療育事業所、市高齢・障がい者元気支援課･子ども未来課が名を連らね、保健師･理学療法士・言語聴覚士・保育士・保育カウンセラー・児童家庭支援センター相談員・臨床心理士がスタッフとなり、月１回開催である。多機関連携が前提とされた定例の支援活動が設定されている強みは大いにあるものと思われる。

また、県健康福祉センターで開催される、精神保健ニーズを持つ就学前の子を持つ保護者を対象とした個別相談「かるがものお部屋」は、保健師、臨床心理士、市の公立病院精神科医がスタッフとなる中に児童家庭支援センター相談員も同席している。その際その後のフォローとして２４時間３６５日の相談体制は相談者の安心材料になると想像するに難くない。

非定例の相談支援活動の中でも、公立病院と関連した連携はスムーズで、病院発信でリスクの高い妊婦に関しては妊娠期から要保護児童対策地域協議会個別ケース会議が積極的に開かれる。産前産後に機関連携しながら支援を進め、時には子どもの育ちに伴走して保護者の相談を支えているケースもあるという。

他機関・パートナー等からの視点

小浜市の体制と児童家庭支援センター白梅との連携の意義

小浜市の体制としては、今年度より子ども家庭総合支援拠点が市役所内子ども未来課にあり、要保護児童対策地域協議会事務局も兼ねている。支援拠点に専任で保健師１名、兼務の保育士１名、会計年度職員で家庭児童相談員２名がいる。

子育て世代包括支援センターは市保健関係部局が入っている出先である健康管理センター内にあるが、次年度健康管理センターは建物自体の老朽化に伴う立て直しが予定されており、子ども家庭総合支援拠点は健康管理センターへ移転し子育て世代包括支援センターと一体的に稼働していく見通しである。

児童家庭支援センター白梅との定例の連携として、要保護児童対策地域協議会実務者会議、代表者会議、進行管理台帳の見直し会議、母子保健での乳幼児健診や健診後のフォロー教室、児童福祉関係で５歳児健康相談、ペアレント・プログラムへの児童家庭支援センター職員参加が定例化されている。中でも、ペアレント・プログラムの市子育て支援センターでの開催は児童家庭支援センターと同じ建物での開催であり､相談への繋ぎとしてはとても利便性が高い。

市を通しての個別の相談照会ケースとしては、困難ケース対応や土日、夜間対応が必要となる特徴がある。母親の相談ニーズが高いケース、特に精神科的な相談ニーズがあるケースでは支援期間もその後長く要するであろうと見込まれ、欠かせない連携先となっている。またある時は子ども自身が一時保護を求めたケースがあり、一旦話を聞くなど時間を要する状況があったが、児童相談所が遠方であるという地理的条件の中、児童家庭支援センター白梅と母体施設との支援があり非常に助かったのであるという。



小浜市役所

事業運営や事業展開の課題と工夫（知恵袋）



連携

スムーズな関係連携の背景となっているのは、顔を合わせる機会が定例化されていることにあるようで、児童家庭支援センター白梅スタッフからも、小浜市役所職員からも、何かあってもなくても相談し合えるということが、支援者同士非常に安心感に繋がっているという。双方が支援においてどのように動けるのか、よく知っていることも安心感に繋がっている。支援のネットワークは対利用者のみならず、支援者同士も安心感を得られるものであれば、支援対象者へのネットワークの支援効果も増すのではなかろうかと思われた。

児童相談所との関係は、以前は顔を合わせあえるルーティーンがあったが、ここ数年は疎遠になり、同時に情報共有に課題が生じているという。やはりスムーズな連携には顔の見える仕組みの必要性が感じられる話であった。

人材育成

開所時から要となっていたのが市家庭児童相談員として長く勤務し、相談員として周囲から信頼が厚かった相談員であるが、開所から１０年で退職となっており後進に後を譲られている。専門性が求められ、休みが実質ないような体制で仕事を求められる相談員であるので、育成と人材確保にその課題があり、現在は母体施設全体での対応と育成を検討されている。

人材育成を支えるバックグラウンド

人材育成や確保には、母体となる法人全体の考え等も反映されるものではないかと思われる。母体の法人にはまず次のようなシステムがある。宗教法人で出資する奨学生が全国各地の関連施設でまず施設実習を行い、そして保育士養成校卒業後に天理市内の児童福祉施設で１年間の修業を経験する。その後学費等の返納条件として全国の児童福祉施設に最低２年間の就職が求められる、というものである。そのため、母体施設には実習生のための宿泊設備が整っている。いわゆる広域で人材の出入りがあり、学びながら育つ・育てるという風土・文化が存在していることは心強いものではないかと思われた。

今後の展望

母体施設では、平成 28 年以降地域小規模児童養護施設の開設や小舎制、小規模ケアが導入され、子どもたちの代替的養育環境として家庭環境に近い形へと実践環境が整えられてきた。

児童家庭支援センター白梅への職員の出向も取り入れ、法人内の相談・心理担当職員が、管轄内各地域の社会的養育を必要とするような在宅ケースの子どもと家庭の現状やニーズを知っていき、支援のネットワークと出会い、支援者として成長していける機会が作られている。

このような母体施設と一体になった社会的養育のコミュニティーづくりは、現状として過酷な体制である地域の家庭支援の相談現場ー児童家庭支援センター相談員と心理士を心強くバックアップするものと思われた。また更に、嶺南地域という広域な地域にあって、社会的養育の多様な実践を今後も弛みなく積み重ねられていくものと思われる。



研究員の見聞録

今回の研究は「人口減少地域等での」との大きな着目点が前提となっているが、確かに人口規模による自治体での福祉や保健を担当とする課の業務や組織作り、そこから担当職員の動き、例えばアウトリーチがどの程度可能かどうかなど一つをとっても地域により結構差がある。時には組織が機能しづらい課題を抱える場合、福祉や保健の行政サービスの市民からの相談事は、行政サイドにとっては非常に対応し辛い、厄介な業務となりかねないだろうと想像する。

近年子どもの権利のアドボカシーが注目されているが、社会的な文脈からの子どもの脆弱性というものに、現実として私達はこの仕事の現場で直面する。子ども家庭福祉の現場の経験をした方なら誰でも直面するであろうが、地域の在宅ケースには、社会的な不合理のしわ寄せのような現状がある。それを児童家庭支援センターの相談支援では、最も弱い立場や巻き込み巻き込まれている家庭の声にならない声を拾い上げ、地域で子どもと家庭を支え、地域の支援システムと協働しながら子どもの安全が護られ、家族の安心が広がり福祉が促進されるように支援していく。実際、これはなかなか一筋縄ではいかない仕事である。この仕事が好循環を果たすには、行政サービスとの良好な連携は必須であると考える。今回はその好循環が働いている実際を見せていただくことができた。

児童家庭支援センター白梅と小浜市、本体施設のインタビューと見学をさせて頂き、印象的に感じられたのは、このような好循環システムが築かれながら、職員の方々の自然体さ、力の抜け方である。設置から１０年以上の経過があり、ルーティン化したやり方があるということがまずあると思われる。人口規模からの町の住みやすさや働きやすさなども関係し、最も効果的な方法が設置初期にルーティン化されたということがあるのだろう。エフォートレス（努力を要せず）に、本来やらなければならないことに対して人間的に応えられるというのが、私たちがこの仕事をするうえで望ましいことなのではないだろうか。実際に日頃の相談実践を聞くと、相談者はもとより種々の連携機関との日常と繋がった、信頼に基づくコミュニケーションが感じられるのである。そのような秘訣に気づかせてもらえ、温かな思いが胸に残った。

（調査員：守田典子、橋本達昌、深尾美樹、
文責：守田典子）

③こども家庭支援センター　みどり（愛媛県宇和島市）



地域の子育てニーズに合わせ寄り添った支援活動

■サロン・スマイリー
　総合福祉センター内にあるという利点を活かした親子で集える場。お母さん達がほっとできる時間くつろげる場所づくりを目的とした活動になっている。

■保育園訪問
　園児の発達に関する課題をともに考える「保育園の応援者」という気持ちで訪問している。保育士との高い信頼関係のうえに成り立ち、要保護児童等、支援を必要とする家庭の早期発見と機関連携にもつながっている。

■支援の途切れを防ぐ心理担当職員
　小中学校でスクールカウンセラー（SC）を利用している児童・生徒は、SC の異動による支援の終わりに不安を抱くこともある。SC としても勤務している「こども家庭支援センターみどり」の心理担当職員がその不安の解消をしている。
　地域の中で自分たちができることから取り組み、地域の住民や機関とのつながりを築き上げる。その過程において、本体施設である「みどり寮」との協力体制をとっていることもみどりが必要とされることに大きくつながっている。



宇和島市は愛媛県南部に位置し、南予地方の中心都市。人口は 70,019 人。北は西予市に、東は鬼北町・松野町、南は愛南町・高知県宿毛市・同県四万十市に接している。平成 17 年 8 月 1 日に、宇和島市・吉田町・三間町・津島町が合併して新しい宇和島市が誕生した。
宇和島城を中心に発展した闘牛で有名な旧城下町。宇和海に面し、豊かな自然環境（面積の 70％が森林）と四季を通じて温暖な気候に恵まれ、漁業・養殖・農業（みかん）が盛んな地域。
（人口は令和５年１月１日宇和島市ホームページより）

基礎データ

事業所名：こども家庭支援センターみどり
所在地：愛媛県宇和島市住吉町１丁目６－16（宇和島市総合福祉センター 2F）
母体（設置主体）：社会福祉法人宇和島厚生協会
開設年：平成 15(2003) 年
設置主体が有する施設・機関と併設状況：
　児童養護施設みどり寮・地域小規模児童養護施設子どもの家すみよし
スタッフ（総数・専門職の数等）：センター長１名、相談員２名、心理療法担当１名
開設時間：月～土　9：00 ～ 18：00　夜間・日祝　電話での対応

活動の始まり・変遷

　社会福祉法人宇和島厚生協会の児童養護施設「みどり寮」は愛媛県南予地方の中心、宇和島市住吉町にある。
　1950 年、戦災孤児やその他の要保護児童の収容保護を目的に、当時、宇和島市内で民生委員に在籍していた方々によって「宇和島市民生事業団」が組織される。社会福祉法人　宇和島厚生協会　児童養護施設みどり寮の始まりである。
　1953 年の養護施設認可以降、月日の経過とともに老朽化した建物は、その後、何度か改築、改修工事が行われ現在に至る。
　法人の施設としては、みどり寮のほかに地域の子育て相談の窓口となる「こども家庭支援センターみどり」と入所児童の個別化、小規模化への取り組みとして地域小規模児童養護施設「子どもの家すみよし」を開設しており、継続的な養育と支援の質の向上に努力され、地域からも高い評価を得ている。

こども家庭支援センターみどり
　平成 15 年、当時施設長の「社会的養護の支援を受けられない地域家庭の子どもたちを支援しなければならない」との思いから、愛媛県で最初となる児童家庭支援センター「こども家庭支援センターみどり」を開設。当初は本体施設の敷地内での開設が基本であったが、開設のための十分なスペースの確保が難しかったことと、より地域から利用される施設であってほしいとの思いもあり、県や市との協議を重ね、例外的に「宇和島市総合福祉センター」内に設置されることになる。

昭和 25 年 9 月
　宇和島市民生事業団を組織し、要保護児童を
　収容し保護を開始。
昭和 28 年 12 月
　養護施設の認可を受ける。
昭和 30 年 4 月
　社会福祉法人 宇和島厚生協会として認可
　される。(定員 50 名)
昭和 31,32 年
　施設寮舎改築。
昭和 52 年
　鉄筋 2 階建ての寮舎を改築。
平成 8 年
　寮舎内部改修。
平成 15 年 4 月
　こども家庭支援センターみどりを開設。
平成 17 年 7 月
　地域小規模児童養護施設 子どもの家すみよしを開設。
　(定員 6 名)
平成 24 年
　寮舎を耐震化改築。

活動の概要

「サロン・スマイリー」からつながる支援
　みどりの中心的な活動のひとつが「サロン・スマイリー」。妊婦から子育て中の親子を対象に、週１回毎週火曜日の午前中に開催している。
　平成 27 年度より開始した活動で、核家族化が進み地域とのつながりも希薄になっている中、子育て中のお母さん達が孤立せず、悩みや不安を気軽に話せる場をつくりたいと考えたことがきっかけ。活動スタート時は、３組程度の参加だったが、令和３年度には、32 回開催し、8 組のべ 117 人が参加している。チラシを作成しての広報活動はしておらず、利用者の口コミにより広がっている。
　市の総合福祉センター内に施設があるというみどり最大の特徴が立地的にも精神的にも親子の利用のしやすさにつながっている。また、総合福祉センター内にある社会福祉協議会から様々な面で協力を得られていることも活動の下支えになっている。コロナ禍においても、地域の多くの子育て支援の場が閉鎖される中で、貴重な見守りの場として活動継続の意義が一致し、制限付きではあるものの継続することが実現した。
　活動の内容は、みどりがメニューを用意しているというのではなく、子ども達は自由遊びが中心。パパママには嬉しい子育て情報のやりとり、日々の困りごとへの親同士ならではの共感とアドバイス‥　そこは、いわゆる“井戸端会

議”の空間になっている。

その空間の中でみどりのスタッフは、近づきすぎず離れすぎずの姿勢を心がけ、参加者が必要とした際に、すぐに応じられるように見守っている。そして､気になる親子がいるときには､個別に声をかけ、スマイリー参加以外の支援が必要かどうかを見極め、その後の家族支援につなげていく。児童家庭支援センターであるみどりがもつ専門性を発揮し、パパママの負担を軽減＝虐待予防につながる活動となっている。

また、スマイリーは、パパママだけでなく、その子ども自身にとってもメリットがある。それは、親以外の大人とのかかわりがもてることである。スマイリーを利用する子どもは、在宅児である。そんな子どもたちが家族以外の大人とかかわる機会は、近い将来の小さな社会デビューへの準備にもなる。

スマイリー参加者の中に、３人きょうだいのママがおり、それぞれの子どもで利用したということだった。これは、スマイリーの空間が居心地よいものになっているからにほかならず、スタッフの心づかいの効果である。「サロン・スマイリー」は、みどりにとって地域住民と直接つながることができる場。子育てしている方たちの生の声を聴くことができる機会として、また、その声をその後の支援につなげていく出発点ともなっている。



ある日のサロンスマイリー



子育て支援パートナー保育園からつながる支援

サロン・スマイリーとともにみどりの活動の中心にあるのが関係機関である保育園への訪問活動である。市内の５つの保育園を対象としており、月１回の定期的なものに加えて、要請があればその都度、訪問するなど、保育園の要望に添った形をとっている。

活動開始のきっかけは、元市保健師であったみどり職員（当時）が、保健師時代の乳幼児健診での経験から、保育園で園児の発達に関する困りごとがあるのではないかと考え、つながりのあった保育園の園長に投げかけたこと。市保健師時代の良好な関係もあり、スタートするに至った。以来、少しづつ形を変えながら現在の形となっている。

訪問時は、保育の見学と保育士とのカンファレンスを実施している。親にとってわが子の発達は非常に気になること。その気になるということを素直に表出できる保護者とは、かかわりについて話し合うことができるが、そうでない保護者もいる。非常に繊細な話題でもあり、保育士とのコミュニケーションを避ける保護者もいる。みどりは、保育士の困り感は、子どもの困り感という視点で、園の子どもたちの支援方法をいっしょに考えるパートナーとなり、保育士たちの応援者となっている。

また、訪問には、発達を専門とするみどりの嘱託講師も同行している。それにより、より専門的なアドバイスも可能となっている。

さらには、発達だけに限らず、園からの気になる児として相談があったケースが、要保護児童にあたると判明し、ケース会議の開催・関係者間の情報共有と支援方法の協議という流れになったこともある。

これらのことから、みどりに対する保育士からの信頼は高い。その信頼の高さから、所属の園の子どものことだけでなく、自身の子どものことについて相談する保育士もいる。

この保育園訪問をとおして、さらなる支援のつながりが期待できる。

スクールカウンセラーからつながる支援

みどりには、スクールカウンセラーを兼務しているスタッフがいる。そのことによるつながりもみどりの活動を支えている。

スクールカウンセラーとしての勤務校で不登校の相談としてかかわっていたケースがある。しかし、勤務校をかわることになり、スクールカウンセラーとして支援することができなくなった。児童・生徒へのかかわりからスタートしていたが、児童・生徒本人より親を助けて欲しいという話も出てきて、支援はまだ必要な状態であったことからみどりの利用を提案し、かかわりを続けることができるようになった。

スクールカウンセラーは、配置された学校に勤務している時間だけの支援になる。これは、いたしかたのないことであるが、ケースによっては、予期せぬ段階でのかかわりの終了は、不安をかきたてられる。そのような不安を抱かせることなく、必要なだけ支援が提供できるような工夫として、学校からみどりという空間に場所を移して、支援を継続している。



他機関・パートナー等からの視点

宇和島市からみたこども家庭支援センターみどりの意義

「こども家庭支援センターみどり」と「宇和島市こども家庭課」は、主に要保護児童対策地域協議会や子育て短期支援事業などにおいて密に連携をとっている。定期的に開催される要対協の会議には､メンバーとして相談員が参加し、ケース検討や状況把握のほか虐待リスクの高い家庭や不登校リスクの高い子ども家庭等、個々のケースに必要な支援を各関係機関と連携し対応にあたっている。特に発達に課題のある子どもへの支援には定評があり､ケースによっては､子どもや保護者への発達の理解から医療機関に繋ぐまでのワンクッションとなる支援をみどりの心理担当者が担うなど、子ども・保護者への心理面でのサポートにおいても期待が大きい。また、本体施設のみどり寮で担っている子育て短期支援事業（ショートステイ）においても、みどりの相談員などが情報共有や支援のサポートを行い、利用者のニーズに寄り添っている。

南予子ども・女性支援センターからみたこども家庭支援センターの意義

「南予子ども・女性支援センター」は平成27年４月１日より福祉に関する窓口を一元化し、南予児童相談所に婦人相談員を移転配置することで機能を強化し、新たにスタートしている。当センターは南予地方２市３町（人口約13万９千人）を管轄。児童福祉司６名、児童心理司３名で管内の対応にあたっている。

当センターには児童数名の保護ができる一時保護所を備えているが、専属の職員がいないため、数分で行ける同市内の児童養護施設「みどり寮」へ一時保護を委託することが多い。特に緊急での一時保護委託は、受け入れ準備や入所児へのケアなど大変な中、快く受け入れていただけるのでとても助かっているとのこと。「みどり寮」の寮長も、日頃から入所児ケースにおいて無理をお願いすることもあり対応していただいている。定員に余裕があるときは、急な時でも出来るだけ協力したいと話す。また、そんな場合など「みどり寮」が対応に手一杯である時は、こども家庭支援センターみどりの相談員も応援対応にあたっている。

「みどり」の職員は、児相との連絡会やケース検討会へも参加し、情報の共有や子ども家庭への支援検討など積極的に連携をとっている。特に、近年、児相においても経験の浅い職員が増えてきており、連絡会や検討会、研修会など

においての「みどり」の職員の意見や取り組みなどが人材育成の面でとてもありがたいとのこと。将来的にはケースの指導委託措置も含め、これまで以上に「みどり」と連携が密に取れるよう協力したいと話される。

宇和島市社会福祉協議会との連携

「こども家庭支援センターみどり」が宇和島市総合福祉センターに設置されていることで、「市社会福祉協議会」とは、とりわけ連携意識が高い。

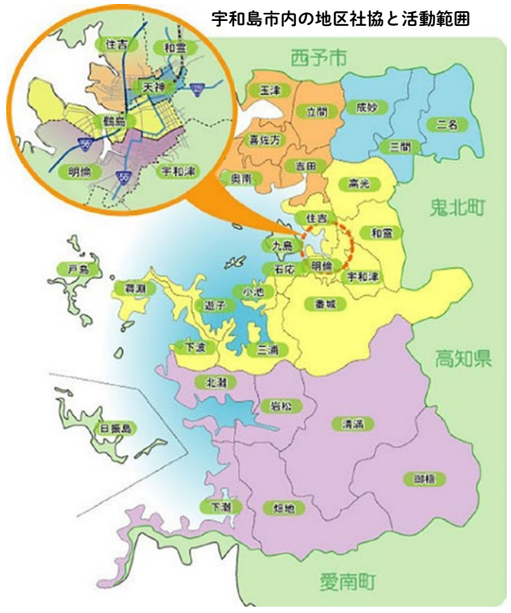
宇和島市には、「地区社協」と呼ばれる「地区社会福祉協議会」がある。概ね公民館単位に29地区に設立されており、福祉のまちづくりを進めていくことを目的に、地域住民の皆さんで構成されている組織とのこと。「市社協」は、それぞれの地区に担当職員を配置し、「地区社協」や民協他、地域住民と協働して地域福祉に取り組んでいる。

地域では、子どもから高齢者、様々な相談が寄せられ、市社協もその解決に向け多機関連携して、情報の共有・活動を行っている。その中で、子育てに関する相談や気になる子ども家庭への支援などは「みどり」に相談することも多いという。『支援について困った時には「とりあえずみどりに相談してみよう」と自然に頭に浮かびます』と市社協の担当者。さらっと抵抗なく出てきたその言葉には、不思議と他機関の壁があまり感じられない。同建物内に事業所を構えていることで、常日頃から顔を合わせ挨拶を交し合う自然なコミュニケーションが、お互いを理解し、信頼し合う関係性をより深めていることが伺える。

先にも述べたが、「市社協」と「こども家庭支援センターみどり」は同建物内で事業を展開している。両事業所とも子育て家庭への支援活動が充実しており、利用者が選択できる幅も広い。妊婦さんから子育て中の方を主な対象とした「サロンスマイリー」（みどり）、就学前の親子が対象の「親子のひろば」（市社協）、10代の子どもたちが誰でもふらっと寄り道できるフリースペース「放課後BASE」（市社協　現在はコロナ禍により休止中）など利用者のニーズに寄り添った切れ目のない支援が展開されている。どれも同建物内で実施されているため「みどり」の職員は、自身の活動以外にも当然意識がいきやすい。

それぞれの活動の中で浮かび上がってくる子育ての悩みや子どもの様子、家庭の問題など、気になることは「みどり」に相談できるし、そこから「みどり」の支援に繋げられればいいと担当者はいう。

宇和島市内の地区社協と活動範囲



宇和島　遊子水荷浦の段畑



事業運営や事業展開の課題と工夫（知恵袋）



連携の拡がり

みどりの強みは、サロン・スマイリーや保育園訪問で培った発達に関する相談への対応力とスクールカウンセラーとしても勤務しているスタッフを含め、保護者への心理的なサポートができることである。

乳幼児の子どもをもつ親にとって、日常のかかわりの中でアドバイスをもらえるというのは、心強い。また、発達の特性がある家庭では、虐待のリスクが高くなる。「虐待はいけない」という指導的な立場でなく、「こうしたらいい」と親ができることを伝えることができることは、虐待の緊急対応後の支援には大きな効果が期待できる。そして、みどりの外で活動しているスクールカウンセラーは、みどりに自然な流れで支援につなぐことができる。

みどりの中心的な活動は、この強みを活かしたものであり、今後、児童相談所も含めた関係機関とのさらなる連携にもつながる。そのためにもスキルアップを目指し、研修等には、積極的に参加するようにしている。

人材育成

相談スキルの向上のために、本体施設「みどり寮」にも携わっている。

センター長は、相談スキルを向上させていくために必要なものとして、“対象児の理解”と“経験”をあげている。経験は、時間の経過とともに積み重なっていくものであるが、対象児への理解は、何もしなければ変わらない。そこで、研修等には、積極的に参加できるようにしているが、さらに理解を深めるために、みどり寮での会議に参加したり、ショートステイや緊急一時保護での応援対応に入るようにしたりしているとのこと。

会議は、社会的養護下におかれた子どもを現に支援している職員の考えを聴く機会になるとともに、相談業務を行う、みどりの視点からの意見を出す機会にもなっている。

応援対応では、その後、みどりとして直接のかかわりにつながることも考えられるので、そうなった際には、初対面の緊張を和らげることにもつながる。

このように、外部の研修だけに頼らず、時間や経費をかけずとも効果が期待できる内部での研修も取り入れ、専門性の向上＝人材育成に努めている。

今後の展望

利用しやすい社会資源のひとつとして

松本センター長とスタッフの方に、「こども家庭支援センターみどり」の今後のイメージを聞いてみた。

平成１５年の開設から今日まで、こども家庭支援センターみどりは「いつでもだれでも気軽に相談できる場所」として、時間、場所の設定など出来るだけ相手の思いや希望に沿った柔軟な対応を心掛けてきた。今後もこのスタイルは変わらない。今、地域の中で求められていること、必要とされていることにアンテナを張り、その時々のニーズに合わせて修正を加えながら継続していきたいとの思いが強い。

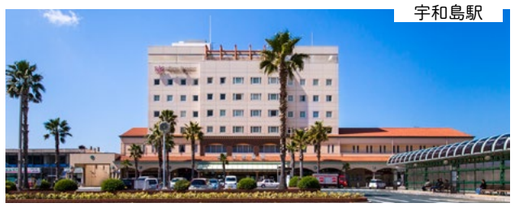
「できることから始め、継続する」当たり前のことかもしれないが、それが地域の方々に児童家庭支援センターを知っていただく確かな方法であり、今後も大きな目標であると話される。

関係機関から頼られる存在に

これまでも関係機関とは、うまく意識し合いながら連携をとってきた「みどり」であるが、今以上に身近で頼られる存在となるためには何が必要であるかを聞いてみる。

お互い得意とする専門分野があるが、苦手な分野も必ずある。みどりの取り組みにおいても、保育園訪問での悩み相談や助言、児童相談所からの一時保護委託、地域の子ども家庭の支援であるショートステイの受け入れなど、他の関係機関が困ったり苦手とする対応を積極的に担ってきている。「対応に苦慮することもあるが、できる限り協力することが、結果、自分たちの利益にも繋がる」とセンター長は話す。自分たちが今出来ることを最大限発揮し対応にあたることで、自然と相手への信頼を大きく深めることにも繋がっている。

研究員の見聞録


宇和島駅

JR 宇和島駅を出ると目の前には大きなヤシの木が立ち並び、南国情緒あふれる街の雰囲気が味わえる。そこから車で５，６分ほど揺られると、こども家庭支援センターみどりのある宇和島市総合福祉センターが見えてくる。

今回、こども家庭支援センターみどりへのヒアリング調査の最大のポイントは、この宇和島市総合福祉センター内に児童家庭支援センターが設置されていることである。様々な事業が展開されているこの環境の中で、こども家庭支援センターみどりがどのような役割を果たしているのか、いろいろと興味深いスタートであった。

ヒアリング調査の日程とみどりの取り組みのひとつである「サロンスマイリー」の開催日がうまく重なっていたため、見学させていただくことができた。温かみのある雰囲気のなかで、みどりのスタッフと利用者の、まるでご近所づきあいのようなやりとりは、これまでの関わりで築かれてきたお互いの関係性の深さが感じ取れる。それまで緊張気味だった私の心も和ませてくれる、そんな温かみのある空気感だった。

ヒアリング初日終了後、松本センター長から夕食のお誘いをいただき、メンバーでご一緒させていただく。

宇和島駅からほど近い、雰囲気のある和風の一軒家でセンター長の馴染の店。そこでは豊かな海の幸に恵まれた地元の郷土料理「宇和島鯛めし」をはじめ、白身魚のそぼろや糸こんにゃくなどで作られた「ふくめん」、「じゃこ天」、「ふか（サメ）料理」など、おもてなしの文化から生まれたといわれる南予宇和島の心温まる料理を満足いくまで堪能させていただいた。

会食中、センター長に今の仕事についてのやりがいを聞いてみる。センター長が現在の児童福

宇和島名物　フカの湯ざらし、ふくめん等



祉に携わるきっかけとなったのは、第４代理事長で元全国児童養護施設協議会会長の谷松豊繁氏の誘いがあったからとのこと。それまでみかん農家だったセンター長は、児童福祉には携わったこともなく右も左もわからない不安な中、児童養護施設みどり寮で働き始める。それぞれに課題の多い施設の子どもたちと、日々がむしゃらに向き合っていく中で、だんだん子どもたちへの愛情と、この子どもたちを何とかしてあげたい、この子たちの成長する姿を見守りたいとの想いが強くなってきたという。

みかん農家だったセンター長には強い持論がある。「みかんを育てることは子どもを育てることにも通じるところがある」

みかんの実を甘く、美味しくなるようにするには、しっかりと手間暇かけないといけない。枝には強い枝と弱い枝があるが、強い枝をしっかり切るとより強い芽が出てしまうことがあるので柔らかく、また弱い枝には強めの剪定をすることもある。その枝によっての力加減がとても大切。子育ても同じで、気持ちの弱い子には、時には強い・押し出すような対応が必要。気の強い子、大胆な子には力強く後押しすることで落ち着かなくなることもあるので、柔らかく関わることも必要となってくる。そう信じながらこれまで子どもたちと関わってきた。そう話される松本センター長の表情は優しく穏やかで、まるで息子・娘・孫を想う父・祖父から滲み出る包み込むような眼差しに感じた。

最後に、こども家庭支援センターみどりの強みとは‥

「相手のニーズに合わせ寄り添える支援」

センター長はじめスタッフ全員の迷いのない言葉に私自身も力をいただいた気がする。



（調査員：朝田真悟、上村久美子、鈴木洋子）

文責：朝田真悟

基礎自治体や児相から子ども家庭
相談業務等を受託している事例

自治体一体
（コミット）型



④同仁会児童家庭支援センター（茨城県高萩市）

話してみませんか？いっしょに考えましょう。身近な児家セン!!



■同仁会児童家庭支援センターは、社会福祉法人同仁会に属している。社会福祉法人同仁会は、戦後の荒廃が続く最中、戦災浮浪児に手を差し伸べるべく 1952 年に開設した養護施設「高萩臨海学園」を始まりとして、現在では児童養護施設や乳児院などの入所施設、保育所をはじめとする通所施設、児童家庭支援センターなどの相談施設を展開している。

■児童虐待防止法の成立を前に地域支援の拠点として児童家庭支援センターを検討、平成 12 年に法人が運営する児童養護施設臨海学園と同市内にあった同法人乳児院の合築の中で、県内初の児童家庭支援センターを設置、地域子育て支援センター（当時は乳児院が受託）を含めた総合施設「同仁会子どもセンター」として子育て支援と社会的養護の総合センターとしてスタートした。平成 13 年には県から児童緊急対応事業（相談電話対応）を受託し、民間機関として先駆的に取り組んできた。

■受託した相談電話の対応事業では、当初女性相談等を含む総合福祉相談窓口となっており、かなり多様な相談が数多く寄せられた。非常に繁忙状態であったが、逆に非常に多彩な対応を生み出す結果となり、現在の電話相談対応に活かされている。また、児童虐待を含む県の児童緊急対応事業（相談電話対応：以下、HL）を受託したことで、児童相談所とのケースの共有が生まれ、その連携が緊密化した !!



高萩市は、茨城県の北東部に位置、東は太平洋に面し、西は多賀山地が連なり、その間を花貫川と関根川が流れ、景勝地花貫渓谷がある。これらの海や山の自然景観は、県の自然公園に指定されている。また、北部は福島県東白川郡塙町と茨城県北茨城市に接し、南部は日立市、西部は常陸太田市に接している。
市の総面積は 193.55 平方キロメートル（令和４年１月 国土地理院）。県土の約 3.2 パーセントを占めており、市域の約 85 パーセントが山林原野等で、耕地面積は 1,040 ヘクタールとなっている。
高萩市の人口（令和４年１０月１日現在）
総数 ２６，６９８人（男１３，３０１人、女１３，３９７人） 世帯数 １１，５４５世帯

基礎データ

事業所名：同仁会児童家庭支援センター
所在地：茨城県高萩市肥前町 1-80
母体（設置主体）：社会福祉法人　同仁会
開設年：2000 年（平成 12 年）４月１日
設置主体が有する施設・機関と併設状況：
・児童養護施設　臨海学園　・乳児院　同仁会乳児院　・同仁会児童家庭支援センター（高萩市肥前町 1-80）・児童養護施設　同仁会子どもホーム（高萩市秋山 712-1）・保育所　同仁東保育園（高萩市高浜町 2-35）・放課後児童健全育成事業　ゆうゆうクラブ　子育て支援拠点事業　同仁会地域子育て支援センター（高萩市有明町 1-144）・障害児通所支援事業　くれよんクラブ高萩（高萩市有明町 1-46）・児童養護施設　内原和敬寮　・児童心理治療施設　内原深敬寮　・児童家庭支援センターあいびー（水戸市小林町 1186-84）・児童養護施設　つくば香風寮　・乳児院　さくらの森乳児院　・茨城県発達障害者支援センター COLORS つくば（つくば市高崎 802-1）
スタッフ:センター長（法人内施設長兼務）１名、相談支援員４名（内１名兼務職員）、心理担当職員３名、電話相談員４名（非常勤）
開設時間：９：００～１７：００

当該児童家庭支援センターの地域における役割・意義

①理念

戦災孤児を保護したことを契機として、県、市、地域からのニーズを背景に、そのニーズに応えながら児童養護施設、乳児院、保育園、学童保育、児童家庭支援センターと拡大してきた経緯がある。法人理念である『合掌深敬』を基本姿勢として、地域ニーズに沿って身近に相談できる機関を目指し、児童福祉に幅広く貢献することを理念としている。

②地域（家庭等）から求められていること

茨城県の中でも県北地域には、相談機関や医療機関等が少ない状況である。児家センには社会福祉士や公認心理師が在籍していることから、専門的な支援を受けられる身近な場として、地域の中でアウトリーチを含めたていねいで相談者に沿った相談支援が求められていると考えている。

③市町村から求められていること

母子保健分野から健診や乳幼児健康診査事後教室への心理士派遣、相談先が必要な家庭については児家センを促すなど連携が進んだが、年度ごとに子ども福祉担当課職員が入れ替わることから協働支援連続性が弱いところもある。

④児童相談所から求められていること

児童相談所閉庁時の対応、土日の相談支援が求められている。ペアトレや里子のセラピーについて指導委託を受託したことから、児童相談所の支援が終結となる際の次の支援先として児家センを案内したいと話題に上がることも多い。

当該児童家庭支援センターの取組や強み、その要因・背景

①主要な取組

県委託事業（HL）、地域・里親相談支援、食支援（アウトリーチ）

②強み

来所型の支援にとらわれず、訪問支援も実施しています。昨年度から食支援も開始し、公的機関が把握していないケースに繋がることができています。

③地域家庭支援において有用な事業・取組

乳幼児健診や、子育て支援センターの広場事業に参加することで、低年齢の頃から児童に関わる（顔を覚えてもらう）ことができている。また、無料セラピーの実施によって、経済的に困難さを抱える家庭にも支援を届けている。

④強みや有用な事業展開を可能とする要因・背景

法人の保育所、学童、障がい児通所施設、児童養護施設、乳児院が同市内にあり、児家センに繋がった方がよい家庭を発見した各施設から、情報提供を受け、児家センで支援を検討している。また、法人内の様々な施設に在籍する多職種のマンパワーを利用創造した様々な形の支援をすすめている。

他地域や全国的に児童家庭支援センターを広め、発展させるために必要と思われること、それにあたって自分たちの取組みや活動で参考にできると思われること

①児童虐待の夜間等緊急電話相談事業を受託していること。

管轄市内に限定せずに、電話・オンラインなどを通じた支援は過疎地域でもかなり有効である。

②支援の枠組みにとらわれず、まずは取り組んでみる雰囲気づくりをすること。

多少範囲外の分野でも、様々な展開をみせることがあるため、地域ニーズに沿った事業展開をしている。

当該児童家庭支援センターの好事例・成果（エピソード）

①成果があったと考えられる具体的な事例・内容

・他機関に繋がりづらく、児家センが中心となり支援を行ったケース
・アウトリーチから来所相談に繋がったケース、オンライン相談で継続支援を行っているケース
・児童相談所委託ケース（里子のセラピー、施設入所児のセラピー）

児童緊急対応事業（電話対応）について

一問一答!! ☺15番勝負

教えて!! ☺芳賀センター長

①この事業の受託はいつからでしょうか？

平成 13 年 4 月 1 日です。

②受託の経緯を教えてください (^^ ♪

茨城県が児童虐待の相談・通告窓口の拡大のため 24 時間化を計画。24 時間児童虐待専門相談電話の開設に至ったのです。

③受託以前から、地域の中でこの受託事業と類似した相談支援対応業務を担っていたのでしょうか？

当時、児童家庭支援センターは茨城県内に当センター 1 カ所であり、児童相談関係での 24 時間 365 日対応の相談窓口を設置する唯一の機関でした !!

④児相や県から依頼や相談を受けて受託となったのでしょうか？それとも積極的に手を挙げたのでしょうか？

茨城県の担当課から検討時より相談がありました。一方で、児家セン開設 1 年目で相談援助事業の実績を積むことが出来ず、当センターとしても事業の拡張を望んでいるところでした。本事業の受託は、本体機能を含めた児童相談所との連携関係強化など含め、その利点は大きいと感じていました。

計画当初は児童虐待 24 時間相談としての計画でしたが、受託時にはそれまで一時保護所で受けていた児童相談所閉庁時対応が同時に課せられており、予算はそのままに当時の 3 児相 2 分室の閉庁時対応および一時保護所あての電話相談連絡のすべてを請け負うものとなりました。

開設から数年は、茨城県の仕組みとして中央児童相談所と婦人相談所、障害者福祉などの総合相談施設「茨城県福祉相談センター」として代表番号が設定されており、実質的にはそれらすべての転送電話も 1 回線で対応していました。結果、非常に多種多様な相談が多数寄せられる状況でした。

⑤対応している職員人数や職種、勤務など対応状況を教えてください。

常勤 6 名【相談員（社会福祉士）3 名、心理士（臨床心理士・公認心理師）3 名、非常勤 4 名（社会福祉士を目指す大学生 3 名、心理士養成課程大学院卒 1 名）、プラス 2 名（本体施設職員）で対応しています。

勤務体系：夜勤入り明け（15：00 ~ 翌 9：00）、日勤（8：30 ~ 17：30、9：00 ~ 18：00、10：00 ~ 19：00）　※　児童相談所閉所時間帯以外の日中は児家セン業務

⑥どのような相談が多いのでしょうか？

開設から数年は、多種多様な相談がすべて入電していたため、児童相談所対応の相談と地域や他機関での対応の相談との棲み分けが重要な任務でした。平易な養育相談は地域機関や他の電話相談へ、虐待のみならず旧来の養護問題を抱える相談などは積極的に児相連携を行い、緊急性の高いケースは児童相談所の緊急対応者に繋ぐといった対応に努めてきました。児童相談所の継続支援ケースの入電も多かったため、それらの受け止めや児童相談所担当者との連携引継ぎも行っていました。

現在は、夜間時の対応の仕組みが各関係機関にも知られるようになり、児童虐待に特化した入電になりつつあります。虐待者本人、近隣からの通告・情報提供、また、警察からの身柄付通告も多く、全国的な傾向と同様に、面前 DV による児童保護に関する警察からの入電も増えています。その他、児童相談所の継続支援ケースの担当福祉司宛の伝言も多い状況です。

⑦継続的な関わりが必要な場合は児家センが対応したり、市町村へ引き継ぎする場合もありますか？

HL は児童相談所にのみ電話連絡、受付票の送付をおこないます。HL から市町村へ引き継ぎはしません。（児家センが HL 業務を行っていることは県、児相以外には非公開なのです）

HL で相談を受けつけ、児童相談所への相談を促すケースは多い。HL で聞き取った内容は受付票にまとめ、児童相談所からの連絡を希望するか相談者に確認。 開庁後児童相談所から相談者に連絡する場合もあります。

⑧緊急性の判断はどのようにされているのでしょうか？

子どもの安全を第一に考えます。対応に悩んだ際には児童相談所緊急対応担当者に連絡し相談しています。児相閉庁時間帯の一時保護に関する公的機関からの入電や相談者の「子どもを殺しそう」等の危険な発言の入電は、まず警察への相談を促す。警察への架電に拒否的な場合は、『児相となら話せるか？』を確認、いったん切電し、児相緊急電話対応職員に連絡し、児相から相談者に架電し対応してもらっています。

児相が緊急性を判断するときは、児相が警察に通報します。HL は児相にのみ連絡することになります。

⑨子どもの安全確認責任者となる児相へのつなぎはどのようになっていますか？

HL で相談を受けつけた内容については受付票を作成し管轄の児童相談所に送付しています。虐待者本人からの入電等、児童相談所の支援が必要となると思われる相談については話を聞きつつ、児相への相談を案内する。

伺った内容を文書で伝言することの了承を得て、氏名や連絡先等を確認します。送付後に相談者に連絡するかどうかは児童相談所が判断することになります。

⑩夜間休日の安全確認、訪問等実施している？

HL は電話対応のみ。相談者から警察に架電してもらい、警察が安全確認するかたちです。警察が臨場し、一時保護が必要となったら HL に連絡を頂き、HL から児相緊急電話対応職員に連絡、児相から警察に架電し、緊急対応を行うというながれです。

⑪日誌や相談内容の報告は、どのようにしていますか？

受付票を作成、パスワードをかけてメール送信のかたちで、即時提出しています。

⑫個人情報の取り扱いはどのようにしていますか？

氏名や連絡先は同意を得てから伝達します。通告者には匿名での通告も可能であることを説明し、選択して頂いてます。

⑬委託事業について、予算運営上支障はありませんか？

人件費的な部分での予算は厳しく、夜間対応職員 1 名のみで稼働しています。本来であれば複数名対応が望ましいですし、専門性を要する業務であることからも、人件費が不足していると感じているところです。

⑭委託事業運営上困っていることありますか？

現在 5 児相の閉庁時対応を行っていますが、児相間の対応標準化が図れない部分が、少なからず残っています。また、児相担当者の異動などにより同児相内でも細かな対応の標準化が困難なケースがあります。相談ケースは多種多様なので一つ一つの対応について共通認識を持つべく、連絡会議を年に 1 度実施しています。また、その共通認識は児童相談所のみでなく、警察など他機関とも必要であるため、事業そのものに関する多様な機関の共通認識を定期的に深める機会が必要だと感じます。

⑮委託事業運営する上での利点はなんでしょうか？

児童相談所とのケースを通じたやりとりの中で、非常に友好的な連携関係が構築しやすいことが大きな利点と言えるでしょう。

秘伝の電話対応マニュアル！



他機関・パートナー等からの視点

茨城県からみた児童家庭支援センターの意義

・虐待の相談対応等は専門性が必要とされる。同仁会の持っている専門的ノウハウを活かすこと、また、同仁会は茨城県で母体が大きく、専門性を継続的に提供できるという強みがあると考えている。

・現代において、SNS でしか相談できない人も増えており、SNS 相談への取り組みを国の方針に添っていきたいと考えている。課題も多いとされる中でも、取り組みを進めていく予定であり、県は同仁会へ大きな期待を寄せている。

　地域の支援拠点としての役割を担いながら、里親リクルート等に繋げる役割も期待されている。

・茨城県の「子どもの住みやすい街 NO 1」を目指す中で、同仁会の持つ専門的機能やその人材、県民に寄りそった地域支援を中心に据えた姿勢から打ち出される今後の展開に、非常に大きな期待が寄せられている。

児童相談所からみた児童家庭支援センターの意義

・HL の委託について、H13. 4～同法人が受託され、24 時間対応されている。児相の職員体制も厳しい中、児童家庭支援センターにフォローしてもらっている状況である。

・児童相談所は、職員が異動があることで、対応する人が変わるが、センターは人が殆ど変わることがないことから、専門性の蓄積効果を含め、全国の児童家庭支援センターが同じような取り組みをした方が良いと考えている。

・HL を通じた児相業務の困難性や大変さを感じる機会が多くあり、児相としても児童家庭支援センターが同一事例を対応する中で、児相業務に共感性を基にした連携のしやすさがある。

・児童家庭支援センターが一時的なクッションの役割を担っている状況から、児童相談所としては、即時対応するべきケースか、緊急性の高いケースか等を、すみ分けすることが可能となり、児相が対応すべきケースを明確にすることができている。

事業運営や事業展開の課題と工夫（知恵袋）



電話相談対応スキル等の専門性を高める !!

　顔の見えない中での支援に、面談相談よりも気を使い、言葉のみのやり取りにとても苦慮していますが、ケースの共有を進め、職員間で意見を交わし慎重にすすめている。

　電話相談対応では否定的な言葉を言われることもあり、１人で抱え込んでしまわないように、周りの職員が気にかけて、皆で対応するイメージが事務所内に常に共有されている。

　また、具体的にケース情報を管轄児童相談所に伝える中で、随時児童相談所の方針・方向性に触れたり、適宜アドバイスや SV を受ける機会となっており、電話相談事業の受託は児童家庭支援センターとしての専門性をより高めるツールとなっている。

　同時にその情報はしっかりと共有され、センター内での密な連携がとても大切に丁寧にされている。

　今後、予定されている SNS を活用した全国一元的な相談支援体制の構築にかかるシステム（SNS 版１８９）についても、これまでの電話相談対応スキルを基礎として、発展的な支援につなげるべく、法人として県からの SNS 相談事業の受託について、前向きに検討されている。

行政・制度への提案

　教育と福祉の両機関から児童家庭支援センター活用することが重要である。例えば、導入が進んでいるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーは、児童家庭支援センターへの委託によって活動活性化を大いに期待できる。

　不登校児のケアでは、アウトリーチできる児家セン心理士の方が、学校派遣しかされないスクールカウンセラーよりも多様な対応が可能になる。

　また、スクールソーシャルワーカーも要保護児童対策地域協議会との連携関係が確立している児家センへ委託した方が、活動活性化するであろう。

　いわゆる縦割り行政によって、その活用も不十分になってしまい、結果として地域ニーズに届かないという状況が生じている中、専門職が勤務する児家センに事業委託することで状況改善が十分に期待できるのではないかと考えられる。

Children and Families Supporting Center
DOUJINKAI
同仁会
児童家庭支援センター
Talking with them
Listening to them
Connecting them
with their families

研究員の見聞録

　同仁会さんは「こどものため」という気持ちはもちろんですが、「地域のため」という意識をより強く高くもって活動されていると感じました。その意識が地域の方にも届き、非常に朗らかな関係を築かれていました。

　もしも頼りたくなったときに、生の声で相談に乗ってくれる茨城県の HL がある地域は幸せだなと思いました。24 時間対応するのはとても大変ですし、LINE 等の SNS になると違う大変さも出てくるでしょう。でも、同仁会さんはじっくりと待ってくれる、親身に一件一件対応してくれる！明るくて優しい相談支援機関でした。『話してみませんか？一緒に考えましょう。』の言葉が、その姿勢をあらわしているように。



高戸小浜から朝日をのぞむ

　初めての高萩。ホテルから早朝ランニングしてきました。海岸線にでると運動している方の多いこと！皆さん、すれ違い様に挨拶してくださり、肌寒い気温でしたが、朝から心は温かくなりました。

　一見さんにも優しい高萩市。まるで同仁会さんのような懐の深さを感じました。

（調査員：後野哲彦、福里千恵美、吉井久美子
文責：後野哲彦）

⑤児童家庭支援センター　一陽（福井県越前市）

官・民・市民の地域ネットワークの拠点として

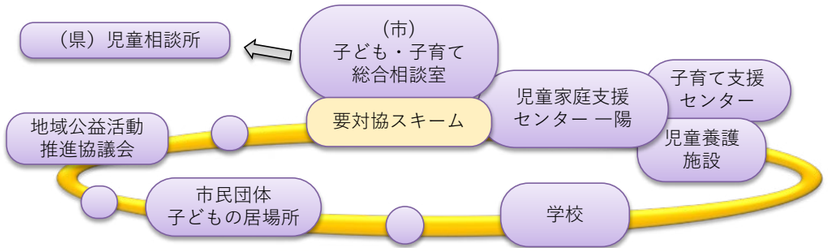


■越前市の「子ども・子育て総合相談室」は、子ども・子育てに関する相談を包括的に受けとめ、要保護児童対策地域協議会（要対協）の調整機関を担う。相談や対応が多岐にわたる中、一陽は、職員を要対協調整支援員として相談室に派遣し、市の職員と一緒に相談室の業務にあたるなど、相談室を専門的・技術的・人的にサポートしている。

■また、一陽の統括所長は、要対協の会長職に就き、要対協の運営について様々な指導や助言を行っている。市との強力なパートナーシップのもとで、要対協のスキームを活かして、官・民・市民の地域ネットワークを作り、地域全体で子どもを見守り、支援している。

■このような行政と民間の連携はハイリスク家庭の早期発見や対応、予防につながっている。また、市の職員は数年に一度入れ替わるが、継続的に地域の子ども家庭を支援する一陽のような専門機関がサポートし、お互いに気軽に相談しあえる関係性があることで、子どもや家庭への切れ目のない支援につながっている。

■多様な市民活動組織との連携が強いのも特徴。市内 NPO の中間支援組織である「のっぽえちぜん」の運営にも関与しており、子どもや家庭の問題状況が、地域活動の中で自然に伝わってくることも多いという。一陽は、地域の住民らが相談したくなる、そんな温かさを感じる場所になっている。





越前市は、福井県のほぼ中央に位置する人口約 8 万人の都市。かつて国府があった歴史的・文化都市で、和紙、打ち刃物などの伝統産業が健在。近年は、大手電子部品メーカーの工場等で働く日系ブラジル人やその子どもたちが増えており、人口の約 6 ％が外国籍（日本全体の平均は約 2 ％）。福井県は、社長輩出率は全国 1 位、共働きや 3 世代同居が多いといった特徴をもつ。
児童家庭支援センター「一陽」は、周辺の二市三町（越前市、鯖江市、越前町、南越前町、池田町）を管轄。児童養護施設「一陽」、子育て支援センター「一陽」とともに、子ども家庭支援の地域拠点としての役割を果たす。

基礎データ

事業所名・所在地：児童家庭支援センター一陽・福井県越前市行松町 26-2-2
母体（設置主体）：社会福祉法人越前自立支援協会
開設年：平成 25(2013) 年 4 月 1 日
設置主体が有する施設・機関：児童家庭支援センター、児童養護施設、子育て支援センター
スタッフ：センター長 1 名、心理職員 3 名、相談員 4 名、非常勤相談員 2 名　※児家センのみ。兼務含む。
開設時間：24 時間 365 日

活動のはじまり・変遷

市民中心に立ち上げる

一陽の母体たる「社会福祉法人越前自立支援協議会」が設立されたのは、2005 年秋。児童養護施設民営化方針を受け、市営だった児童養護施設に廃止案が浮上して入所児童が分散させられそうになったとき、「児童養護施設を自分たちで運営していきたい！」という働く仲間たちの決意と、「社会的養護を必要とする子どもたちを地域全体で育んでいきたい！」という市民活動家有志の熱意によって創設された。わずか 2 か月ほどの法人創設募金運動で得た寄付金の総額は 1000 万円超、寄付者 500 名あまり。当時、一部のマスコミからは「公立」や「私立」ではなく「市民立」と称されたそう。

そのような生い立ちの法人組織であるため、役員は、市民活動団体（NPO）からの選出者をはじめ、元市幹部や元児童相談所長等の行政経験豊かな学識経験者、施設入所児童 OB や労組の代表等が担っており、役職員相互の対等なパートナーシップ関係によって裏打ちされた主体性や自発性を尊重する運営が実践されている。

2006 年
市から指定管理者の指定を受け越前市立の児童養護施設の運営を開始。
2011 年
家庭的養護を推進するオール小舎制施設「児童養護施設一陽」を新設し、自主運営を開始。
2013 年
「児童家庭支援センター一陽」を新設。
2015 年
「子育て支援センター一陽」を新設。
2016 年
「地域小規模児童養護施設一陽」を新設。
2021 年
「里親支援機関（A 型）」の指定を受け、フォスタリング事業を本格始動。

活動の概要

越前市との強力なパートナーシップ

越前市は、「子ども・子育て総合相談室」を設置して、子ども・子育てに関する相談を包括的に受けとめる。

相談や対応は多岐にわたる中、一陽は、市を専門的・技術的・人的にサポートし、市と協同で地域の子どもや家庭を支援する。相談室には、一陽の職員が派遣されており、市の職員と一緒に業務にあたる。また、子育て支援センター「一陽」では、経験豊富な元市職員が働く。

このような行政と民間の協働は、ハイリスク家庭の早期発見や対応、予防につながっている。市の職員は数年に一度入れ替わるが、継続的に地域の子ども家庭支援を行っている一陽のような専門機関がサポートし、お互いに気軽に相談できる関係性をつくることで、子ども家庭への切れ目のない支援が可能になっている。

行政にとっては、24 時間 365 日の対応、ショートステイや子どもの居場所としても、一陽の存在は心強い。行政の不得手な時間的・人的な対応を一陽が補完する。

一方、一陽としても、行政との連携はありがたい。支援の必要な子どもの情報がいち早く手に入ることで、施設に来る前段で、支援を届けることができている。乳幼児健診等にも積極的に関わり、専門的な知見や人的支援を提供している。このような連携がこどもの見守りにもつながっている。また、行政機関に動いてもらわないといけないような事態の時にも、協力して迅速に対応にあたることができている。



越前市要保護児童対策地域協議会

越前市では要対協がうまく機能している。

一陽の統括所長は、要対協の会長として運営についての指導や助言を行っている。越前市の要対協では、行政機関や関係機関の参加はもちろん、NPO や里親会、社会的養護当事者団体やフォスタリング機関も参画。社会的養護当事者団体やフォスタリング機関までが入っている要対協は珍しい。さらにできれば、市民活動組織の中間支援組織等も加入できる仕組みにしたいと考えているそう。

このようなメンバーとともに、児童虐待の予防や早期発見、再発防止策を講じ、地域で子どもを見守る体制を作っている。

また一陽は、要対協スキームを活かして、児童虐待や子どもの貧困問題に関する「市民セミナー」を越前市と共催しており、市民への周知啓発、および要対協構成メンバー（越前市内の子育てにかかわる支援者等）の専門性の向上を図っている。

地域公益活動推進協議会（笙ネット）と市民活動との連携

越前市では、2018 年、市内すべての社会福祉法人からなる「地域公益活動推進協議会」が作られ、地域公益的取組を協働で実施している。協議会は、手はじめの事業として、市内に点在する「子どもの居場所（学習支援拠点）」に対する人的及び財政的支援を開始。組織内に「越前市子ども応援わくわーく」と称する運営委員会を設け、そこに校長経験のある教員 OB をコンサルタントとして配置。コンサルタントは、自らの教員 OB ネットワークを駆使し、学習ボランティアを確保し、各々の「子どもの居場所」に派遣するなど、そのコーディネートに当たる。なお一陽は運営委員会の事務局を担っている。

外国籍のこどもの見守り

「子どもの居場所」のひとつ、外国ルーツの子どもたち向けの学習支援教室が「オラ・バモス」。毎週月曜、16 時～ 19 時に開かれている定員 40 人の教室に通うのは、そのほとんどが日系ブラジル人。

越前市は、大手電子部品メーカーの工場等で働く日系ブラジル人やその子どもたちが増えており、人口の約 6 % が外国籍。

「オラ・バモス」の母体は、みんなの食堂。みんなの食堂に始まり、その後日本人の子どもが通う学習支援教室ができ、外国ルーツのこどもがだんだん来るようになって、日系ブラジル人向けの学習支援教室も新たに作ることに。このような熱意と柔軟性、草の根のネットワークは、市民活動ならでは。

今では、たくさんの外国ルーツのこどもが通い、学習支援をうけながら、楽しい時間を過ごしている。そんな中で、こどもや家庭の抱える困りごと、支援が必要な状況が垣間見えることがある。

「オラ・バモス」の運営をしている野尻さんは、何か気になることがあれば、一陽にすぐ連絡して相談するという。一陽は、要対協のネットワークも生かしながら、支援の必要な子どもの支援に当たる。

一陽にとっての野尻さんは、子どもたちと距離が近く、子どもと同じ目線で子どもや家庭の困りごとを聞いてくれる貴重な人財である。



他機関・パートナー等からの視点

越前市からみた児童家庭支援センターの意義

越前市は、「子ども・子育て総合相談室」を設置して、子ども・子育てに関する相談を包括的に受け付ける体制をとっている。相談室には、一陽の職員が派遣されており、相談室の一員として市の職員と一緒に業務にあたる。

児家センの意義の一つとして、地域のつながりは重要である。

１歳半健診時などで、未就園児で、なおかつ子育てに課題や困難を抱える母子に出会った際には、子育て支援センター等、どこかにつながってほしいと思うが、行政だけではなかなか手が回らない。一陽の職員は、地域ネットワークや専門性をいかして、学習支援拠点等の地域を丁寧にまわることで、行政の手の届きづらい、細やかな情報や課題を早期にキャッチし、それを行政につなげている。

また、越前市では、日系ブラジル人やその子どもたちが増えており、外国籍のこどもへの対応は、行政としても重要な課題である。他方、言語や文化の違いからコミュニティに入りづらい。一陽が地域を回りつなげることで、これまで見えてこなかった課題が、明らかになってきたという。

一定の専門性、質が継続的に担保されていることもありがたいという。市の職員は数年に一度入れ替わるが、子どもや家族への支援は継続するものであり、また、必ずしも児童福祉経験者が着任するとは限らない。判断に迷うことや不安になることもある。そんなとき、継続的に地域の子ども家庭支援を行っている一陽のような専門機関に気軽に相談でき、そのサポートを受けられることはありがたいという。

24 時間 365 日の対応、ショートステイや子ども居場所としても、一陽の存在は心強い。行政の不得手な時間的・人的な対応を一陽が補完している。

人的なつながりも重要である。市の相談室には、一陽の職員が派遣され、子育て支援センター「一陽」では、経験豊富な元市職員が働く。風通しのよい関係で協働する関係性が作られている。

市民活動団体からみた児童家庭支援センターの意義

みんなの食堂や学習支援室を運営している野尻さんは、活動の中で、こどもや家庭で気が付いたこと、気になることがあれば、なんでも一陽に伝えて相談する。

一陽は、どんな相談でも、いつも丁寧に聞いてくれるという。必要に応じて要対協や行政、地域につなげてくれる。

一緒に活動をすることもある。

課題集中校ともいわれる地元の定時制高校に通う子どもたちのことが心配になったとき、野尻さんは、子どもたちとの接点づくりのため、子どもの通う高校におむすびを届ける企画を考えた。一陽のスタッフに相談したところ、ぜひ一緒にやろうと即断即決。

野尻さん（市民）と一陽（民間事業所）とが共催したうえで、子ども･子育て総合相談室（行政）も協力者となってプロジェクトを実施。学校も全面的に応援してくれて、就職まで見据えた継続的な地域の見守りができつつある。

何でも一陽に相談すれば大丈夫と思っている、何かあったときの安心感があるという。

事業運営や事業展開の課題と工夫（知恵袋）



人材育成

人材を人財に～自主的・民主的運営と研修・研究活動の奨励～

一陽には、職員全員加盟の労働組合がある。職場課題や自らの働き方について日々民主的な議論が行われる。また法人組織内には数多くの会議やプロジェクトチームが存在し、新たな事業の企画や養育の質向上に資する様々な議論が展開されている。そこでは肩書や在職年数にこだわらず対等かつ自由に発言し、みんなが主役の気持ちで働ける職場づくりが実践されている。

加えて、県内外で開催される専門学習会やセミナーなどへの参加が奨励されており、さらには大学や研究機関による児童虐待や発達障害に関する研究等にも主体的に協力している。また多くの職員が、NPO や職能団体の役員に就任し視野を広げている。そのため一陽では、研修研究費として毎年約 500 万円（職員 1 人当たり約 10 万円）を予算計上している。

アウトリーチ

ブックスタート補完事業～行政との連携によるアウトリーチ～

越前市では、5 ヶ月児セミナーで市民ボランティアが赤ちゃんに絵本を読み聞かせ、好きな絵本を 1 冊プレゼントする素敵な事業を行っているが、参加しない家庭もある。そんなとき、一陽（ブックスタート補完事業）の出番である。参加しない家庭へ、プレゼントする絵本をもって訪問するのである。家庭を訪問することで、要支援ケースを早期に発見することができる。行政と連携して自然な形で家庭を見守っている。



連携

人材交流による風通しのよい関係性

越前市は、「子ども・子育て総合相談室」を設置して、子ども・子育てに関する相談を包括的に受け付ける体制をとっている。相談室には、一陽の職員が派遣されており、相談室の一員として市の職員と一緒に業務にあたる。また、子育て支援センター「一陽」では、経験豊富な元市職員（元相談室長や保育士）が働く。

人材交流を通じた風通しのよい関係で協働する関係性が作られている。

今後の展望

市民活動や当事者運動への支援

一陽の橋本所長に、今後どういうことに力をいれたいか尋ねた。要対協の活性化、市民活動団体（NPO 等）との連携促進、当事者・ケアリーバー運動の強化、こども若者当事者の意見をしっかりと聞いて、丁寧にフィードバックすること、という答えが返ってきた。

要対協スキームを活かすことで、情報共有の日常化や、官民人材が合同してのアウトリーチ（訪問）支援が可能になる。市民活動団体との連携を促進することで、アウトリーチ支援の幅が広がり、行政も楽になる。当事者（こども若者）を真ん中において、十分に意見を聞いて、彼らと一緒に歩んでいきたいという。

従来の社会的養護の壁を超えるファーストペンギン

全国的に児童家庭支援センターを広め、発展させるために児童家庭支援センターとして何が必要と思われるかを尋ねた。「従来の社会的養護の壁を超えることが重要」との答えが返ってきた。

社会的養護はいろんな制度と関係する。子ども子育て支援施策や障害児支援、母子保健、教育、女性支援、障害者支援、小規模な自治体では、さらに、まちづくり・地域づくりとも関係する。いろんな制度や関係者とつながること、つなげることが必要であり、児童家庭支援センターの大事な役割である。

新しい取組みにはリスクや批判も伴う。チャレンジであるが、誰かが一歩を踏み出さないと何も進まない。

橋本所長は、「これからもファーストペンギンのつもりで地域の子どものために頑張っていきたい」と力をこめた。

研究員の見聞録

越前市を訪れるのは今回で 2 度目。前回は 2 月。2 月の越前市は見渡す限りの雪。そんなイメージのまま訪問した 7 月の越前市。当然ながら雪はなく、夏らしい気候。雪国でも夏は暑いんだなと当たり前のことを、調査の道すがら寄った「だるまちゃん広場」の涼しそうな噴水広場を「飛び込みたい・・・」と羨ましく眺めながら、次の場所に向かう。ちなみに「だるまちゃん広場」は、「だるまちゃんとてんぐちゃん」で有名な越前市出身の絵本作家の加古里子（かこさとし）さんが監修。だるまちゃん広場を含む武生中央公園は毎年 100 万人以上が訪れる人気スポットである。（来場者は、年によっては東尋坊や県立恐竜博物館を上回る。）

さて、そんな今回の児童家庭支援センター一陽の調査で一番印象的だったのは、これぞ児家センという、地域にしっくりきている感じであった。人口 8 万人の越前市。それなりの規模だと思うが、一陽は、気にかけるべき子どもを把握し、地域の関係機関との確かな信頼関係と連携体制を築いていた。今の子どもだけに限らず、関わった子どもたちのその後まで目配せしていた。子どもたちの情報は、地域との関わりの中で入ってくるという。子どものために必要な行動を自らとることもあれば、行政につなげること、関係機関と一緒に動くこともある。要対協や自治体、地域の市民団体や住民とのつながりを大事にして子どもを中心にした温かい確かな地域のつながりを感じた。地域の祭りや活動の積極的な参加もいい影響があるのかもしれない。

なお、もし越前市に訪れる際は、美味しい海鮮料理とお酒はもちろん、ぴりりと辛い越前おろし蕎麦と名物店の大盛りのソフトクリームの食文化からも越前市を感じてもらいたい。

（調査員：本池愛、上村久美子、吉井久美子、
文責：本池愛）

⑥子ども家庭支援センター　海北（山口県防府市）

伴走型支援の拠点として



■子どもに関する会議、取り組みがあれば積極的に出かけ、子どもの権利擁護という観点からのメッセージを発信する。そして、互いにつながれる環境を整え、地域の養育力、福祉力を高める。防府市とは定例会を設け、子育て支援課、学校教育課とケース情報の共有を実施している。

■法人の基本理念・方針に基づき、長年にわたり地域に向けた、対象を絞り込まない交流・居場所支援を提供している。虐待防止の啓発や利用者が地域のさまざまな人に目を向けるきっかけとしても機能する。

■ SNS 相談では、その人のニーズに合った社会資源を紹介する。アセスメント力、社会資源を熟知し連携できる力、情報発信力が求められ、中堅以上の職員がこの業務を担うが、対応を重ねるごとにスキルアップしている。子どもからの相談件数も予想を上回った。

■子どもに関わる事案に対し､家庭支援の重要性を共有できるパートナーとして関係機関から期待されている。また、相談等のプロセスで、子ども自身が「いろいろな大人たちに頼っていいんだ」と実感できることが、子どもの権利擁護において重要となる。





山口県のほぼ中央部、瀬戸内海に面した人口約 11 万人の都市。古くから周防国の国府、防府天満宮の門前町として栄え、また、交通の要衝として発展した。高度経済成長期以降、市内南部の臨海地域には輸送用機械器具製造業が集積し、製造品出荷額では県内有数である。
大規模工場や自衛隊基地があり、全国各地から転勤に伴う転出入がある。子育て世帯は核家族が中心であり、転入する家庭の中には課題を抱えていることも少なくない。
山口県には児童相談所が 6 か所(山口市､岩国市､周南市､宇部市、下関市、萩市)、児童家庭支援センターが 5 か所（山口市、防府市、岩国市、周南市、下関市）設置されている。

基礎データ

事業所名・所在地　子ども家庭支援センター 海北・山口県防府市
母体（設置主体）　社会福祉法人 防府海北園
開設年　1999 年 10 月 1 日
設置主体が有する施設・機関　児童家庭支援センター、児童養護施設、母子生活支援施設、
自立援助ホーム、フォスタリング機関
スタッフ　センター長（常勤 1)、相談支援職員（常勤 1 ／非常勤 2)、心理療法担当職員（常勤 1）
開設時間　24 時間 365 日（メール相談は 24 時間対応）

活動のはじまり・変遷

母体である社会福祉法人防府海北園では創設以来、「地域の福祉ニーズに応じた社会貢献」という理念に基づき運営されている。海北開設の数年前より、近隣に暮らす子育て中の母親を支援する活動（子育て広場事業）を地域のボランティアグループの協力を得て実施しており、その取り組みが新たに法制化された児家セン設置運営の目的と合致し、全国的に早い段階での開始となった。

また、同じ時期、敷地内のグラウンドを高齢者のゲートボール場として開放。そこに施設の子どもたちや職員も加わり交流が始まった。活動は午前中で、その後の昼食も一緒にということになり、週に 1 回、昼食サービスを実施するようになった。数年後、ゲートボールの会はメンバーの高齢化に伴い終了し昼食サービスもなくなったが、その経験を活かし、現在の「かいほく地域食堂」等の取り組みにつながる。

1953 年
　事業を開始し、名称を防府海北園と定める
1954 年
　社会福祉法人として認可され、入所児童定員 30 名で発足
1994 年
　韓国慶尚南道の児童養護施設との交流開始
1998 年
　本園舎新築（ショートステイ居室併設）
　地域交流スペース「眞」新設
1999 年
　児童家庭支援センター「子ども家庭支援センター海北」開設
2004 年
　地域小規模児童養護施設開設（2007 年,2021 年増設）
　　分園型小規模グループケア開始（2013 年 , 2021 年増設）
2006 年
　児童自立生活援助事業として「自立援助ホーム海北」開設
2011 年
　母子生活支援施設「沙羅の木」開設
2018 年
　地域食堂活動開始
2020 年
　里親養育サポートセンター「れりーふ」開設
2022 年
　「つながるやまぐち SNS 相談」開始
　児童養護施設が地域小規模化へ完全移行

活動の概要

子どもの権利擁護を中心に据えた地域支援

① 地域の社会資源との連携

子どもに関する会議、特にこれまで児家センとして関わったことがない取り組みがあれば、



積極的に出かけ、「顔のわかる」関係づくりを心掛ける。また、市子育て支援施策や県社会的養育推進計画への参画をはじめ、市域の保健センター、幼稚園、子ども会、子ども食堂等では運営委員会のメンバーとしてセンター長が関与し、子どもの権利擁護という観点から意見を述べ､子どものためにつながれる環境を整えている。

② 地域の総合力を高めるネットワークづくり

子どもの関わる事案については、海北がアセ

スメントした上で、地域のさまざまな社会資源に関する情報、知見をもとに、課題解消に適した事業やサービスを調整し、サポートする。この実践の積み重ねは、各社会資源が相互に、それぞれの機能や人材を具体的に把握する機会となり、結果として地域の養育力、福祉力を高めている。

③ 地域の高齢者を対象とした交流・居場所支援

地域福祉の推進は法人の基本方針であり、海北の開設前から子育て世帯のみならず、高齢者向けの交流・居場所支援を提供し、現在も「健康体操教室」や「地域食堂」を交流スペース等で実施している。この取り組みは世代間交流の場としても機能しており、利用者が地域で暮らすさまざまな人に目を向けるきっかけにもなった。また、地区の包括支援センターとの連携もはじまり、同センターの訪問先家庭で同居している子ども、特に、支援を要する子、ヤングケアラー等に関する情報提供や共有がなされ、家庭支援の協働が可能となった。



ショートステイ事業の里親委託

ショートステイのニーズは高く、防府市をはじめ、近隣の周南市、宇部市、山口市、光市等とも契約しているが、現状では人員配置が難しく、海北自体では、緊急、かつ、小学生の男児に限り、児童養護施設における一時保護枠の範囲で対応している。

そのような状況の中で、併設のフォスタリング機関「れりーふ」では連携コーディネーターを配置し、利用希望者と委託先里親の調整を行い、ショートステイ里親制度の運用を開始。それにより海北は「れりーふ」を介し、この事業を再委託している。自宅の近く、しかも、子育て経験のある家庭への委託とあって好評であり、防府市では利用実績が 3 倍増となった。

なお、海北ではその代わりの対応として生後 6 か月以上の乳幼児を対象に、短時間託児（週 2 回、午前中の 2 時間）を実施している。

「つながるやまぐち SNS 相談」

児童虐待、ＤＶ、ヤングケアラー、子育ての不安や育児疲れなどの問題の深刻化を未然に防止するため、山口県が実施する SNS 相談を本法人が受託し、2022 年 1 月 16 日より運用を開始した。2 回線を使用し 24 時間 365 日の受け付け、1 回線あたり 8 時間交代で 25 名の職員が担当している。

本年度の累計相談件数は、11 月 17 日現在で約 1,100 件。その内の約 54％は保護者や家族・親族、約 37％が小・中・高校生であり、子どもからの相談が予想を上回ったという。1 日（24 時間）における対応件数では最大で 15 件程度（最少は 0 件）、平均すると約 3 件／日。1 件あたりの対応に要した時間は最長で約 90 分、平均的には 40 分程度となる。

相談内容は「つながるやまぐち」の名の通り、虐待相談から恋愛相談までさまざまなメッセージが寄せられている。また、事業目的に沿った内容に関するやり取りについて、現段階にあってはカウンセリングではなく、ニーズに合った社会資源の紹介である。この役割を果たすには、アセスメント力に加えて、県内の社会資源を熟知し、連携できる力が求められるが、県から本法人への業務委託はそれを見込まれてのことといえよう。海北はこの事業の中核を担う。SNS 相談を経て、海北や他の児家セン、児童相談所の面接に至ったケース、命に関わる緊急対応や中高生妊娠相談窓口につないだ例もあり、一定の成果を挙げている。

担当者は中堅以上の職員であり、すべて勤務時間内に通常業務の労働密度を上げて対応している。労働の負荷と待機に対する報酬はシビアな額であるが、地域のためにと職員自らの意志で従事している。一方で、担当者のスキルアップ、情報発信力の向上も著しい。チャットでは、曖昧な表現が相手の誤解を生じさせ、予期せぬ事態を招きかねない恐ろしさがある反面、適切な言葉選びを意識することで、これまでの知識や捉え方を整理、再検討する機会も与えられる。そのため、さまざまに配慮しながらの打ち込みには労力を要するが、双方が文字でやり取りの内容を振り返ることのできる点で、電話相談よりも有益であるとの声もある。



他機関・パートナー等からの視点

市民活動団体からみた児童家庭支援センターの意義

防府市市民活動支援センターのセンター長、京井和子さんに話を伺った。同センターでは、ファミリーサポートセンターの運営、フードバンク山口との連携事業等、子ども家庭福祉領域の活動も積極的に展開している。また、京井さん自身はグリーフサポートやまぐちの運営責任者でもあり、防府海北園とは 20 年来の付き合いになる。

当初、防府海北園は児童養護施設であり、子どもに特化した専門機関のイメージが強かったという。しかし、母子生活支援施設や児家センが、DV や性被害等母親や家族の抱える問題にも対応していることを知り、その後いくつかの事案で相談したところ、具体的な改善、成果が見られ、信頼を寄せるようになった。海北では子どもにまつわるさまざまな問題に対し、家族のメンバーそれぞれの背景にも留意しながら、その家庭にしっかり向き合ってくれた。他の相談窓口では来談者しか見ないという対応も少なくない中、海北は家庭支援の重要性を共有できるパートナーである。そして、児童相談所と同レベルの支援力がありながらも、難しい専門用語ではなくわかりやすい言葉でやり取りでき、他領域の市民団体に対してもまずは門戸を開き、受け止めてくれている。

また、専門機関では往々にして、自分のところで抱えてしまう傾向が見られる。しかし、これまでの経験から、１つの団体だけでは子どもや家族を守ってゆけない、つまり、さまざまな人が関わる中で、その子や家族が回復、適応してゆくと感じている。海北の良さは抱え込まないところであり、見習いたい部分でもある。

京井さんは、他の市民団体から活動の中で子どもの悩みを聞いたという声が寄せられた時、迷わず海北に連絡をし、その後の対応を相談するという。こうした流れは現在、市内の民生委員、学校、PTA、警察においても広がりつつあると話す。



防府市からみた児童家庭支援センターの意義

防府市では 2019 年 10 月に「子ども家庭総合支援拠点」を設置した。それまでの主な業務は虐待通告対応と要保護児童対策地域協議会（要対協）の進行管理であったが、これを機に支援の強化を図ることとした。防府市では転出入が多く、転入家族の中には若年妊娠、DV や子ども虐待といった問題を抱えていることも少なくない。そこで市は海北に、特に高い専門性を要するケースの相談支援について、補完してもらうこととなった。その結果、これまでつながることが難しかった保護者がサービスの利用を受け入れるようになるなど、養育環境が改善する事例も見られるようになった。

海北とは年に 2 ～ 3 回､定例会を設けており、海北が関わっている約 90 ケースの内、子育て支援課、学校教育課が把握している 55 ケースについて、情報の共有をしている。また、要対協についても、代表者会議、個別ケース検討会議に加え、本年度から海北の心理療法担当職員が実務者会議の構成員となり、海北の存在意義がさらに、地域の他機関に認識されるようになった。

このような役割を担う海北に、今後は子ども家庭福祉という観点からの「街づくり」に参画してほしいと、子育て支援課こども相談室室長の山﨑貴子さんは話す。市内では NPO 法人や任意団体、ボランティア等、さまざまな方が地域の課題解消に向けて活躍されている。特に子どもの領域には行動力のある方が多く、そのネットワークづくりは街づくりにおける中核である。その点においても海北との連携を深めてゆきたいという。



事業運営や事業展開の課題と工夫（知恵袋）



子どもの権利擁護

機能障害のある子は事件や事故といったトラブルに巻き込まれることも少なくない。その際、保護者がその子の監護について悩まれ、専門的なサポートが必要になる。海北では犯罪被害者支援センター等と連携しながら、子どもと保護者それぞれをアセスメント。ケース会議を開き、具体的な方法を提示する。この過程で、その当事者である子どもが、「自分を守ってくれる」と実感できた点が重要であったと、市民活動支援センターの京井さんは話す。子どもたちには「自分を守ってくれるのは家族しかいない」という思い込みが強い。しかし、児家センが介入することにより「いろいろな大人たちに頼っていいんだ」という気持ちになるという。生き辛さを抱えている子が増える中、子どもの権利擁護を実践する上で、このあたりの意味や意義は、大きくなろう。

相談支援のツール

指導委託で訪問していた家庭の保護者に、「児童相談所から見張られている感じがする」といって拒否された。その後約 1 ヶ月、児童相談所とも協議しながら何度かアプローチしたが、膠着状態にあった。ただ、LINE ではつながっていて、折に触れ何気ない感じのメッセージを送っていたところ、ある日保護者から長文で相談事が寄せられた。やり取りの末訪問の要請があり、その後は以前同様の訪問支援関係が再開している。電話には出てもらえなくともLINE というツールを使い、一方的にだが「いつも気にかけていますよ」という思いを伝えていたことは良かったと感じている。そして、少しでも変化があった時には、たとえ夜であってもそのタイミングを逃さず行動するようにしていると、相談支援員の目さんは話す。

啓発

虐待対応を実践している海北が、広く一般に向けたさまざまな地域活動に取り組み、また、その場を開放していることは、そこに集まった人に対しての虐待防止の啓発にもなる。また、健康体操教室には元気で行動力のある高齢者が参加される傾向にあり、その方たちが地域における子育ての協力者となり、子どもたちを見守るきっかけとしての機能がみられる。市こども相談室の山﨑さんは児家センにおける地域活動を、このような側面からも評価していた。

今後の展望

海北に求められていることは「伴走型支援」であるとセンター長の岩城淳さんは話す。伴走型支援とは、社会的に孤立しないために関係性を育むことを目的にした支援であり、「支える」「支えられる」という一方向の関係性ではなく、互いの信頼を高め、周囲の社会関係にも目を向けていくきっかけをつくるものとされる。

その要の一つは地域における「居場所」であり、これまで海北が長年取り組んできた間口の広い多様な活動を通して行われる緩やかな見守りである。しかし、コロナ禍により「集まることができない」「予約制となり思い立ったときに行くということができない」といった事態となり、いつでも立ち寄れ、話し相手がいる場として十分に機能していない。利用者の状況、そして、これまでの実践から、今後は特に日中、たとえば一人で子育てをしている母親が、毎日１食くらいはここでご飯が食べられるような取り組みがあってもよいのではないかと、相談支援員の目恭子さんはいう。

また、近くにあるスーパーマーケットの店頭で飲み食いしている中高生を見かけては「海北で食べていいよ」と声を掛けてきた岩城さんは、子ども食堂や○○教室といったタイプとは違った、もっと自由度の高い居場所づくりを考えたいと話す。世間では「ケアリーバー」「ヤングケアラー」といったさまざまなラベルを一方的に貼り、語っているが、まずはそういった課題を背負い個人や家庭が孤立することのないよう海北は動いてゆきたいという。

研究員の見聞録

その１

人口が１万人も満たない小さな町に住んでいる私が言うことではないかもしれないが､「防府なら直前でも宿泊先はあるだろう」と思っていた。ところが、全国展開するビジネスホテルが点在する中、空室を探すがどこも満室礼･･･。なぜ？？　ロジ担当の上村さんが、喫煙可の部屋ではあったが、なんとか研究員３名分の部屋を探し出して下さり、無事、前日入りすることができた。

この日は、研究員３名が顔を揃える初めての日でもあった。夕食を兼ねた打ち合わせのためにリーダーの高橋さんリサーチのオススメのお店へ向かったものの、「すみません。今、お客さんが５人ほど入られて・・これ以上はお料理がすぐに出せないので・・」と入店を断られた。仕方なく近くの居酒屋チェーン店に入ったが、お客さんは私たちだけ。さらに２時間もすると、アルバイトの青年もいなくなり、配膳ロボットのおもてなしを受けた。

それにしても…市内のホテルを満室にしている人たちはどこに行ったのだろうか。



こんな感じ。
注文したものを受け取ると
「頭なでて」と言われた･･･。

その２

ヒヤリング前日は、子ども家庭支援センター海北センター長 岩城淳氏のお父様で、第２代全国児童家庭支援センター協議会会長であった、故岩城 満先生の 13 回忌法要だった。

故岩城先生は、私がセンターに入職した頃に全児家センの会長の任に就かれていた。当時は、全国にまだ 30 センターほどしかなく、センター数を増やすこと、社会的に認められる存在になれるよう、相談件数を増やすことに必死になっていた頃である。実務者研修会で生意気にも支援の質にこだわる意見を語る私は、先生から「質も大事だが、とにかく相談件数を増やすこと」と諭され、なんとも複雑な思いになったことを今でも覚えている。会長という立場から日本の子ども家庭福祉を眺め、児家センのありようをを思い描いていらっしゃったのだろうと、今なら理解することができる。

また、海北園は韓国の社会福祉法人等と長く交流を続けていらっしゃるが、私が所属する NPO ではそのご縁をいただいて日韓交流を行っている。今では共通の友人もできた。海北園が、丁寧に、細やかに積み上げた韓国との関係の上に、新たな学びの機会が広がったのである。

ヒヤリングの合間に、無理をいってお参りをさせていただいた。そして手を合わせながら、「生意気なことを沢山言ってすみませんでした」、「韓国の実務者の方々との交流はこれからも大切に続けていきます」お詫びと感謝の気持ちをお伝えした。

きっと、大好きなお酒を飲みながら、大きくうなづいてくださっているだろう。

調査員：高橋健一郎　砂山真喜子　上村久美子
文責：高橋健一郎（〔研究員の見聞録〕を除く）
　　砂山真喜子（〔研究員の見聞録〕）



防府市 遠景



防府市 南部臨海地域



防府天満宮



毛利氏庭園（旧毛利家本邸の庭園）

⑦光の園子ども家庭支援センター（大分県別府市）



子どもと家庭を支えるために
預かりを中心に行政と連携した地域支援

■大分県別府市にある社会福祉法人別府光の園は、児童家庭支援センター・児童養護施設・放課後児童クラブ・保育所・児童館・一時保護専用施設・別府市子ども家庭総合支援拠点支所・共同生活援助グループホームの８事業を児童家庭センターを中心に複合的に展開することによって、幅広い年齢層の子どもたちが自然に過ごせる場所となり、地域に開かれた児童福祉施設として知られている。

■光の園子ども家庭支援センターでは、一時保護・ショートステイ・里親レスパイトケアなど、宿泊を伴う預かり事業によって、２４時間３６５日体制で地域を見守っており、アウトリーチを含む相談支援業務のほか行政機関では対応困難な夜間、休日の対応を“預かり”という具体性のある支援でフォローしている。

■光の園子ども家庭支援センターの特徴の一つとしては市との強固な連携がある。社会福祉法人光の園が別府市子ども家庭総合支援拠点事業を受託していること、更に児童家庭支援センターにおいて別府市支援対象児童等見守り強化事業を市の補助を受け実施していることにより、市との連携が図れている。

■地域のニーズに応えるために、県や市町村等と連携しながら事業を進めている光の園の実践から、歴史と理念によって培われた専門性を見出すことができた。



①別府市・・・人口 113,958 人。日本有数の温泉地。約 3,000 人の留学生を受け入れるなど、国際交流都市としても発展。「湯けむりと、ぬくもりの中で、子育てしやすいと実感できるまち」を目指す。
市内には、光の園含め児童養護施設が３か所、乳児院が１か所ある。

②近隣市町村との関係・・・国東市、杵築市、日出町、別府市、大分市、豊後大野市、佐伯市、がショートステイ受け入れ地域。また、別府市を含む３市町村にて、要対協のケース管理会議に参加。

基礎データ

事業所名・所在地：光の園子ども家庭支援センター・大分県別府市荘園八組
母体（設置主体）社会福祉法人別府光の園
開設年：平成 11（1999）年
設置主体が有する施設・機関と併設状況：
　児童養護施設・保育園・児童館・一時保護所・別府市子ども家庭総合支援拠点事業
　放課後児童クラブ・共同生活援助事業グループホーム
スタッフ：総数７名＋５名
　７名（相談員３名　心理士１名　市拠点事業担当２名　見守り強化事業１名）
　５名（一時保護所担当職員３名　児童養護施設里親支援専門相談員１名、
　　児童養護施設心理療法士１名）
開設時間：２４時間　３６５日

活動のはじまり・変遷

開かれた児童福祉施設を目指して

戦後まもなく一人のシスターが「私がお母さんになりましょう」と児童養護施設をはじめたことから、今でもカトリックの慈愛の精神を大切にしながら事業を進めており、光の園の養育論“Deo　Gratias”を中心に理念が引き継がれている。児童養護施設で暮らす子どもたちは「いつまでも光の園が守ってくれる」と感じながら育つ文化があるという。

先代の施設長は創設者のシスターに育てられた経験から「里子、施設の子、地域の子などが区別されることなく地域で育っていくようにしたい」という想いがあった。同じ敷地内で地域の子どもを見守る事業を行うことによって想いが現実となり、赤ちゃんから幼児、小学生、中高生までたくさんの子どもたちが行きかう場所となった。今では小学校区の約８割の子どもは、光の園で時間を共に過ごした子どもたち。みんな「光の園の子どもたち」である。

「夜間でも、休日でも、別府市から子どもを預かってほしいと依頼があった時は断らない」と松永統括施設長は話す。現在に至るまで運営は苦労の連続だが、地域のニーズに応え続けてきた結果として「子どもを見守る温かい場所」という認識が広がり、支援サービスを利用することへのハードルが下がってきている。広報・宣伝活動は一切していないにも関わらずショートステイ・レスパイトなど支援ニーズは増加の一途を辿っている。

年表
1936：「光の園病院」　開設
1946：児童養護施設　開設
1968：保育所　開設
1999：児童家庭支援センター　開所
2000：児童クラブ　開設
2004：児童館　開設
2012：別府市「子ども福祉塾」第一回開催
2015：こども美術館　開設
2018：共同生活援助グループホーム　開設
2020：別府市子ども家庭総合支援拠点　受託
2022：一時保護所　開設

活動の概要



社会福祉法人　別府光の園

本体施設は住宅街の中、山と海と湯気が見渡せる場所にある。門の前には別府市が設置した「休憩所」の旗と、地域住民が座り休むためのベンチが置かれている。中に入ると、チャペルを改装した子どもたちの遊び場や保育園・学童クラブなど地域の子どもたちが過ごすスペース、事務棟と児童館を過ぎ坂を上ると、児童養護施設の家が３棟建っている。地域の子どもたちが過ごす開かれた場所と児童養護施設の子どもたちが暮らす家は、緩やかな傾斜や樹木よって自然な形ですみ分けされている。また、本体施設の中には大学進学した青年や、自立前の子どもたちのための自立訓練棟が準備されている。

本体施設の山手側に、こどもセンター Panem は建っている。１階に光の園子ども家庭支援センターと別府市子ども家庭総合支援拠点支所、２階に一時保護所の機能を備えた建物である。子どもの預かり件数の増加で、以前の

建物では対応が困難になったことにより、令和４年４月に建物を新築し環境を整えたとのこと。

本体施設から南に２００m程離れた光の園Ⅱには子どもたちが暮らす家が３棟と、小さなハンディキャップを持つ児童養護施設の卒園生が暮らすための共同生活援助グループホームが１棟あり、北に３００m程離れた光の園Ⅲには１棟の建物（１階：子どもたちの家、２階：共同生活援助グループホーム）が建っている。

①一時保護委託

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
延人数	31	18	15	15	17	22	37	43
延日数	321	122	139	168	302	204	461	469

②ショートステイ

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
延人数	93	56	79	56	98	122	144	160
延日数	153	202	303	203	341	535	590	624

③里親レスパイト

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
延人数	29	6	18	60	90	95	60	103
延日数	88	21	41	102	228	229	121	246

④トワイライトステイ

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
延人数	－	－	－	2	2	49	28	123
延日数	－	－	－	2	2	49	28	123

預かり支援による共感と寄り添い

光の園では地域児童のショートステイや里親レスパイトケア等は、子育て支援として必須事業だと考えている。複雑化する社会や家庭の小規模化・孤立化によって、家庭内だけで子どもを養育することが非常に困難になっているためである。夜間休日を含めた預かりは、養育に限界を感じる保護者や子どもたちにとって、今後ますます重要になってくるのではないかと感じている。

夜間を含めた預かりによって、見えてくるものは多い。学校や保育所などの日中通っている場所以上に生活の様子が表れるからである。家庭内での子どもの課題や対応の難しさが少しずつ見えてくることによって、保護者の困り事など共感できる点が増える。地域や子育て家庭や里親からの信頼は､「預かりによる共感」がベースとなっている。

また、預かった際のアセスメント情報や、ケアにより変化していく過程を関係機関と共有しながら支援していくことで、保護者と関係機関の間に生まれるギャップを埋められるように取り組んでいる。保護者からだけでなく専門機関という立場の光の園から支援の必要性等を伝えることによって、関係機関からの支援を得られることも多い。説明や説得には長い期間がかかる場合もあるが、関係機関（特に公的機関）を巻き込んでいくことも、光の園として重要な役割だと考えている。

令和３年度の一時保護・ショートステイ・レスパイトケア・トワイライトステイの延べ利用日数は１，４６２日。令和４年度は昨年度を超える日数利用が想定されている。一日平均４～８名程の子どもを預かり、子どもがいない日はない程に、支援ニーズは高まっている。

子どもたちのセーフティネットに

「一つの機関や施設の力だけでは、子どもたちの育ちを支えていくことはできない。ひとつひとつ小さな力を結集し、地域全体にアンテナを張り巡らせ、支援を必要とする子ども・子育て家庭を見逃さないようにすることが大切だ」と松永統括施設長は話す。実際に別府市内では官民の児童福祉関係者が一緒に学びあう「別府子ども福祉塾」が定期的に開催されている。

当塾は平成 23 年に別府市内で起きた児童虐待死事件を受け、二度と同じような過ちが起きないようにとの痛切な思いから、松永統括施設長が初代塾長を担い開塾された。現在では別府市の要保護児童対策地域協議会内の勉強会として正式に認められ、医師・弁護士・教員・市職員・児相職員・主任児童委員・施設職員・保育所職員等、様々な立場の関係者が顔を合わせて勉強会やケース検討会を行っている。児童福祉に携わる関係者や専門家たちが顔の見える連携を図る機会となり、地域一丸となって子どもたちを見守っていくという共通の認識が芽生えているという。

大分県との関係では、一時保護や指導措置が円滑な連携を促している。一時保護の段階から一緒に関わり、一時保護解除後や施設への措置解除後に指導措置として家庭を支援していく。家庭から子どもを預かり家庭に帰った後まで児童相談所と一緒に支援することによって、良い事も良くなかった事も同時に体験することができている。共に支援していくパートナーという関係性が築けていると感じた。

里親支援

大分県では全国に先駆けて里親委託推進に取り組んできた。平成１６年に７．４％だった大分県内の里親委託率は、令和２年度には約３５％と全国でも高い水準となっており、早くから取り組んできた成果が表れている。

ただ、里親委託が進んでいるからこそ見えてくる課題もあるという。一番の課題は、里親にかかる負担があまりに大きいことだ。個人の家庭で何年何十年にわたり社会的養育の子どもたちを支えていくのは容易ではない。特に乳幼児や低年齢から委託された子どもたちが思春期を迎える頃、不調となるケースを多く見てきているとのことだ。

また、兄弟姉妹が別々の里親や施設で暮らしていることも課題の一つだと感じている。里親一家庭に複数の兄弟姉妹を一緒に委託することは難しいケースが多く、一人ずつ違う里親へ委託されていることがしばしばある。

こういった状況から、光の園では里親も里子も一緒にサポートしていくために、レスパイトケアを行っている。令和３年度は延べ１０３件２４５日受け入れており、令和４年度はさらに増加しているとのこと。レスパイトケアで里親から子どもを預かることで、里親の休息や子どものアセスメント、別々の場所で暮らしている兄弟姉妹の交流などを支えている。

里親には、光の園を親戚の家のような感覚になってもらえるように日々関わっているとのこと。また子どもたちが里親宅に帰った際、「楽しかった！また光の園に行きたい！」と言ってもらえるような暖かい関わりを心がけているという。

里親も地域で暮らす子育て家庭。里親だけで子どもたちを育てていくのではなく、レスパイトケア等を通じて、一緒に育てていくという同伴者としての視点が重要だと感じているとのことであった。

民間ならではの支援を

すでに通常の相談支援を行う機関は多くある。ただし、相談支援だけでは解決できない問題が現実には多い。児童家庭支援センターではより具体的で、実行性のある支援が必要だと感じている。

光の園では、支援対象児童等見守り強化事業（以下見守り強化事業）や健診未受診者訪問、泣き声通告の緊急訪問等のアウトリーチ型の支援を行っている。別府市要保護児童対策地域協議会の実務者連絡会に毎月参加しており、市内のケースを把握していることがスムーズな支援に繋がっているとのこと。

見守り強化事業では、契約した家庭へ、週に１度お弁当・日用品等を持って訪問を行う。行政機関の訪問に抵抗を示す家庭でも、民間機関がお弁当を持っていくことで家の中まで上がらせてくれることもある。現在はハイリスクケースを含め１０～１５家庭を毎週訪問しており、家庭内や子どもたちの状況を市と共有している。訪問の中では保護者から「行政には言えないが」というような相談も実際に受けることができ、また子どもの行動面に困りを抱えている家庭では、子どもの家庭での行動を観察することもできる。家の中に入ることができる支援として、非常に有用な事業だと感じている。



見守り強化事業の月間スケジュール表
土日祝日問わず、ほとんど毎日訪問を行っている

他機関・パートナー等からの視点

別府市子育て支援課から見た光の園

別府市は、児童相談所や光の園を含む関係機関との関係が良好であり、地域の社会資源が多いことが特徴だと考えている。

子ども家庭総合支援拠点事業の拡充分を委託している別府光の園は、市内にある児童福祉関係の社会福祉法人の中でも特に支援対象児童等の相談指導に関する知見や経験を有しており、夜間・緊急時の対応を適切に行うことができるよう児童相談所、市町村その他の関係機関との連携及び支援体制を確保している。市はその専門性、対応力を信頼しており、地域家庭を長く支援し続けている光の園は、頼りになる存在である。また、支援を進める中で、宿泊を伴う子どもの預かりは重要であり、光の園が実施しているショートステイの重要性は高い。

別府市の補助事業として光の園が実施している見守り強化事業も別府市の大きな特徴となっている。事業の提案は市が行うが、実際の訪問は市職員ではないと伝えることで家庭からの抵抗感が下げられ、承諾を得られることがある。また、光の園が実施することで物資を家庭に届け見守りを行うだけでなく、専門性の高い助言指導や市と連携した対応、関係機関への繋ぎを行うことができ、大変有意義な役割を果たしている。

別府市内の子育て環境

別府市内では人口が地域に偏在しており、人口の密集した地域の一部に貧困家庭が集まっている場所もある。転入者も多く、情報がない家庭も多くある。そのような場合でも、別府市と光の園が同行訪問するなど、可能な限り繋がれる工夫をしており、その手法として、それとなく見守り強化事業を進めるなど様々な事業の活用を行っている。

各機関との連携強化について

光の園との連携は、互いに意見や希望を話し合い、一緒に作り上げてきた。元々同じ方向を目指していたところに、子ども家庭総合支援拠点事業の委託により一層連携が強くなったと感じる。現在では児童相談所からのスーパーバイズを一緒に受け情報交換をしたり、ケースの動きなどを密に話し合う機会も増えた。

別府市、児童相談所、光の園が円滑に連携していることは自分たちにとっては当たり前なことなので、工夫点はわからないが、強いて言えば押し付け合いがないことかもしれない。互いにできることを対等な関係で話し合う。厳しい指摘をすることもあるが、子どもたちのために支援方針を全力で議論する。マネジメントの主体はその都度変わる。児童相談所の継続ケースは児童相談所がマネジメントする。地域ケースは市役所がマネジメントすることもあれば、光の園が主体となることもある。こういった対等な関係を今後も継続していきたい。

今後について

今後、光の園には今以上に多様なこども家庭支援に関わって欲しいと考えている。具体的にはこどもの貧困やヤングケアラー対策などへの参入を期待している。市直営での活動には限界がある。民間委託により人や事業を拡大し、専門機関として市への助言や関係機関（特に児童相談所）との連携を強化して欲しいと考えている。併せて、視点が異なる各機関が連携することで、支援の死角を減らしていきたい。

家庭が多様化しているため、支援も多様性が求められている。国の施策・動向に注意し、支援の幅が広がるように取り入れていきたいと考えている。

事業運営や事業展開の課題と工夫（知恵袋）



人材育成

児童養護施設での勤務経験後、通所施設へ異動が基本となる。保育園の職員の約半数は児童養護施設勤務経験者。児童養護施設での育成を主軸とするため、全職員に社会的養育の視点や、より支援を必要とする子どもたちへの養育スキルが浸透している。児童養護施設で培った養育スキルを、通所施設で地域に還元している。同敷地内に機関が集約しているため、児童らも他機関の職員と関係構築しやすい。全事業の統括を統括施設長が担うことで、法人としての方針も共有される。

また、研修体系では、年齢に応じた「キャリアパス」の考え方を取り入れている。

運営費

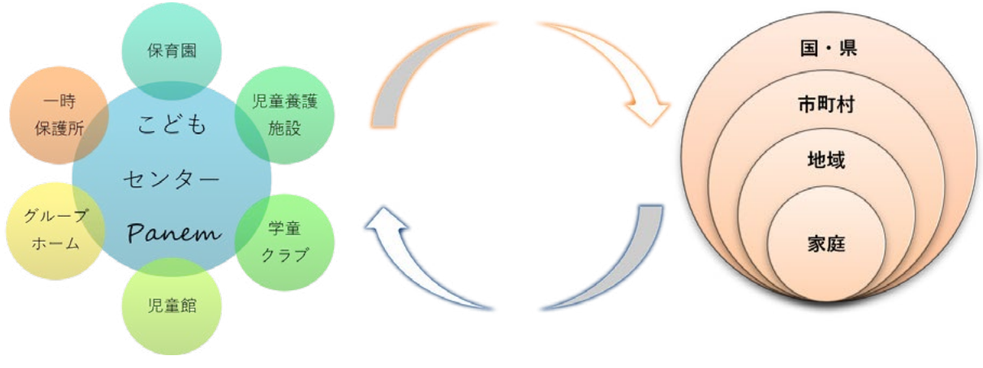
社会福祉法人光の園では別府市子ども家庭総合支援拠点事業、光の園子ども家庭支援センターにおいて別府市支援対象児童等見守り強化事業実施を受け、７名の職員を配置している。また一時保護所職員３名、里親支援専門相談員１名、児童養護施設心理療法士１名と連携しながら業務にあたることで、相談事業や預かり機能、アウトリーチ等多岐にわたる業務を行っている。

啓発

保育所や放課後児童クラブ、児童館を併設していることで、ハイリスク家庭だけでなく地域の子どもたちや子育て家庭が何らか心理的なバリアを感じずに利用できる「拠点」となっている。

また、同じ敷地内で複数の事業を行っていることで、内部の連携を円滑にしている。児童家庭支援センターから児童館へつないだり、保育園や学童クラブから児童家庭支援センターへ繋ぐケースもある。

外部機関とは、預かり支援・見守り強化事業・子ども家庭総合支援拠点事業・要保護児童対策地域協議会等を通して、連携強化している。



今後の展望

家庭に問題があるではなく、家庭を応援する

光の園は児童養護施設単独で高機能・多機能化ではなく、児童家庭支援センター・児童館・保育園・放課後児童クラブなどと共同しながら「地域の支援センター」化を目指し、現在の形となった。これは約２０年前に前任の施設長が絵を描き、実現に向けて一歩一歩進めてきた経緯がある。

児童家庭支援センターとしては宿泊機能なしでは行き詰まるのではないかと感じる。長期入所は望んでいなくとも、短期間なら預けたいというニーズは必ずある。近隣で新設された児童家庭支援センターは宿泊機能を持っている所が増えてきている。

今後新しい社会的養育ビジョンの方針に従い、児童養護施設は地域小規模化と分散化が進み、役割が大きく変化していく。そういった背景から、児童家庭支援センターは地域への窓口として重要な役割を担っていくと考えている。

光の園として、今後も行政だけでは手が届かないところへコミットした支援を継続していきたい。機関から機関へ、安心できるバトンタッチを目指していく。

研究員の見聞録

センター長から代理し、リーダーを担う。ISEP 藤井理事長がサブで入られると伺い、極限の緊張感。事前打ち合わせでは私の緊張を察した松永様が、「事例３つのところ、６つ用意したけん､加藤さん安心して」と温かいお言葉。

久しぶりの都会。羽田へ向かう。電車内はすごい量の人。周囲を見てリュックを前に背負うべきだったと気づく｡モノレールに乗り換える。あれ、皆さんリュックいつ後ろに直したの。今度は後ろに背負えばいいのか。別府の人口は高萩の４倍近く。きっと都会なのだろう。

ISEP の方々と合流し、いざ別府へ。到着しバスに乗る。右を見ると山、左を見ると海。そこだけ切り取ると高萩と一緒だ。うわすごい湯気“パシャ“。いかんいかん、今日は頑張らないと。浮かれている場合”パシャ”ではない。

光の園へ到着。洋風の作りをしており、まるで小さなニュー○ァンタジーランド。素敵…久志様に案内していただき、松永様と合流。

事前打ち合わせからうすうす感じてはいたが、熱量がすごい。ノンストップで続く調査と視察。情報量が…情報量が多い。これまとめられるだろうか。伝えたいことがありすぎる。夜の懇親会では相澤仁先生の登場。パニック。翌日の朝は、子どもたち一人一人に声をかける松永様の姿を見学。みんな、良い顔してる。

光の園は、まるで異世界転生した自施設を見ているようだった。機能的にはかなり似通っていて、別のルートに進むとこうなるんだなと感じた。多少の無茶をして、作った実績が新たな活路を見出すことは､自施設での体験と重なる。初期投資は必要。それを先導するリーダーが重要と思う。

関係機関のお話では、児童相談所、市、光の園の円滑な連携を「当たり前」と評する。担当者変更も問題なし。尊敬通り越して嫉妬すら感じる。「ずるいよ」と言いたくなったのは私だけではないはず。いや、努力の結果なので何一つずるくないのは理解している。

帰路では藤井理事長とご一緒に様々な検討。最終的には「人」の影響は大きい。しかしそれだけではないはず。他の施設でもできそうなことが伝えられたら。あっという間に到着。

振り返って読むと文字でいっぱいに…。事務局から「自身で撮った写真を載せてはどうか」との提案があったが、そうすると見聞録だけ観光みたいな写真がいっぱいになりそう…やっぱりやめよう…こんなはずではなかった。

（調査員：加藤弘樹、藤井康弘、鈴木洋子、
文責：加藤弘樹）

地域共生型

福祉行政の縦割りを越えた リソースとして進化している事例



⑧児童家庭支援センター　大洋（岩手県大船渡市）



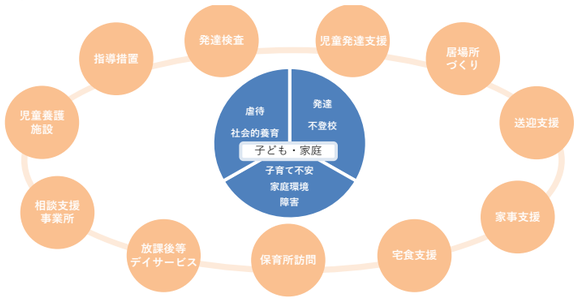
子ども福祉を中心とした
障害・地域・教育分野等との連携支援

■大船渡市にある「児童家庭支援センター大洋」は相談業務を基本としながら、関係機関との連携や地域の子どもたちの居場所づくり、訪問支援などを行っている。中でも特徴的なのは、福祉圏域および同法人内にある障害児福祉サービスと協働した支援である。

■母体となる社会福祉法人大洋会は 1955 年から一貫して児童養護施設大洋学園を運営しており、地域からは歴史のある児童福祉施設として認知されている。現在では９事業７拠点の障害福祉サービスを展開していることから、障害福祉施設としての認知度も高い。

■児童福祉事業と障害福祉事業を一体として運営することによって、制度のはざまで支援の手が届きづらい境界域の子どもたちについても、児童分野・障害福祉分野双方の専門的な視点をもった支援が展開できている。

■障がいの有無に関わらず、すべての子どもたちが地域で健やかに暮らしていけるための取り組みのヒントが、児童家庭支援センター大洋から見出すことができた。





大船渡市は岩手県の沿岸南部に位置する自然豊かな人口約３万４千人のまち。サンマのまちとしても知られており、本州では最大の漁獲量を誇る。東日本大震災では今まで経験したことのない甚大な被害に遭ったが、官民一丸となった取り組みによって復興を遂げている最中である。
児童家庭支援センター「大洋」は、周辺の２市１町（大船渡市、陸前高田市、住田町）を管轄。児童養護施設「大洋学園」等と共に、子ども家庭支援の地域拠点としての役割を果たす。

基礎データ

事業所名・所在地　児童家庭支援センター大洋・岩手県大船渡市
母体（設置主体）　社会福祉法人　大洋会
開設年　平成 13 年 (2001 年) 8 月 1 日
設置主体が有する施設・機関　児童家庭支援センター、児童養護施設、放課後等デイサービス、
地域活動支援センターほか　障害福祉サービス９事業
スタッフ　センター長１名、心理職員２名、相談員１名　※児家センのみ、兼務含む。
開設時間　月曜日～土曜日　９：００～１９：００

活動のはじまり・変遷

ノーマライゼーション

母体である社会福祉法人大洋会は、１９５５年に児童養護施設を開園し事業が始まった。長く児童養護施設を営んでいく中で、ノーマライゼーションの精神から１９９３年に障害者通所授産施設（身体・知的）を開所し、児童だけでなく地域で暮らす障がいを抱えた方々の支援をスタートさせた。

障がい分野の支援を行っていく中で、地域の相談支援事業所の必要性を強く感じていたことから、２００１年８月に児童家庭支援センター大洋が開所された。岩手県は日本で２番目に面積が広い県であり、県内には３つの児童相談所があるものの、大船渡市から最寄りの一関児童相談所でも７０km程（車で約１時間半）離れている状況であったため、地域の児童相談所の補完的役割として設立された経緯がある。

現在、社会福祉法人大洋会では児童福祉・障害福祉あわせて１１の事業を融合しながら地域への支援を行っている。

1955 年　児童養護施設大洋学園　開園
1993 年　身体・知的障害者通所授産施設　開所
2001 年　児童家庭支援センター大洋　開所
2002 年　地域生活支援センター　開所
2006 年　岩手県立福祉の里センター指定管理
　　障害者自立支援法に基づき新体系に移行
2007 年　就労移行支援事業
　　児童デイサービス事業　開始
2010 年　気仙障がい者支援センター
　　障がい者・児童相談支援センター
　　障害者就業・生活支援センター事業
2015 年　ケアホーム　開所
2016 年　多機能型支援施設　開所

障害者授産施設の始まり

一法人一施設で運営していた大洋会に転機が訪れたのは１９８９年、大洋会から約４００メートル離れた位置に特別支援学校が開設されたことだった。特別支援学校開設からしばらくすると、卒業生の就労支援について課題が浮き彫りとなり、保護者有志が集って身体・知的・精神それぞれに合わせた授産施設の運営を始めた。しかし、保護者での運営では人員の確保や資金面で限界があり、制度のもとに受託ができる法人格をもった大洋会へ授産施設開設の相談がなされた。大洋会はこれを快く受け入れ、障害福祉である身体・知的障害者通所授産施設を開設、障害福祉分野での支援が始まった。

地域からの相談・ニーズを適切に受け止めた結果、法人として新たなサービスへ展開することができたのだった。

活動の概要

障害福祉分野との連携

社会福祉法人大洋会には障害福祉分野の相談事業である相談支援事業所、地域活動支援センター相談室、障がい者就業・生活支援センターがある。大洋では各相談事業と日々連携しながら、情報共有やアセスメント、支援の必要性などについて協議を行っている。週に１度大洋の心理士を障がい者相談支援センターに配置していることも、連携強化に寄与している。また月に１度、相談事業の全職員による情報連絡会を行い、それぞれのケースで協力が必要な部分がないか等のミーティングが行われている。

障がい者就業・生活支援センターなどで関わっている利用者から子育て相談が入ったり、大洋で関わっている子どもが１８歳を迎える際には相談支援事業所へ引き継いだりと、切れ目のない支援ができるように地域の方々の見守りを行っている。

すべての基本は訪問支援

大洋は大船渡市中心部から少し離れた丘の上に立地していることや、管轄している範囲が広いことから、交通面で来所へのハードルがある。そのため、２台の車両を確保し、相談支援の半数以上を訪問にて行っている。相談員１名と心理担当職員２名で、週平均３０件の訪問相談を受け付けている。

大洋では「子どもの養育に困っている保護者が支援者に対して本当の意味で心を開くのは、

自分と同じ大変さを肌で感じてもらえたと実感した時なのではないか」と考え、子どもたちの日常生活がより感じられる家庭訪問での相談支援を基本と考えている。

事業連携した支援

大洋では、法人内外の具体的サービスと協働しながら支援の質を高めている。具体的には障がいがある子どもや療育手帳を持つ子ども等に対して、日中の学習支援・療育プログラムとしての放課後等デイサービス利用、週末の家庭訪問による相談支援、保護者の育児不安や休息のための児童養護施設でのショートステイ利用、市社会福祉協議会の食料支援などを組み合わせながら支援を実施している。

法人内外の様々な機関と連携して関わることで、より詳細なアセスメントを行うことができ、重層的な支援を行うことができている。子どもや保護者にとっても、同じ法人の支援を複合的に受けられることが、安心感に繋がっている。

また、制度の支援が届きにくい境界域の子どもについても、発達相談会・保育所訪問・学童クラブ訪問などを通じて見守りを行い、具体的な相談に繋がったり、日々関わっている先生や職員に対して、子どもへの関わり方や支援ケースへの見立て・方針へのアドバイスを行う等、直接的支援と間接的支援を組み合わせたサポートを実施している。

地区担当制による顔の見える連携

大洋では平成２２年４月より管轄する２市１町（大船渡市、陸前高田市、住田町）に対して３名の職員がそれぞれの地区担当として配置されている。担当の市町を固定することで、①相談の窓口が明確になること、②市町の担当者との関係を継続していけること等のメリットがあると考えており、実際に連携が深まっている。各市町の要保護児童対策地域協議会をはじめ、主任児童委員との定期連絡会、学童クラブ連絡協議会、母子保健や配偶者暴力対策連絡会などにも加わり、関係機関との連携を図っている。

地区担当制により市町や各機関との連携が深まっていることから、気仙地域の児童に携わる人たちの大洋への認知度は高く、心配な家庭や見守りが必要だと思われる家庭の相談入口は、児童相談所・役所・学校・教育委員会・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・保育所・学童クラブ・社会福祉協議会・民生委員・地域ボランティアの方々など多岐にわたる。

また、関係機関が大洋の活動を認知していることで、地域全体で子どもの小さなサインを見逃さないという意識が生まれている。

子どもたちと日頃関わりの深い教師や保育士、学童クラブのスタッフたちに児童家庭支援センターの活動を理解してもらうことは、地域全体で子どもたちを支えていくために、大きな意義があるだろう。



児童家庭支援センター大洋のサテライトがある
気仙障がい者就業・生活支援センター

発達支援

大洋は、心理士の専門性を活かした発達支援の拠点として地域になくてはならない重要な社会資源となっている。児童福祉・障害福祉の知識や経験に加えて、心理士の専門性を活かせる職員がいることで、障害の有無だけでなく、境界域の子どもたちを見逃すことなく、適切なアドバイスをしたり必要な支援につなぐことができている。

具体的には、２名の心理士を配置し、自治体からの依頼に応じ、発達検査を実施している。児童相談所の補完的役割を担っていることもあり、行政からの厚い信頼が伺える。背景には、児童精神科医が少ない地域であることや、児童相談所の巡回相談が年３回と限られていることもあるという。

また市町の発達相談会に参加したり、療育教室への協力も行っている。療育教室では子どもの観察、保護者への相談対応、スタッフカンファレンスなどを通して市町の機能を補完している。

宅食・家事支援

訪問支援の一環として、宅食支援や家事支援も行っている。支援している子ども・家庭は大洋の支援対象ケースだけでなく、地域の中で支援者との関係づくりを重点的に行おうとしているケース等もあり、市町の子ども福祉担当課の家庭児童相談員や保健師、教育委員会のスクールソーシャルワーカー等と連携し一緒に訪問を行っている。近年、国で支援に力をいれているヤングケアラーのケースでは宅食・家事支援の重要性を特に感じているという。

法人内の児童養護施設大洋学園では子ども食堂の開設を計画しており、宅食支援や家事支援が必要な家庭の早期発見のため、大洋としても開設に携わっていくことを考えている。

不登校児への登校支援・居場所づくり

大洋には様々な関係機関から不登校児の相談が入る。相談があるとまず家庭訪問をし、保護者や本人の話を丁寧に聞いていく。そして本人の希望があれば登下校の送迎を行ったり、学校に行けない時は大洋で過ごせるように居場所を提供する。本人が希望すればいつでも迎い入れており、中には週５日利用していた子どももいるという。最近の傾向としては、ゲーム・動画依存の子どもたちが増えてきており、支援方法を本人や家族、学校等と協議しながら対応している。

不登校児支援で特に気を付けているのが、高校を中退したり、そもそも高校へ進学しなかったケースだという。高校へ在籍しなければ、社会との接点が減ることで各機関とも繋がりがなくなり、支援の手が届きにくくなってしまうからだ。大洋では丁寧な寄り添い支援を行いながら、本人の前向きな気持ちを引き出し、就労準備支援へつないだり、１８歳を超える際は障害福祉分野の相談支援事業所への引継ぎなどを行い、切れ目のない支援を心がけている。様々な支援機関と連携・協働しながら関わっていくことで、本人への支援の幅や社会とのつながりを広げていくことを大事にしている。

不登校となる子どもは障がいを抱えていたり、過去・現在に虐待を受けて育っているケースも少なくない。社会的養育や障害福祉、自立支援の専門性を兼ね備えた大洋の不登校児支援からさまざまなヒントを得ることができる。



（写真左から）
中村賢司所長、大和田綾子心理療法士、
佐々木愛心理療法士、斉藤恵里支援相談員

他機関・パートナー等からの視点

放課後等デイサービスからみた児童家庭支援センター

心理士が配置されていること、日々家庭から発達相談や育児相談を受けていることから、職員の専門性が非常に高く、子どもに関する相談全般に対応してくれる、地域密着型の児童相談所のような存在だと感じている。

児童家庭支援センターには、放課後等デイサービスに通ってくるダウン症や発達障がい特性を抱える児童への接し方や、専門的な支援を必要とするケース等への助言を期待している。

また、施設内研修の講師としてペアレントトレーニング等の知識を児童家庭支援センターから学んでいきたい。

相談支援事業所からみた児童家庭支援センター

保護者が子どもの発達等心配している事にして、いつも親身になって相談に乗ってくれる存在だと感じており、子ども・保護者の障害の有無に関わらず相談にのってもらえる場所なのでとても助かっている。子どもに対する寄り添い支援の手厚さにはいつも驚かされる。

子どものこと、保護者のことで何か困った時には児家セン！と頼りにしている。

今後ますます連携を深めていきながら、保護者に障害がある家庭、障害があるのではないかと考えられる家庭に対しての関わり方を学び、相談支援事業所としての支援の質を高めていきたい。

社会福祉法人大洋会　本体施設　周辺図



出典：国土地理院撮影の空中写真（2019 年 4 月）

事業運営や事業展開の課題と工夫（知恵袋）



リクルート

近隣には福祉系大学等がなく、実習生の受け入れも少ないことから、専門職を確保するハードルが高い。

人員を確保するために、直接大学等を訪問し職員力でアピールを行っている。また現在では採用活動の主流になっている動画を使っての PR を行いながら、人材の確保に取り組んでいる。

日頃から風通しの良い職場環境の整備を意識し、職員が前向きに働いている姿が人材確保に良い影響を与えていると感じている。

人材育成・専門性の確保

法人内異動により児童・障がい両分野の交流が行われている。双方の知識をもつジェネラリストが養成しやすい土壌がある。

社会的養育の分野でも障がいを抱えている子どもは少なくない。障害福祉に携わった経験は、子どもの見立てや関わりに非常に大きな影響を与えることから、専門性の確保に寄与している。

自己啓発の促進としては、業務から大幅にかけ離れたものでなければ、自由な発想で希望する外部研修が受けられるように予算計上している。

アウトリーチ

数多くの相談支援を家庭訪問にて行うため、大洋の体制として児童家庭支援センター独自の車両を 2 台確保している。

また、相談者が家庭訪問をスムーズに受け入れてくれるように、市職員や学校の先生など相談の入り口になった方と同行し関係づくりを行っている。

宅食支援や家事支援などの具体的サービスをドアノックツールとして家庭訪問を受け入れてもらいやすい方法を常に準備していることも、訪問を受け入れてもらいやすくなる重要なポイントだと考えている。

今後の展望

中村賢司所長に、大洋の強みについて尋ねた。

大洋は法人内外の非常に多くの機関とつながり、連携を深めているところに強みがあると感じています。何よりも、行政を含む地域の方々が大洋のことを知ってくれており、大洋に相談すればすぐに対応してくれると思っていることが一番の強みではないかと考えています。

今後どのようなことに力をいれていきたいか。

児童福祉に携わって感じるのは、支援ができる時間に限りがあり、そしてその時間はとても短いということです。限られた時間の中でどのように関わっていけるか、質の高い支援を行っていけるかは各機関との連携にかかっていると感じています。法人内でいえば、今後障害福祉分野の相談支援事業所と児童家庭支援センターを一体として運営していけるように、ハード面・ソフト面を整えていきたいと考えています。外部の関係機関とは、これまで以上に大洋の活動を知ってもらい、連携できる人との関係づくりを進めていきたいと考えています。

また、今後ますます里親支援が重要になってくることから、フォスタリング機関への参画を進めていきたいと考えています。

－ 最後に、地域にとって大洋がどのような存在になっていきたいか。

大洋が管轄している大船渡市・陸前高田市・住田町は今後ますます人口減少に拍車がかかっていくことが想定されています。

人口減少が進めば進むほど児童家庭支援センターの役割は重要になっていくと確信しています。なぜなら、制度に縛られない柔軟な寄り添い支援が児童家庭支援センターであれば可能だからです。社会資源が限られていったとしても、さまざまな具体的支援を組み合わせながら、地域の方々が地域で安心して暮らしていけるための拠点となっていきたいと考えています。

研究員の見聞録

約１２年前、未曾有の大災害に見舞われた気仙地域。現在ではハード面での復興はほとんど完了し、まちを訪れて震災の痕を感じられるのは海沿いの建物がすべて真新しいことぐらいだった。大船渡市は人口規模では決して大きな市ではないものの、だからこそ地域全体が密接に関わっており、一丸となって復興を成し遂げてきた姿が脳裏に浮かんでくる。耐えがたいほどの悲しみを乗り越えてきた力強さが、まちや人々から感じられた。

市中心部から車で１０分ほど走ると、小高い丘の上に大洋は立地していた。すぐ隣には大船渡市社会福祉協議会、周辺には高齢者福祉施設や大洋会に委託されている岩手県立福祉の里センターが立ち並んでおり、大洋会を中心に地域を見守る福祉拠点になっている事を実感した。

「大船渡市周辺では、家族のことは家族・親族で面倒をみていくという互助の意識が強い」と中村所長はおっしゃられていた。そのこと自体はとても素晴らしいことではあるが、逆に心配事や家庭内での問題が表に出にくいという側面もある。障害の分野では過去とても歯がゆい経験をしたこともあるそうだ。そういった地域性があるにも関わらず、現在では地域から多くの相談を受け家庭の中に入って支援が行えている大洋の、積み重ねてきた信頼と実践に驚くばかりであった。

大洋への訪問後、大船渡市中心部のスーパーの一角にある喫茶「夢茶房」を訪ねてみた。大洋会が運営する就労継続支援Ｂ型事業所である。夢茶房では利用者の青年からの丁寧な接客のおかげで、心地の良いひとときを過ごすことができた。また、スーパーの隣にある「朋友館のパン屋さん」（こちらも同じく就労継続支援Ｂ型事業所）を訪れると、ほとんどのパンが売り切れていた。地元で数十年続けてこられた人気のパン屋さんにパン作りを教わり、お店を引き継いだとのこと。引き継いだ後も売れ行きは好調で、人気のパンは午前中のうちに売り切れてしまうのだという。まちに自然と溶け込んでいるお店や利用者を通じて、まち全体に福祉文化が浸透していることが感じられた。

どれだけ環境が整っていても、制度が整ったとしても、地域の子どもたちや家庭・地域で暮らす人々を支えていきたいという理念の元の実践がなければ空虚なものになってしまう。大洋では地域の子どもたちや家庭を支えていきたいという思いが醸成されていることを、法人全体の実践や職員一人ひとりから感じられた。きっと地域の家庭や子どもたち、他機関の方々も同じように感じ共感されていることから、数多くの相談が寄せられるのだろう。

大船渡市は、現在約３万４千人の人口が２５年後には２万人程度まで減少することが想定されているそうだ。地域の根幹を揺るがしかねない人口減少という課題を目の前に、大船渡市は、児童家庭支援センター大洋は、どのように進んでいくのか。きっと力強く乗り越えていくのではないだろうか。その姿は、今後の私たちの実践を導いてくれるものになると感じさせる、確かなものがあった。



喫茶　夢茶房



朋友館のパン屋さん（外観）



朋友館のパン屋さん（店内）

（調査員　松永忠、小野剛、本池愛、文責：小野剛）

⑨児童家庭支援センター　けいあい（香川県東かがわ市）



法人内の他事業所・行政と連携し、社会的養護と障害児者施策をつなぐ支援の展開

■児童家庭支援センターけいあい（以下「けいあい。」という。）の母体である法人内に、認定こども園、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター等のこども関連の事業所がある。また、障害者支援施設や共同生活援助、相談支援センター、ワークセンター等の障害福祉サービスの事業所もある。人口約２万８千人の東かがわ市の中で法人のこれらの事業の存在意義は大きい。

■けいあいと法人内の事業所とは連携しながら地域の子育て支援を行っている。東かがわ市の発達支援のネットワークにけいあいも白鳥園綜合療育センターも含まれ、その中でそれぞれの役割を担っている。発達に課題のあるこどもの保護者へのカウンセリングや在宅児童と施設入所児童のきょうだいがいる家庭への窓口としての対応など社会的養護と障害児者施策を結びつける取り組みは多岐にわたっている。

■関係機関の中では、東かがわ市子育て支援課と香川県子ども女性相談センター（児童相談所）とのつながりが深く、これまでの連携の積み重ねの中で信頼関係を築いている。子育て支援課とはイベントや要保護児童対策地域協議会などを通じて連携し、そこから保育・教育機関との関係構築にもつながっている。児童相談所とは指導委託や在宅ケースの見守り依頼、里親養育支援を通じて連携し、相互に支援の質を高め合っている。それぞれにとってこども家庭支援を行う上でなくてはならない存在となっている。

■地域の中でこども家庭への食支援を行ったり、夜間休日を含めた子育て相談への対応を行ったり、こどもからも保護者からも虐待相談を受けたり、里親制度のミニ説明会や相談を受けたり、必要に合わせたサービスを地道な活動を通じて展開している。



東かがわ市は、香川県の東端に位置する人口約２万８千人の市である。2003 年に大川郡引田町・白鳥町・大内町の３町が合併して誕生した。高松市と徳島市の中間の場所にある。市の東南には讃岐山脈が連なり、北の瀬戸内海にかけて田園地帯が広がっている。瀬戸内特有の比較的晴天の日が多く降雨量が少ない、温暖で穏やかな気候である。手袋生産の国内シェアは 90％以上で、「てぶくろ市」とも呼ばれる。また、日本で初めてハマチの養殖を成功させた。県内でも過疎化が進んでいる地域である。

けいあいは、東かがわ市とさぬき市を管轄。法人内の施設である児童養護施設 恵愛学園、けいあいこども園、白鳥園とも協力して、地域の“子育て･子育ち”の応援をしている。

基礎データ

事業所名・所在地：児童家庭支援センターけいあい・香川県東かがわ市白鳥 956
母体（設置主体）：社会福祉法人　恵愛福祉事業団
開設年：平成 10(1998) 年 10 月 1 日
設置主体が有する施設・機関：児童家庭支援センター、児童養護施設、幼保連携型認定こども園、
福祉型障害児入所施設、障害者支援施設（施設入所支援、生活介護、短期入所、日中一時支援）、
児童発達支援センター（児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児等療育支援）、
相談支援センター（特定相談支援、児童相談支援、一般相談支援）、共同生活援助、
ワークセンター（就労継続支援 B 型、就労移行支援）、障害者就業・生活支援センター
スタッフ：センター長、相談・支援担当職員、心理療法等担当職員
開設時間：24 時間 365 日

活動のはじまり・変遷

全国で５番目に開設された児童家庭支援センター

けいあいの母体となる社会福祉法人 恵愛福祉事業団は初代理事長が戦争から帰還し、1948 年に寺の一部を使って保育所を開設したことから始まっている。樹齢 450 年の松の木を切って運営資金にしたという。法人の福祉理念として、人間の尊厳を尊重した“生かせいのち”が掲げられている。

その後、児童養護施設の開設、障害児者の施設の開設と続いていく。当時、障害児者の施設にはコロニー構想があったが、地域福祉を考えた際の閉鎖性を打破するため、地域交流を行いながら地域とともに施設づくりをするという方向に変わっていった。

けいあいは、1998 年、全国で 5 番目に開設された児童家庭支援センターである。香川県は児童相談所が県西部と中央の 2 か所あるが東部にはないということで、児童相談所の補完的な役割も期待され、開設に結び付いた経緯もある。

開設当初は法人内児童館利用者の家庭の相談対応を中心に、法人内他施設との連携、児童相談所や他機関との連携と広がっていった。

1948 年　恵愛保育所開設。
1952 年　児童養護施設 恵愛学園開設。
1953 年　社会福祉法人 恵愛福祉事業団認可。
1966 年　知的障害児施設 白鳥園開設。
1972 年　知的障害者授産施設 白鳥園青年寮開設。
1978 年　知的障害者更生施設 白鳥園和光寮開設。
1980 年　白鳥園綜合療育センターにおいて、
　　障害乳幼児の通園事業開始。
1989 年　福祉ホーム開設。
1993 年　知的障害者授産施設 白鳥園青年寮引田分場開設。
1995 年　白鳥児童館開設。グループホーム白鳥の家開設。
1998 年　児童家庭支援センターけいあい開設。
2000 年　グループホーム 第 2 白鳥の家開設。
2006 年　グループホーム 白鳥ホーム開設。
2018 年　恵愛保育所閉所。白鳥児童館閉館。
　　けいあいこども園開設。

活動の概要

要保護児童対策地域協議会



けいあいでは、２市（東かがわ市、さぬき市）での相談対応を行っている。当初、旧大川郡の８町が対象であったが合併により２市になった。そして合併したのと同じくらいの時期に市に要保護児童対策地域協議会が設置された。設置当初に声が掛かり、実務者としてメンバーに参画した。

当時は要保護児童対策地域協議会そのものが地域に知られていなかった。まずは学校の先生などこどもに直接かかわられている方々に知ってもらいたいと考えた。東かがわ市子育て支援課にも協力していただき、担当職員と一緒に全ての小中学校へ協議会についての説明と連携のお願いをして回った。

また、進行管理を行うケースとして、児童養護施設へ入所中で家庭復帰をすすめていくケースや里親家庭も含めてもらうように働きかけていった。しかし、すぐにはうまくいかずに１年位かかった。市町は、児童養護施設入所になったケースについて、それまでかかわりに苦慮しやっと入所させてもらえたと考えている場合もあり、地域に帰すことを考えていると伝えると困惑し、意見が食い違うこともあった。そのようなケースに対して家庭復帰をして地域で生活することの意義や外泊等の進捗状況を伝え、受け入れてもらえることにつながってきた。

児童養護施設から家庭復帰していくケースについて、けいあいが支援を行うことや、児童相談所から指導委託を受けて地域につないでいく場合もあるとのこと。

オレンジリボンキャンペーン

けいあいでは、オレンジリボンキャンペーンを東かがわ市と協力して実施するなど、こどもに対しての活動を行っているのが特徴である。

10 月から 12 月にかけて子育て支援課の担

当と一緒に市内の小中学校全てを訪問し、小学校高学年と中学生にオレンジリボンの意味や虐待について、また、もし困ったことや助けて欲しいことがあれば話して欲しい、その時には助けてくれるおとながいるということを伝えている。伝えた後しばらくの間学校に留まるようにし、話をしたいこどもがいれば残ってもらって話を聞く場を作っている。啓発活動をした後に、こども自身からの相談の電話がかかってくることもある。

当初は、各学校で虐待を受けているこどもがいないなどの理由から、受け入れてもらえなかったが、地道なはたらきかけを続け、次第に受け入れてもらえるようになった経緯がある。現在では、説明に行った際にオレンジリボンマークを校内に貼ってもらえるなど、継続していくことの効果を感じている。

また、児童家庭支援センター内に、市内の認定こども園を利用されている方をはじめ、地域の方からこどもたちへのメッセージや塗り絵を展示している。





里親養育支援

香川県ではフォスタリング事業の委託を４か所の法人が受けている。受託法人において業務を実施しているのは、児童養護施設 恵愛学園で１か所、その他は乳児院が１か所、児童養護施設が２か所である。

４か所のうちいずれかで月に１回里親制度ミニ説明会を実施することにしている。けいあいは、東かがわ市で年３回実施しており、必要に応じて個別相談にも対応している。

まずは住民に里親制度を知っていただくことが必要であると考えている。さらに、里親制度をより多くの方に知っていただく必要があるため、周知啓発の方法については関係機関等に協力をお願いしたいと考えている。

その他の活動としては、イベントでのキャンペーンを行っている。さらに、里親サロンの実施（年１回）、県から４つの機関に振り分けられた里親家庭の訪問（年数回）や季節のお便りの送付、トレーニング事業として未委託里親に限らず、希望者にペアレントトレーニングを実施している。

また、里親からの相談には随時対応している。

安心して子育てができる市に向けて

東かがわ市は小豆島と並んで県内で過疎が一番進んでいる地域のひとつでもある。昔から住んでいる住民が多い一方で、最近は市の定住促進等の取り組みにより転入者も増えつつある。法人からも、東かがわ市では子育てが安心してできる、他の市町にはないサービスがあるとアピールし、どうぞ東かがわ市に住んでくださいと伝えていきたい。

また、里帰り出産をすすめたり、東かがわ市出身で隣の徳島県在住者の保育をこども園で受けるといった取り組みも行っている。

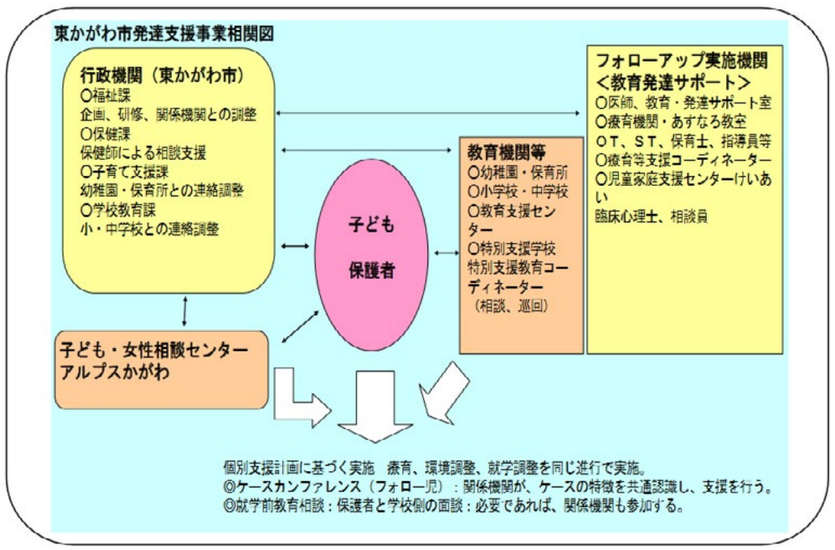
他機関・パートナー等からの視点

白鳥園からみた児童家庭支援センターの意義

東かがわ市でのこどもの発達の支援についてはネットワークが確立している。白鳥園綜合療育センターはネットワーク内での役割を担っている。１歳児健診、３歳児健診、５歳児健診にスタッフを派遣し、リスクの高いケースの発見に努め、発達や家庭の支援につなげている。このネットワークの中に児童家庭支援センターけいあいも含まれている。要支援・要保護にあたる家庭の保護者へのカウンセリングなどを担っている。市ではこのネットワークを活かして、乳幼児期、学齢期、成人になってからの就労といったライフステージに合わせた支援に結び付けている。行政は異動があり担当者が変わるので、民間の機関がネットワークに入っていることもこどもや家庭への支援が途切れないための強みとなっている。

あるケースで、白鳥園の相談支援事業所を利用されている知的障害のある方が出産することになった。育児に不安があるということで、育児のトレーニングを受ける間の里親委託を進めたことがあり、児童家庭支援センターけいあいが支援を行った。

児童家庭支援センターけいあいに心理職が配





置されているということで、白鳥園のケースの相談にのってもらうこともある。職員がちょっとしたことを質問したり、予約を取ってということで相談したり、形態は様々である。最近では不登校の相談があがっている。

障害児入所施設 白鳥園では、入所後いかに家庭に帰っていけるかということを考えている。保護者の中にはこどものいない生活に慣れてしまい、家庭引き取りが難しくなることもある。家庭の支援が必要であると考え、その際に児童家庭支援センターを使うことができないかと考えている。措置と契約の違いやけいあいの管轄する地域の制約もあり、簡単にはいかないのが現状である。また、入所児童から心理的な相談があった時に児童家庭支援センターの心理職が連携して対応できないかとも考えている。

障害児の施策と社会的養護の施策が分かれてしまっていると感じることがある。社会的養護の施設で作る香川県の連合会に障害児入所施設も入れてもらえるように依頼した経緯もある。法人内にそれぞれの施設があることで気づきが共有できるので、「障害」だけで考えず、「児童」という大きい枠組で考えていく、またその仕組みを作っていく必要があると考えているとのこと。

東かがわ市からみた児童家庭支援センターの意義

東かがわ市の児童家庭支援施策は、福祉課、保健課、子育て支援課など関係課が連携し、ワンストップで効果的な支援が行えるよう努めている。そのうち、家庭児童相談や要保護児童対策地域協議会については、教育委員会に配置されている子育て支援課こども総合支援センターが所管している。こども総合支援センターは、主に５つの事業を実施しており、各事業は月１回全体ミーティングにて情報共有を行い連携を図っている。

児童家庭支援センターけいあいとの連携については、要保護児童対策地域協議会に実務者として参加してもらっている。平成 22 年よりオレンジリボンキャンペーンで一緒に市内の小中学校を訪問している。また、市が把握している食支援が必要な家庭に対して、けいあいの食のプロジェクト支援に繋ぎ、家庭の見守り強化を図った。

指導委託ケースでは、一緒に家庭訪問を行うなどの連携を行っている。さらに、市役所が対応できない土日や年末年始などの電話相談、緊急時の対応を依頼するとともに、毎月けいあいを訪問して情報交換を行っている。子ども女性相談センターも含めた関係機関で要対協ケースについての情報共有も月１回行っている。

指導委託の対応については、県が動きにくい場合もあり、市のネットワークの中でしか得られない情報もある。そのような中で、けいあいに動いてもらえることの意義は大きいと考える。市としては県に準ずる機関としてアドバイスをもらったり、県と市の調整もしてもらったりすることで支援者間の円滑なやり取りにつながっている。

市役所は担当者の異動があり、担当が変わった際、けいあいに家庭へのアプローチについて教えてもらったり、丁寧に話を聞いてもらったりして心強かった。

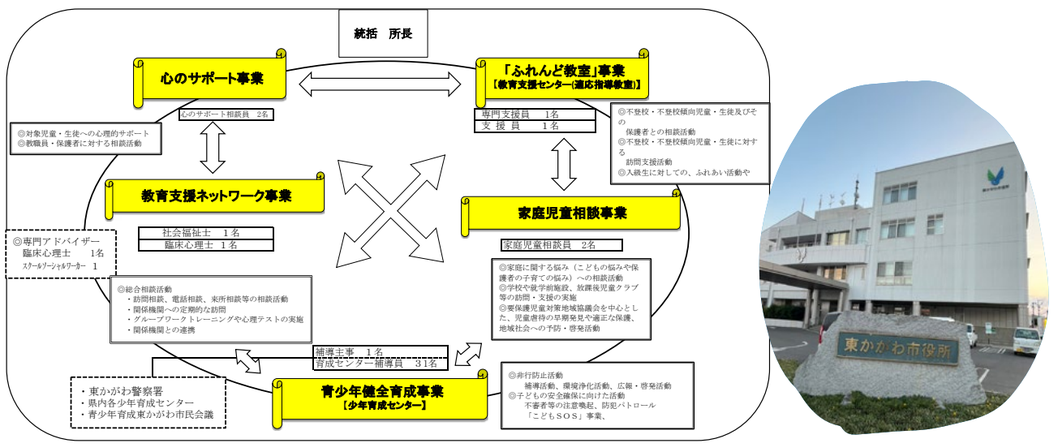
また、市の中にないサービスをけいあいが担ってくれている補充的な一面もある。

大変なケースや根気のいるケースを一緒に動くこともあり、生死にかかわる病気のあるこどものケースを子育て支援課、保健課、病院や学校、けいあいと連携して進めたこともあった。急にこどもの保護が必要な場合に「1 日だけ」とショートステイ等の緊急対応をお願いをすることもある。

このように、日常の積み重ねを大切にし、何かあれば顔を合わせて話し合う、お互いが頼り合う関係性ができている。

今後さらなる連携として、社会的養護の中でもより家庭に近い形である里親養育支援への連携や市として協力できることは何か考えたい。里親制度の啓発というところで期待したい。ヤングケアラーの問題も出てきており、けいあいには、今後もこどもを守るためのリード役をして欲しいと考えている。

東かがわ市こども総合支援センター概要



児童相談所からみた児童家庭支援センターの意義

香川県には 2 か所の児童相談所がある。中央児童相談所として子ども女性相談センター、県西部に西部子ども相談センターがある。

けいあいへの新規指導委託（2 号措置）数は、平成 29 年度 0 件、30 年度 8 件、令和元年度 3 件、2 年度 5 件、3 年度 1 件となっている。

けいあいには指導委託のケースだけではなく、児童養護施設 恵愛学園を退所して地域に帰ったケースの対応を依頼することもある。また、東かがわ市のケースで、市では対応が難しいが児童相談所につなぐほどではないケースの対応を依頼している。県東部に児童相談所がなく、サテライト児相としての役割を担われている現状がある。

数年前までは、児童福祉司による指導委託はあまり行われていない状況であったが、現在は積極的に活用するようになっている。指導委託は、主にけいあいの管轄地域である東かがわ市とさぬき市のケースについて行っており、市では対応が難しい、また、地域でより密にかかわったほうが良いと思われるケースを依頼している。指導委託に際し、けいあいには専門性とかかわりの密度の濃さに期待している。けいあいの有する専門性としては、相談業務の経験が豊富であること、こどもの特性の把握やこども・保護者のニーズをアセスメントした上での支援をしてもらえることが挙げられる。他の機関とつながる際の調整力もあり、児童相談所としては安心感がある。児童相談所が把握しきれていない地域のインフォーマルなサービスにつなぐこともできると感じている。

また、児童家庭支援センターと児童相談所は話がしやすく、さらに本庁とも話がしやすい関係となっている。

香川県の里親委託について、令和 3 年末時点で 43 名、ファミリーホーム 11 名、県外 2 名となっており、里親等委託率は 23.1％である。特別養子縁組にも力を入れており、毎年度 4 件程度ある。

近年は児童養護施設の空室が少なく、里親への一時保護委託も行っている。令和 3 年度は 18 組の里親が実人数 48 名、のべ 798 日の受け入れを行った実績がある。



けいあいとの里親養育支援での連携としては、里親支援機関の実務担当者が集まる会議を月 1 回行っている。また、里親家庭への訪問支援を依頼している。施設入所児童や里親委託児童へのアンケートの実施にも協力してもらっている。さらに、地域での里親制度のミニ説明会など啓発をしてもらっている。里親になりたい時の相談から、委託を受けてからの相談まで受けてもらえるのは強みである。児童福祉司は数年単位で異動がある一方、児童家庭支援センターは同じ職員による長期的なかかわりが可能な点で、里親にとっては養育の大変さを共有しやすいと考える。

今後の連携の課題として、県内における次世代を担う福祉人材の確保と育成が必要であると考える。良い関係を継続していくためには、長く仕事を続ける中でお互いに顔が見え、理解し合っている関係が必要である。関係機関に遠慮し、衝突を怖がって意見を言えないのは良くない。立場が違うので意見は当然違う。それぞれの意見の違いを理解したうえで、話し合いを重ねながらこどもにとってより良い支援を行えるようにしていきたい。他機関の力も借りながら相互に職員を育成し合うことが必要であると考える。

事業運営や事業展開の課題と工夫（知恵袋）



求められたことを全力で

児童家庭支援センターの５つの基本業務の見直しを行う中で、指導委託に力を入れることと、かかわっている１つひとつの家庭に寄り添うということを掲げている。

「求められたことを全力で」「断らない」というつもりで日々の業務に取り組んでいる。例えばショートステイの依頼があり、施設での受け入れが難しそうであったとしても、施設とのやり取りの中で、どうすれば受け入れることができるか一緒に考え、はたらきかけていく。また、法人内の事業を使って、どこで受け入れることがそのこどもや家庭にとっての必要を満たせるかという視点も持ち、実践につなげている。

地道な努力

けいあいでは、啓発などを通じて家庭や関係機関とつながりを作り、そこから支援につなげていくことに力を入れている。オレンジリボンキャンペーンでの小中学校の訪問、要保護児童対策地域協議会を教育現場に知ってもらうための取り組み、里親制度のミニ説明会の実施などがこれにあたる。

すぐに結果が出なくとも、年単位の地道な努力を続けることが地域での信頼関係につながっていく。そのための実践を続けている。

人材確保・育成

法人内に人材育成委員会を設置し、各事業所から職員を選出して人材確保・育成について取り組みを行っている。ホームページもこの委員会で話し合っている。

人口の減少している地域でもあるので、人材確保には苦慮している。高松・徳島の大学の訪問、県外の大学や職員の出身校への案内、実習を通して仕事の魅力を感じてもらう、年に数回の説明会の実施などを行っている。毎月採用試験を行い、採用は法人として行う。幅広く学んで欲しいという思いから事業所間の異動もある。

職員の定着に向けての取り組みとしては、年２回事業所を超えた研修会を行い、職員同士が専門分野を教え合うという取り組みを行っている。階層別の研修や職員に仕事に対して思うことを自由に記入してもらい、理事長が目を通すということも行っている。

職員をどれだけ大切にできるかということが、その経験をもとにこどもを大切にするということにつながると考えている。

今後の展望

人材確保・育成

法人で力を入れて取り組んでいる一方で悩んでおり、苦慮している。福祉の仕事について理解したうえで仕事をしたいと思ってもらえるように、また、就職した職員をどう育てていくかということについても引き続き精力的に取り組んでいきたい。

地域で利用しやすい事業所に向けて

法人内に様々な事業所がある。それらが現在は別々の場所に設置されているので、例えば相談を行う児童家庭支援センターと児童発達支援センターは同じ場所に設置し、利用者のニーズに合わせて対応できるようにしたり、連携をしやすくしたりできると考えている。利用者が利用しやすい、入りやすい場所についても考えたい。

法人内の障害分野の事業所と話し合いながら、社会的養護と障害児施策の共通するところとそれぞれの専門性があるところを理解し、支援の中で機能するように結び付けていきたい。

指導委託ケースへの対応の充実

けいあいでは、新しい事業に取り組むよりも基本業務に沿った事業の中でできることをしっかりと取り組みたいと考える。その中で、指導委託をさらに受けたい、対応を充実させたいと考えている。１つひとつのケースにていねいに対応し、支援の質を上げるための努力を行いながらこどもや家庭に寄り添っていきたい。



研究員の見聞録



調査に訪れたのは12月19日と20日。特に１日目は非常に寒い日であった。

東かがわ市は自然豊かな場所で、讃岐山脈と瀬戸内海に挟まれ、讃岐平野が広がっている。平野部には市街地と田園地がある。下の写真は、訪問させていただいた白鳥園の屋上からの眺めである。施設の裏に海がある。屋上の扉を出ると、冷たい空気の中澄み切った風景が飛び込んできた。晴れやかな気持ちでその美しい風景を堪能した。

けいあいにかかわる方々は皆暖かかった。穏やかな中に熱い想いが感じられた。けいあいの活動では、必要だと思われることに対してていねいに、そして時間をかけて地道に取り組まれていることが最も印象に残った。人とかかわる、関係を作ることに近道はない。それは双方向のやり取りを繰り返し、積み重ねながら行われていく。私自身、日々こどもや家族とかかわる中で、関係作りに時間がかかると理解はしながら、どこかで焦ったり、効率の良い方法を考えようとしていることにも改めて気づかされた。

そのような人と人とのつながりを大切にされているけいあいでの取り組みに触れ、清々しい気持ちで調査を終えることができた。

（調査員：津田克己、北川史花、本池愛、文責：津田克己）



⑩こども家庭支援センター　あまぎやま
（福岡県大牟田市）



チームおおむた／支援は始縁

社会福祉法人 甘木山学園 理念

創設者の想いである「誠実」「奉仕」「感謝」の心をつなぎ次のことを理念とします

1．お互いをいつくしみ自分らしさを応援します
2．豊かな人生の一助として癒やしと安らぎのあるおもてなしをいたします
3．地域と共に発展するために力を尽くします



大牟田市公式キャラクター
ジャー坊

■社会福祉法人「甘木山学園」と同じ敷地内にある児童家庭支援センター。

■センター長は、要保護児童対策地域協議会の会長を担い、その他、教育委員会や社会福祉協議会などのさまざまな地域の関係機関と連携を深めている。

■学校や地域と密着した支援相談活動を重視。義務教育の場合は、所属校長の承認を受ければ出席扱いとなり、また、センター内に特別支援学級を設置している。

■関係機関と連携して、大牟田市社会福祉法人地域公益活動協議会を設置し、多岐にわたる活動を実践している。



大牟田市は、人口約 108,000 人。福岡県と熊本県の県境、九州のほぼ中央に位置している。明治時代以降、三池炭鉱と石炭化学コンビナートの隆盛とともに発展したが、平成９年に閉山した。平成 27 年７月「明治日本の産業革命遺産」の構成資産「三池炭鉱関連施設」として、世界文化遺産に登録された。日本のカルタ発祥の地でもある。

こども家庭支援センターあまぎやまは、周辺の三市（大牟田市・柳川市・みやま市）を管轄。児童養護施設甘木山学園、甘木山乳児院とともに、子ども家庭支援の地域拠点としての役割を果たす。

基礎データ

事業所名・所在地：こども家庭支援センターあまぎやま・福岡県大牟田市甘木１１５８
母体（設置主体）：社会福祉法人甘木山学園
開設年：平成 14 年 (2002 年) ４月１日
設置主体が有する施設・機関：児童家庭支援センター、児童養護施設、乳児院、介護老人保険施設
スタッフ：センター長１名、心理職員２名、相談員１名、非常勤相談員１名　※児家センのみ。兼務含む。
開設時間　24 時間 365 日

活動のはじまり・変遷

すべてはニーズから／支援は始縁

こども家庭支援センターあまぎやまは、児童養護施設甘木山学園・甘木山乳児院を本体施設とし、平成１４年に設立された。
それは、福岡県の強い要請から始まった。実は、センターから車で５分のところに、「大牟田児童相談所」がある。かつて炭鉱地として栄え、多くの労働者が流入し、さまざまなバックボーンを抱えた人が混在していた。その後、石炭産業の衰退により仕事をなくす人が増加する。そういった地域性からか、子どもや家庭を取り巻く課題も多い。県からは、一時保護や家庭支援の機能強化のための要請であった。

当時から、坂口センター長は、「近隣市町村との連携」を重要視していた。周知のとおり、措置施設である児童養護施設等を管轄し、施設側が直接やり取りするのは、都道府県である。しかし、在宅支援が中心となるセンターの役割を考えると、地域との連携は不可欠となる。

坂口氏は、大牟田市を始め、教育委員会や社会福祉協議会等との連携に奔走する。「支援は始縁」を念頭に、地域の役職や研修会講師の依頼等は快く引き受け、それを続けることで、現在の強固な信頼関係を結ぶことにつながっていく。

■昭和 31 年
児童養護施設「甘木山学園」認可開園
■昭和 32 年
社会福祉法人甘木山学園認可
■昭和 49 年
「甘木山乳児院」開設
■平成 4 年
介護老人保健施設「サンファミリー」開設
■平成 14 年
こども家庭支援センター「あまぎやま」開設

活動の概要

センターの特徴／不登校児の出席扱い

近くにある大牟田児童相談所は、虐待対応に追われ、不登校や発達などへの対応まで手が回らない状況であった。

それを補完するかたちでセンターの役割がなされていく。教育委員会や各学校への働きかけにより、学校に行けなくても、センターに来ることで出席扱いになる。これは子どものモチベーションアップにもつながるし、我が子の進路を心配する保護者にとってもとても有用な取り組みである。

そこから発展し、現在では、センター内に「特別支援学級」を設けている。教職員を１名派遣してもらい、小学生２名が毎日通っている。訪問した際、１名は、在籍校の運動会が間近にあるためその練習に出向いており不在だった。もう１名は、家庭科の授業中で、とても生き生きとした表情で巾着袋を作成していた。坂口氏をみかけた子どもは、すぐに近づいてきて、「これあげる」と自らが作成した巾着袋を手渡していた。それを受け取る坂口氏も、感無量の表情で「ありがとう」と受け取っていた。彼はセンターに来る前、とても課題が大きかったとのことだった。彼の姿を通して、法人の理念にある「自分らしさを応援します」を実感し、センターの存在意義を強く感じた。

次年度からは、中学生の特別支援学級を設ける予定である。これらを実現するために、坂口氏から関係機関への多大なる働きかけがあったことは間違いない。



大牟田市社会福祉法人地域公益活動協議会

大牟田市では、平成２７年より、市内の社会福祉法人が協働して、地域公益活動を行っている。

平成２９年の社会福祉法の改正により、社会福祉法人の地域公益活動が義務化されたが、それに先駆けて事業展開をしてきた。

社会福祉協議会が事務局を担い、活動に必要な「人材」「資材」「資金」「情報」を共有し、市内に住む人が抱える「制度の狭間」にある問題解決に向けた支援を実践している。





各法人の職員一人あたり、年間 1,000 円を徴収し、活動資金としている。

■活動内容

①ゴミ屋敷と呼ばれる家の清掃活動
②生活困窮者への食料・日用品等支援
③生活つなぎ資金貸付支援
④住居を持たない人の宿泊支援
⑤シェルター提供（DV 等の緊急支援）
⑥ひきこもりの人の就労・VO 体験支援
⑦家電及び自転車・布団等の無償貸出及び支給
⑧学校休校中の児童・生徒への食料提供
⑨新型コロナウイルス感染症自宅療養者への食料品・生活物資提供業務

①ゴミ屋敷と呼ばれる家の清掃活動









②生活困窮者への食料・日用品等支援

生活困窮者で、次の年金支給日や生保受給日までの食事のつなぎとして、食料（レトルト食品、インスタント食品や配食弁当）及び日用品等を提供している。

また、ニーズによっては、紙オムツやミルク等のベビー用品等も提供している。





年度	食料支援数	日用品等支援数
平成２９年度	４，０２４食	１３件
平成３０年度	１４，４３４食	３０件
令和　元年度	１４，９３９食	５４件
令和　２年度	６，９３０食	１４件
令和　３年度	９，４３０食	２１件

③生活つなぎ資金貸付支援

生活保護申請中のつなぎ資金貸付や様々な制度利用までのタイムラグを埋める支援として、つなぎ資金の貸付を行う

【令和２年度 貸付金】**393,145円**　**（11件）**
【令和３年度 貸付金】**805,000円**　**（17件）**

④住居を持たない人の宿泊支援

令和元年度 ホテル等宿泊費の給付

※ 令和2年度より、大牟田市からの受託事業である「一時生活支援事業」に移行した。

【令和元年度 給付額】

63,000円（５件：延１３泊）

⑤シェルター提供（DV 等の緊急支援）

令和元年度 シェルター利用状況

※ 令和2年度より、大牟田市からの受託事業である「一時生活支援事業」に移行した。

【令和元年度 利用件数】

４人（延３６日間利用）

⑥ひきこもりの人の就労・VO 体験支援

ひきこもりで、就労を希望する人を対象として、社会福祉法人施設で預かっていただき、就労体験やボランティア体験等を実施するとともに、生活習慣改善や集団での活動をすることにより、社会復帰を目指すなどの取組みを行っている。



⑦家電及び自転車・布団等の無償貸出及び支給

これから生活再建を目指す人たちにまずは、生活に必要な最低限の生活用品・家電・寝具等を、生活困窮者の状況に応じて、無償での貸出や支給している。また給与支給日までの間、食料支援やつなぎ資金の貸付等も併せて実施している。



⑧学校休校中の児童・生徒への食料提供

牟田市要保護児童対策地域協議会より依頼を受け、スクールソーシャルワーカーによるスクリーニングにて抽出された「臨時休校中に食事に困るかつ、見守りが必要な児童・生徒」に対して食料提供を行っていた。

【食料支援依頼から活動までの経過】

日程（令和2年）	活動内容及び　経過
３月２日	小・中学校臨時休校開始
３月６日	大牟田市要保護児童対策地域協議会より要請「臨時休校中、見守りが必要な児童への食料支援」
３月９日～２４日	第1期食料支援（11日間）延　426 食
３月２５日～４月３日	春休み中、特に見守りが必要な家庭へ支援 延　57 食
４月１０日～５月１日	第２期食料支援（15日間）延　782 食
５月７日～６月２日	第３期食料支援（19日間）延　1,005 食
６月３日	学校給食開始
６月８日	小学1年生学校給食開始
６月１２日	臨時休校中の食糧支援等に伴う総括会議



新型コロナウイルス対策による臨時休校中に見守りが必要な子どもへの食料提供支給

令和２年３月９日～６月２日までの 45 日間（延　2,213 食）

⑨新型コロナウイルス感染症自宅療養者への食料品・生活物資提供業務

令和３年 10 月１日より、**「大牟田市新型コロナウイルス感染症自宅療養者等生活物資提供業務」**の委託契約を締結した。

本事業を通じて、市内の様々な民間事業所（九州車輌・ニコニコのり・済生会大牟田病院・甘木山学園等）からお菓子・食料品や飲料水等の寄贈を受けた。

大牟田市から指定された自宅療養者への食料・生活用品パッケージ以外にも、ベビー用品（紙パンツ・粉ミルク他）や子ども用お菓子、アレルギー食品などについては、大牟田市社会福祉法人地域公益活動協議会が負担し、提供している。



九州車両からお菓子の寄贈



済生会大牟田病院から食料品の寄贈

令和３年 10 月から令和４年８月まで、
2,200 世帯に、6,364 コ配達した。

★支援を受けた方からのお礼のメール★



この度は、生活物資を届けて頂き、ありがとうございました。

コロナ感染がわかって、暗い気持ちになりましたが、4人分の生活物資が段ボール箱に大量に届いて、中身を見た時に一人にかかった金額、重い荷物を運んで頂いた体力、一つ一つ、選んで下さった思いが伝わってきて、感謝で胸がいっぱいになりました。
お蔭で、家族みんな笑顔で過ごす事ができました。

ほんの気持ちですが、子ども用のマスク入れました。１０枚ずつ個別包装されていますので、１０件分くらいですが…
必要なご家庭に配っていただけると嬉しいです。

先ほどは食料・日用品支援物資を玄関先まで運んでいただき、ありがとうございました！

食料が少なく、細々と食べていたのでとても助かりました。子ども達もお菓子に大喜びでこんなにたくさんのお菓子で幸せ〜‼と言っていました。

食料があることで、気持ちに安心感がうまれました。

本当にありがとうございました。

他機関・パートナー等からの視点（大牟田市）

子ども家庭課からみたセンターの意義

大牟田市要保護児童対策地域協議会が設置された１０年ほど前から、坂口氏に会長を委嘱しており、職員や民生委員・児童委員の研修会等に無償で講師を引き受けてもらっている。

市の相談窓口は、平日のみの対応で、休日の対応が難しい。そこを補完してもらっている。子ども家庭が利用できる制度や支援を分かりやすくまとめた、「子ども支援ガイドブック」を一緒に作成し、活用してもらっている。

市として、福祉の専門性の担保が難しいが、センターの心理士の存在も大きく、発達や心理検査についての協力もありがたい。また、社会福祉法人甘木山学園から、職員１名の派遣を受けており、とても助かっている。

実際に相談があった際、センターを紹介したり、ケースによってはセンターからつながったりしている。家庭訪問などもセンター職員と一緒に行うなど、連携は良好である。

教育委員会からみたセンターの意義

地域柄、課題が大きな家庭が多く、教育相談室だけでは対応が難しい。学校現場もマンパワーが足りず、対応に苦慮している。

そんな中、センターの役割はとても大きく、スクールソーシャルワーカーとも連携しながら、一緒に家庭訪問を行ってもらう等、協力してもらっている。不登校の対応や適応指導教室など、子どもの状況に応じた支援・教育を実践するために大切な選択肢を担ってもらっている。

実際の事例として、発達に課題を抱え、教室で暴れてしまったり、暴力をしてしまう子どもがいた。特任校制度を利用し、小規模校に転校したが、なかなかうまく行かなかった。

そんな中、センターに携わってもらったところ、家庭支援の視点からアセスメントし、母親が精神的に不安定であることが判明した。すぐに母親への支援を開始し、家庭の安定を図った。



母親、家庭が安定していくと共に、子どもも安定してきた。次第に落ち着きを見せ始め、その子どもは、中学校で応援団長を担うほどの成長を見せてくれた。

その子に長期的に関わっていくことができることもセンターの利点と言える。

社会福祉協議会からみたセンターの意義

大牟田市には、３０の社会福祉法人があるが、なかなか連携が取れていなかった。各法人の施設には、とても優秀な人材が存在することは把握しており、もったいない思いがあった。

そこで、分野を超えた横串をいれるため、社会福祉法人地域公益活動協議会を設置した。

目の前で、今、困っている人への支援を行うためには、実働とスピードが重要となる。「運営委員会」の権限を強く設定し、運営委員長の決済で即時動けるようなシステムを構築した（委員長は坂口氏）。

委員は各法人の若手職員に担ってもらい、協議会としては、ニーズを捉えながら、企画・開発部門の役割を担っている。

協議会におけるセンターの意義としては、さまざまな相談を受ける中で、「『介護』の相談として対応していると『要保護』の課題もあった」など、包括的な支援が必要なことが多く、その一端を担ってもらっている。専門職の協力もそうだし、何より、坂口氏の存在が大きい。

事業運営や事業展開の課題と工夫（知恵袋）



人材育成

法人内人事・心理支援チーム

法人内に、児童養護施設、乳児院、児童家庭支援センターがあり、それぞれに心理担当職員（以下、「CP」）が配置されている。同じ敷地内にある強みを活かして、心理支援チームとして連携を図っている。

例えば、乳児院から児童養護施設に措置変更された子どもについては、そのまま乳児院の CP が担当したり、子どもの状況や相性等を鑑みながら、施設の垣根を超えて臨機応変に支援にあたっている。また、近隣の大学教授にスーパーバイザーとして月に 5 回ほど入ってもらっている。

社会的養護における CP は、一人職であることが多く、孤立することが多く見られるが、このようなシステムを構築することによって、気軽に相談ができたり、お互いが支え合いながら、人材の育成につながっている。

アウトリーチ

関係機関との連携によるアウトリーチ

大牟田市社会福祉法人地域公益活動協議会をはじめとして、まずはお互いが顔を合わせ、現場に出向き、実際に見て、触れることで的確なアセスメントが行われていく。そのアウトリーチが、利用者にとって適切なより良い支援につながっていく。まずは動き、動きながら考え、状況に応じて改善を図っていく。

連携

人材交流によるわかり合える関係性

法人として、積極的に人事交流を行っている。職員を大牟田市へソーシャルワーカーとして派遣したり、CP を近隣市町村のスクールカウンセラーとして派遣している。これにより、行政機関や教育機関は専門職の安定的確保が可能となる。あわせて法人との信頼関係が構築される。また、派遣された職員も、その経験を通して、多くの学びになり、長期的な人材強化につながっていく。お互いにとって、Win-Win の関係である。

今後の展望

地域公益活動協議会としての新たな挑戦

「現状維持は『退歩』である」の言葉のとおり、坂口氏と協議会は、すでに新たな挑戦を始めている。

その主なものとして

①福祉避難所の協定

②子ども・地域食堂ネットワーク会議の発足

③ひきこもり支援ネットワーク会議の発足

④買い物支援プロジェクト

⑤制服バンクプロジェクト

OMUTA BRIDG

坂口氏は新たな違う仲間とつながり始めている。

子どもたちにとっての新しい学びと気付きの場、遊びや人との触れ合いを通じ、子どもたち一人ひとりが未来に向かって橋をかけるプロジェクトである。

紙面が足りないため、こちらから検索を。

本当の地域包括支援センターを

今後、社会福祉法人甘木山学園として、フォスタリング機関の受託を計画している。

坂口氏は、「それを契機に、世代を超えた、本当の意味での地域の包括的な支援センターをつくりたい」と語る。

基本は児童福祉であるが、「家族への支援として捉えると、領域を超えた支援が不可欠」と考える。法人内の介護老人保健施設の相談業務と協働して、地域住民だれもがそこにいけば安心を得られる。法人の理念『豊かな人生の一助として癒やしと安らぎのあるおもてなしをいたします』の実現を目指す。

研究員の見聞録

「やりたい」の集結

今回、関係機関にお邪魔して、話しを聴かせてもらう中、坂口氏を迎えるすべての人が笑顔だった。ちょうどプロ野球のクライマックスシリーズの時期でもあり、地元の野球チームの話題で悲喜交交まずはもりあがる。

支援に苦労した子どもや保護者の話、嘔吐を我慢しながらゴミ出しをした話、何千箱も支援物資を仕分けした話、スーパーで紙おむつをカートいっぱいに積んだ話、とてもたいへんであっただろうに、それらのエピソードを話す時、みな総じて笑顔であった。やりきった達成感がにじみ出ていた。

彼らの心の中に「やらなければいけない」も、もちろんあろうが、「やりたい」がほとばしっていた。

「やりたい」ことだから、「楽しそう」だし、「笑顔」があふれている。だから、自然と人も集まり、大きなうねりとなる。

そこには、属性や肩書を抜きにした人と人とのあたたかなつながりがあった。そのつながりがあるからこそ、これまでの素晴らしい活動があったのだと思う。

「早く行きたければ一人で行け、遠くに行きたければみんなで行け」

チームおおむたは、こども家庭センターあまぎやまを中心としながら、これからもきっととどまることなく、際限なく、もっともっと遠くに行くのであろう。

法人の理念「地域と共に発展するために力を尽くします」の具現者として。

目の前に困った人がいて、そこにニーズがあるかぎり。

（調査員：村上徳子、堀浄信、上村久美子
文責：堀浄信）

⑪児童家庭支援センター　オリーブの木（熊本県水俣市）

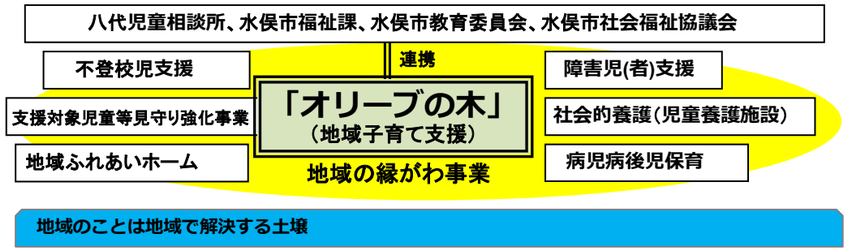
地域共生社会を見据え多世代交流事業に取り組む児童家庭支援センター



■社会福祉法人光明童園は、「ただ、目の前の子どもの『幸せ』のために」を理念に、戦後間もないころより要保護児童の福祉に取り組んできた。これまで培ってきた「子どもを育てる力」を地域子育て支援にも生かしていこうと、ショートステイ・トワイライトステイ、ファミリーサポートセンター事業、地域療育センター事業や児童発達支援センター等の障害児支援、病児・病後児保育、DV 等で避難する母子への支援、不登校児支援などに取り組んできた。令和 3 年に開設した児童家庭支援センター「オリーブの木」は、これらの地域子育て支援活動を包括するものともいえよう。

■「オリーブの木」は、子育てに困難を抱えながらも支援サービスの利用に敷居の高さがあることを認識しており、「困る前から」つながることをモットーとしている。つながるツールとして「地域の縁がわ事業」「地域ふれあいホーム」「支援対象児童等見守り強化事業」などに取り組んでいる。

■「オリーブの木」は、「地域の縁がわ事業」をとおして、子どもから高齢者まで気軽に集えて支え合う地域の交流拠点となっている。子育てに困難を抱える家庭は多様な問題を抱えているおり、その家族を丸ごと支援する必要があるが、制度の垣根がそれを難しくしている。「オリーブの木」は、制度に頼らない（インフォーマルな）支援に心がけるとともに、子どもから高齢者まで、健常者も障害者もが集える場となることを目指している。こうした取り組みは、福祉ニーズが多様化、普遍化するなか、地域住民一人ひとりが『我が事』として参画し、地域の課題、生活と暮らしの課題を解決し、地域をともに創っていく社会、いわゆる地域共生社会を見据えたものといえる。





水俣市（みなまたし）は、熊本県最南部に位置し南は鹿児島県に接する市である。重く長い公害の歴史を経て、2017 年現在では環境都市づくりを推進している。人口は水俣病発生後しばらくしてから減少傾向が続いており、2022 年 11 月 1 日現在の推計人口は 22,480 人となっている。

児童家庭支援センター「オリーブの木」は、周辺の一市二町（水俣市、津奈木町、芦北町）を管轄するが、地理的に鹿児島県県境自治体（出水市、伊佐市）とのつながりもある。運営法人は子ども家庭福祉はもとより地域共生社会を見据えた実践をしている。

基礎データ

事業所名・所在地：児童家庭支援センターオリーブの木・熊本県水俣市平町 2-3-1
母体（設置主体）：社会福祉法人光明童園
開設年：令和 3（2021）年 2 月 1 日
設置主体が有する施設・機関：児童家庭支援センター、児童養護施設、児童発達支援センター、放課 後デイサービス、相談支援事業所
スタッフ：センター長 1 名（兼任）、センター長補佐 1 名、相談員 2 名（非常勤 1）、心理士 1 名
開設時間：9:00~18:00（日曜日を除く）

活動のはじまりと目指すもの・沿革

島の教護施設から

オリーブの木を運営する社会福祉法人光明童園は、昭和 22 年、教護施設「二水海洋学園」として熊本県水俣市の水俣湾上に浮かぶ「恋路島」に設立したことを原点とする。初代理事長、堀圓乗氏が、戦後の悲惨な社会世相下において、誰にも顧みられず、飢えに泣き、寒さに凍え、止むなく非行に走る少年たちを保護育成したいとの思いで設立された。

その後、昭和 24 年、恋路島より水俣市平町の西念寺境内に移転し、事業内容も養護事業へと変わり、施設名も「光明童園」に改称された。



親水公園より恋路島を望む

あってよかった光明童園

光明童園は現在、地域に根差した施設運営を目指し、児童養護施設 2 か所、児童発達支援センター、病児・病後児保育、児童家庭支援センター、地域の縁がわ事業など様々なサービスを提供している。要保護児童の福祉に限らず、子どもたちや保護者、地域の方々に「あってよかった」と思っていただけるように、支援を必要とする人もそうでない人も集える場となることを目指している。

地域子育て支援事業の広がり

ショートステイ・トワイライトステイ
2008 年～おやこの広場「あんのん」（休眠中）
2011 年～ﾌｧﾐﾘｰｻﾎﾟｰﾄｾﾝﾀｰ「みなさぽ」
2015 年～地域療育ｾﾝﾀｰ事業「にこにこなかま」
2016 年～児童発達支援ｾﾝﾀｰ「にこにこ」
2016 年～病児・病後児保育「もくれん」
2021 年～児童家庭支援ｾﾝﾀｰ「オリーブの木」
2021 年～地域の縁がわ事業
2021 年～地域ふれあいホーム
2021 年～支援対象児童等見守り強化事業
2022 年～相談支援事業所「にじいろ」

オリーブの木の活動の概要

地域の状況や地域課題

・子育て支援の利用への敷居の高さ

人口減少地域、いわゆる過疎化が進行する地域では、子育て支援を利用することへの敷居の高さがある。この背景には、近隣に親族世帯が多いことや「子育ては親の責任」という価値観が根強いことがあると思われる。ゆえに困っても支援を求めることに躊躇したり、児童が抱える問題が外から見えにくかったりする。

・不登校傾向のある子どもの居場所の少なさ

不登校児の増加は、都市部、過疎地域に限らず全国的な問題である。不登校児の絶対数が多い都市部であれば、フリースクール等彼らに特化した居場所できていくが、絶対数の少ない過疎地域ではそうした居場所はできにくい。

支援テーマは「いのち みらい ささえあい」
オリーブの木が目指すもの

上記の地域の状況や地域課題を踏まえ、子どもから大人まで、困っている人も困っていない人も集える場となれるよう、次のような役割を果たすことを目指している。

・困る前からつながる場所に
・制度に頼らない支援に
・被支援者が常に支えられる側ではなく誰かを支える側になれる機会と場所に

事業実績（令和 3 年度）

地域・家庭からの相談件数（延べ）998 件
市町村の求めに応ずる事業（延べ）50 回
児童相談所からの受託による指導（延べ）149 件
里親等への支援（延べ）11 回
関係機関等との連携・連絡調整（延べ）263 回

事業展開に相乗効果をもたらす事業

1　地域の縁がわ事業

「地域交流サロン」や「地域のふれあい交流拠点」など展開し、オリーブの木が地域の誰もがいつでも気軽に集い支え合う、地域の交流拠点となっていくことが期待できる。
令和３年６月からは**子ども地域食堂ポパイ**を展開している。



2　地域ふれあいホーム

DV 等で、配偶者又は配偶者と子の緊急かつ一時的に急場をしのぐ必要のある母子等への宿泊場所として、デイサービス（日中支援）とインフォーマルなお泊り（夜間支援）のサービスを提供している。

令和３年度は、延べ２世帯５日間の利用があった。

3　支援対象児童等見守り強化事業

支援ニーズの高い子ども等を見守り、必要な支援につなげることを目的に、令和３年 12 月より水俣市より委託を受けているが、必要な支援を適時届けるために付加的な取り組みとして次のような活動を行っている。

・夕食支援活動ただいま弁当

月２回金曜日に実施し、130 食を提供している。対象は、見守り強化事業の対象世帯のほか、オリーブの木の利用世帯、紹介のあったひとり親世帯である。



・児童に必要な生活用品の提供

新型コロナウィルス感染症等で自宅待機が必要になった家庭に対して食料品やオムツ・ミルク・服等の日用品を提供した。令和４年 10 月末までに子育て世帯 67 世帯延べ 287 名に配布した。

・学習習慣支援活動マナーブ

令和４年７月から活動がスタート。不登校傾向にある子どもの居場所、また自宅で１人で学習等を進めることが難しいと感じる子どもの活動を受け入れ、活動の見守りを行っている。対象は小学１年から中学３年、開設日は月･水･金の週３日、時間は 15:00~17:00（中学生は 18:00 まで）となっている。利用料は無料である。



地域のことを地域で解決する土壌づくり

光明童園の取り組みは、制度・分野の「縦割り」や「支援する者される者」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会、いわゆる地域共生社会を見据えたものといえる。

地域共生社会は与えられるものではなく、また一朝一夕にできるものではない。それを可能にする土壌を醸成しなければならないが、その一つとして**５区ハートフル会議**に注目したい。これは、水俣市の５区に所在する福祉事業所、地域の民生児童委員、市社協のコーディネーターが集って、地域の困りごとについて協議する会議である。

光明童園ではこうして明らかになった地域課題を主体的に解決していくために、各委託事業だけでなく、法人による公益事業として**お役に立ち隊**（ボランティア組織）を立ち上げるなど、「地域支援」を組織化して取り組んでいる。

他機関・パートナー等からの視点

水俣市が求めていること

地域住民や地域行政がオリーブの木に求めている点は次のようなことである。

・居場所（子どもから大人まで）の提供
・働く親の支援
・相談（よろず相談的なこと）
・子どもの通院への同行
・要対協における支援機関としての存在感
・行政の繋がりが薄い世帯の状況把握(安否確認を含む)
・家庭訪問等での面談同席
・インフォーマル（制度に頼らない）な支援

人口減少地域だからこそ福祉サービスの融合

人口減少地域であっても人と人の繋がりは希薄になり、人と人が助け合い支え合う風土は形骸化している。

しかしながら、利用者が少ないために制度化された福祉サービスは単体の事業として成り立ちにくい。ゆえに福祉サービスが多様化・普遍化する今日、人口減少地域にあっては支援を必要とする人が必要な支援にアクセスしにくくなっている。

そうしたなか、地域行政が限られた予算の中で多様な福祉ニーズに応えていこうとすれば、光明童園のように様々な事業を展開し、それらが緩やかに結びつき、いわゆる「融合」しながら、地域住民に遍く支援を届けようとする存在は貴重であり、今後の取り組みが期待されている。

居場所として機能した好事例

不登校、発達、ゲーム依存、保護者の養育が不安なケース

要対協支援のケース。学校に代わる居場所として子ども（中学生）自身が過ごせる場所としてオリーブの木を利用するようになった。保護者は「弟･妹にやさしくなった。会話が増えた。笑顔が見られるようになった。」と言う。

また保護者への支援として、医療機関（精神科）受診に相談員が付き添うことで、担当医と保護者の関係性を補完している。

中学入学を控えた一時保護委託児童の里親の下での生活をバックアップ

虐待を受けた子どもが中学入学を控え、児福法 28 条ケースとして市内在住の養育里親に一時保護委託された。
春休み期間中、里親が就労で不在となる日中をオリーブの木で過ごすこととなった。





写真上：学校に代わる居場所として機能するオリーブの木。

写真下：病児・病後児保育と相談支援事業所も隣接している。

事業運営や事業展開の課題と工夫（知恵袋）



官民一体

熊本県の三層構造による相談体制の確立

熊本県は県を８つの地域に分け、令和３年度までにそれぞれの地域に児童家庭支援センターを設置した。すべての子どもを対象にした子育て支援を行う市町村、子どもの安全を優先して危機介入する児童相談所、その間に民間が行う児童家庭支援センターを配置することで子育て支援の三層構造を実現した。

児童虐待への対応について、弱い自治体を児童家庭支援センターが支援していく体制が整えられた。親子分離するほどでもないというケースが大半となっているなか、児童家庭支援センターがもつ機能への期待が高まっている。熊本県の取り組みに注目したい。

社会的養護の経営勉強会

オリーブの木の堀センター長が中心となって社会的養護の経営勉強会が定期的に開催されている。県の担当者は永くその立場にいるわけではなく、社会的養護の事情に精通しているわけではない。一方、施設経営者は県に様々な要望をしていくが、県全体の福祉事情や予算取りのプロセスを理解しているわけではない。

県の担当者と施設経営者が子育て支援施策について同じテーブルで議論することは、よりよいしくみを早期に実現していくためにも重要なことである。

今後の展望

地域共生社会を見据えて

光明童園理事長でありオリーブの木センター長でもある堀氏は、「私たちのゴールは施設が必要ない社会」といい、加えて「子どもにとって良いと思われることは何でも取り組む」という。

社会的養護に携わる者から見れば、「施設が必要ない社会」と聞くと、里親養育、地域に分散されたグループホームを増やしていくことを想定してしまう。堀氏は、まずは家庭が大事だが、それを支えるものとして「地域」を強く意識している。堀氏にとっての「施設」は、児童養護施設や乳児院に限らず、高齢者施設や障害児・者施設をも含めてのことで、地域から困っている人を排除しないということであろう。

今は困っていない人もいずれは助けが必要になる。困っている人もいない人も互いに助け合い支え合う地域にしていくためには「地域の包摂力」が欠かせない。そしてそのためにも地域にある様々な福祉サービスが融合していくことが欠かせない。

地域共生社会が叫ばれるようになって久しい。しかしながら、人口減少地域では居住地域の中に職場を持つ人が少なくなっているために、大人の多くが居住地域外に居場所を持つようになった。しかし、生活弱者である子ども、障害児・者、高齢者などは居住地域に居場所が必要である。

各地に地域共生センターなるものが出現してきてはいるが、それが機能しているとは言い難いなか、光明童園の取り組みに注目したい。





研究員の見聞録

水俣病と地域福祉

水俣市といえば水俣病。環境汚染の食物連鎖で起きた人類史上最初の大規模有機水銀中毒でかつ世界中に知れ渡った公害病である。それが地域福祉にどんな影響を及ぼしたのか関心があった。水俣病が社会問題となるなか、患者を支援する人たちが水俣市に入ってきた。彼らは水俣病患者の救済にだけ関心があった。一方、地域住民の間には救済を受けられる者と受けられない者との分断が起こった。ゆえにボランティア熱が低いなど、地域全体のことを考える風土が損なわれたようだ。光明童園の取り組みは、福祉サービスの融合もさることながら、地域の融合も意識しているとも思われた。

子育て支援のコンビニエンスストア

オリーブの木は小さな事業所だが、そこには障害児、病児・病後児、不登校、DV など、子育てにまつわる様々な問題にタイムリーに対応していく機能があった。まるで子育て支援のコンビニエンスストアのようだった。

人口減少地域の子育て支援に大きな事業所は必要ない。ただ何か困ったときに「そこに行けば何とかなる場」が必要だ。そうした場があって初めて安心して子育てができるのであろう。

（調査員：福田雅章、橋本達昌、亀間妙子
文責：福田雅章）

⑫児童家庭支援センター　はりみず（沖縄県宮古島市）

離島の専門家集団としての子育て支援



■沖縄全県の福祉を担う（福）沖縄県社会福祉事業団が運営する児童養護施設漲水学園に付置。

■児童家庭支援センターはりみずは、児童相談所のブランチとしての機能を期待され設置された。沖縄県中央児童相談所宮古島分室が 2017 年に設置されて以降は、心理職のいる民間事業所としての役割を期待されている。

■（福）沖縄県社会福祉事業団の地域貢献事業として児童養護施設漲水学園が無料学習塾（にじいろ塾）を運営し、児童家庭支援センターはりみずはそのスタッフとして運営に関わっている。

■にじいろ塾講師には教員歴や民間学習塾講師歴のある人材を起用。時間を区切って学習に集中させることで、子どもたちの居場所としても機能している。学習塾利用児は園のバスで送迎。

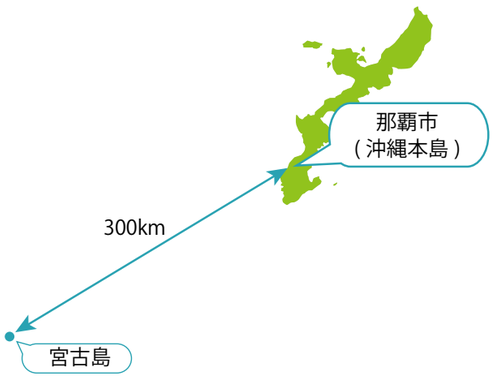
■にじいろ塾の利用を通して保護者への相談支援がつながる。

■生活困窮家庭への物資提供も実施。

■出前講座をはじめとして PR 活動を行うことで、市民や関係行政機関の認知もあがってきている。

■小さな離島では知り合いが多く、プライバシーが確保しづらい。市役所にも知り合いがいて相談に行きづらい家庭にとって、行政機関ではなく、立地も中心部からやや離れた児童家庭支援センターはりみずは相談に行きやすく支援を受けやすい。

■行政機関にも民間にも専門職が不足しがちな離島において、心理支援とソーシャルワークの専門家が専任配置される希少な相談機関である。



宮古島市は沖縄本島から南西に 300km、宮古島・池間島・来間島・伊良部島・下地島・大神島の大小 6 つの島で構成されている。中心部の宮古島から離島へも橋でつながっている。
人口 5.5 万人のうち多くは宮古島平良地区に集中している。高齢化率は全国平均よりやや低く、子どもの多い家庭が多い。
児童家庭支援センターはりみずは、沖縄県中央児童相談所宮古島分室が設置される以前は児童相談所のブランチとして、設置後は心理職のいる民間事業所としての役割を期待されている。

基礎データ

事業所名・所在地：児童家庭支援センターはりみず・沖縄県宮古島市平良字西仲宗根 745 番地 5
母体（設置主体）：社会福祉法人沖縄県社会福祉事業団
開設年：平成 24(2012）年 8 月
設置主体が有する施設・機関：児童家庭支援センター、児童養護施設、社会的自立を支援する事業、学習支援事業にじいろ塾
スタッフ：センター長 1 名、心理職員 1 名、相談員 2 名
開設時間：月～金　9 時～ 18 時　　夜間土日祝日は電話相談受付

活動のはじまり・変遷

法人の地域貢献事業として

母体となる沖縄県社会福祉事業団は、戦前の琉球政府立社会福祉施設の委託先として、戦後まもなく設立された社会福祉法人。児童養護施設をはじめ、重症心身障害児施設、養護老人ホーム・特別養護老人ホーム、婦人保護施設などを次々受託・開設し、現在は 13 の社会福祉施設を運営している。

2011 年頃、児童養護施設漲水学園と障害者支援施設あけぼの学園の改築計画があった。将来的に児童家庭支援センター設置を計画していた沖縄県からの打診を受け、2012 年に児童家庭支援センターはりみずを開設した。

2017 年に沖縄県中央児童相談所宮古島分室が設置されるまでは児童相談所のブランチとして、設置後は市内唯一の心理職配置事業所として、地域の子育て支援にあたっている。

1947 年
沖縄県社会福事業団設立
児童福祉施設琉球政府立漲水学園受託
その後新規事業開設、沖縄県からの受託等により、高齢者福祉施設・障害児者福祉施設・救護施設等多数運営
2011 年
児者併設施設福祉型障害児入所施設あけぼの学園設置
2012 年
漲水学園・あけぼの学園改築
児童家庭支援センターはりみず開設
2015 年
漲水学園卒園児の社会的自立支援開始
2016 年
母子世帯の児童に対する学習支援（にじいろ塾）開始

活動の概要

関係機関との連携

沖縄県中央児童相談所宮古島分室ができるまで、県からの指導委託ケースは 10 ケースを超えていた。現在は漲水学園退所児のケースなど 3 ケースを受託。措置解除により家庭復帰したケースのフォローは重要。児童相談所、学校、市、児童家庭支援センターが協働して家庭を見守っている。

要支援家庭を訪問するのは児童家庭支援センターだけではない。以前、家庭訪問したところ、市の職員が訪問したばかりだったということがあった。そこで現在では宮古島市ともよく連携を取り、保健師の訪問や養育支援が入る時にはセンターからの訪問を見合わせ、訪問日が重複しないようにしている。また民間の良さを生かすため、食品や衣料品など必要な物資を持って訪問し、今後何かあったら相談できる機関であることを伝えている。生活に困窮する乳児家庭もあるため、いつでも粉ミルクを持っていけるよう、寄贈をストックするようになった。

困難なケースを訪問する際は、緊急介入が必要な場合に備えて児童福祉司にも同行してもらう。一時保護となった場合、その後の支援は児相中心となり、細かい状況を知ることができない。家庭復帰後の支援に協力したいので、一時保護中から解除、在宅支援開始までの間も十分に児相と連携し、指導委託ケースと同様の対応ができるようにすすめたい。



「にじいろ塾」

宮古島市から地域の学習支援をしてほしいとの話があった。市の公募に応じる形で 2017 年から無料学習塾「にじいろ塾」を開設。年間 200 万円の委託費で児童養護施設漲水学園が受託し、スタッフとして児童家庭支援センターはりみずが運営に関わっている。福祉政策課や母子寡婦福祉会の協力を得て、週 2 回平日の夕方開催で、塾生 10 名からスタートした。現在は 17 名が登録し、各回の参加者は 10 名前後。勉強に集中できる環境を確保するため、学年によって前後半 2 回に分けて実施している。学習習慣がない子どもにも、短時間なので集中

しやすい。「にじいろ塾」を自分の居場所と感じている子どももいる様子。

委託費で塾講師の人件費を支出するほか、送迎のバス運転手の人件費やイベント費用、軽食の提供等は法人が賄っている。塾講師には学校の非常勤講師や定年退職した元教員、進学塾の元講師などを採用。長期休暇には高校生のボランティアも活躍している。

学習塾を介した家庭支援

小中学校の教員やスクールソーシャルワーカーからの紹介のほか、塾に通っている子どもの友だちが申し込みにくるケースもある。もともと児童家庭支援センターの相談から、学習支援や子どもの居場所が必要と思われる場合は入塾を進めることもある。

塾の時間に家庭に電話をしたり、子どもの送迎のついでに家庭訪問することも。保護者も顔見知りになると相談しやすくなる。塾に来なくなった子へのフォローとして、保護者への電話相談を続けている。



塾講師

講師のＴさんは教員を定年退職後、スクールカウンセラーを務めるとともに、「にじいろ塾」の講師を担当。「にじいろ塾」は子どもたちの学力向上だけでなく、不登校などの課題を抱えた子どもたちの居場所という側面もあるため、子どもや保護者との信頼関係を第一に、利用者の人権を尊重しながら関わっているという。子どもたちは学校や家庭では見せられない本来の姿をさらけ出してぶつかってくると感じている。学力向上を単に教科学習の成績向上とは捉えず、自分とは異なる立場や考えの人を理解し、コミュニケーションをとり、協力する力を身につけることと考える。こうした力がつくことで、自立にもつながっている。

講師のＫさんは学習塾講師歴のある講師。学習習慣のない子どもたちの学力向上のため、落ち着いて過ごせるような環境づくりに努めているという。一人ひとりの個性を大切にし、子どものプライドを気づつけないこと、上から目線で話さないことに気をつけている。また、遊ぶ時間も大切だという。「にじいろ塾」は異学年の子どもが参加しているので、一人ひとりに丁寧に対応するのはかんたんではない。それでも試行錯誤しながら子どもと向き合うことで、子どもも講師も互いに成長しあっている実感を持っているという。



他機関・パートナー等からの視点

沖縄県中央児童相談所宮古島分室からみた児童家庭支援センターの意義

重篤な児童虐待ケースに対応するため沖縄県中央児童相談所宮古島分室が設置されるまで、児童家庭支援センターはりみずには児童相談所のブランチとして多くのケースを指導委託していた。この数年は重いケースを委託しているため件数が減っていたが、今後は新規委託ケースを増やしていく予定。

児童相談所はどうしても重篤な児童虐待ケースで手一杯になり、一つひとつのケースに手厚く対応することができない。児童家庭支援センターはりみずは家庭訪問をふくめ丁寧に関わってくれるので、安心して委託できる事業所。何年にも渡り、保護者の相談や子どもの通院送迎などに尽力してもらっているケースがある。児童家庭支援センターはりみずは宮古島中の社会資源を活用するネットワーキングができる数少ない民間事業所。今後にも期待している。

児童相談所とは要対協でも顔を合わせるのでケースの進行管理に大きな問題はないが、今後は３か月に１回程度の頻度で定期的に情報共有することで、より正確なリスク管理を進めたい。

沖縄県中央児童相談所宮古島分室に一時保護所がないこともあり、一時保護委託やレスパイト目的で利用できるショートステイ事業等は、児童養護施設漲水学園の本体施設部分での対応となる。やはり、入所措置されている児童との接触を含め、双方に刺激があり、子ども自身が不安定になりやすい。地域に開かれた児童家庭支援センターとして、トワイライトステイやショートステイ等子育て支援をスムーズに受けもらえるよう、支援体制拡充に向けた人材確保やハード面の整備等を進めてほしいと考えている。

宮古島市からみた児童家庭支援センターの意義

①福祉政策課

子どもの貧困対策等を所管する福祉政策課は、児童家庭支援センターはりみずと児童養護施設漲水学園が運営する「にじいろ塾」で接点がある。宮古島市では 2016 年から民間の学習塾等５か所で無料の学習塾を実施しており、「にじいろ塾」はそのひとつ。

宮古島市では近年不登校児童生徒への支援や、中学卒業後の若者の支援が課題。そこで 2022 年からは無料学習塾に加え、若年妊産婦支援や子ども食堂を担う事業所・団体も含めた子どもの居場所に関する会議も始まった。ここで宮古島市の子どもをとりまく課題を共有し、学習支援や食支援が必要な子どもと家庭に届くよう調整していく予定。さらに 2023 年度からは拠点型子どもの居場所も開設予定である。支援をつなげていく支援を福祉政策課が音頭を取りながらすすめることで、層の厚い宮古島らしい支援形態が出来上がっていくのであろう。

②児童家庭課

児童館や児童手当、子ども家庭支援総合拠点を所管する児童家庭課は、児童家庭支援センターはりみずと要対協で接点がある。共に要対協のコアメンバーである。

宮古島市のような小さな離島では、知り合いが多く、要支援者のプライバシーが守られにくい。市職員にも知り合いがいる状況で、なかなか相談に来られない子育て家庭もいる。児童相談所は虐待のイメージが強くハードルが高い。民間であり、場所も合同庁舎から離れた児童家庭支援センターはりみずは、要支援家庭にとって相談しやすい場所となっている。児童相談所と市役所との中間に位置した立場で、支援からこぼれ落ちる市民が出ないよう重層的支援体制の構築には欠かせない機関である。

事業運営や事業展開の課題と工夫（知恵袋）



学習支援

学力の保障は生きる力の保障

宮古島市は離島群とはいえ人口５万人を要する自治体のため、市内には複数の高校がある。それでも学力の高い子どもは沖縄本島や本州の高校に進学する。一方、近年は不登校児の増加も問題になっている。こうした子どもたちの中には、家庭が困難な状況にあるために生活習慣が乱れている子、発達課題があるために学校になじめない子など、いろいろな子がいる。はりみずでは、こうした子どもたちに週に２回１時間ずつの学習支援を提供している。子どもたちも短時間だからこそ集中して取り組むことができるという。ここでの学習を通して、子どもたちは自信をつけ、人との関わり方を学んでいく。学力の保障だけでなく、社会性の獲得をも視野に入れた支援をしているのだ。

人材確保

専門職の確保は離島の課題

はりみずでは、専任の心理職を確保できなかった時期がある。募集してもなかなか応募者がいなかったという。民間事業所だけでなく、行政機関でも保健師や心理士などの専門職確保には苦労する。離島ならではの課題だ。こうした課題を解消するために、住宅の確保や待遇の向上など、自治体の支援も必要となってきている。また、何より、この宮古島の自然が与えるホスピタリティは何物も代えがたい。このような島自体の「支援者も癒される」空間周知を進めることでも、人材確保につながればと考える。

支援する仲間が、増えている！

人材交流によるわかり合える関係性

宮古島こどもこそだてワクワク未来会議

宮古島は離島の小さな自治体だが、実は強力な支援団体がある。それが一般社団法人宮古島こどもこそだてワクワク未来会議だ。「すべてのこどもに居場所を！」をコンセプトに、相談支援、登校支援、食糧支援など様々な事業を展開している。代表の寺町さんによれば、フードバンクの利用は前年度比３～４割増となっているそう。この団体に独自の支援として、「こまサポルーム」と呼ばれる居場所を失った人への緊急シェルター提供がある。常に２世帯を確保して 90 日までは無償、それ以降は低額で必要な期間住居を提供する。DV 被害者のシェルターとなることもあるため、借り上げ住居は転々と場所を変える必要がある。宮古島は近年不動産バブルのため家賃が高騰しており、なかなか条件が合わないこともあるという。しかし、居住支援は緊急に居場所を失った女性や子どもにとって不可欠のため、行政や警察からの依頼もあるという。

今後の展望

自分たちの事業を生み出していく

他の児童家庭支援センターの取り組みを参考に、自分たちにもできることはないか常に考えている。そのなかで、出前講座には手ごたえを感じている。保育所や子育て支援センターに心理士、相談員を派遣し、保育者向けの講座を実施した際には評判がよかった。こうして地域に出ていくことで、児童家庭支援センターの存在を認識してもらえる。また、市役所以外の民間事業所にも心理職がいることをわかってもらえることは大きいと感じている。

沖縄県からはペアレンティング・トレーニングを実施してほしいとの期待もあり、今後検討したい。児童家庭支援センターはりみずでは、専任の心理職が不在だった時期があり、なかなか事業を拡大できていなかった。しかし、地域や行政機関の期待に応えるかたちで、自分たちの事業を生み出していく姿勢が大切だと感じている。

研究員の見聞録

宮古島調査隊の最初の訪問計画は９月半ばのこと。その前週に巨大台風が先島諸島を直撃、島の人々の生活を心配しながらも、来週でなくてよかったと胸を撫でおろした。しかしそんな料簡の狭さを神様に見咎められたのか、次の週末にも台風直撃の予報。出発前日に泣く泣く 11 月へのリスケジュールを決定した。東京はそろそろダウンコートが必要な 11 月下旬、宮古島は夏そのもの。

宮古島市は６つの離島から成る。宮古島と３つの島は橋でつながっているが、伊良部島との間に架かる伊良部大橋は 2015 年に開通したばかりだという。それまではすぐそこに見えているのに、天候が悪ければ行き来することができない場所だったのだ。困っている人がいても駆けつけることのできない場所がある。それは子育て支援の担い手にとってどれほど歯がゆいことだっただろう。この日、橋から眺める海は青く穏やかだった。橋という交通インフラは、支援のインフラでもあるのだ。



（調査員：大澤朋子、後野哲彦、吉井久美子、
文責：大澤朋子）

ネットワーク型

地域の他の福祉事業所等との
つながりを強化している事例



⑬児童養護施設 養徳園
児童家庭支援センター ちゅうりっぷ（栃木県さくら市）



地域をつなぎ、支援者をつなぎ
子どもの育ちを支える

①児童養護施設 養徳園（社会福祉法人 養徳園）

■さくら市（旧 喜連川町）に位置する、社会福祉法人 養徳園が運営する児童養護施設。児童家庭支援センターが開設以前から、ショートステイの受け入れなど地域支援に積極的に取り組んでいた。

■児童家庭支援センターの他、児童養護施設氏家学園（民間移管に伴う市からの運営委譲）、地域の学童保育、および学童保育を利用する子どもと家族を対象とした子ども食堂の運営を行なっている。

■福田雅章総合施設長を中心として、自立援助ホームや子どもの居場所を運営する NPO 法人や、県内の社会的養護施設等を糾合し創設されたアフターケア機関（協同組合）、そして一般社団法人としてのフォスタリング機関の活動・運営を下支えする活動を行っている。

②児童家庭支援センター ちゅうりっぷ

■社会福祉法人「養徳園」と同じ敷地内にある児童家庭支援センター。地域の子育て資源として、これまで「養徳園」が培ってきた養育の機能や実績を地域に還元する役割を担う。

■栃木県内 25 市町のうち、17 市町から子育て短期支援事業委託を受けている。（ショートステイ 17 市町、トワイライトステイ 1 市町）

■全国児童家庭支援センターを代表し、他の 2 県 2 市のセンターと共に「児童家庭支援センターによるヤングケアラー支援の実施および検証」（日本財団助成事業）を実施中。

■児童相談所虐待対応ダイヤル「１８９」の電話相談対応を行っている。



栃木県の中部に位置するさくら市は、2005 年に塩谷郡氏家町と喜連川市が合併して誕生した。人口 43,512 人。緑豊かで、その名の通り桜の名所が数多くある。国立きぬ川学院（児童自立支援施設）や喜連川少年院、喜連川社会復帰促進センターなど設置されており、古くから「福祉の町」と呼ばれている。県庁所在地である宇都宮市とは電車で 16 分の距離であり、交通のアクセスも良い。

基礎データ

①児童養護施設 養徳園（本体施設）
所在地：栃木県さくら市喜連川 1025
母体（設置主体）：社会福祉法人　養徳園
開設年：昭和 32（1957）年
設置主体と同じ敷地内にある。地域分散化が進み本体施設で生活するのは 3 ユニット（それぞれ 6 名）18 名である。その他、地域小規模児童養護施設（2 カ所）、分園型小規模グループケア（3 か所）

②家庭支援センター ちゅうりっぷ
所在地：栃木県さくら市喜連川 1025
母体（設置主体）：社会福祉法人　養徳園
開設年：平成 15（2003）年 4 月
設置主体と同じ敷地内にある。
スタッフ：センター長（設置主体の総合施設長兼務）1 名、副センター長 1 名、相談支援員 4 名、心理担当職員 1 名、里親支援専門相談員 2 名、電話相談員 4 名（「189」対応）
開設時間：24 時間 365 日

子どもの育ちを支えるということ

児童養護施設「養徳園」の活動は、福田雅章総合施設長の「愛着の問題をいかに克服するか」という問題意識からスタートしている。「社会的養護は子どもたちの発達保障を担保できているのか？」「家庭基盤の弱い子どもたちが自立していくプロセスにどのように付き合っていくのか？」「家庭養育原則の中、その脆弱性をどのように支えていくのか？」これらの問いに向き合いながら展開してきた栃木県の子どもの育ちを支える活動と「養徳園」のあゆみを紹介する。

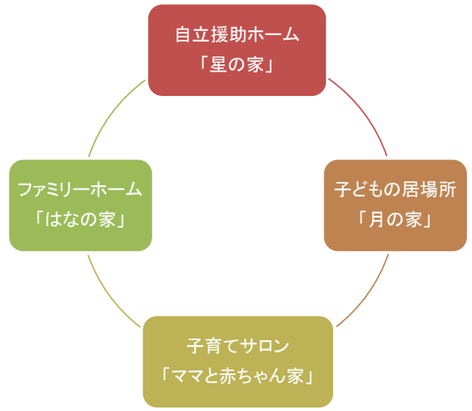
昭和 32 年：野沢益治先生（初代理事長兼施設長）が
　　私財を持って創設。翌年に社会福祉法人認可
平成 7 年：福田雅章先生、第 2 代施設長に就任
平成 8 年：自立援助ホーム「星の家」設立準備会に参加。
　　翌年「青少年の自立を支える会」設立
　　※福田先生 事務局長就任
　　自立援助ホーム「星の家」開設
平成 25 年：**「とちぎユースアフターケア事業協同組合」開設**
　　※福田先生　平成 29 年理事長就任
平成 27 年：「児童家庭支援センターちゅうりっぷ」 開設
平成 29 年：南小学童保育センターにて子ども食堂
　　（南っこ食堂）スタート
令和　3 年：「一般社団法人とちぎ家庭養育推進協 議会」
　　※福田先生 理事に就任
　同年 ：「栃木フォスタリングセンター」開設

活動の概要

①認定 NPO 法人「青少年の自立を支える会」
＜長い時間をかけて心の氷を溶かし、社会的自立を支援する＞

「青少年の自立を支える会」は、家庭環境に恵まれずに育った青少年に「心を癒す場」を提供し、社会的自立を支援することを目的とした認定 NPO 法人である。「今必要な支援を、今届ける」をモットーとし、自立援助ホーム「星の家」を含む以下の 4 つの事業運営を活動の中核としている。

「星の家」は、平成 9 年の開所から今日まで、150 名を超える子どもたちの自立をサポートしてきた。当たり前の生活を通じ、「裏切っても裏切っても縁の切れない大人がいること」を学ぶ。それが自立の歩みのスタートであるという。



また近年は、家庭での不適切な養育環境の中にありながらも支援が入らず、自立できずにさまざまな困難を抱えている子どもたちの利用が増えているとのこと。地域社会の子育て力や教育力が脆弱になる中、支えを必要とする子どもに意志を持った大人が寄り添い続けることが求められる。「星の家」の果たす役割は大きいと言えよう。

子育てサロン「ママと赤ちゃん家」は「星の家」OG がママとなった時、その子育てを支えることを目的としている。もともとは、当事者サロン「だいじ家」として、県内の社会的養護経験者を対象としたサロンを運営していたが、現在、この活動は「とちぎユースケア事業協同組合」に受け継がれた。

子どもの居場所「月の家」は平成 26 年に開設された。栃木県では、国が子どもの居場所づくり事業に取り組む前から県の単独事業として行ってきたが、「月の家」はその当初から活動をしていた最も歴史のある居場所の一つである。

現在、「月の家」を利用している子どもたちは、全て宇都宮市からの委託によるもので、1 人当たり週 2 回の利用が可能。スタッフの送迎で「月の家」に到着した子どもたちは宿題を済ませ、思い思いの時間を過ごした後は、美味しい食事で団欒を楽しみ、入浴を済ませて帰宅の途につく。さらに、訪問した日は、子ども 7 名に対してボランティアを含めたスタッフ（大人）が 8 名と手厚い人員配置である。「子どもより大人が多い状態

を作ってきちんとかかわること」「(週２回でも)ちゃんとした生活を過ごすこと」「普通の暮らしを知らないまま大人にしないこと」が大切だと考えている。こうした理念は、県内の居場所全てに共通するものであるとのことであった。



子どもたちの到着を待つ「月の家」の団欒の間。

②とちぎユースアフターケア事業協同組合

＜社会的養護からの自立を支えていく＞

とちぎユースアフターケア事業協同組合（以下、とちぎユースアフター）は、栃木県内の児童養護施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム、里親（一般財団法人栃木県里親連合会）の法人等が組合員となって運営している。社会的養護からの自立を支えるアフターケアの充実を目的として活動している。主な活動は以下の通り。

○生活相談・就労支援
○資金の給付又は貸付
○自助グループの育成　←「だいじ家」
○自立する前の児童への支援

資金の給付又は貸付について、とちぎユースアフターでは生活資金の貸与と大学等進学にかかる資金の給付を行っている。自立支援のための大口の寄付を財源としており、その有効活用のために貸付業務ができる協同組合形式をとってとちぎユースアフターを立ち上げたという経緯がある。

スタッフは児童相談所職員 OB2 名を含めた相談支援員が相談支援員が 4 名の他、県から就労支援事業を委託された企業のキャリアカウンセラーや、自立支援貸付事業の委託を受けている法人の職員が常駐している。生活や進学に関する相談はもちろんのこと、就労に関する相談や支援も可能で、まさにワンストップである。

施設を退所した後、子どもたちがさまざまな困難に直面するが、それを支えるアフターケアの仕組みは決して十分ではなく、また地域や施設による格差など課題も多い。とちぎユースアフターは県内全ての施設を退所した子どもたちが支援の対象である。また、自立前の入所中の児童に提供される自立支援プログラムの受講によって、当事者がつながりやすくなりアフターケアへの移行がスムーズになった。自立後に、自分をサポートしてくれる大人の顔が見えることが安心感につながっていると思われる。

「青少年の自立を支える会」が行っていた当事者サロンだいじ家は、とちぎユースアフターの開設をもって終了し、その活動を受け継いだ。



マンションの一室を利用。
面接室は家庭的で温かい
雰囲気に包まれていた。

③児童家庭支援センター ちゅうりっぷ

＜在宅での養育を支援する＞

児童家庭支援センターちゅうりっぷでは、栃木県の約 7 割の市町と子育て短期支援事業（ショートステイ等）の委託を受け、支援を展開している。令和 3 年度の実績はショートステイが 217 件 615 日。緊急一時保護委託も 18 件延べ 513 日にのぼる。訪問当日の朝も福田総合施設長（センター長）が、ショートステイを利用している子どもの小学校までの送迎を担当されたとのこと。

ショートステイなど、施設の一時預かり機能を活用した地域支援は、取り組めば取り組むほどニーズが掘り起こされる。その時必要な支援をその時々に提供していくことが必要である。養育上に何らかの困難さを抱えながらも、帰るところがあること、行き着くところがあることは子どもにとって非常に重要あることである。家庭をダメにしないことが大切。

そのためにも、児童養護施設など社会的養護の施設が持つ宿泊・預かりの機能や養育のノウハウなど地域に届け、在宅の養育を支援していくことが求められる。児童相談所や社会的養護など県が行う福祉サービスと、地域子育て支援拠点事業や一時預かり事業など市町が行う福祉サービスとの間には厚い壁がある。ちゅうりっぷは、この厚い壁に穴を開け、社会的養護の養育を地域に届ける役割を担っているのである。

その他、ヤングケアラー支援にも積極的に取り組み、ニーズに合わせて「とちぎユースアフターケア事業協同組合」や「青少年の自立を支える会」と連携しながら、きめ細やかな支援を展開している。





養徳園 本体施設内にセンターの事務所がある。ショートステイのエリアに隣接。

④栃木フォスタリングセンター

＜オール栃木で里親支援＞

栃木フォスタリングセンターは、栃木県の業務委託を受け、一般財団法人とちぎ家庭養育推進協議会が運営するフォスタリング機関である。

近県で次々とフォスタリング機関の立ち上げが進む中、栃木県はオール栃木（行政・児童養護施設・乳児院・里親・ファミリーホーム）で取り組むことを目指し、令和 2 年、福田総合施設長を始め、栃木県里親連合会会長など有志によって、ワーキンググループがスタート。翌年、「一般財団法人とちぎ家庭養育推進協議会」が設立され、栃木フォスタリングセンターの運営を行うこととなる。社会的養護に長く携わっている人たちが種別や職種を超えて繋がり組織の基盤となっているため、さまざまな機関との連携がとりやすく、まさしくオール栃木で歩みを進めているという実感がある。

支援の内容は、①里親制度の普及啓発 ②里親のリクルート ③研修・トレーニング ④養育への支援である。



気軽に足を運んで
欲しいとの願いから、事務所には文庫があり、里親家庭に貸し出している。

＜フォスタリングパートナーによる寄り添い型の支援＞

里親にとって、児童相談所に相談をすることは自身の未熟さを露呈するように感じたり、あるいは里親としてマイナスの評価を受けるのではないかと不安に感じたりするために、二の足を踏んでしまうと聴いていた。その声を受けて、より身近な存在で専門的知識が豊富な児童養護施設等の里親支援専門相談員と、実際に子どもを養育している里親とが協働し、フォスタリングパートナーとして里親家庭への寄り添い型の支援を行うこととした。県内の施設に配置された 13 名の里親支援専門相談員全員が参画している。また、フォスタリングパートナーとして活動する里親等（12 名）とは、非常勤の雇用契約を結んでいる。



“とちのきフォスター”を養育里親の愛称とし、PR 活動を行っている。



他機関・パートナー等からの視点

～ちゅうりっぷとの連携から～

とちぎユースアフター

施設を退所した子どもたちは子育てをサポートしてくれる家族や親族がおらず、子育てに困難さを抱えることが多い。ちゅうりっぷとの連携では、とちぎユースアフターが母親（当事者）の相談に対応し、ショートステイなどのサービスの提供と、子どものアセスメントなどをちゅうりっぷが担った。母親を通して見えてくる子どもの姿、あるいは子どどもを通して見えてくる母親の姿について情報共有を積極的に行い、その都度、双方それぞれの支援について検討していった。結果的にパッケージで家庭の福祉の向上が図れたと思う。ちゅうりっぷには、支援における自身の役割を理解して提供する支援の専門性の高さときめ細やかさがある。信頼できる関係機関である。

月の家

ちゅうりっぷが支援をしていた、精神疾患を抱える母と 3 人の子どもたち。不登校問題を抱えたヤングケアラーのケースであるが、支援の一つとして月の家を利用している。

もともとは、支援を受け入れることができず拒んでいたが、ちゅうりっぷのスタッフが弁当の配布を根気よく続ける中で、徐々に支援を受け入れるようになっていった。

不登校状態であった子どもたちも、月の家で当たり前の生活を過ごす中で、学校にも少しずつ足が向くようになってきている。

支援を受け入れられなかった家族が、少しずつ心を開いていくその過程には、その家族のありようを認め、変わらず寄り添い続けたちゅうりっぷの丁寧なかかわりがあった。そして家族の変化にあわせた支援をコーディネートし、社会資源に繋げるといったソーシャルワーク機能を担ってくれる頼もしい存在である。

パートナー等からの声を聴いて・・・

これまで、それぞれの機関が自身の専門性の伸びしろを少しずつ延ばし、重なり合い、
点の支援から面の支援へと拡げてきた。
それらをつなぎ、時間軸の支援へと展開していくところに、ちゅうりっぷの評価と期待
が集まっているように思われた。繋ぎ、紡ぎ、創る・・思えば福田総合施設長の実践は児童家庭支援センターそのものである。それを組織として体現していくのがちゅうりっぷなのかもしれない。

事業運営や事業展開の課題と工夫（知恵袋）



専門性の還元

社会的養護施設の使命は、専門家が提供する養育を地域に還元することである。それは、家庭や家族がありながらもさまざまな傷つき体験を重ね、居場所をなくした子どもたちとその家族も対象となる。法人の安寧を求めるのか、その使命を果たすのか。必要なのは後者であろう。家庭での養育力の低下が著しく、地域の子育てを支える力が衰えている今日、社会的養護施設の果たす役割は大きい。養徳園ではショートステイや一時保護委託などの制度を入り口として、社会的養護と地域の家庭養育をつなぎ、専門家の養育を地域に届けている。

支援者がつながる

共通理念をもって活動している栃木県内の居場所事業をはじめ、県内の社会的養護施設が組合員として子どもたちの自立を支えているとちぎユースアフターや、オール栃木を掲げて立ち上げられた栃木フォスタリングセンター。それぞれの事業では、児童相談所職員 OB がスタッフやスーパーバイザーとしてかかわっている。行政と民間との間や、機関と機関の間に壁をつくらず、支援者同士がつながっていることが大きな特徴といえる。
支援者のつながりは、それぞれの機関や職員による専門性や支援の「隙間」を埋め、必要な支援・新たな支援を生み出す原動力となっている。

紡ぎ・創る

傷ついた子どもたちの自立の難しさ、それを支えるアフターケアの量や質に見られる地域や施設間の格差、地域の中の居場所を失った子どもたち・・・子どもたちの育ちに向き合えば向き合うほど、課題が見えてくる。
子どもの居場所でのショートステイや、児家センのサテライトなど
新たな支援の仕組みの必要性を感じている。制度的な課題はありつつも
今、できていることの裾野を広げていくことが大切。また、その努力
を一緒に担ってくれる人材の確保・育成は大きな課題である。

今後の展望

桜の花をあしらった養徳園 ロゴマーク

地域の在宅養育を支える

社会的養護は、外傷的な育ちをしてきた子どもたちの発達保障をしっかりと担保できているのだろうか。おそらく社会的養護に携わる多くの職員がそう問い続けながら、自らの養育に省察的態度で向き合い、代替養育の質を高める努力を続けてきたものと思われる。そのような真摯的な取り組みのなかで培われてきた児童養護施設の強みは、① 365 日 24 時間体制で子どもを養育していること（機能）、②数多く子どもたちを育て、大きな困難を抱える親たちを支援してきた実績（ノウハウ）、③受け入れる子どもの幅の広さ（懐の深さ）である。一方で限界もある。子どもにとって帰るべきところ（家庭）があるということはとても大切なことである。子どもの発達保障を担保するという意味において、在宅のまま地域において時間軸で支援する、つまり、家族分離をせず在宅での養育を支えるために、発達に合わせた必要な支援を必要な時に提供するといった役割が求められる。この役割は、児童家庭支援センターが担うべきである。

オール栃木～栃木県内をくまなく支援できる仕組みづくり

養育の質を高めていくことや、アフターケアの仕組みを整えること、家庭養護の推進や里親とのパートナーシップを築くことについて、一法人だけで完結することをゴールにしてはいけない。とちぎユースアフターケア事業協同組合や、栃木フォスタリングセンターの立ち上げの背景には、そんな思いがあった。オール栃木は、支援の提供において地域や施設による差異が生じないことはもちろん、公私共に支援する者同士がつながっていること、それぞれが果たすべき役割を知っていて、それぞれのポジションでそれぞれの専門性を発揮できることに意義がある。

養徳園としては、県内北部に子どもの養育とソーシャルワークを担う新たな拠点（グループホーム及び児童家庭支援センターのサテライト）を創設したいと考えている。オール栃木の新たな一歩である。さらに、子どもの居場所とショートステイとを一体化させた新たな仕組みを創っていかなければならないのではないかと考えている。子どもに真剣に向き合えば向き合うほど、課題が見えてくるものである。

人材育成～育てるしかない

人材育成は喫緊の課題である。現在、児童養護施設は、急かされながら小規模化・地域分散化が急激に進んでいるが、急かされての変化への対応においては人材育成が十分にできず、弊害も大きい。例えば、養徳園では入職 10 年未満の職員をグループケアのリーダーにしないようにしているが、それを続けるには後進の育成が不可欠である。

「育てるしかない」 福田総合施設長のその言葉を聞いて、「きっと育つのだろう」と確信に近い思いがした。それは、福田総合施設長のこれまでの歩みや、子どもの育ちに覚悟をもって真摯に向き合う姿勢が、何かを説いたり語り伝えることよりもはるかに強く、子どもの育ちを支えることの意義ややりがいをメッセージとして伝えていると、今回の訪問で感じたからかもしれない。共に働く職員も、間違いなくそのメッセージを受け取るはずである。加えて、オール栃木という支援者同士のつながりは、大人もまた自身の未熟さやうまくいかなさを抱えて揺らぎ続けることを、許し支えてくれると感じさせてくれるのではないだろうか。

研究員の見聞録

FIFA ワールドカップ BEST 8 の夢が叶わなかった明け方、雪がちらつく栃木県に私はいました。その日、社会福祉法人「養徳園」福田雅章総合施設長を訪ねたのです。

福田総合施設長は「育ち・愛着の問題をいかに克服するか？」を問題意識として、栃木県全体を網羅し、県全体が参加できる仕組みの中で、「変わらない」「一貫した」リング状の支援、さらにはどのライフステージでもかかわることができる時間軸を意識した支援の形成に注力されてこられました。

その『福田イズム』を動力源として、「養徳園」は、児童家庭支援センターを中心とした地域子育て相談支援にとどまらず、県内の社会的養護施設等を糾合し、協同組合として創設されたアフターケア機関や一般社団法人としてのフォスタリング機関、さらには自立援助ホームや子どもの居場所を運営するＮＰＯ法人の運営を下支えする活動を行っています。

在宅で生活する子どもたちの育ち保障ともいうべき居場所事業やアウトリーチを基本とした児家センの相談支援、フォスタリングを含む社会的養護場面での子ども支援や支援者支援、さらには、子どもたちが、妻になる、母になる、夫になる、父になる、支援が滞る、躓きがおこりやすいそのような人生のシーンでも、小さい頃の彼らを知っている支援者が支援の輪の中にいるから、大人になった子どもたちがつながりやすく、一貫した支援を提供できる、いわば『栃木式総合的養護支援システム』。特に強く感じたのは、お会いしたそれぞれの支援者が「覚悟をもって寄り添っている」ということでした。長く携わっている支援者の多さやその熱量から、私自身が一番推進力をいただいたような気がしています。

皆様、次の FIFA ワールドカップまで時間があります。県の事業担当者を同行させて、『栃木式総合的養護支援システム』と『福田イズム』を実体験されてはいかがでしょうか？

追伸
福田先生　見学者が押し寄せたら申し訳ありません。

（調査員：砂山真喜子・後野哲彦・吉井久美子、
文責：砂山真喜子（～今後の展望）、後野哲彦（研究員の見聞録））

⑭児童家庭支援センター　あすなろ（石川県穴水町）

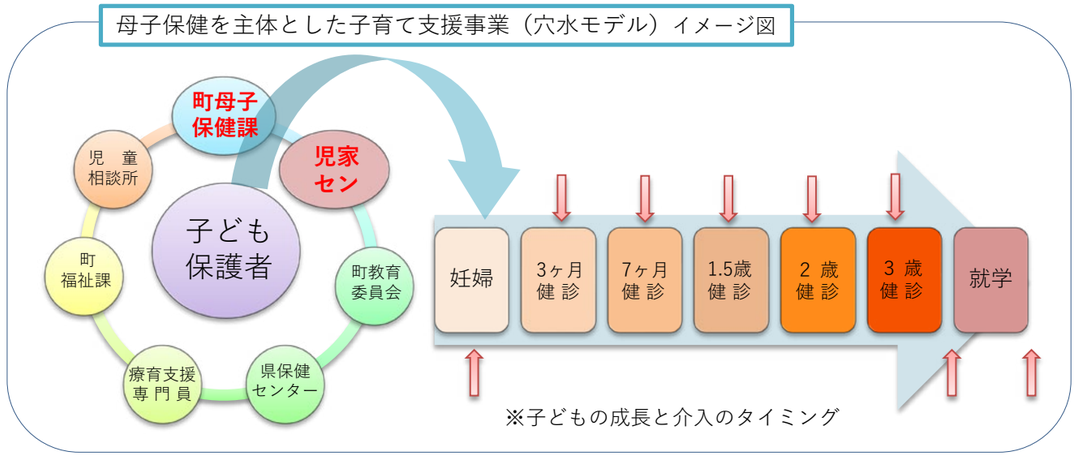
過疎地域だからこそできた
母子保健との繋がりと広がり



■石川県鳳珠郡穴水町の「児童家庭支援センターあすなろ」と穴水町母子保健分野との連携、所謂「穴水モデル」は、健診を入口に就学までの６年間を母子保健と福祉のコラボレーションによって子どもや家庭を支援するしくみである。

■また、能登町教育委員会と不登校支援にかかる協力・支援体制を確立している。一人ひとりの自立を支えることを目指し、制度における対象年齢問題を超え、公的機関では対応が難しい細やかな支援を継続している。

母子保健を主体とした子育て支援事業（穴水モデル）イメージ図



※子どもの成長と介入のタイミング



石川県鳳珠郡穴水町は、石川県のほぼ中央に位置する人口約７千人の町。能登半島の中央に位置し、奥能登の玄関口として交通の便がよい。北・西部に丘陵地、南・東部は海岸に面した自然豊かな環境にある。

「児童家庭支援センター あすなろ」は、主に奥能登の四市町（輪島市、珠洲市、穴水町、能登町）を管轄。「児童養護施設 あすなろ」とともに、奥能登地域における子ども家庭支援の地域拠点としての役割を果たすべく奮闘している。

基礎データ

事業所名・所在地：児童家庭支援センターあすなろ・石川県鳳珠郡穴水町字志ケ浦１５１－３
母体（設置主体）：社会福祉法人北伸福祉会
開設年：平成 13 年 (2001 年) 10 月 1 日
設置主体が有する施設・機関：児童家庭支援センター、児童養護施設、子育て短期支援事業、小規模グループケア
スタッフ：センター長 1 名、心理職員 1 名、相談員 1 名、非常勤相談員 2 名　※児家センのみ。兼務含む。
開設時間　24 時間 365 日

活動のはじまり・変遷

県の要請に対し参画を希望

児童家庭支援センターの母体たる「社会福祉法人北伸福祉会」が設立されたのは、今から約 40 年前の昭和 57(1982) 年。翌年、虚弱児施設「あすなろ学園」を開設、その後は石川県内で高齢者施設を中心に 20 拠点の事業展開をしている。虚弱児施設「あすなろ学園」は平成 10(1998) 年「児童養護施設あすなろ学園」に名称を変更している。

平成 13(2001) 年、石川県（健康福祉部）からの、子ども虐待防止総合対策推進にむけた児童家庭支援センター設立の要請に対し県下では加賀市の施設と穴水町のあすなろ学園が参画を希望。児童家庭支援センターあすなろ子育て広場」が開設された。当時を振り返ってみると、本体の児童養護施設にはすでに、地域の子育て相談の専用電話回線が開設されていたこと、町内の地域の子どもの問題を話し合う会（「穴水町地域児童問題懇話会」のちに虐待防止ネットワークに移行）を開催するなど地域の子どもの福祉に関心があり、自ら児童家庭支援センターに参画するだけの土壌があったとのことであった。



▲丁寧に保護者の話を聴くことを大切にしている







▲職員が創意工夫し、既存の施設を最大限に活用している

昭和 58(1983) 年
「虚弱児施設あすなろ学園」開設 (定員 30 名)

平成 2(1990) 年
地域交流センターを開設

平成 10(1998) 年
虚弱児施設「あすなろ学園」は「児童養護施設あすなろ学園」に名称を変更

平成 13(2001) 年
「児童家庭支援センターあすなろ子育て広場」を新設

平成 16(2004) 年
児童養護施設あすなろ学園増床 (定員 42 名)
子育て短期入所事業を併設 (定員 6 名)

平成 29(2017)
分園「あゆみ」(分園型小規模グループケア) 開設
同時に本園を 3 棟に分けて生活 (小学生棟・女子棟・男子棟)

令和 3(2021) 年
「児童家庭支援センターあすなろ子育て広場」を「児童家庭支援センターあすなろ」に名称変更

活動の概要

乳幼児健診アドバイザー事業と「穴水モデル」

きっかけは「2 歳児健診に来てもらえないか」という保健師さんの依頼。2 歳児健診の頃は言葉をしゃべり出して発達の遅れや偏りが少しずつ明らかになってくる時期である。そこに発達相談のコーナーを作りたいから来てくださいというのが最初のきっかけだった。

今では、①母子連絡会 ②乳幼児健診 ③遊びの教室 ④３歳児健診対象児観察 ⑤発育支援 ⑥小学校連絡会、と妊婦から就学後にいたるまでの一連の子育て支援事業に児童家庭支援センターが関わっている。

④「３歳児健診対象児観察」は、３歳児健診対象児の集団適応の様子を確認するために保育所を訪問するもので、子ども一人一人の適性就学に応じた就学に主眼を置いている。それまでの乳幼児健診場面等における助言や指導を受け入れられずに支援を得られなかった子どもや、より専門的な支援を要する子どもについて、保育所での適応の様子を観察し、保育士からの情報も得ながら支援のあり方を再検討する機会としている。

児童家庭支援センターの相談員は穴水町で生まれた子どもと、４か月健診、７か月健診、１．５歳健診、３歳児健診、就学前５歳児と小学校入学までに５回会える機会がある。３歳児健診対象児観察を実施することで、気になる子どもは健診当日医師により丁寧に診てもらう流れができている。また３歳児健診では声をかけられなかった子どもについては就学前健診で成長を確認することができている。保育所訪問は、個別の健診ではわかりにくい集団場面での様子を観察することができる。

事業本来の目的は子どもたちの集団生活場面を事前にアセスメントすることであるが、今では児童家庭支援センター相談員の訪問が、園の保育士たちの精神的支えになっている部分も大きい。所謂「荒れた年」には、園から「例年より早めに来て！」「何かのついでに見て！」などと園のニーズは大きいという。

また、小学校就学後も支援を継続する上では教育委員会の協力が不可欠であり、それが実現したことも大きな特徴である。このような、関係機関の連携のもとに行われる子どもの成長に合わせた細やかな支援は、近隣の他市町から「穴水モデル」として注目をあびることになった。

母子保健分野を中心とする他機関との連携の背景には、様々な社会の変化から、家族が抱える問題が複雑化し、行政主導の指導的・治療的アプローチ（医療モデル）だけでは対応が難しい家族や家庭が多くなっていることがあると思われる。ここに、福祉的な包括的なアセスメントと、「生活モデル」の視点からのアプローチが可能な児童家庭支援センターの強みを生かす理由がある。



▲「子育て講座」の様子
妊婦から就学後にいたるまでの一連の子育て支援事業に児童家庭支援センターが関わっている

保護者の求めに応えた就学後療育プログラム

奥能登を管轄する七尾児童相談所とは、良好な協力関係にあり、相談児童相談所の機能を補完する相談機関、特に相談ニーズの高かった奥能登地域の発達相談・療育相談機関として期待された。開設当初は研修として、心理士とともに児童相談所の面接に同席させて頂いたり、受理会議やケースカンファレンスに参加させて頂いたりした。児家センのケース第一号は、児童相談所に紹介して頂いた穴水在住の障害のある子どもとその家族である。ひとケースひとケース保護者の話を丁寧に聴くことを大切にしてきた。

そんな中、児童家庭支援センターとして、まずは児童相談所の職員と一緒に、奥能登地区の「親の会」を回って歩いた。その中である親の会の保護者から「相談するところはあっても利用するものがない」、「小学校入学後の支援がなくて困っている」という声を聴いた。当時（今でも）県では就学前までの療育サポートはあったが就学後のサポートがなかったため、あすなろに療育の先生を呼び、就学後のプログラムを継続して受けられるようにした。「ないものは作っちゃおう！」の発想だった。現在は１日４ケース、年 12 回の枠がすぐに埋まる状況で、奥能登地域を超えた市町からの利用もある。

「親の会」には毎回足を運び、のちに穴水町にも「親の会」を立ち上げる。保護者の話を丁寧に聴くことで親の悩みや望みを知ることができた。行政が困っているからやるのではなく、地域が困っているからやる・地域の人が欲しいと思ったものをつくるがモットーで、その精神は今でも健在である。

不登校支援事業への参画

不登校支援に携わるきっかけは「学校の先生の前で不登校について話をしてください」という 教育委員会からの講演依頼だった。そしてその翌年には不登校支援事業を開始するにあたって事業委託の要請があった。委託の理由は、講演の内容と、教育員会が描く不登校支援（「学校に行かせること」ではなく、「不登校の子どもと保護者を支えること」を重視すること）が一致したことであると思われるとのこと。

小学校、中学校から連絡を受け「ハートフル相談員」として学校教員、子どもや保護者の相談事業にあたった。事業を開始した平成 25(2013) ～ 27(2015) 年の相談実績は年間 100 時間を超える。その後スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの配置が進み相談時間数の減少はあるが、それぞれの役割に応じて支援は継続している。相談員の視点から不登校という事象の裏にある問題や課題を捉え、要体協の存在を知らない学校側と繋ぐことで解決に導いたケースもあった。

学校側は保護者を学校に「呼ぶ」のが基本、でも学校に出向くのは敷居が高い。教師ともスクールカウンセラーとも違う、ハートフル相談員は安心して心を開いて話ができる専門職である。



▲ハートフル相談員は、必要に応じて休日、夜間対応もしている

他機関・パートナー等からの視点

能登町教育委員会からみた「児童家庭支援センターあすなろ」の意義

不登校支援事業は、「ハートフル相談員派遣事業」として平成 25(2013) 年よりあすなろに関わってもらっている。不登校の原因は様々。相談員は学校側からの連絡を受け、問題を抱える子どもや保護者のニーズに合わせて放課後、休日、夜間と時間や場所の制限なく面談する。教育委員会は、相談員のカウンセリングスキル、発達はじめ関連する法制度の知識や医療的知識、様々な地域資源の情報など支援に必要な専門性を高く評価している。そして相談員は本人・家族を支えるだけでなく、時に教員を支える役割を担っている。子どものことをよくわかっている・子どもの相談に乗れる存在であることに教育委員会は特に有用性を感じている。

不登校支援事業は不登校児や不登校傾向にある子どもを単に学校に通わせるために実施しているのではなく、将来自立できる大人に育てるために、子どもに関わる支援者に何ができるかを考えていくことが重要だと共通認識している。そのような考えのもと子どもや保護者に関わることで不登校未然防止に繋がったケースもある。

行政ではできない狭間の部分や本当に必要だと考えるサービスを、行政の求めに応じて児童家庭支援センターがそれを受けてくれたのが始まりで、その活動が評価され現在でも事業が継続している。

近年、過疎地域においてもインターネットやＳＮＳの普及に伴い、自傷行為の低年齢化、オーバードーズの問題など子どもを取り巻く問題は多様化し広がるスピードが速くなっている。行政が苦手とする迅速さや臨機応変な動きに対応できる機関として益々児童家庭支援センターの役割は大きくなると考える。

穴水町子ども家庭総合支援拠点からみた「児童家庭支援センターあすなろ」の意義

穴水町が児童家庭支援センターを持っている意義は大きい。専門的に信頼できる相談機関である。子ども家庭総合支援拠点の事業を通して一緒に動くことがあるが、児童家庭支援センターの相談員は、相手が納得できるきちんと伝える言葉を持っていると感じる。学校とのやりとり、他機関への繋げ方等いつも学ぶことが多い。要体協のあり方、福祉の専門職としての効果的な情報の取り扱いなどについては、小さな町の難しさや地域のレベルの問題はある。だからこそ、今後児童家庭支援センターは児童福祉分野の専門職として町の指導的な立場となって、行政を育てていって欲しいと思う。



事業運営や事業展開の課題と工夫（知恵袋）



アウトリーチ

支援と支援の隙間にあるニーズに対応する

人口減少地域では待っていてもニーズは拾えない。児童家庭支援センターの専門性を十分に周知できるまでは、とにかく足を使い、縦割り行政の隙間にある支援ニーズを把握し、丁寧に対応することが重要。その積み重ねが、地域住民や関係機関からの信頼獲得につながる。

「一般社団法人 100 万人のクラシックライブ」による食緊急支援プロジェクトに参画した際も、コロナ禍という非常時にスピーディーかつ細やかな支援が届けられた背景には、これまで積み上げてきた縦・横の繋がりとあすなろの機動力がある。さらにこの活動は、市町の福祉課が実施する新たな要支援家庭支援事業（定期的な訪問・米やレトルト食品の配布）へとつながり、現在も共に支援を行っている。

連携

母子保健事業との連携を

穴水町のように、児童家庭支援センターが子育て支援事業全般に参画することは、一足飛びでは難しい。しかし全国の自治体には乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の実施義務があり、これは児童家庭支援センターの専門性が遺憾なく発揮できる事業であると言える。母子保健事業との連携を、市町村との協働の第一歩として積極的に活用すべきである。

広報

「児童家庭支援センター」として

連携をしている関係機関であっても、「児童家庭支援センター」という施設名称や機能を知らないことが多い。「あすなろさん」は知っているけれど「児童家庭支援センターあすなろ」は知らないのだ。背景には、本体施設の知名度を意図的に利用して活動していたこともあるが、今後は「あすなろの○○さん」ではなく「児童家庭支援センターあすなろ」として、その役割や機能を PR していく必要がある。

今後の展望

超人口減少地域、限界集落において児童家庭支援センターの課題は深刻さを増す。特に人材不足・人材確保の問題。児童家庭支援センターの職員には､心理職にしても､相談員（ソーシャルワーカー）にしても、子どもとその家庭の福祉にかかる高い専門性が求められるが、超人口減少地域において有資格者は限られており、その多くは行政職として働いている。人材は常にギリギリの状況である。

しかしながら、人口の少ないところだから、地域に支援ニーズがないというのは大きな間違いである。むしろ、複数の課題を抱えている家族や、人口が少ない地域がゆえの悩みを抱えている家族が多く、地域にねざした支援を進めるためには、地域をよく知り、専門性を駆使しながらもきめ細やかな支援を提供していくことが求められる。児童養護施設等社会的養護に係る施設は、そのために必要な「子どもと家庭を包括的にアセスメントする力」、「丁寧に寄り添う力」、「つながり協力しあう力」をすでに備えているのではないか。今後、多くの児童養護施設等が、本体施設が築き上げてきた信用・信頼を基盤として、地域支援に積極的に取り組んでくれることを期待しつつ、あすなろはこれからも、必要とされる支援を丁寧に提供し続けるセンターでありたいと思っている。

研究員の見聞録

本事業の第１回検討委員会の開催が 2022 年８月､その僅か２か月前の 2022 年６月まで、普段高齢福祉分野でケアマネジャーをしているわたしにとっての「ジカセン」は「耳下腺」だった。

無責任に安請け合いする悪癖のわたし…その日から「児家セン」の特訓が開始された。「地域子ども家庭支援の新たなかたち」「社会的養育ソーシャルワークの道標」を教科書にして、児童養護、社会的養護について一夜漬けの勉強をし、自分の地域の顔見知りの保健士さんに話を聞き、自分なりに準備してヒアリング当日に挑んだ､､､つもりだった。

しかし百聞は一見に如かず、実際に児童家庭支援センターの母体である児童養護施設を見学し、施設の中で子どもの姿や声を見聞すると、そこには「あなたの知らない世界」があった。

研究対象地域の中でも最も人口が少ない穴水町、そんな穴水町で子どもの自立を目指して、多くの専門職や行政や地域の人々が職種の垣根を越えて、時には公私の境を越えて、昼なり夜なり連携・協働していることに驚いた。

またヒアリング中には児童家庭支援センターの方々の子どもたちに対する愛が伝わり過ぎて、雑に育てた我が子が急に不憫になり、思わず泣き出してしまうという恥ずかしい場面もあった。日本中のお母さん・お父さんは、子どもが幾つになってもわたしのように悩み、後悔し、その支えを求めていると痛感した。

穴水町をはじめ全国のたくさんの児童家庭支援センターを訪れたケアマネになった。どちらのセンターも専門的知識と経験と「愛」をもって子どもや保護者の支援を行っていた。

しかし当然ながら知らないことに人は関心を持つことができない。わたしのように児童福祉分野以外の人たちや行政や地域住民さんにももっと「児家セン」を知って欲しい！「児家セン」を応援したい！そんな気持ちでいっぱいだ。

完成した事例集を手渡しで行政窓口に持参して「児家セン」をプレゼンするのが、今のわたしの夢だ。

（調査員：上村久美子、本池愛、吉井久美子、
文責：上村久美子）

⑮児童家庭支援センター　あすか（奈良県桜井市）



市の教育委員会・母子保健との連携のもと、0～15 歳までのポピュレーションアプローチ

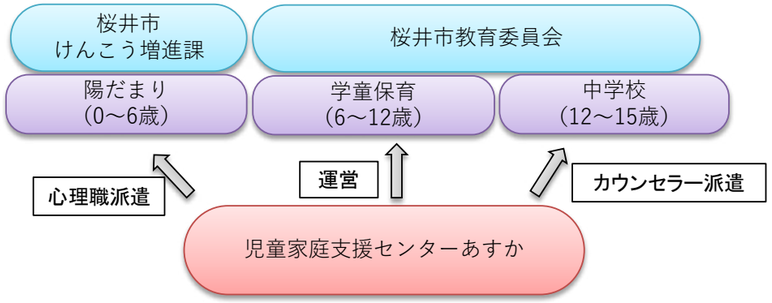
■桜井市立中学校全４校にスクールカウンセラーを派遣し､生徒や保護者､教員の心理相談にあたる。またソーシャルワークのアプローチが必要な困難を抱えた生徒には、学校長の許可を得てケースを学校外へ持ち出し、児童家庭支援センターの相談ケースにつなげている。不登校生徒に対しては法人が運営するフリースペースを紹介している。

■桜井市立小学校全 11 校および磯城郡川西町立川西小学校の計 12 か所の学童保育所を運営。保護者の迎えが深夜になるケースもあり、実質トワイライトステイの役割も果たしている。

■桜井市の「陽だまり」（発達の気になる幼児のための母子通園教室）に週３回心理職を派遣。保護者へのアドバイス、保育士、保健師へのフィードバックを行っている。

■桜井市公立保育所に巡回相談員を派遣。保育士に発達課題のある園児への関りを助言している。

■児童家庭支援センターが法人の運営する多種事業をまとめる「バーベキューの串」となる。





桜井市は、奈良県北部に位置する人口約 5.5 万人、高齢化率 32.1％の都市。古墳時代の王朝の中心地であったといわれ､市内にも古墳が多数。市内に保育所６園（公立４、私立２）、小学校 11 校、中学校４校を有する。

児童家庭支援センターあすかは、桜井市との長年にわたる連携のもと、乳児から中学生まですべてのこどもにアプローチする体制を構築。「地域における子育ての社会支援システムの構築」を社会福祉法人飛鳥学院の使命としている。

基礎データ

事業所名・所在地：児童家庭支援センターあすか・奈良県桜井市谷 265-4
母体（設置主体）：社会福祉法人飛鳥学院
開設年：平成 12 年（2000 年）10 月
設置主体が有する施設・機関：児童家庭支援センター、児童養護施設、児童発達支援事業所、保育所、学童保育、一時保護所、奈良児童虐待防止ネットワーク「きずな」事務局
スタッフ:センター長１名､センター次長１名､スーパーバイザー１名､主任（心理職）１名､ソーシャルワーカー５名（地区担当）、心理職員２名（スクールカウンセラー）、事務職１名
開設時間：月～土、９～ 17 時　夜間祝休日も緊急時は対応

活動のはじまり・変遷

地域とともに 70 年

第二次世界大戦で九死に一生を得た初代理事長、河村善次郎氏は、復員直後の 1945 年 10 月から戦災孤児に自社の倉庫を解放。数名から始まった戦災孤児支援はやがて 80 名になり、1949 年に正式に養護施設飛鳥学院として発足した。もともと材木業を営んでいたことから、木のぬくもりを感じられる施設を、と作った飛鳥学院の佇まいはまるで老舗旅館のよう。途中耐震リフォームはあったものの、現在も当時のままの姿を残している。

1950 年には隣接地に保育所、1992 年には学院内に学童保育を開設するなど、常に時代を先取りして地域の子育て支援ニーズに応えてきた。児童家庭支援センターも制度化直後から県に申請を行い、2000 年には開設。現在は近隣の空き家を活用して地域小規模児童養護施設や児童発達支援事業所を運営している。

1945 年
戦災孤児、浮浪児の保護開始。
1949 年
養護施設飛鳥学院として発足。
1950 年
飛鳥学院保育所を設立。
1992 年
学童保育所「あすか子どもクラブ」を独自事業として開設。
現「桜井学童保育所」。
2000 年
児童家庭支援センター「あすか」開設。
2016 年
児童発達支援事業所「あすか」開設。
2018 年
児童発達相談支援事業所「あすか」、一時保護所「わかざくら」を開設。



活動の概要

学校は子どもに起こる全ての問題が現れる

1997 年の児童福祉法改正の翌年から、河村喜太郎理事長（センター長兼務）はさっそく奈良県に児童家庭支援センター設置を申請。しかし「児童家庭支援センターあすか」につながる基礎作りは、実はこれよりはるかに前に始まっていた。1990 年代初頭から、河村理事長と宮崎次長は、市内の小中学校を訪問し、校園長会へも出席して、先生方の困りごとの聞き取りをした。当時は社会的養護がまだよく知られておらず、児童養護施設になにができるのかという反応だったという。しかし学校には担任教師だけでは手に負えない子どもと保護者がいる。例えば不登校や発達課題のある子どもたち、児童虐待の疑いがある家庭などだ。児童家庭支援センター設立後は、小・中学校からこれらの子どもと家庭への支援の依頼を受け、次第に学校から信頼を寄せられるようになった。

こうした活動の背景には、子育てを家族に丸投げし、母親が疲弊している現代の子育て事情に対する理事長の憂いがある。虐待があるかどうかではなく、困っているすべての子育て家庭を助けたい。保育所、幼稚園、小学校、中学校には、市内のすべての子どもと子育て家庭の情報が集まっている。学校とつながることで、児童家庭支援センターを必要とする家庭の情報を漏らさずキャッチすることができるのだ。

児童家庭支援センターの建物

飛鳥学院の重厚な建築とは対照的に、モダンな木造建築の児童家庭支援センターあすか。実はあすかだけの建物ではない。隣接する飛鳥学院保育所のホールと、地域子育て支援センター「やまぼうし」（桜井市より法人保育所への委託事業）が同居している。訪問時は「やまぼうし」の閉館日、保育園児の午睡時間にあたったことから静まりかえっていたが、いつもは子どもたちのにぎやかな声があふれているのだろう。建物を共同利用することによって、広いプレイルームや中庭も活用できている。







児童家庭支援センターあすかでは、センターで地域の親子・関係機関からの相談を受けることはもちろん、市内各所に専門職を派遣している。そうすることで、0 歳から 18 歳までのすべての子どもと子育てに関する家庭の困り事にアプローチできるからだ。

未就学児の発達支援

まず未就学児への支援から見ていこう。児童家庭支援センターあすかでは、桜井市が未就園児を対象に開設している親子ふれあい教室（1 歳半～未就園児）と発達支援教室（4 ～ 5 歳児）に、2016 年から臨床心理士を派遣している。年間を通じて同じ心理士が活動に入り、保護者に対して発達・発育に応じた関わりの指導や助言を行うとともに、毎回の活動終了後には保育士へのフィードバックを行っている。2017 年からは桜井市保健福祉センター「陽だまり」に心理相談員を派遣し、保護者からの相談にも応じている。

また、保育所巡回相談によって、飛鳥学院保育所や公立保育所の保育士へのスーパービジョンを通じて、市内の未就学児への支援を行っている。

市内すべての学童保育所を運営

続いて小学生への支援を見てみよう。

1992 年に学院内に法人独自の学童保育を開設したのをはじめ、現在は市内に 11 ある学童保育所すべての指定管理を受託。川西町立川西学童
保育所を含め計 12 カ所の学童保育所を運営している。桜井市の管轄が児童福祉課から教育委員会に移管してからは、市との連携もますます深まっているという。

学童保育には専属の職員がいるほか、児童家庭支援センターあすかの職員も入ることがある。一般的に敬遠されがちな特別支援の必要な児童を優先的に受け入れたり、迎えが遅くなる児童もあずかるなど、社会的養護の強みを活かした学童保育となっている。

特別支援教育への支援

さらに、子ども一人ひとりのニーズに応じた特別支援事業として、発達検査や発達障害児への支援を行っている。母子保健では未就学児を対象とするため、学齢児童の発達検査を担う機関が市内には存在しない。しかしニーズは高く、臨床心理士のいる児童家庭支援センターあすかに学校長から依頼があるという。「無償ですよ。」と宮崎次長と吉田主任は涼しい顔で口を揃える。もちろん児童家庭支援センターの一般事業として業務実績にはなるが、桜井市からの委託費はない。それでも、すべての子育て家庭を支援する、学校の困りごとを引き受けるという姿勢から、当然のことと考えている様子。

児童発達支援相談事業所あすかでは障害児のケアプランも作成する。市内には成人のケアプランを作成する事業所はあるが、児童のケアプラン作成に特化しているのはあすかだけ。こうした事業を通じて、桜井市の障害福祉分野とのパイプもできてきたという。



近隣の空き家を改装した児童発達支援事業所あすか。登録上は児童発達支援センターではないが、「気持ちの上ではセンター」ということで「児童発達支援センターあすか」の看板を掲げている。

中学校にスクールカウンセラーを派遣

中学生への支援として、児童家庭支援センターあすかから、市内４つの中学校に２名のスクールカウンセラーを派遣している。１校あたり２週に１回６時間の訪問で、１年間では120 時間余。延べ活動時間は年間 500 時間ほどになる。

子どもたちの困り事はいろいろ。カウンセラーへの要望も学校によっていろいろだそう。カウンセリングルームに待機して、相談を受ける学校もあれば、校内を巡回しながら子どもたちに声をかける学校もあるとか。不登校の子どもの相談は、保護者や教師が本人の代わりに相談に訪れることもある。

中学校で関わる子どもの中には、カウンセリングよりもソーシャルワークのアプローチが必要な課題を抱える子もいる。そんなときは、学校長の許可を得てケースを学校外へ持ち出す。そして児童家庭支援センターが直接支援するケースになっていく。

フリースペース「飛鳥」

児童家庭支援センターあすかのソーシャルワーカーから、学校に行きづらい小・中学生が安心して過ごせる場が必要だという声が上がっていた。そこで、不登校児に学校以外の居場所と友だちとの交流機会を提供するため、フリースペース「飛鳥」を月に２回開催している。農作業や季節の行事、調理実習やスポーツ大会など、子どもたちの自主性を尊重する活動がプログラムされている。不登校の子どもたちはコミュニケーションが未熟なことが多い。小集団活動を通してコミュニケーションに慣れ、自立に向けた社会的支援を行っている。

フリースペースの案内は、毎月学校や近隣自治体に広報を出し、周知している。児童家庭支援センターの相談から参加したり、スクールカウンセラーに誘われてやってくる中学生もいるそう。

河村理事長からの特別寄稿

＜児童家庭支援センターあすかの実践＞

（１）〈「児童家庭支援センター」の目的は「個別援助」である〉

「児童家庭支援センター」は地域における「相談･援助の専門機関」として、ソーシャルワーカーと臨床心理士などが、家庭において子育てに悩んでいる、困っている、問題がある、個別のケースに対し、社会福祉法人の機能と人材を背景に、関係機関、団体の異質の特徴と機能を活かし、役割分担をして、「システム」として適切な役に立つ援助をすることを目的とする。

「システム」は､不可能を可能とするプロセスであり､まさに「児童家庭支援センター」は「バーベキューの串」の役割を果たすものである。

※「援助」とは「じり貧状態であったり、挫折しかかっていたりする当事者に対して、プラスの方向に向かうように力を貸すこと。」（三省堂－新明解国語辞典）

（２）〈援助のすすめ方〉

援助の具体的な進め方をまとめると以下のようになる。

①問題ケースの認識（発掘）

労働災害の法則に「ハインリッヒの法則」というのがある。これは１つの大きな事件・事故の陰に 29 の「カスリ傷」程度の出来事があり、その陰に 300 の「ハット」としたり、「ヒヤリ」とする小さな出来事があるというものである。

この法則はよく危機管理に使われるが、子育ての問題にも当てはまるもので、虐待死や虐待による傷害事件は、最終的な出来事であり、そこに至るまでの子育てに悩んでいる、困っている、問題があるなどの事柄に目を配り、それをしっかりと認識し、適切な役に立つ「援助」を行うことが地域における子育ての社会支援の役割であり、有効な予防対策である。児童家庭支援センターは、その体制づくりの中核を担うものである。

②ケースマネジメント（援助の段取り）の実施

ケースマネジメントは５つの手順において進めていく。

調査（情報の収集）→分析（課題及びニーズを探る）→計画（援助プログラムを立てる）→行動（援助プログラムの実施）→評価（客観的な評価 - 役に立つサービスが行われたか）個別の問題ケースに対して以上の５つの手順に基づいて、児童家庭支援センターのスタッフが中心（バーベキューの串の役割）となり､段階ごとに適宜､検討会議（ケースカンファレンス）を開き、各社会機関の関係者が役割分担をして、適切な役に立つ「援助プログラム」を実施していく。

ケースマネジメントの推進には､ソーシャルワーカー（社会福祉士などの有資格者が望ましい）心理担当職員（臨床心理士、認定心理士などの心理職を含む）がセンター長を中心に役割を明確にして実施することが必要である。

以上のように、援助のためのケースマネジメント（援助の段取り）を行うことがセンターの最も重要な役割である。

（３）ソーシャルワーカーの役割

ソーシャルワーカーをせまく定義すれば社会福祉士、精神保健福祉士の資格を持った人たちということになる。しかし国際的に求められているのは、たんなる福祉やサービスの提供者としての役割だけではない。

ソーシャルワークの核心は､個別の「こまりごと」にたいして､それを発生させている「環境」それ自身を変革していくことにある。またその「こまりごと」は、かならずしも低所得層の生活困難にかぎられるものではなく、介護や子育て、教育など、所得の多寡とは関係なく生じうる個別の案件と向きあうのがＳＷの第一の任務である。

他機関・パートナー等からの視点

桜井市教育委員会からみた児童家庭支援センターの意義

一般的に福祉と教育の連携には難関が多い。しかし桜井市では、河村理事長と宮崎次長が校長会や教頭会に出席し、先生たちの困り事に児童家庭支援センターあすかが対応してきたことから、学校との信頼関係が築かれた。市内全中学校へのスクールカウンセラー派遣は奈良県独自の児童生徒支援加配による市の単独事業。定期的な派遣だが、緊急対応や追加対応にも応じてもらえてありがたいという。カウンセラーは教室巡回しながら生徒の相談に応じるが、職員室にもデスクを持っており、教員の相談にも乗っている。これはカウンセラーが教員とともにチームケアの“仲間になる”ことを意味している。

学童保育事業も 2021 年度から教育委員会に移管。定期連絡会を通じて、児童家庭支援センターあすかとの連携もますます深まっている。桜井市内の学童保育は小学校校舎または敷地内に開設されている。学校に適応しにくい子の居場所を学校の中に作ることができ、教員の学童保育への連携意識も向上した。

児童家庭支援センターあすかの不登校・不適応等のケース支援へのスタンスは治療ではなく、「一緒に考えましょう」というもの。子ども、保護者、教員とあすかが一緒に問題に取り組む関係を、あすかが結んでくれている。





桜井市けんこう増進課から見た児童家庭支援センターの意義

妊娠期から子育てまで切れ目のない支援を目指して母子保健と子育て支援を担うけんこう増進課ができたのは 2016 年。子育てに不安を感じる保護者のため、毎日相談できる体制を取りたかったが、心理職を桜井市の常勤職員として配置することは難しい。そこで児童家庭支援センターあすかから心理職を派遣してもらうことで、事業を拡大できた。未就園児親子を対象とした週 3 回の「親子ふれあい教室」、就園児対象の「発達支援教室」、検査するほどではないが心配な子と保護者のための「陽だまり育児発達相談」、定期健診時の「すこやか相談」、保育所・幼稚園からの依頼に応じる「保育所巡回相談」と「陽だまり巡回発達相談」等によって、市内の乳児から小学校 6 年生まで、発達の気になる全ての子どもとと保護者をカバーすることができている。

派遣の心理職には、保護者に加え発達支援教室や保育を担う保育士、保健師への助言をしてもらっている。保育士や保健師では保護者との関係を重視して言いにくいことも、外部の専門家である心理職からの助言であれば保護者も受け入れやすい。これは心理職が市職員であっては難しく、外部の専門家だからこその絶妙な立ち位置なのだそうだ。

事業運営や事業展開の課題と工夫（知恵袋）



人材育成

心理職の専門性を持ったソーシャルワーカーを育成

あすかでは、ケースを受け持つソーシャルワーカーや心理職 9 名すべてが臨床心理士、公認心理師、社会福祉士、精神保健福祉士、特別支援教育士などの有資格者。ほとんどの職員は複数の資格を有し、大学院修了者も少なくない。これは河村理事長が意識的に心理職を採用しているからだ。しかし桜井市との連携では心理職の派遣が目立つが、そのアプローチはソーシャルワークによるものに見えた。「あすかに育ててもらった」という吉田主任にたずねると、「私たちは心理職として派遣されているソーシャルワーカーです」と即答。残念なことには、せっかく育った職員が県や他の児童家庭支援センターに引き抜かれてしまうのだとか。視点を変えれば、あすか出身のソーシャルワーカーは全国で活躍している。

連携

教育と福祉がうまくいく秘訣

河村理事長と宮崎次長に教育との連携がうまくいく秘訣をたずねると、長いお付き合いのなかで築かれた信頼関係とのこと。学校の先生方がどのようなことに困っているのか、徹底して「御用聞き」に伺い、先生の困り事、学校にとって手のかかることを引き受ける。あすかの職員が代わっても、学校長が代わっても、繰り返し訪問して顔をつなぎ、関係を切らさない。こうした姿勢が、職員のみなさんの「行かせてもらう」という言葉によく表れていた。

法人運営

バーベキューの串になる

飛鳥学院の使命は「地域における子育ての社会支援システムの構築」。法人は多種事業を展開するが、それだけでは一つひとつの事業はただの食材に過ぎない。そこでバーベキューの串として束ねているのが児童家庭支援センターあすかだ。さらに、児童家庭支援センターが担う業務や他機関との関係を、一人ひとりのソーシャルワーカーや心理職がバーベキューの串となってつないでいる。

今後の展望

法人が経営の中心に

児童養護施設に入所している子どもは、困難を抱える子育て家庭のほんの一部にすぎない。社会的養護は入所児童だけを見る施設中心の経営から、地域全体の子育て家庭に目配りする法人中心の経営にシフトしなければいけない、と河村理事長。社会福祉法人の中には経営に消極的であったり、理事長の位置づけが曖昧なところもある。だが、地域を見るには経営者としての目が不可欠だ。

法人が展開する事業の要となる児童家庭支援センターだが、課題もある。児童家庭支援センターあすかの年間予算はおよそ 4000 万円。それに対して、児童家庭支援センター単体での収入は 1250 万円に過ぎない。設置から 20 年で莫大な赤字を積み上げてきたことになる。事業内容の重要さを県にも国にも解ってもらう努力を続け、委託費の単価を上げるなど赤字を出さない仕組みを考えなければならないだろう。

こうした現状を打破するため、社会福祉法人飛鳥学院ではさらなる多機能化、多事業展開を模索している。児童発達支援センターやクリニックの設立など、発達の気になる子どもや障害を持つ子どもと保護者を支援する体制の強化を図り、目指すところは「法人としての街づくり」だ。これはけっして大げさな話ではない。法人職員 200 人が支援する子どもの総数はおよそ 1700 人。桜井市の子どもの４人に１人に上る。文字通り、桜井市の子育て支援を担っているのは飛鳥学院なのだ。

ところで子どもや保護者を直接支援するのは現場の職員だが、重要な決定は職員だけでは行えない。上に立つ者が責任をもって進むべき方針を示すことで、職員も安心して実力を発揮できる。法人全体の進むべき方向を示すのはもちろん理事長だ。

研究員の見聞録



奈良県は南北に長い県だ。児童家庭支援センターあすかがある桜井市は県北部に位置する。周辺は難読地名の宝庫。ここが古代都市の中心であったことを主張するように、桜井駅前のロータリーに小さな古墳モニュメントがあった。

児童家庭支援センターあすかは、桜井市の人口規模から考えれば驚くほどの職員数を抱えている。それも、高学歴･有資格の専門家揃いだ。そのため、地区担当制をとり、市内各地への心理職派遣を通じて 0 歳から 15 歳までのすべての子どもと保護者に目配りする徹底したポピュレーションアプローチが可能になっている。大規模市にあっても最小限の職員数で運営する児童家庭支援センターもあるなか、なぜこれほどの体制を整えているのだろうか。調査中、そのことの意味が伺える場面があった。市内を車で移動中、集団下校の小学生の一群とすれ違った時のこと。「この中にも知っている子がいるかもしれません」と吉田主任。東京に暮らす筆者には、え、そんな偶然ってあるかしら？と不思議だった。だが、「すべての子どもを支援する」とは、つまりそういうことなのだ。大袈裟でなく、すべての子どもを知っている。そんな人口減少地域だからこそできる支援モデルが、あすかにはあった。

（調査員：橋本達昌、大澤朋子、深尾美樹、
文責：大澤朋子）

⑯児童家庭支援センター　和（やわらぎ）
（大分県中津市）



地域の子どもたちの社会的親になることを目指して

■大分県中津市の要保護児童対策地域協議会（要対協）では、共同管理台帳を作成し、ケースを児相、警察、児家セン、子育て支援課、地域医療対策課、教育委員会、福祉支援課とともに共同管理している。

■平成 8 年に職種・機関を超えた社会的養護に携わる者を対象とした勉強会である「中津スペシャルケア研究会」が小児科井上登生医師を中心に立ち上がり、以降毎月開催されている。事例検討や課題提起などを本研究会で行うことで、連携・協働の基盤が構築され、地域の家庭支援に対する価値が共有されている。

■大分県には児童家庭支援センターが 3 カ所あり、和（やわらぎ）は大分県県北の拠点となっている。

■市内には小学校が 21 校、中学校が 10 校、幼稚園は公立私立を併せて 11 カ所、保育園は認可が 35 カ所ある。県内にある 2 カ所の児童相談所のうち大分県中津児童相談所が管轄している。

■市内には児童養護施設が 2 カ所あるが、乳児院は県内に別府市内に 1 カ所あるのみである。





中津市は、平成 17 年、旧中津市と４町が合併してできた。福岡県小倉から 30 分に位置する人口約８万人の都市である。人口の８割は中津駅周辺の旧中津市内に居住する。福沢諭吉の生誕地であり、最近は中津からあげが全国的に有名となっており、市内の多くの「持ち帰り」専門からあげ店をめぐる観光客も多い。近年は、自動車メーカーの工場が誘致され、県外からの転入も増えた。また派遣社員や外国人労働者として短期に居住する人たちも見られるようになった。
合計特殊出生率は高い水準を維持しているが、出生数は減少傾向にある。

基礎データ

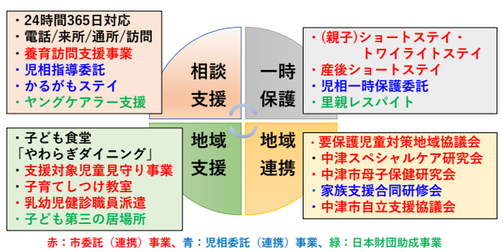
事業所名・所在地：児童家庭支援センター和（やわらぎ）・大分県中津市大貞３８３－３４
母体（設置主体）：社会福祉法人　清浄園
開設年：平成 19(2007) 年
設置主体が有する施設・機関：児童家庭支援センター、児童養護施設
スタッフ：４名（常勤兼務１名＜社会福祉士＞、常勤２名＜心理士、相談員＞、非常勤１名＜相談員＞）
開設時間：24 時間 365 日

活動のはじまりと変遷

2007 年当時、大分県内には一時保護所は大分市一カ所のみで、中津児相管内にはなく、本体施設である児童養護施設「清浄園」において措置児童・一時保護委託児童・ショートステイ児童が混在している状態だったため、児童家庭支援センター（以下、児家セン）「和」は県北地域の一時保護のニーズを満たすことを目的として開設された。この背景ゆえに「和」の施設内には一時保護室、母子室、キッチンやバスなどが設備されている。児家センとしての「相談機能」と「一時保護機能」の双方を併せ持つ形となった「和」はその特徴を大いに活用して、地域の家庭が持つニーズに柔軟に対応していった。既存のサービスでは対応できないような「隙間」のニーズに応えることで「社会的親」としての存在を目指してきた。

「地域で生じた福祉ニーズは地域社会で解決する」という法人のミッションを念頭に置き、「和」は時代の流れに応じて地域のニーズに対応しながら発展し続けている。現在、ヨーロッパの試みにアイデアを得て、デイグループ教育を目的とした地域の中での子どもたちのための「第 3 の居場所」を建設中である。

児童家庭支援センター「やわらぎ」の事業内容

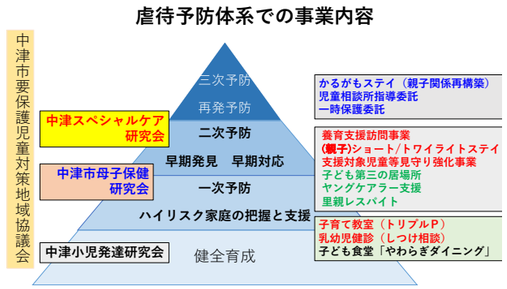


赤：市委託（連携）事業、青：児相委託（連携）事業、緑：日本財団助成事業

活動の概要

現在、「和」がもつ活動は、①相談支援、②一時保護、③地域支援、④地域連携の４部門で構成されている（左下図参照）。それぞれの活動は地域の家庭のニーズに応えるということを念頭に置き、市・児相・民間助成団体からの資金を財源にして事業化している。「地域のニーズ」に答えるための「サービス」を「実施」し、「継続」させるためのパッケージがこれらの事業である。その事業の展開において「和」が掲げる「地域の子どもの社会的親」としての役割を果たすことを目的としながら、あくまで、パッケージの中身はそれぞれの個々の家族や子どもたちの個別のニーズに合わせて、自分たちが柔軟に対応できるように誂えられている。「和」が持つ「ハコ」と「ノウハウ」をふんだんに利用して、地域の家族をポピュレーションに開かれた健全育成から 1 次的予防～ 3 次的な予防までを支えている（下図参照）。対象の家族や子どもをカテゴリーに当てはめて事業をあてがうのではなく、それぞれの家族にあうものを事業の中で調整し、組み合わせるような形だ。

虐待予防体系での事業内容



「和」の家庭支援に対する戦略１

１．食事の提供というツールでつながりを作る

「支援対象児童等見守り事業」

コロナ禍において開設された子ども食堂「やわらぎダイニング」とお弁当を宅配する「支援対象児童等見守り事業（以下、見守り事業）」は「食」の提供を通じて「つながり」を創り出すための効果的なツールとして戦略的に利用されている。「見守り事業」はそもそも国が助成した事業であったが、現在は県の事業として継続されており、「和」では 20 世帯を対象にして週に 1 回訪問し、弁当の宅配を始めとしながらも食品やベビー用品、日用品、学用品などの生活必需品の提供や学習支援・生活支援の提供を行っている。対象児童の把握については、地域の様々な機関が窓口になっており、中には要対協ケースも多く含まれている。

世帯との契約を交わしてのサービス提供となるため、まずは「お弁当宅配による食事の提供」を窓口にインテークとして「他に必要なものはないですか？」と希望するサービスのメニューをインテークシートでチェックしてもらう。「困りごと」として聴くのではなく、本人が希望するサービスを訊く形で「潜在的ニーズ」を引き出す。また加えてアセスメントシートを用意しており、「家族についての情報」を教えてもらう形になっているサービス利用に関しては約束事として「必ずお子様一人ひとりとお会いして手渡しさせていただきます」と初回に渡すチラシに明示され、契約締結時にも説明する。「食」という具体的な生活支援を通すため、定期的に直接的なつながりをもつことがあまり抵抗なく可能となる。特に要対協の対象世帯については、いままで「見守るだけでつながれず実態がわからなかった家族」に対して、双方合意の上での定期的なつながりが持て、家庭の実態がわかるようになる。

「虐待対応」という文脈とは別の形での結びつきにより家族とつながるということで、その関係を醸成させることも可能となる。この事業を通して自発的にはサービスを申請しづらい家族が親子ショートステイなどの「和」が持つ他のサービスにつながるようなことも少なくない。

定期的なつながりを持ち、関係を築くことで変化が見えたときにも気づきやすい。訪問のためにＬＩＮＥで連絡とっているため、「今日見かけた時、元気なかったけれど大丈夫？」などの声かけも自然に行うことができる。不登校の子どもの場合でも、直接会うことで状況を把握でき、このサービスをきっかけに終了後も LINE 等で連絡を取り合うこともある。また、返事がなくても近くまで来て、提供できる食料があれば「どうですか」と食料持参を理由に訪問しても違和感はない。

具体的にわかりやすい「食」というサービスを展開することでつながるのは家族だけではない。学校などの関係機関に対しても、フードバンクを通じてのカロリーメイトなどの食料を「朝ごはんを食べていない子どもたちにあげてください」と提供しておくことで、「子どもや家庭を支援しているところ」というイメージを持ってもらい、何かあったらつないでもらえるようになることも多くなった。ケースを送致・紹介する方も、家族に対して説明しやすいし、具体的でわかりやすい。

衣食住等の具体的な生活支援は諸外国の文献においても、家族が支援につながりやすく、動機づけも高まるという効果がみられている（Family Engagement）。サービス提供後に家族に対して直接アンケート調査も行われているので、その効果に対する評価についても期待したい。

写真１.「支援対象児童等見守り強化事業の様子」

お弁当作り/調達　食材・備蓄品・生理用品等　家庭訪問



「和」の家庭支援に対する戦略２

2. 宿泊機能を効果的に使った支援展開

「和」には一時保護や親子でショートスティできる宿泊設備（キッチン･バス･居室）がある。本体施設ではなく、児家センである「和」で行うことにより、「一時保護」や「ショートステイ」が親子分離ではなく、家族が地域で在宅で維持されていくための資源として位置付けられる。親子で宿泊できる設備があることで、産後ケアや親子ショートステイ、宿泊をともなった親子関係再構築事業も展開している。児家センという場で親子が生活を行うことで、在宅支援の資源の一環となりうる。日ごろの生活の様子を出してもらう。構造化された面接場面ではなく、生活の中で子どもや家族の話を聴く。ご飯を食べながら聞く。そしてその中で支援を行うということが展開できる。

家族再構築においても、実際に関係機関との支援会議などで関係を作った後の最終日に親子が泊りがけで時間を過ごしてみて、本当に子どもがすぐに家庭復帰することが可能なのかどうかを試して実感してもらう。そしてそのうえで家族自身が家族再構築に対する意思決定を行い、それを関係機関で再確認する。

「児家センで在宅支援をするようになってから児童養護施設の生活施設としての役割に対する考え方が変わった」とセンター長の古屋氏は話す。「例えば１週間のうち何日間か子どもが施設で過ごし、後の日は家族と過ごすということで地域や家族から離れなくて済む子どもたちはたくさんいる。そんな形で施設が家族を維持するための社会資源となる役割が可能となることが分かった」と話す。児童養護施設が施設ケアの部分で培った専門性を地域の子どもたちや家族に還元し、家族と共に子どもを地域で育てていくという、家庭の延長としての存在、まさに社会的親としての役割である。

他機関・パートナー等からの視点

中津市子ども家庭総合支援拠点から見た児童家庭支援センターの意義

中津市には子ども家庭福祉において軸となる人が何人かいる。それらの人を中心に社会資源となる関係機関との間でしっかりとした価値基盤が共有されている。軸の一つが「和」でありセンター長の古屋氏やスタッフで心理士の山本氏であり、中津市の子どもの医療・福祉に貢献してきた小児科の井上登生氏である。井上氏が1996 年に医療・保健・福祉・教育に携わる者を対象に「中津スペシャルケア研究会」を発足させた。この研究会では毎月１回、事例検討や課題提起や講義等を行っている。「和」は平成 26 年からこの研究会の事務局としての役割を担っている。特に市内の各関係機関から提供される事例に対する検討は、子どもや家庭の支援の一部しか関わっていなかった事例が自分たちが関わったのちにどのような経路をたどったのか等の全体像を知ることができ、それぞれの関係機関の機能・事業を理解したうえで、基礎自治体である地域の関係機関が持つべき「家庭支援」の理念を共有することに大きく貢献した。「目の前の子どもを何とかしたい」という家族や子どもを中心に置いた考え方で知恵を絞り動こうとする人が中津市の関係機関に多いのも定期的に研究会に参加して理念や価値を共有してきた仲間であるという要素も大きい。

中津市にとって「和」は在宅支援における行政サービスができない隙間を埋めてくれるところである。行政が開いていない夜間や週末であっても時間外対応という概念がなく、必要な時に使ってもらえ対応ができる。入所施設ではない、家みたいな存在で宿泊機能があるところに心理職などの専門職がいて週末や時間外関係なく対応をしてもらえる。

今日行き場がなく何とかしなくてはいけないケースが出た場合に対応してもらえることの安心感は大きい。利用者にとっても子育て支援の場の延長のようなところで「育児相談」や「ペアレントトレーニング」を行うのであまり抵抗がなく紹介もしやすい。

要保護児童対策地域協議会においても「和」は代表者会議、実務者会議、児童相談所連絡会に参加するメンバーとなっており、月１回にすべての台帳ケースの見直しを共に行っている。また児相と和、要対協事務局において共同で台帳を管理している。「和」の見守り強化事業等の事業を通して把握した家族の状況等について情報を共有している。子どもが不登校や長期休暇で、所属機関が様子を確認できない場合などは、「和」からの情報がとても貴重である。また、行政では自発的な申請がないと提供できないようなサービスをうまくつなげてきてくれる。

在宅のケースは施設に入所になると途切れてしまう点も多いが、「和」が関わるケースは入所前からつながりがあるケースも多く、いったん施設入所措置になってその後帰ってきても同じようなスタンスで家族が地域とつながったまま関わっていける。途切れない一貫した支援が継続できることは「和」が在宅支援サービスの展開の要となってくれていることが大きい。

行政ができないことをいろいろな工夫をしながら埋めてくれる、その実現のために行政としても拠点としても協力するという連携・協働の関係がうまくできていると感じている。

事業運営や事業展開の課題と工夫（知恵袋）



地域にないサービスや役割の「隙間」を攻めていく

自分たちの存在価値を高めるために、民間かつ入所施設が本体という「強み」を活かして、地域にあるサービスや役割で隙間となっている部分を埋めていくような役割を打ち出していく。「家庭のニーズに対応する」というスタンスをはっきりと地域に打ち出すことによって、関係機関にもその意識を波及させる。児家センが活用されやすいように、そしてその意義をわかってもらうことで事業化してもらう。「うちならできますよ！」という付加価値をバンバン打ち出す。

自分たちがやりたいと思うことをまずはやってみる！

地域の子どもたちや家族のために自分たちがやりたい！これが必要！と思うことをまずはやってみる。民間の自由さと柔軟さを利用して、現場の中で必要だと思うことを実現できることを最大限に活かす。実績ができれば応援してくれる人が増えてくる。

生活に密着した支援を地域に展開していく

そもそも家族が今何が困っているのか、何が足りないのか、どのような形でニーズを埋めていけるのかを、できるだけ具体的なそして生活に密着した形にして、それを組み合わせて提供できるような支援を民間の力と知恵、そして強みを使って展開していく。そして関係機関も巻き込んでいく。

ミッション・パッション・アクションをどのように地域の人材の中に醸成していくか？

目の前に困っている子どもがいたら動いてしまう、という気持ち、その気持ちを持つ仲間を増やしていく。その基盤となる価値を共有するための土台づくり（中津市の場合はスペシャル研究会）。その価値（ミッション）を実現するための原動力となるパッションと行動力（アクション）。個々の支援者の守備範囲どれくらい広げて行動できるかいう部分をみんなで広げていく。そのような雰囲気を地域でどのように醸成していけるのか？の仕掛けは大切。

今後の展望

在宅支援における家族に併せてあつらえたサービス提供を委託によって行う「家族維持」システムの構築

施設入所前・中・後において一貫して家族を支える支援を行っていける存在が児家センである。児家センが必要な支援を提供すれば長期入所しないでサービスをつないで地域で暮らしていくことも可能となる家族もたくさんいる。

一時保護委託も含めた在宅支援でいる子どもたちの意見聴取も含めたアドボカシーの部分も今後は取り組んでいきたいとおっしゃっていた。一時保護所で保護されている子どもたちのアドボカシーは進んでいるが、保護委託であったり在宅支援でなんとかつないでいる、または家庭復帰後で地域にいる子どもたちの声をしっかり受け止める部分も児家センは担えるのではないか。またショートステイで「自分のいえ」ではない場所での生活を子どもに体験してもらうことで、子ども自らがもつ「権利」を意識してもらい、そのうえで「自分たちが望むもの」について考えられ、それが表現できるようになってほしい。ただ現在、在宅や一時保護委託にいる子どもに対するアドボカシーは制度としてはないので、そこは今後充実させてほしい。

柔軟なサービスを提供できるための安定した財源の確保

事業に人をつけるのではなく、マルチプレーヤーを養成できて、その人たちを支えられるだけのシステムと財源の確保は個人の努力や関係性で成り立っているのが現状だ。現場が必要としていることをどう実現していくか？隙間を埋めるための「裏技」を許せるだけの融通が利く「柔軟性」を予算措置等に設けていってほしい。

また、児童養護施設に併設した児家センが在宅支援を行い、長期親子分離を防ぐということが矛盾にならないような予算措置になるべきだ。

研究員の見聞録

みんなが「マイからあげ」を持つ街、中津

大分県中津市といえば「からあげ」で有名だが、市内に 50 店舗以上あるお持ち帰りからあげ店は一店一店味付けが違い、今回インタビューに協力してくださった皆さんもおうちによっていきつけの「マイからあげ」があるようで、皆さんおすすめのお店がバラバラだったところが面白い。

からあげはおいしいけれど、揚げ物って大量に家で揚げるのは大変。でもこれだけお店があって味にバラエティがあれば、家で揚げなくても自分が好きなお店を見つけられそう。「揚げたてを食べたいと思うなら、家で揚げる用の味つけ汁に浸かった鶏肉も買える」なんて至れり尽くせりだし、家族が多いところならキロ単位で買うことも多いと聞いて、さすが「からあげの聖地」だと納得してしまった。

おうちで揚げるからあげもおいしいけれど、学校帰りにおやつに食べたい学生さんや、私のように一仕事終わったから新幹線でビールを片手に食べたいなあと思う人、今日の夕ご飯のおかずにと大量につけ汁に使った鶏肉を買って帰る人、いろいろな人のニーズに合ったからあげなのだなあ、とソニックに右へ左へ揺られながら食べた袋いっぱいに持ち帰った中津からあげは本当にジューシーで最高だった。

一から家で作らなくても、自分たち好みのおいしいからあげを家族みんなで食べるっていうことが大切。そしてそんな家族の思いにこたえられるようになった末の結果が「からあげの聖地・中津」なのかもしれないな、とからあげをほうばりながら考えた。本当においしかったです。ごちそうさまでした。

（調査員：畠山由佳子、村上徳子、上村久美子
文責：畠山由佳子）

⑰児童家庭支援センター　もぜもぜ
（鹿児島県南さつま市）



法人独自の「地域支援部」

社会福祉法人明澈会の理念

一人一人の生活を大事にします

■社会福祉法人明澈会、児童養護施設南さつま子どもの家と同じ敷地内にある児童家庭支援センター。

■センター長は、法人理事長、児童養護施設園長を兼ねており、地域の教育委員等を担っている

■不登校児童支援には、30 年以上の実績がある。

■学校や地域と密着した支援相談活動を行っており、センター職員が教育委員会からスクールソーシャルワーカーの委託を受けている。

■地域のニーズを捉えながら、公的な制度ができる前から、法人独自に事業を展開している。

■法人の体制として、地域支援部「子どもと家庭の支援センターもぜもぜ」を構築し、その中の一つとして、児童家庭支援センターもぜもぜを位置づけている。



南さつま市の沿革：人口約 32,000 人。平成 17 年 11 月７日に加世田市、笠沙町、大浦町、坊津町及び金峰町の１市４町が合併し、南さつま市として市制を施行された。
位置と地勢：南さつま市は、薩摩半島の南西部、東経 130°19’、北緯 31°24’に位置、北は鹿児島市・日置市、東は枕崎市・南九州市に隣接、南側及び西側は東シナ海に面し、総面積は 283.59km2 で県全体の面積の 3.1％を占めている。海岸線の北西部は砂丘地帯を形成し、南西部は変化に富んだリアス式海岸が続いており、国の名勝『坊津』及び坊野間県立自然公園の指定を受けた景勝地を有している。また、市の総面積の 58.3％が森林で中小の山々が連なり、平野は河川流域に沿って開けており、気象は年平均気温 20.7℃、年間平均降雨量は 2,155mm で温暖多雨な地域である。
児童家庭支援センターもぜもぜは、南薩地域（南さつま市・南九州市・枕崎市・指宿市）を管轄。子ども家庭支援の地域拠点としての役割を果たしている。

基礎データ

事業所名：児童家庭支援センターもぜもぜ
所在地：　鹿児島県南さつま市加世田川畑 5630 番地
母体（設置主体）：社会福祉法人　明澈会
開設年：令和３年（2021 年）７月１日
設置主体が有する施設・機関と併設状況：児童養護施設　南さつま子どもの家
スタッフ：５名　【内訳】 センター長（兼任）１名　心理師１名
相談支援員３名　（正職員２名　非常勤職員１名）
開設時間：10：00 ～ 18：00（月～金）

活動のはじまり・変遷

「一人一人の生活を大事にします」

児童養護施設南さつま子どもの家は、以前より、小規模で家庭的な支援を積極的に取り入れてきた。これは、昭和 50 年４月に理事長に就任した、上薗敏子氏の理念に基づく。

氏は、それまで県庁職員として勤めていた。そんな中、ある法人の理事長が辞任するので、後任を探しているという話があり、一念発起して氏が理事長就任を決意した。

就任した氏を待っていたのは、想像を超えた子どもたちの劣悪な生活の状況であった。「すべての子どもを自分の子どものように育てる」の理念を掲げ､私財をなげうって土地を購入し、寄付した。また、子どもたちが日々使用する家具等も立派な良いものを揃え、環境の整備に積極的に取り組んだ。その時に購入した机は、時代を超えて現在も子どもたちが使っている。



歴史を紡いできた机

子どもたちに「家」を／小舎制養育の研究

敏子氏の理念を継承したのが、現在の理事長兼園長兼センター長の上薗昭二郎氏である。一人ひとりを大切にした養育の実現のために、全国組織である「小舎制養育研究会」に参画していく。

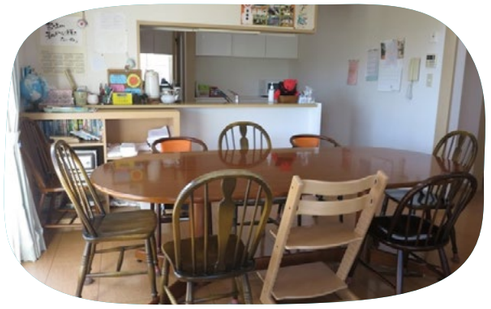
それが実を結び、平成 15 年に九州では初めてとなる地域小規模児童養護施設を開設する。その後も取組を進め、平成 26 年に全ての養育の小規模化を実現させた。

還る場所

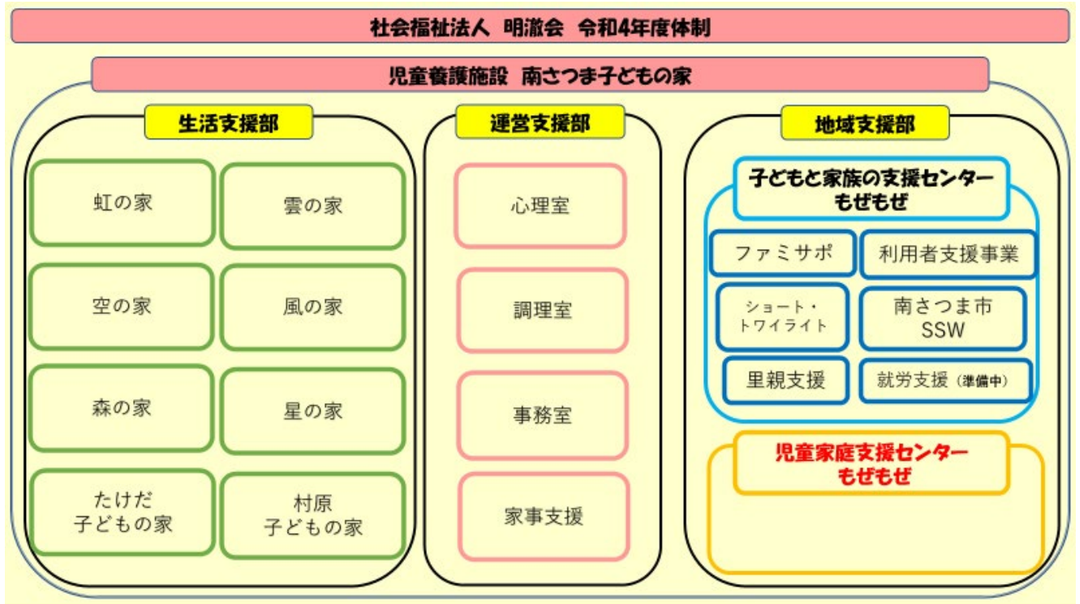
「家」の観点から、食にも力を入れている。訪問した日も、施設の玄関に入ると美味しそうな匂いが漂っていた。『ただいま、今日のご飯はなに？』と帰ってくる子どもの姿が想像された。

また、施設の卒園生が職員として３名働いていた。こんなことからも、施設の存在が、子どもたちにとっての大切な、還る場所、「家」であることが伺える。





■昭和 50 年
上薗敏子氏　理事長就任
社会福祉法人明澈会及び知覧児童学園と改称
■平成６年
不登校児童支援施設として認定
■平成 11 年
心理療法実施施設として指定
■平成 19 年
南さつま子どもの家に改称
■令和２年
子どもと家庭の支援センターもぜもぜ設置
※法人独自として
■令和３年
児童家庭支援センターもぜもぜ設置認可
ファミリー・サポート・センター及び利用者支援事業等受託



地域支援部／不登校児童支援等

平成６年､不登校児童施設として認定を受け、平成 11 年､心理療法実施施設の指定を受ける。

平成 13 年からは、子どもと家族の相談室を開設する。これらの事業展開には、臨床心理士である上薗美鈴氏が統括として大きな貢献を果たしてきた。

活動を進める中で、多岐に亘る地域の子ども子育てに関する課題が露顕してきた。

制度では対応できず、困っている子ども家庭を目の当たりにした。

その一人一人を救うために、法人独自の事業として「地域支援部」を設置し、「子どもと家族の支援センターもぜもぜ」を設置した。

法人の理念､「一人一人の生活を大事にします」が地域に広がっていく。

児童家庭支援センターもぜもぜ

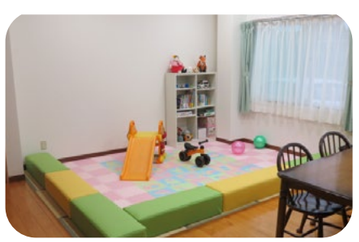
「20 年ごしでやっとできた」と昭二郎氏は語る。地域のニーズに対応していくために、児童家庭支援センターの重要性を認識し、永年に亘って開設のお願いと交渉をしてきた。

社会的養育推進計画の流れの中で、令和３年７月にようやく開設の運びとなった。

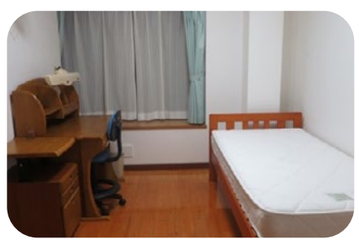
前述したが､制度が整う前から､法人独自で「地域支援部」を設けて活動していたため、すでに多くの実績がある。

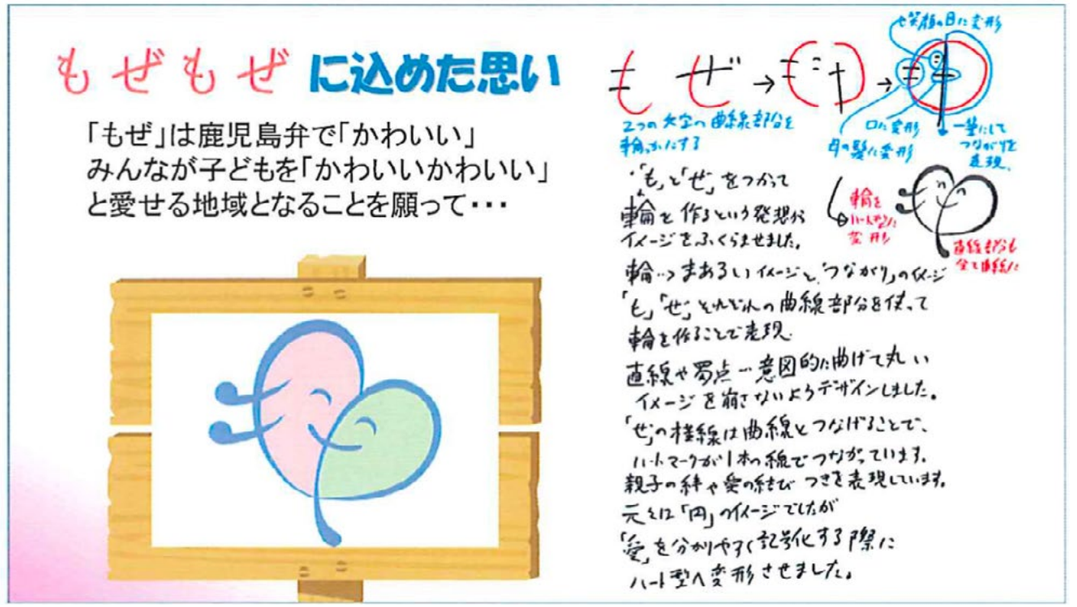
ようやく制度が追いついたと言っても言い過ぎではないような気がする。

ともあれ、ここから、地域の子育てニーズにきめ細やかに対応していくためのシステム構築が進められていく。









充実のスタッフ

■後野副センター長

就任以前は、九州他県の児童相談所長を担っていた。実家が施設の近くで、事情により帰ってくることになり、ご縁があり就任。

社会福祉士

■福里副センター長

鹿児島県内の他の児童家庭支援センターに勤めていた。経験豊富で、その人あたりの良さから､関係行政より「福里さんを」との指名が多々ある。

社会福祉士・精神保健福祉士

■上木原相談・支援員

看護師として医療現場に長年勤めていた経験もある。穏やかなお人柄で､「傾聴の達人」と呼ばれている。

公認心理師・看護師

■川野相談・支援員

地元の行政職員として定年まで勤めあげ、福祉の分野にも精通している。現在は南さつま文化協会の会長も務めており、その知識は幅広く深い。

人材確保難が叫ばれる中、センターが開設するタイミングで、よくこれだけのメンバーが集まったものだと思う。経験も資格もあり、人柄も申し分ない。

これは、偶然なのか、必然なのか。

それぞれとても個性的でありながら、とても和気あいあいとした雰囲気の中で、支援活動が行われていた。

「好きなように」と後ろ盾をしてくれる昭二郎センター長の役割も大きいのであろう。

職員も「一人一人」が大切にされ、その安心が、子どもたちや保護者の大きな安心にもつながっている。

活動の概要

ファミリー・サポート・センター

法人の地域支援部が構築されたことを皮切りに、南さつま市より、法人として受託。
それまで別の団体が委託を受けており、提供会員の講習会の協力をしていた。

■依頼会員　44 名（令和 4 年 10 月末）
■提供会員　24 名（　〃　）
■両方会員　3 名（　〃　）
■利用実績　135 件（　〃　）
　　154 件（令和 3 年度実績）

利用者支援事業

法人の地域支援部が構築されたことを皮切りに、南さつま市より、法人として受託。
主に、就学後の子どもたちへの支援を行っている。

就学前の子どもたちへの支援は、別の団体が行っており、棲み分けをしている。

■利用実績　179 件（令和 4 年 10 月末）
　　242 件（令和 3 年度実績）

ショートステイ・トワイライトステイ

ショートステイについては、南薩地域の 4 市（南さつま市、枕崎市、南九州市、指宿市）と契約。

トワイライトステイについては、南さつま市と南九州市と契約。

地域支援部に宿泊できるところがあり、まずはそこで受け入れる。宿直等は地域支援部の職員全員でカバーをし、子どもが安心できる環境を担保している。利用者は、リピーターが多く、利用数も多くなってきている。

南さつま市　スクールソーシャルワーカー

令和 3 年 9 月から、南さつま市教育委員会よりスクールソーシャルワーカー（以下、SSW）を受託。福里氏が担う。

長年、地域の中で、不登校児童支援を続けてきた実績がこの委託につながっている。
週に 2 ～ 3 回、各学校を巡り、支援や相談にあたっている。

「まずは、『児家センって何ですか？』と聞かれ、それに答えることから始まりました。」と福里氏は語る。

生徒のことだけではなく、先生自身の悩みを聴くことで、信頼関係を構築してきている。
実際にあった虐待のケースでは、以前から学校は把握していたものの、児童相談所等の関係機関につながっていなかった。早急に関係機関と連携を図り、施設措置につなげ、生徒の安全と命を守ったこともあった。

「保護に至る前に、早めに SSW として関わっていきたい」と語る福里氏だった。

就労支援

児童養護施設への、障害のある子どもの増加を受け、卒園後も手厚い支援を継続するために、担当職員を設け、計画中。

地域支援部　職員の連携

事業が多岐に亘るため、各事業の垣根を超えて、それぞれが話し合いながら、お互いに手助けをし、連携を図っている。

他機関・パートナー等からの視点

市子ども未来課からみたセンターの意義

南さつま市市民福祉部子ども未来課子育て支援係長の山口氏に話を伺った。

南さつま市の状況として、ここ 5 年間で児童数が約 250 人減少しており、少子化が進んでいる。

しかし、ふるさと納税を利用して、「南さつまっ子誕生お祝い金」と銘打ち、出生お祝い金を支給したり、給食費の無償化を行う等、子育てしやすい街と評価されている。

母子保健分野については、子育て世代包括支援センターを設け、保健師を中心に支援を行っている。子ども家庭福祉分野においては、子ども家庭総合支援拠点の整備ができておらず、令和 4 年度中の開設を目指している。

子ども未来課には、児童福祉の専門資格を有するものがおらず、専門性の担保が大きな課題である。山口氏も令和 4 年 4 月からの異動であり、「正直とまどっている」と語る。

そんな中、センターがあることで、相談をしたり助言をうけることができ、たいへん助かっている。要保護児童対策地域協議会（以下、要対協）における代表者会議、実務者会議、個別ケース会議にも参加してもらっている。

実際に、緊急を要する DV のケースが起きた際は、早急にセンターと検討し、母子ともにセンターのショートステイを利用し、その後母子生活支援施設に移管したこともあった。

車で 5 分という地の利もあり、南さつま市にとって、センターはなくてはならない存在になっている。

今後のこども未来課との連携

要対協ケースの進捗管理会議を定期的に行っていきたい。定期的に行うことで、情報共有が密になり変化が分かり、リスクマネジメントにつながっていく。

また、地の利を活かし、市役所内に定期的にセンターの相談窓口を設けたい。そこにセンター職員が常駐し相談を受け付ける。
地域住民への啓発にもなるであろう。

今後の展望

居場所事業をベースに

「ショートステイや一時保護などに至る前に、早期に支援を行えるようにするために、子どもや保護者の居場所の提供ができれば」と福里氏は語る。
子どもたちが気楽にいつでも来られるような、駄菓子屋のような場所。保護者にとっては、買い物ついでに「ちょっと寄ってみた」となるような心の居場所。

令和 5 年 3 月から、別の高齢者福祉を活動ベースとする団体が居場所事業を受託するが、児童福祉施設として、そこに参入できないかと考えている。

もぜもぜがあってよかった

子育てに悩み、困った時に、地域のだれもが、「もぜもぜに相談すればなんとかなる」と思ってもらえるようなセンターにしたい。
頑張っている話ができて、失敗した話もできるような場所でありたい。

役にたつならなんでも

昭二郎氏の言葉である。
この言葉に、もぜもぜの「これから」が集約されている。

事業運営や事業展開の課題と工夫（知恵袋）



人材育成

園内研修や海外研修等の実施

職員の資質向上のために、さまざまな職員研修に取り組んでいる。
専任のスーパーバイザーを設けた研修や非暴力的危機介入法（CPI）を取り入れた内部トレーニングの実施。全国児童養護問題研究会や小舎制養育研究会等が主催する研修会への積極的参加。また、アメリカやフィンランド等、海外へ職員研修派遣（現在まで、7ヶ国14名を派遣）等を行っている。

児童家庭支援センターを開設にするにあたっても、長野県に職員を派遣した。
また、個別のケースに関して、センター職員からセンター長への報告を密に行っており、その際に助言を行うなどして、資質向上を図っている。

専門性

心理的支援の充実

心理療法実施施設としての長年の実績があり、法人内で、心理を担当する職員が、４名在籍（内訳：臨床心理士２名、公認心理師３名、重複あり）。子どもや保護者の状況に応じて、心理士同士で相談しながら、役割分担をし、専門性の高い支援を行っている。

連携

地の利を活かした連携

南さつま市子ども未来課まで車で５分と、とても近いため、何かあった時にすぐに一緒に動ける。また、何もない時でもお互い行き来を行っている。

実際に、たまたまセンター職員が課を訪れていた際に、緊急で対応が必要なケースが起きて、その場で相談して対応をすることができたこともあった。

研究員の見聞録

運営ではなく、「経営」

平成12年の社会福祉基礎構造改革以来、社会福祉法人には、運営ではなく、経営が求められてきた。

運営とは、「企業や組織がスムーズに機能できる様に、全体を管理してまとめていくこと」で、経営とは「事業を成功させる為に、継続的・計画的に戦略を決めて遂行していくこと」である。

いま、現存する、与えられている枠組みの中だけで福祉サービスを運営するのではなく、地域の人々のニーズを捉え、積極的に取り組んで経営することが強く求められている。

平成28年の社会福祉法改正では「地域における公益的な取組」の義務化もなされた。
社会福祉法人明澈会は、制度ができるのを待つのではなく、自らつくってきた。これは、地域の中に積極的に入っていき、そのニーズに実際に触れ、感じたからであろうし、何とかせねばという強い使命感があったからだと思う。

使える制度を探す

昭二郎氏は「使える制度がないか、措置費手帳とにらめっこしていた」と教えてくれた。
前理事長敏子氏から脈々と流れる、「一人一人の生活を大事にします」の実現のために「できることはないか」と日々、身を粉にし、戦略を練ってきた経営者の姿がある。

「施設を残すため」ではなく

「施設が生き残るために」は、社会的養育ビジョン以降、よく耳にする言葉である。
筆者は、この言葉にずっと違和感を感じてきた。
「施設が必要のない社会の実現」こそが、社会福祉法人、社会的養護施設に携わる者の理念、目的、上位概念であると思っている。
「施設」は、あくまで「方法」のひとつであり「目的」ではない。

施設の利用者である子どもたちのほとんどは、家族で、家で生活することを望んでいる。権利の主体であり、サービスの主体であるそんな子どもたちに、「施設が生き残るために」の議論を聞かせてはいけないと思う。

また、社会的養護施設の創設者たちの目的や思いは、施設を残すことではなく、ただ目の前の困っている子どもたちに「何かできることはないか」であったと思う。

今回のヒアリングの最後に、奇しくも、昭二郎氏から標記の言葉が聞くことができた。失礼ながら、同士を得た気持ちになり嬉しかった。

理念の確立

経営者に求められることは、理念の確立である。なんのためにするのか、なぜするのかという「why」の視点が大切である。経営の神様と言われた松下幸之助氏は、「理念の確立で、8割方、事業は成功する」と述べている。

いろんなことがあるが、「施設を残すため」ではなく、「子どもたちのため」であれば、みんな頑張れるし、何とか踏ん張れるのだと思う。そして、確かな理念、目的、上位概念の元に人が集まってくる。

南さつまには、同じ目的を胸に抱き、それぞれが、それぞれの役割を全うしようとする人たちの姿が溢れていた。

地域の人たちが、「**もぜ、もぜ（かわいい、かわいい）**」と子どもたちを愛しく可愛がる声や、「**もぜもぜがあってよかった**」とよろこぶ子どもたちや保護者の声が聞こえてくるような気がした、師走の晴れた、少しあたたかな日だった。

（調査員：堀浄信、上村久美子／文責：堀浄信）



座談会

これからの児童家庭支援センターを展望する

児童家庭支援センターは地域でどのような役割が期待され、どのような役割を果たすべきなのでしょうか。また、今後、児童家庭支援センターを広めるためには、何が必要で、どうやって関係機関と連携していけばよいのでしょうか。今回のヒアリング調査に参加した研究員に集まってもらい、これからの児童家庭支援センターについて語り合ってもらいました。

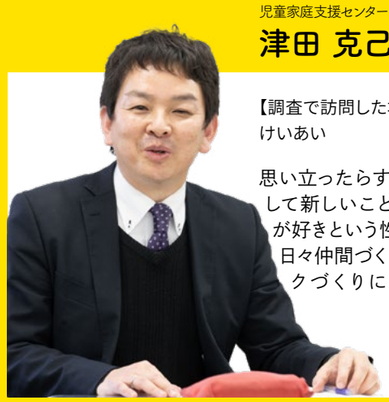
Plofile プロフィール



児童家庭支援センターもぜもぜ副センター長
後野 哲彦

【調査で訪問した場所】
同仁会、養徳園、はりみず

2021年7月に開所したばかりの児童家庭支援センターの副センター長。元沖縄県の児童相談所長。その経験・ネットワークを活かして、市町村との連携を中心とした児童家庭支援センターの活動に取り組む。



児童家庭支援センター しらゆり センター長
津田 克己

【調査で訪問した場所】
けいあい

思い立ったらすぐに動く、そして新しいことを切り拓くのが好きという性質を活かし、日々仲間づくり、ネットワークづくりに励んでいる。



光の園子ども家庭支援センター 相談員
小野 剛

【調査で訪問した場所】
大洋

地域貢献活動から直接的な地域支援を行うために地方銀行から光の園へ転入。金融相談経験を活かして、アウトリーチや相談事業、子どもの預かり事業に取り組む。

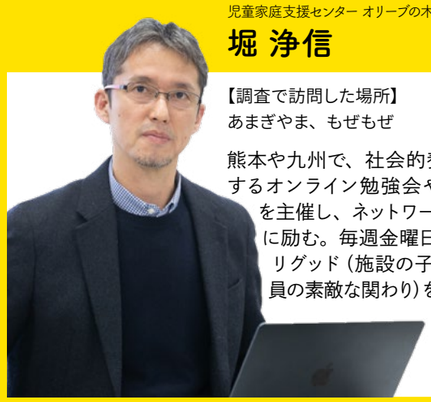


地域総合子ども家庭支援センター・テラ 子ども家庭ソーシャルワーク専門職養成研修・研究所所長
高橋 健一郎

【調査で訪問した場所】
海北

法人では主に、研修やフォスタリング業務を担当。以前は保育士養成、障害福祉人材育成に従事。「共生」「文化」をキーワードに、子どもの養育環境について模索している。

Plofile プロフィール



児童家庭支援センター オリーブの木 設置施設長
堀 浄信

【調査で訪問した場所】
あまぎやま、もぜもぜ

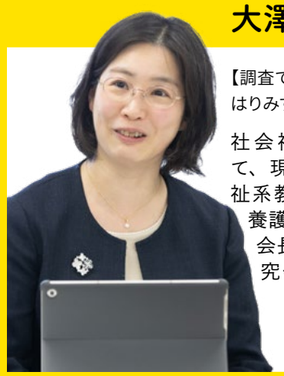
熊本や九州で、社会的養護に関するオンライン勉強会や連絡会を主催し、ネットワークづくりに励む。毎週金曜日に、キラリグッド（施設の子どもと職員の素敵な関わり）を発信中。



児童家庭支援センター とら太 相談支援員
守田 典子

【調査で訪問した場所】
白梅

2021年9月開所、NPO法人運営の児童家庭支援センター相談員。同地域で10数年のスクールソーシャルワーカー歴、児童相談所虐待ケースマネジメント研究や急性期病院MSWの経歴がある。フットワークは軽く、会話はゆっくり派。



実践女子大学 生活科学部 生活文化学科 専任講師
大澤 朋子

【調査で訪問した場所】
はりみず、あすか

社会福祉士養成校教員を経て、現在は保育士養成校で福祉系教員。研究領域は社会的養護、子育て支援など。橋本会長の情熱に引っぱられて研究会メンバーになりました。



同仁会児童家庭支援センター 相談員
加藤 弘樹

【調査で訪問した場所】
光の園

同仁会児童家庭支援センターの現場統括。同法人の障害児通所支援施設を兼務。障害分野の兼務により福祉、教育機関等地域機関と連携した支援を行っている。



全国児童家庭支援センター協議会 会長
橋本 達昌

【調査で訪問した場所】
美深、白梅、オリーブの木、あすか

NPO活動や労働運動好きが高じて地元市役所を脱藩。2005年の社会福祉法人創設以降、2011年に児童養護施設、2013年に児童家庭支援センター一陽を開所。現在も多動性と衝動性を強みに活動を展開中。



金沢学院短期大学 幼児 教育学科 専任講師／児童家庭支援センターあすなろ相談員
砂山 真喜子

【調査で訪問した場所】
海北、養徳園

2001年～2018年まで児童家庭支援センターあすなろの相談員として勤務。2019年から保育士養成校で保育士等養成に携わりながら、相談業務を継続中。モットーはケ・セラ・セラ。



（一社）共生社会推進プラットフォーム 理事長
藤井 康弘

【調査で訪問した場所】
光の園

本研究会の事務局を承っている法人の理事長。かつて厚生労働省で社会的養護を担当した経験がある一方、東京都登録の養育里親として16年ほど活動している。



社会福祉法人麦の子会 企画・調査研究・開発（PRD）室 室長
北川 史花

【調査で訪問した場所】
けいあい

むぎのこの子どもとともに育ち、福祉を感覚で経験する。その後経営コンサルタントの修行を経て現職。臨床心理を学んで戻り、法人運営もしながら子どもたちと日々走り回る。

これからの児童家庭支援センターを展望する

北川 今回の調査やご自身の所属などを含めて、今、児童家庭支援センターに何が求められていると思いますか。

小野 保護者や里親と一緒に子どもを養育することが求められていますが、児童家庭支援センターとしては、預かり支援が核になると思います。「光の園」では、預かり支援に力を入れています。

北川 どういう方が預かり支援を利用しますか。どうやって預かり支援につながるのですか。

小野 預かり支援にも、ショートステイ、レスパイト、一時保護と種類があります。

ショートステイは市町村と契約しますので、保護者さんが市町村に相談に行ってから来ます。一時保護は児童相談所から、レスパイトは里親さんから児童相談所に相談に行ってからになります。

後野 私達の児童家庭支援センターもぜもぜは開設二年目です。児童相談所で仕事をしているとき、市町村に何を求めていたかというと、一番はリスク管理でした。

児童家庭支援センターを始めて、管轄の４市の要対協には、対応ケースの一覧を出してもらい、リスク管理をお願いしています。

今一番進んでいるのは指宿市です。指宿市は月に１回、ケース進捗管理会議をやっていますが、他の３市にもやってもらいたいと思っています。

指宿市は、観光が盛んで最近は外部の移住が増えており、気になる世帯も増えています。児童相談所の立場からしても、リスク管理はありがたいと思います。

事業はすぐにできませんが、今私にできることは児童相談所で経験したノウハウを市町村に伝えていくことだと思っています。それを児童家庭支援センターとして取り組んでいます。

守田 保護者へ育児サポートとして、トーキング・サークルという対話の手法を使った語れる場を提供しています。そのような場を提供すると、保護者さんたちが、ご自身が子ども時代にこういう経験してよかったという思い出や、お子さんに対してこういうことを大事にしてきたという思いをお話しされます。主体者としての本人に寄り添いながら、そこをどう変えていくかということを一緒に協同できるメリットがあります。

社会的養育の一端を担いますが、地域の育児支援の延長のところで、非常に厳しい家庭が増えています。

また、コロナ禍でいろんな問題行動がでています。遠くに家出をしたり、自傷の経過が厳しかったりリスクがあったり、性被害･加害など、多く出会います。不登校で地域で孤立して話す人がいない中高生もいます。家庭の状況が厳しいなか、地域で在宅生活を続ける家庭や子どもに出会います。

地域資源を活用した支援をどう届けるか、持ち出せる資源に厳しい NPO 法人の児家センとしてはソーシャルワーク機能に特化することかと考えています。

ソーシャルワーク支援はアセスメントに力点を置かれますが、会話をどうするか大事だと考えています。アセスメント的な、断定的、一方的な見方が、要対協や関係機関との連携の中で見立てとして共有されることがあります。しかも、それが何年も続くことがあります。

当事者の語りを聴くと、当事者目線の違うストーリーがあります。その視点に立たないと、当事者の生活が変わっていきません。当事者にとってそれがどういうものかということを支援できないと感じています。

堀 支援する上で、支援する側が、これが正しいと思うと、それは利用者に伝わります。正解や正論を手放しながら、利用者を中心としてお手伝いできることは何なのかを考えていく姿勢が大切だと思います。価値観も多様化していますので、チームでいろんな価値観を持ち寄って話し合うことが大事です。

「議論はまとめるためにあるのではなく、お互いの違いを確認するためにある。」私の好きな言葉です。ケースワークやソーシャルワークってそこだよなと思って話を聞いていました。

地域での関係づくり

北川 市町村等との地域での関係づくりはどうやってきましたか。

小野 市町村は何かあったときに預かってくれる安心感を求めていると感じています。

「光の園」は、あまりお金がつかない時代からショートステイを受け続けてきました。それによって、市町村との関係が作られました。児童家庭支援センターは、もともと県との関係で作られていますが、ショートステイを受け続けることによって市町村との関係が作られてきました。

高橋 山口県防府市の「海北」に伺って、こんなに市とつながっているのかと驚きました。

山口県には５か所の児童家庭支援センターがあり、海北は SNS 相談を別として、ほぼ防府市専属で活動できていました。市とは定例会があり、市民団体や中間支援組織との連携を含めて「顔の見える関係」がありました。

その中で、あらゆる事案において子どもの権利という視点を明確に出して、また、子どもだけではなく家族を含めた支援を行い、児家センである海北が子どもの権利擁護のセンター、拠点、そういったところの役割がどんどん鮮明になっている感じをうけました。

一方、私のいる山梨県では、児童家庭支援センターは甲府市に一か所あるだけです。甲府市は県庁所在地であり、ある程度組織も大きいので、どう入り込んでいくか、その点が課題です。今回海北をみて、そういったことを改めて考えるようになりました。

津田 私は、躊躇なく、面識がなくても、アポがなくても、「すみません」で入っていきます。そんなところからスタートするのでいいのではないかと思います。

私は、神戸市で５年ほど前から児童家庭支援センターでの仕事をしていますが、神戸市は社会資源も多く、福祉職もたくさんいます。児童家庭支援センターで何がやれるかというのはありましたが、飛び込んでいって話を積み重ねると、色々なところにつながり、すべきことも見えてきました。

神戸市には３か所の児童家庭支援センターがあります。今、３か所が一緒になって、行政への交渉や研修、イベントなどをしています。みんなで入り込んでいくと、ちょっとずつ変わってきました。本庁の職員も熱心になってきました。児童家庭支援センターにどんなことをやってもらいたいか、どんなふうにお金をつけられるか考えてくれるようになりました。ここまで5年かかりました。

もう一つが民間とのつながりです。子ども食堂に関わりたいと思いました。区の社会福祉協議会が子ども食堂のリストを作っていたので、担当課長に頼んで、一緒に付いて行って子ども食堂をまわりました。そうすることで、区内の子ども食堂全部とつながることができ、食支援のときもうまくすすめることができました。

芋づる式につながる実感があります。迷っていたら飛び込んだらいいと思います。

北川 神戸市とはどういったことを交渉したのですか。

津田 神戸市には１１の要対協がありますが、私がセンター長になった時、児童家庭支援センターはそのうちの１つし

か参加できていませんでした。

要対協に参加できると、地域の子どもや家庭の様子がわかるので、入りたいと思いました。

他のセンターのセンター長と一緒に半年かけてすべての要対協へ見学に行き、入れてくださいと頼みました。そうすると、いくつか区の要対協が入れてくれました。翌年は半分位になり、今年度から全ての要対協に参加できるようになりました。他のセンターと分けて、うちのセンターは５か所の要対協に参加しています。要対協に参加できるようになると、他の話も聞けるようになり、区との関係が深まりました。

指導委託も少なかったのですが、こんなことができるというのをアピールしました。今は9件で、経営もだいぶ楽になりました。被虐待児地域見守り支援事業（神戸市独自事業）として、一時保護後家庭に帰った後の見守りや夜間休日対応もしています。

そういうところから活動やつながりが広がっています。

児童家庭支援センターを役所に知ってもらうと、家庭に関わっている部署や担当から家庭へ紹介してもらえます。つなげてくれる人とつながることが大事です。子ども食堂から家庭につなげてくれることもあります。

私がセンター長になって相談件数は 3. 5 倍程度増えました。知ってもらうことが大事だと思います。



守田

私の母体は NPO 法人で、保育園、B 型の就労施設、学童もやっていて、児童家庭支援センターも開所しました。理事長が熱い方で、もともと地域での相談ニーズやつながりがありました。障害のある親御さんやお子さん、ハイリスクの幼いお子さんのケースなどは、母子保健からきます。また、SSW で学校を通して出会うケースは、時に、児童家庭支援センターで支援しているケースよりもかなり厳しいケースがあります。 SSW で関わった経過があるケースも複数あり、長く一つのケースにかかわります。途中で間はあいても、親御さんと話ができ、様子が分かります。相談が来て、自宅に入って話し合う関係性ができています。



堀

Ｈ１６に３２歳で園長になりました。いろいろな関係機関に挨拶をする中で、最初は、何だ、この若造は？という目でみられました。

それからやったことは、どんなことでも頼まれたら断らないことです。消防団、PTA など何でもやりました。結局、ギブ＆テイクだと思います。そのうち顔を知られて、信頼され、事業を委託されるようになりました。

関係づくりには、顔が見える関係が大事です。時間も必要です

また、飲み会も後押しになります。コロナ前は忘年会に３０件ほど参加していました。しんどかったですが、飲みニケーションは大事だと思います。



加藤

安請け合いは大事だと思います。飛び込み営業は大事です。

北茨城市で社会福祉協議会のカンファレンスに参加しています。ほぼ高齢者ですが、その中に要対協の子のことがでてくることがあります。なにかしら人がつなげて発展するというのは、身に覚えがあると思って聞いていました。

うちの課題としては、児童相談所からの指導委託が少ないということがあります。一番近い児童相談所からはゼロ、水戸からは３名で、自分たちのセールス足りないと感じています。

虐待防止プログラムというか保護者支援プログラムを独自に作ってそれでセールスしてみようと思っています。

必要とされていることになっているか分かりませんが、具体的に何ができるか考えて、それをしようとしています。

必要とされることはたくさんあると思います。これ児童家庭支援センターですべきことか？というものもあります。社会的養護の仕事はしないといけませんが、つながるためにはいろんなことやらないといけないと思います。



大澤

児童家庭支援センターの認知度をあげるためには、センター長の人柄も大事だと思います。神戸市は知ってもらうということに熱心に取り組んでいます。知ってもらうというのは大事なことです。

他方、小規模な地域では、自分たちを積極的に伝える活動はしていないというところも多いです。口コミでつながり、自然につながっていました。それも地域特性だと思います。

自治体とどうつながったかについては、児童家庭支援センターがある前から地域相談をやっていて、あとから制度がついてきたということも聞きます。

新しいセンターがつながれないのは当たり前かもしれません。信頼関係を築くには時間がかかります。

今回の調査研究から学んだこと、得たもの



北川

今回の調査研究を通じて学んだこと得たことは何がありますか。それを、今後、自分の地域等でどう活かせる、活かしたいと思いますか。



堀

事業自体も勉強になりましたが、訪問先の皆様との人のつながりがよかったです。

いま私が熊本や九州で流行らせている言葉があります。TTP（徹底的にパクる）です。

いいと思ったらまねをして、徹底的にパクります。

今回の調査では、「あさぎやま」と「もぜもぜ」に行きました。

「あまぎやま」は、動きがとても激しかったです。教育委員会や社会福祉協議会などのさまざまな地域の関係機関と連携をとって、資金を確保して、貧困家庭への物資支援をしていました。

私のいる熊本県水俣市は水俣病の問題があって、住民が分断された過去があります。そのせいか、ボランタリー精神が深まりづらく、社会福祉法人の連携がほとんどありません。これから「あまぎやま」のように何かできないかと思っています。

児童養護施設等高機能化・多機能化モデル事業で２０００万円つくものがあり、熊本県と交渉中です。水俣市は、元児童相談所の所長が水俣市の環境福祉部長になり、子ども家庭センターの設置を考えてくれています。モデル事業を使って法人の職員を市に配置して、連携して包括的に支援ができないかと考えています。

こういった連携も、今回の「あまぎやま」が職員を福祉課に配置していたり、「もぜもぜ」が気軽に市の福祉課に訪問し、相談があったら一緒に動いているのを見たり聞いたりしたことが参考になりました。

関係機関の横の連携と市のネットワークを作っていきたいと思います。

国の予算のメニューでショートステイの専属スタッフを配置すると約６００万円というのがありますが、水俣市は財政が厳しいので、交渉中です。ショートステイ自体は前からやっていますが、利用者があまりいません。ショートステイを実家のように使ってほしい、使えるようにできないかと思っています。

潜在的なニーズはあるはずですが、知られていません。より広めるために、法人としてアンケート調査を実施しました。だいぶニーズが掘り起こされてきましたので、それを元に市と交渉していこうと思っています。



後野

やりたいことはたくさんあります。特に居場所作りは取り組みたいです。福田先生がやっている時間軸の支援、縦の支援も取り組みつつ、市町村の相談力、支援力のバックアップもできればと思います。

そのためには、長く支援できるように、職員を増やしたいと思っています。

そうなると、児童家庭支援センターはお金の問題がでてきます。ファミサポ事業や利用者支援事業を受けてはいますが、次の何かをやるためには、それを超えていかなければならないと思っています。

月１回の九州の児童家庭支援センターの会合があり、この会合や研修に、管轄４市の担当に WEB でいいので参加してくれないかと言っています。市の行政の担当に目を向けてもらうのが大事だと思っています。児童家庭支援センターのことを知ってもらって、予算状況や国の色々なメニューをみて、これ児家センの事業に使えるんじゃないかと思ってもらえたら。熊本の縁側事業みたいなメニューを作ってもらいたいと思います。

また、自分たちがやっていることを市に還元できないかとも思います。先日、沖縄の児童福祉司の任用研修で虐待ワークを３コマ担当しました。事務局に頼んで管轄の市の相談員や担当も zoom ではいれるように調整しました。管轄市相談員によい機会を提供できたと思います。

今回の調査では、ヒアリング先の職員が楽しそうに仕事をしているのが印象的でした。一つの組織の中で、児童家庭支援センターをやりながら、居場所や FH もやっているので、職員が異動できる仕組みがありました。

うちは児童家庭支援センターしかないので、それ以外もできたら、職員が途中でやめたりせずに、いろんな時間や職種の中で働いてもらえたらと思います。

職員が長く務めると、時間がつながります。子どもの成長にあわせて、お母さんになったとき、子どもがうまれたときに寄り添えます。

職員が長く勤務できるかは大事なことです。ある程度、職員をまわせるように、事業を増やして、大きくしないといけないと思いました。

津田 今回の調査で学んだことですが、「けいあい」は、決して奇をてらったことをしていませんでした。センターの業務を見直す中で、朝田センター長が繰り返し言っていたのは、児童家庭支援センターの基本業務としての５つの業務に力を入れたいという話でした。本来すべきところをしっかりやっていこうということが逆に新鮮に感じました。

とにかく新しいことをやろうとしてしまいますが、忠実に５つの業務をしていくことが、必要なことを見つける、取り組んでいくことにつながっていると感じました。

市の小中学校でのオレンジリボン活動、虐待を受けることがあったら…という子どもへの心理教育をしていて、すごくやりたいと思いました。

私自身、虐待を受けたらどうするか、どうなるかを知ったのは大学生になってからです。実際、18 歳までに知っている子どもは少ないと思います。私は家で殴られることもありましたが、ヘルプを出していいとは思っていませんでした。そのようなことをすべての子どもたちが知っているようにできればと思いました。「けいあい」では、それを何年も前から取り組んで実践されていました。地道な努力がどれだけ大事か感じさせられました。丁寧に仕事をする大事さを改めて学んだ機会でした。

加藤 今回訪問した「光の園」と、自分のところ（同仁会）は、保育園、学童など、持っている施設は似ています。私たちは県からの電話相談事業で発展し、「光の園」は預かり支援から発展しています。同じ機能をもちながら違う発展をしていて面白いと思いました。

ただ、預かりは強いというのは感じました。保護機能をどうするか、我々のセンターは弱いところで、改めて考えていかないといけないと気付きました。一足飛びに何かできることではありませんが、地道に何ができるか、改めて考え直したいと思います。

虐待防止プログラムでは、あ、これは入っていないというものがありました。

TTP（徹底的にパクる）をしたいと思います。

アドボカシーについて

橋本 津田さんの話を聞いていて思ったことがあります。このまえ JaSPCAN（日本子ども虐待防止学会）で、当事者の公募シンポジウムがありました。アドボカシーや意見表明権がひとつのテーマでした。一時保護所に入ってきてあなたには意見表明する権利がある、施設に行って子どもの権利ノートをみせてもらって不満があればここにいけばいいんだと言われたが、もっと早く教えてほしかった、叩かれたときに知っていたかったと言っていました。小学校あたりで、一斉に伝えられる場があればと思います。

高橋 児童養護施設の子どもたちに受験前に学習支援しています。中学社会科公民では、たとえば労働三権を覚えるといったあたりが権利学習なのかと思えるほど暗記に力点が置かれ、さらには、法律は守らないといけないものといったイメージが強く残る内容でした。そもそも法律は国民の願いや望みを結集したもので、そういったことを基礎に、権利について理解を深める学びを提供していただきたいと思います。

加藤 虐待相談の基準員をしている大学生で、自分もたたかれて育っている方と面談相談をしました。いつ虐待と気づいたかと聞くと、大学生くらいと言っていました。

虐待防止啓発活動の委託をうけて小学校に入ったりしていますが、認識はこうなのだと思いました。

虐待は気付きづらい。大人にならないと気付かないこともあります。また、虐待を言いたくない雰囲気も子ども側にもあります。権利教育が必要だと思います。

堀 熊本でもアドボカシーがモデル事業で動いています。熊本県には１２か所施設があって、その４つにアドボケイトさんがきています。うちの施設にも、先日から来ていただいています。アドボケイトさんが「なんかない？」と聞いたら、「うちに帰らせろ！」と言った子どももいたそうです。そんな声を聞いてくれることは大事だと思います。

まとめと今後に向けて

砂山 地域の行政の力の差が大きいので、自分の地域の行政の力を客観的にみる、しっかりみるということは大事だと思います。

また、行政に、この児童家庭支援センターとつながったら得をする、助かるというのをつみあげるのが大事だと思います。

「なんでも安請け合いをする」ということが言われていましたが、私も「あすなろ」の相談員をしている時はそうでした。

人口減少地域のような小さい地域では、専門性をもつ人が限られていますので、障害、貧困、児童のそれぞれ違う会議に行っても、担当者は全部一緒ということがしばしばある。自立支援協議会に行くと、児童や障害の話が出てきます。

そういう場所へ児童家庭支援センターもしっかりコミットしていくこと、領域を分けずやっていくことが大事だと思います。

また、住民の評価もとても大事だと思います。

親御さんが障害受容して療育を受けるのはハードルが高いはずですが、うちの療育はあすなろデビューといわれています。お母さんに丁寧に付き合って、障害受容から療育につながっています。すごい時間をかけてやることが評価されています。

当たり前ですが、丁寧に専門性を還元していくことが大事だと思います。時間をかけることが大事だと思います。

「養徳園」を訪問した時、社会的養護に携わる児童養護施設の強みは、預かる機能、親の養育をささえるノウハウをもっていること、どんな子どもでもどんな家族でも大丈夫という懐の深さだと言っていました。それは、どの施設にも必ずあることだと思います。そこをしっかり地域に還元していくのが児童家庭支援センターの役割だと思います。

大澤 センター長のお人柄として、これだけ共通点が出てきています。

思いついたらすぐやるというリーダーシップ、先々の心配よりまずは動く、そういうところがいい仕事をしていると思います。

私は電話をかける前に深呼吸３分しますので、アポがなくても行くということは、個人的には見習わないといけないと思いました。

そういうパーソナリティーをお持ちの方がどんどん引っ張っていく段階にあると感じます。何をやってもパイオニアということです。動きが速いところが何を始めてもモデルになります。まだ手が届いていないセンターも真似をして、児童家庭支援センターは最低限こういうものができているというモデルができればいいなと思います。

砂山 本人や本体施設、センター長の力は、人材育成の基盤になると思います。

先ほど、何をやってもパイオニアと言ってもらいましたが、私は本来もっと早く一定の基準ができていないといけないと思いました。

どのセンターに行っても、同質のサービス、支援が受けられる、本来そういうものにしていかないといけないと思います。私はちょっと遅いと思っています。今回の研究をきっかけにすすめばよいと思います。

堀 児童養護施設等の社会的養護施設は第三者評価を受けなければならないですが、児童家庭支援センターを評価する仕組みがありません。運営指針もありません。第三者評価自体の良し悪しはありますが、これから大事になってくるものだと思います。

橋本 最低基準みたいなもの、最低これはこれくらいのレベルでやってほしいというものは必要かもしれません。預かる、市町村との連携、人材育成をからめてのネットワークがキーワードになってくるように思います。

預かる

預かりについては、うちでもやっていましたが、ここ３年コロナで、誰かが濃厚接触にでもなれば一人も預かれなくなります。本体施設でやっているとこうなります。里親レスパイトやショートステイや一時保護委託の専用スペースを作る必要があります。

「トー横きっず」という言葉が出てきていますが、あそこの子等に、「婦人相談所に行ったら？母子生活支援施設に行ったら？」と言っても嫌がります。プライバシーの問題や、特定妊婦で施設に戻ってきた時に周りの目が恥ずかしいとか、スティグマがあります。

ワンルームマンションとかプライベートがしっかり確保された専用スペースを作っていく必要があります。「光の園」さんはすでにやっていますが、そこまで行く必要があるのではないかと思います。

市町村との連携

皆さん、教育委員会や母子保健、乳児検診、スクールソーシャルワーカーなどから入ってうまくやっていますが、最大の課題は、行政の担当が２～３年で変わることだと思います。担当が変わると、乳児健診にこなくていい、個人情報の問題でそれは出せません、となることもあります。

「あまぎやま」の例ではないですが、そういう意味では、児童家庭支援センターや社会福祉法人の職員が行政職場に入り込むのが一番強いと思います。究極的にはそこにいかないといけないように思います。

また、行政には、生活保護や生活困窮の仕事があります。職員が生活保護の基準が分かって戻ってくると力がつきます。勉強にもなります。人材育成にもつながる人事異動として考えてはどうでしょうか。

昔、市町村や県は、児童養護施設を直営していました。その時には支援実践現場の苦労もわかっていました。今はほぼ全部民間に委託しています。ケアワークを知らずに児童養護施設を評価や指導しようとしているのは、むちゃくちゃ無理があると思います。

県の福祉職の方が民間の児童養護施設で２年働く、逆に児童養護施設の職員が市町村で生活保護に関わるといった、福祉職としての官民の垣根を越えたり、法人間の垣根を越えた人材育成が絶対必要だと思います。

ネットワーク

今、全国児童家庭支援センター協議会としては、FH や里親と相互支援協定を結んでネットワークを作ろうとしていますが、次のステップとしては、たぶん支援の年齢制限が緩和されたことで、自立援助ホームと児童家庭支援センター、あるいはこども家庭庁が創設されることで、児発、放デイなどの障害児支援と児童家庭支援センターというネットワークを作っていく必要があると思います。

また、今後は SNS の相談支援事業者によるネットワーク等も大事になってくると思っています。SNS での相談者は、どこからでも発信するし、あっという間に動きます。例えば、福井の子が相談を受けている途中で、来週から三重県に行くとなると、三重県の SNS 相談や児童家庭支援センターにつなげないといけません。そういう意味でも全国規模のネットワークが必要と思います。

食支援やヤングケアラーなどについても、同業者同士のネットワークを構築したうえで、支援の仕方をブラッシュアップしていくことが必要だと思います。研修や調査研究など活用していきたいと思います。

藤井 まとめる立場ではありませんが、３点申し上げたいと思います。

信頼関係をつくる

今回の調査で、最大公約数的な、他のところが見習うべき点、TTP（徹底的にパクる）、その一つが信頼関係だと思います。

行政や他の民間事業者との信頼関係が大事だと改めて思いました。信頼関係を作るには、どうしたらよいか。私も飲み会が好きですし、顔のみえる関係をつくることが大事だと思います。目の前の子どものことだけではなく、いろんな雑談をすること、そこまでもっていくことが大事だと思います。

そこまでもっていくための最初のトリガーをどう作るかですが、津田さんのようなやり方もあると思います。色んな工夫をしていかなければならないと思います。皆さん最初は苦労しているはずです。こういうやり方があった、そういうやり方があった、そういうのが他のセンターにも伝わればよいと思います。

アドボカシー

アドボカシーの議論がでていました。もちろんアドボカシーは大事ですが、一方で、意見を聞けばいいというわけではありません。里親家庭で子どもの言うことを聞かずに決めることはなく、我が家でも、今晩のおかず何にするというところから日常的に子どもの意見を聞くわけですが、ただ、その私たちでも、子どもの本音を捕まえるのは難しいと感じています。明確な意思をもって明確に発言できる子はいいですが、里親家庭に来る子でそんなことができる子はほとんどいません。我が家の里子も療育手帳まではいかなくてもボーダーはいましたし、発達障害で意向や意思をうまく発することができない子もいます。

里親や施設の職員がアドボカシーを担うということもあると思いますが、子どもの本音を捕まえてもらうのが大事だと思います。

今日と昨日で言っていることが全然違うというのはよくあります。ただ、色んな会話を積み重ねることで、少なくともこの時点では、この子にとって最善の選択はこれだよねということに合意することは可能だと思います。実体験として。アドボカシーやアドボケイトはそういうことを踏まえていただきたいと思います。

普遍的な取組みの構築に向けて

３つめです。皆さん、パイオニアとして、先頭に立って走っていただいています。かつて行

政の立場にいた身としては大変ありがたいと思います。この研究にもすごいエネルギーを使っていただきました。ただ、このパフォーマンスの児童家庭支援センターを全国的に拡大しようと思うと、皆さんだけでは難しい。ある意味で抜けたキャラクターや能力の皆さんがいなくても普遍的なものを築くにはどうしたらよいか。そういうことを考えていかないといけない時期に入っていると思います。

社会的養護の世界でいえば、自立援助ホームもそうだと思いますが、そのために最も重要なのは、人材の確保、育成です。

志と一定の能力と一定の人格がある、そういう人を、この世界に集めてこれるような政策をそろそろきっちりと考えていかないといけないと思います。そのためにはお金がかかります。財源の投入も必要だと思います。厚労省も、これまで高齢者介護であれば介護保険を作ったり、障害福祉であれば自立支援法を作ったりしてきました。パラダイム転換を起こすような制度改正をして、ああいうふうになりました。それによって支援の量は増えました。質はまだまだですが。

そろそろこの世界でもパラダイム転換を起こさないといけないと思います。この世界でいつどうやってパラダイム転換を起こせるか。支援の投入量を増やして人材の質と量をあげていかないといけないと思います。

最後のひとこと



後野　沖縄県にいるとき、福祉部の人事交流は少なかったですが、商工や農業は人事交流をしていました。私も、沖縄市の市民観光課に週１回でしたが半年くらい行きました。そのなかで職員と仲良くなれました。そのあとの連携は違いました。実際にそこに飛び込んでいくのは大事だと思います。

このような人事交流は、１つの機関だと難しいこともあると思いますので、全国児童家庭支援センター協議会として人事交流ができないかとも思います。

宮古島は心理士が確保できない時期がありました。一方で、今回調査に行った同仁会さんにはたくさんいました。派遣してもらえないかと思いました。児童家庭支援センター同士でつながっていければと思います。



堀　人材育成というところでいうと、先日、NPO 法人チャイボラの方と話をしました。児童家庭支援センターについては、まだ連携をしていないので、これからコラボして人材確保ができればと思います。



調査研究チーム一同

＜検討委員会 委員＞

大澤　朋子　　実践女子大学 生活科学部 生活文化学科 専任講師
川崎　幸宏　　福井県中央児童相談所 判定課長
北川　聡子　　日本知的障害者福祉協会 副会長（児童発達支援部会 部会長）/ 社会福祉法人麦の子会 理事長
砂山真喜子　　金沢学院短期大学 幼児教育学科 専任講師／児童家庭支援センターあすなろ相談員
橋本　達昌　　全国児童家庭支援センター協議会 会長
畠山由佳子　　神戸女子短期大学 幼児教育学科 教授
村上　徳子　　中津市役所子育て支援課 相談支援係主幹（総括）

＜全国児童家庭支援センター協議会＞

松永　　忠　　全国児童家庭支援センター協議会 副会長／光の園子ども家庭支援センター
福田　雅章　　全国児童家庭支援センター協議会 副会長／児童家庭支援センターちゅうりっぷ
朝田　真悟　　児童家庭支援センター けいあい センター長
後野　哲彦　　児童家庭支援センターもぜもぜ 副センター長
小野　　剛　　光の園子ども家庭支援センター 相談員
加藤　弘樹　　同仁会児童家庭支援センター 相談員
高橋健一郎　　地域総合子ども家庭支援センター・テラ　子ども家庭ソーシャルワーク専門職養成研修・研究所 所長
津田　克己　　児童家庭支援センター しらゆり センター長
堀　　浄信　　児童家庭支援センター オリーブの木 設置施設長
前之園ゆりか　　児童家庭支援センター 一陽 心理職員
守田　典子　　児童家庭支援センター とら太 相談支援員
福里　千恵美　　児童家庭支援センターもぜもぜ　副センター長
亀間　妙子　　全国児童家庭支援センター協議会　事務局
深尾　美樹　　全国児童家庭支援センター協議会　事務局

＜一般社団共生社会推進プラットフォーム＞

藤井　康弘　　（一社）共生社会推進プラットフォーム　理事長
本池　　愛　　（一社）共生社会推進プラットフォーム　事務局長
上村　久美子　　（一社）共生社会推進プラットフォーム
鈴木　洋子　　（一社）共生社会推進プラットフォーム
吉井　久美子　　（一社）共生社会推進プラットフォーム
北川　史花　　（一社）共生社会推進プラットフォーム/ 社会福祉法人麦の子会　企画・調査研究・開発（PRD）室 室長

＜現地コーディネーター＞

岩城　淳　　子ども家庭支援センター海北　センター長
古屋　康博　　児童家庭支援センター和（やわらぎ）センター長
坂口　明夫　　子ども家庭支援センターあまぎやま　センター長
塩野　宏　　児童家庭支援センター白梅　センター長
砂川　繁信　　児童家庭支援センターはりみず　センター長
長野　正稔　　美深子ども家庭支援センター　センター長
中村　賢司　　児童家庭支援センター大洋　所長
星野　知実　　同仁会児童家庭支援センター　心理療法士
松本　清　　こども家庭支援センターみどり　センター長
宮崎　博文　　児童家庭支援センターあすか　次長
矢野　まどか　　美深子ども家庭支援センター　相談支援員

＜事務局＞

一般社団法人共生社会推進プラットフォーム
全国児童家庭支援センター協議会

【お問い合わせ】

一般社団法人共生社会推進プラットフォーム
〒007-0836
北海道札幌市東区北36条東9丁目2-28
info@isephp.org

全国児童家庭支援センター協議会
〒915-0853
福井県越前市行松町26-2-2
e-jiritu@wt.ttn.ne.jp